

第346回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月 6日	木	本会議	開会 新任職員の紹介 会期の決定（15日間） 議案の上程26件（予算 8、条例 7、その他11） 提出者の説明 尾崎知事 決算特別委員長報告（24件） 採決（345第23号—345第24号、345報第 1 号—345報第22号） 総務大臣感謝状並びに自治功労者表彰状の伝達
7日	金	休 会	議案精査
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	休 会	議案精査
11日	火	本会議	質疑並びに一般質問 依光議員 坂本(茂)議員 中根議員
12日	水	本会議	質疑並びに一般質問 今城議員 石井議員 金岡議員
13日	木	本会議	質疑並びに一般質問 横山議員 武石議員 委員会付託
14日	金	休 会	委員会審査
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	休 会	
18日	火	休 会	委員会審査
19日	水	休 会	
20日	木	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程 2 件（第27号—第28号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議案の上程（議発第 1 号—議発第 3 号） 採決

			議案の上程（議発第4号） 討論 米田議員 採決 継続審査の件 閉会
--	--	--	--

第346回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月6日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	7
決算特別委員長報告	
浜田(英)決算特別委員長	22
採決	27
総務大臣感謝状並びに自治功労者表彰状の伝達	28
坂本(孝)副議長	28
尾崎知事	29
土森議員	30

第2日（12月11日）

出席議員	33
欠席議員	33
説明のため出席した者	33
事務局職員出席者	34
議事日程	34
諸般の報告	35
質疑並びに一般質問	

依光議員	35
1 政治姿勢（全国豊かな海づくり大会の感想、少子化対策、出入国管理法改正に対する取り組み、文化芸術振興ビジョンによる取り組み、米軍機墜落事故、管理型産業廃棄物最終処分場最終候補地の1カ所への絞り込み、住民生活への影響に関する評価の比較、最終候補地で寄せられた意見、地元の理解を得る取り組み）について	35
2 よさこいの振興（無形文化財への指定、各競演場の運営強化についての検討、小中学校での取り組み、教材の作成、チームづくりを通じた活動の効果と全国高等学校総合文化祭での披露、オーテピア高知図書館よさこいコーナーの強化）について	38
3 林業振興（JAS認定に向けた製材工場への支援、地域の一般流通材を活用した木造住宅の普及促進、仮称森林環境譲与税の活用、伝統的な職人の技術を残すための支援、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の附帯決議、航空レーザ測量、森林管理に関するICT技術の利活用、市町村における林地台帳の活用、森林経営管理制度の活用）について	42
4 商工会・商工会議所の補助金返還（商工業者の果たしてきた役割、返還後の組織運営、商工会連合会からの提言）について	47
尾崎知事	47
田所林業振興・環境部長	54
吉村観光振興部長	59
伊藤教育長	59
村田土木部長	61
近藤商工労働部長	62
依光議員	63
諸般の報告	64
質疑並びに一般質問	
坂本(茂)議員	64
1 政治姿勢（知事の去就、多選による弊害、障害者雇用の不適切な対応に係る処分、採用に当たりクリアすべき課題への対応、法定雇用率達成の目途、米軍機の訓練中止もあわせた申し入れ、日米地位協定の改定）について	64
2 自治体戦略2040構想研究会報告（自治体の方向性、自主性・自立性を確保するための議論）について	66
3 南海トラフ地震対策の加速化（第4期南海トラフ地震対策行動計画における復興の位置づけ、復興のまちづくり計画への事前の取り組み、震災復興まちづくり訓練、スロープのある津波避難タワー・ビルの数、車椅子用のスロープ設置、通所施設利用者の避難への支援、長期浸水域における避難空間の整備、浸水域外への救出対策、津波火災の被害軽減対策と周知、防護柵の設置、	

消火方法、液状化の対策、周知と啓発、引き家技術の継承) について……………	67
4 出入国管理法改正 (必要となる外国人材数の見込み、雇用状況への影響、違 法な労働実態、多文化共生の地域社会づくり) について……………	72
5 子供たちのネット依存脱却 (具体的・効果的な予防・対応・支援策、デジタ ルダイエットキャンプ) について……………	73
尾崎知事……………	74
君塚総務部長……………	79
酒井危機管理部長……………	79
村田土木部長……………	82
門田地域福祉部長……………	83
近藤商工労働部長……………	84
門田文化生活スポーツ部長……………	85
伊藤教育長……………	86
坂本(茂)議員……………	87
尾崎知事……………	88
君塚総務部長……………	89
酒井危機管理部長……………	89
近藤商工労働部長……………	90
中根議員……………	90
1 米軍機墜落事故 (本県への連絡、事故後の対応と国への要請、全国知事会提 言の実行) について……………	90
2 消費税増税 (暮らしと経済の破壊、大企業や富裕層の応分負担、中小零細業 者や農業者の多い本県への影響、医療センター・県立病院への適切な補填、 診療報酬による補填の見直し) について……………	91
3 外国人技能実習生などの労働 (実態の認識、出入国管理法改正、国際交流に つながる支援) について……………	92
4 漁業の成長産業化 (漁獲割り当てによる資源管理、大分県・宮城県の事例、 共同管理方式の評価と漁業権ルールの変更) について……………	94
5 特別支援学校の増設 (山田養護学校の現状への感想、教職員の標準定数不足、 定数確保の対策、10年間の検証・分析と学校新設) について……………	95
6 教員の増員 (内定時期の前倒し等による臨時教員の確保、小学校採用者に占 める臨時教員の割合、採用についての課題の改善、産休・育休の代替教員の 未配置件数、神戸方式による代替教員の確保) について……………	96
7 学童保育について……………	97
8 戦争遺跡の保存と活用 (戦争の歴史・体験の継承の重要性、悉皆調査と文化 財指定基準の見直し、旧陸軍歩兵第44連隊跡地についての協議、伝承のため の対応) について……………	98

9 物部川の防災対策（重要性と今後の対応、関係機関や住民との協力・連携、南海トラフ地震による永瀬ダムへの影響）について……………	99
尾崎知事……………	99
近藤商工労働部長……………	104
谷脇水産振興部長……………	105
伊藤教育長……………	106
村田土木部長……………	110
中根議員……………	111
伊藤教育長……………	112
中根議員……………	112

第3日（12月12日）

出席議員……………	113
欠席議員……………	113
説明のため出席した者……………	113
事務局職員出席者……………	114
議事日程……………	114
諸般の報告……………	115
質疑並びに一般質問	
今城議員……………	115
1 政治姿勢（緊急防災・減災事業債制度の恒久化、交付金事業の個別補助化、四国8の字ネットワークの整備促進、第3期産業振興計画のバージョンアップ）について……………	115
2 災害への対応（避難率向上、異常気象時通行規制区間、7月豪雨による林地荒廃の復旧、養殖魚への被害の再発防止、排水ポンプ車の導入、砂防堰堤の整備、災害に強い職員の育成）について……………	117
3 公共工事の平準化（平準化率の評価と数値目標設定、市町村への周知）について……………	119
4 宿毛佐伯フェリー航路（再開の可能性、航路維持）について……………	120
5 公共施設の高台移転（宿毛市の高台移転計画への参画による土木事務所の移設、宿毛警察署の移転計画）について……………	121
6 ヒノキA材の積極的な活用について……………	122
7 沖の島における漁業用燃料の供給体制維持について……………	122
尾崎知事……………	122
酒井危機管理部長……………	125

村田土木部長	126
田所林業振興・環境部長	127
川村中山間振興・交通部長	129
宇田川警察本部長	129
谷脇水産振興部長	130
石井議員	130
1 子供の貧困対策（高知家の子どもの貧困対策推進計画、相談機関への支援強化、教育費に係る政策提言）について	131
2 若者世代への支援（県独自の奨学金支援の拡充、高校生への金融教育）について	131
3 働き盛り世代における課題（人材育成も含めたIT・コンテンツ関連産業の振興、庁内のIoTの推進体制、高知県IoT推進ラボ研究会が推進するプロジェクト、県職員の人材育成、庁内業務の自動化）について	132
4 シニア世代における課題（シルバー人材センターの会員の状況、市町村による活用の温度差とさらなる充実への支援、地域包括ケアシステムの構築、車椅子使用者用の駐車スペースの見直し、要介護者や障害者の目線による物理的危険を排除するための取り組み）について	134
5 災害対策（過去の地震の教訓や資料による啓発、四万十川橋の耐震性と改修）について	136
尾崎知事	137
門田地域福祉部長	140
伊藤教育長	141
近藤商工労働部長	142
君塚総務部長	144
酒井危機管理部長	145
村田土木部長	146
石井議員	146
伊藤教育長	148
村田土木部長	148
石井議員	149
金岡議員	149
1 吉野川（未来に残すべき姿、地蔵寺川の河道整備、河川情報や伝達体制の充実強化、早明浦ダムからの濁水の長期化への対策、ヨシ原の管理と山崎ダムへの魚道設置）について	149
2 林業（森林経営管理制度導入による原木生産量及び原木価格、岡山県西粟倉村の取り組み、利益配分と施業単価及び仮称森林環境譲与税における市町村の裁量、専任職員・地域林政アドバイザーの配置、人材確保、収益・費用の	

基準の明示) について……………	151
3 教育 (中山間地域での I C T を活用した遠隔教育、教育に関心のある人材の活用、寮の整備、公営塾燈心嶺との連携) について……………	153
4 G I 法 (登録の現状と今後の展望) について……………	154
5 中山間地域の医療・介護体制 (地域医療介護情報ネットワークシステムへの参加、医療を守るための方策) について……………	155
6 風疹対策 (抗体検査・ワクチン接種の啓発) について……………	156
尾崎知事……………	156
村田土木部長……………	157
田所林業振興・環境部長……………	158
伊藤教育長……………	161
笹岡農業振興部長……………	163
鎌倉健康政策部長……………	163
金岡議員……………	165
田所林業振興・環境部長……………	166
鎌倉健康政策部長……………	166
金岡議員……………	166

第4日 (12月13日)

出席議員……………	169
欠席議員……………	169
説明のため出席した者……………	169
事務局職員出席者……………	170
議事日程……………	170
諸般の報告……………	171
質疑並びに一般質問	
横山議員……………	171
1 政治姿勢 (地方創生における政策の検証、わくわく地方生活実現政策パッケージ) について……………	171
2 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策 (3カ年緊急対策、国土強靱化基本計画の改定、市町村の課題と県の支援、重要インフラの現状と今後の対策、県内企業の B C P 策定の課題) について……………	172
3 中小河川の整備と管理 (宇治川流域の浸水被害対策、国と連携した河川の維持管理、全国的な治水関係予算、国への政策提言) について……………	174
4 道路整備 (財源の確保、地域の孤立化を防ぐための道路の強靱化) について……………	176

5	高知追手前高等学校吾北分校（中山間地域における高等学校の継続、振興策） について	176
6	子供たちの安心で快適な環境整備（公立学校のトイレの洋式化、新1年生の 交通安全を啓発する県民運動、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関 する条例の制定を受けた市町村のヘルメット購入費補助、補助制度創設への 働きかけ）について	177
7	児童虐待防止（妊娠期から寄り添う支援体制の効果、家庭の不均衡な力関係 を背景とした虐待に対する取り組み）について	179
	尾崎知事	180
	酒井危機管理部長	185
	村田土木部長	186
	伊藤教育長	187
	門田文化生活スポーツ部長	189
	門田地域福祉部長	189
	横山議員	190
	武石議員	191
1	公共事業の推進と災害対策（公共事業に対する評価と事前防災の重要性、イ ンフラ整備におけるストック効果、人材の確保、仮設住宅の供給と建設手法、 入居者の健康管理、民間事業者との災害協定、高齢者の自宅再建、木材を流 通在庫としてストックする取り組み、木造仮設住宅団地建設の留意点、避難 所の確保、仮設住宅の建設地確保、家財道具の転倒防止、高齢者福祉施設の 高台移転）について	191
2	観光振興（自然・体験型観光キャンペーンに向けた市町村の取り組み、住宅 宿泊事業の推進）について	194
3	集落活動センター（取り組み内容と成果や課題、持続的な運営）について	195
4	学校再編（四万十高校の存続と地域拠点としての発展、中山間地域における 小中学校の統廃合）について	195
5	林業振興（事業体に対する支援と成功事例、製材業の事業承継、四万十高校 での林業の学び）について	196
6	ハンセン病（これまでの対応、国立療養所の世界遺産登録活動への支援）に ついて	197
7	ショウガの産地偽装（知事の受けとめ、対応と経過、再発防止の取り組み） について	198
	尾崎知事	198
	村田土木部長	204
	鎌倉健康政策部長	205
	酒井危機管理部長	207

田所林業振興・環境部長	208
門田地域福祉部長	210
吉村観光振興部長	210
川村中山間振興・交通部長	211
伊藤教育長	212
笹岡農業振興部長	213
武石議員	213
議案の付託	215
請願の付託	215

第5日（12月20日）

出席議員	217
欠席議員	217
説明のため出席した者	217
事務局職員出席者	218
議事日程	218
諸般の報告	219
委員長報告	
池脇危機管理文化厚生委員長	219
西内商工農林水産委員長	222
加藤産業振興土木委員長	223
明神総務委員長	225
採決	227
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第27号—第28号）	228
尾崎知事	229
議案の上程、採決（議発第1号—議発第3号 意見書議案）	229
議案の上程、討論、採決（議発第4号 意見書議案）	230
米田議員	230
継続審査の件	232
閉会の挨拶	
土森議長	232
尾崎知事	233

巻末掲載文書

委員会報告書	235
平成29年度高知県歳入歳出決算審査報告書	238
平成29年度高知県公営企業会計決算審査報告書	248
意見書に関する結果について	253
議案の提出について	255
人事委員会回答書	257
議案付託表	258
請願文書表	262
議案の追加提出について	267
意見書議案の提出について	
議発第1号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書議案	268
議発第2号 認知症施策の推進を求める意見書議案	270
議発第3号 精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書議案	273
議発第4号 米軍機事故の再発防止に向けた実効ある措置を求める意見書議案	276
継続審査調査の申出書	279
決算特別委員会審査結果一覧表	281
委員会審査結果一覧表	282
議決一覧表	284

招 集 告 示

高知県告示第900号

高知県議会定例会を、平成30年12月6日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成30年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	金岡佳時君	2番	下村勝幸君
3番	野町雅樹君	4番	上田貢太郎君
5番	今城誠司君	6番	久保博道君
7番	田中徹君	8番	土居央君
9番	浜田豪太君	10番	横山文人君
11番	加藤漠君	12番	坂本孝幸君
13番	西内健君	14番	弘田兼一君
15番	明神健夫君	16番	依光晃一郎君
17番	梶原大介君	18番	桑名龍吾君
19番	武石利彦君	20番	三石文隆君
21番	浜田英宏君	22番	土森正典君
23番	西森雅和君	24番	黒岩正好君
25番	池脇純一君	26番	石井孝君
27番	大野辰哉君	28番	橋本敏男君
29番	前田強君	30番	高橋徹君
31番	上田周五君	32番	坂本茂雄君
33番	中内桂郎君	34番	中根佐知君
35番	吉良富彦君	36番	米田稔君
37番	塚地佐智君		

第346回高知県議会定例会会議録

平成30年12月6日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君

34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会事務局長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 宇田川佳宏君

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 麻岡 誠 司 君
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文 平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝 博 君
議事課長補佐 飯田 志 保 君
主 幹 浜田 百賀里 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年12月6日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
 - 第 1 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
 - 第 2 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
 - 第 3 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
 - 第 4 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
 - 第 5 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 第 6 号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第 7 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計補正予算
 - 第 8 号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第 9 号 高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

議案

- 第 10 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 平成31年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 17 号 高知県立県民文化ホール指定管理者の指定に関する議案
- 第 18 号 高知県立歴史民俗資料館指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立坂本龍馬記念館指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立美術館指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立文学館指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立のいち動物園指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立春野総合運動公園指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 25 号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の締結

<p>に関する議案 第 26 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防 災・安全交付金工事請負契約の一部 を変更する契約の締結に関する議案</p>	<p>345報第13号 平成29年度高知県農業改良資金 助成事業特別会計歳入歳出決算</p>
<p>第 4 345第23号 平成29年度高知県電気事業会計未 処分利益剰余金の処分に関する議 案</p>	<p>345報第14号 平成29年度高知県県営林事業特 別会計歳入歳出決算</p>
<p>345第24号 平成29年度高知県工業用水道事業 会計未処分利益剰余金の処分に関 する議案</p>	<p>345報第15号 平成29年度高知県林業・木材産 業改善資金助成事業特別会計歳 入歳出決算</p>
<p>345報第 1 号 平成29年度高知県一般会計歳入 歳出決算</p>	<p>345報第16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善 資金助成事業特別会計歳入歳出 決算</p>
<p>345報第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管 理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>345報第17号 平成29年度高知県流域下水道事 業特別会計歳入歳出決算</p>
<p>345報第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管 理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>345報第18号 平成29年度高知県港湾整備事業 特別会計歳入歳出決算</p>
<p>345報第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理 特別会計歳入歳出決算</p>	<p>345報第19号 平成29年度高知県高等学校等奨 学金特別会計歳入歳出決算</p>
<p>345報第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特 別会計歳入歳出決算</p>	<p>345報第20号 平成29年度高知県電気事業会計 決算</p>
<p>345報第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中 管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>345報第21号 平成29年度高知県工業用水道事 業会計決算</p>
<p>345報第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別 会計歳入歳出決算</p>	<p>345報第22号 平成29年度高知県病院事業会計 決算</p>
<p>345報第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業 特別会計歳入歳出決算</p>	<p>————— ❁❁❁ ————— 午前10時1分開会 開議</p>
<p>345報第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金 特別会計歳入歳出決算</p>	<p>○議長（土森正典君） ただいまから平成30年12 月高知県議会定例会を開会いたします。</p>
<p>345報第10号 平成29年度高知県母子父子寡婦 福祉資金特別会計歳入歳出決算</p>	<p>これより本日の会議を開きます。 ————— ❁❁❁ —————</p>
<p>345報第11号 平成29年度高知県中小企業近代 化資金助成事業特別会計歳入歳 出決算</p>	<p>諸 般 の 報 告 ○議長（土森正典君） 御報告いたします。</p>
<p>345報第12号 平成29年度高知県流通団地及び 工業団地造成事業特別会計歳入 歳出決算</p>	<p>総務委員長、商工農林水産委員長、議会運営 委員長及び決算特別委員長から閉会中における 委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告</p>

があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、平成29年度高知県歳入歳出決算審査報告書、平成29年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末235、238、248、281、253ページに掲載〕



新任職員の紹介

○議長（土森正典君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。

警察本部長宇田川佳宏君。

（警察本部長宇田川佳宏君演壇前に進む）

○議長（土森正典君） それでは、自己紹介願います。

○警察本部長（宇田川佳宏君） 警察本部長の宇田川佳宏でございます。よろしく願います。（拍手）



会議録署名議員の指名

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

6番 久保博道君

18番 桑名龍吾君

29番 前田強君



会期の決定

○議長（土森正典君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月20日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末255ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第26号「県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上26件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様の御出席をいただき、平成30年12月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

現在の我が国の経済は、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震などの災害の影響が見られたものの、雇用や所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、先行きにおいては緩やかな回復が続くことが期待されております。

こうした中、安倍総理は、全世代型の社会保障制度へ大きく転換するとともに、財政健全化も確実に進めるため、法律で定められたとおり、来年10月に消費税率を10%に引き上げる方針を明らかにしました。これを踏まえ、政府はあらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう対応する方針を示したところです。また、近年多発している自然災害から国民の生命、財産を守るため、3年間で国土強靱化対策などを集中的に実施することも打ち出し、現在、本年度第2次補正予算案の編成作業を進めています。

本県においても、国の施策に呼応し、しっかりと一連の経済対策を実行するとともに、集中的に国土強靱化を図るとの国の方針を生かし、南海トラフ地震対策や豪雨対策などに必要なインフラ整備などをより一層加速させてまいります。その際には、事業の平準化や先々の安定的な財政運営といった視点も大切でありますことから、こうした点も踏まえ予算編成を行ってまいります。

今議会では、経済の活性化を初めとする基本政策などを着実に推進するため、総額28億8,000

万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額95億6,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、牧野植物園の貴重な資源を生かした施設の磨き上げを加速してまいりますほか、来年2月末に完成予定の高知新港客船ターミナルの供用開始に向けて準備を進めてまいります。

第2に、日本一の健康長寿県づくりに関しては、高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、ICTを活用した地域医療介護情報ネットワークの整備を進めてまいります。

第3に、教育の充実と子育て支援に関しては、公立小中学校などの空調の設置率が全国と比べて低いことから、国の助成制度に呼応して、県としても新たに助成制度を創設し、早期設置を強力に後押ししてまいります。

第4に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に関しては、住宅耐震化に関する県民の機運の高まりを逃すことなく、国の新たな補助制度も生かして取り組みを一層加速してまいります。

さらに、平成30年7月豪雨やその後の台風第24号などによる被害に対しまして、県民の皆様にも一日も早く日常の生活を取り戻していただけるよう、公共施設の早期復旧に向けた対策などを全力で実行してまいります。

続いて、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

第3期産業振興計画に関しては、本年度に大幅に強化した3つの施策群、すなわち成長に向けたメインエンジンをさらに強化する施策群、成長の壁を乗り越える施策群、成長を支える取り組みを強化する施策群について、より実効性の高いものへと改善を図りながら全力で実行しているところです。あわせて、来年度は第3期計画の最終年度となりますことから、おのおの

の目標を達成するために一段と強化すべき施策はないか検討を重ねるとともに、本県経済の発展を先々にわたり確実ならしめるために、今後5年、10年を視野に入れて何に取り組むべきなのかといった視点で議論を深め、来年度のバージョンアップにつなげてまいりたいと考えております。

第1に、成長の壁を乗り越えると、成長を支える取り組みを強化する施策群に関し、まず移住促進の取り組みについては、10月末時点での本県への移住者は577組、対前年比23%の増となっており、本年度の目標である年間移住者900組の達成に向けて順調に推移しております。これは、オール高知の体制である移住促進・人材確保センターが中心となって、地域地域のさまざまな仕事の掘り起こしに努めてきたことに加え、市町村の相談員のノウハウの蓄積や移住希望者へのフォローの充実など、市町村の受け入れ体制が充実してきたことによる成果であると考えております。

しかしながら、先々にわたり本県の発展をなし遂げていくためには、地域の活性化や産業振興の担い手となって活躍していただける志を持った都市部人材の移住をさらに進め、平成31年度の目標である年間1,000組の達成とその定常化を確実ならしめることが必要であります。現在、県内各地では、担い手の不足により、事業の拡大や継続を断念せざるを得ないケースも多く見受けられます。このため、引き続き民間団体や市町村と連携しながら、地域のさまざまな人材ニーズをしっかりと掘り起こすとともに、移住希望者の属性や志向を踏まえつつ、こうした人材ニーズを都市部の移住希望者に向けて戦略的に情報発信してまいります。

次に、大学生などの新規卒業者の県内就職を促進する取り組みについて御説明申し上げます。

本県において、学生の県内就職の大幅な底上

げを図るためには、高知の企業の情報が学生に届いていない、また情報が届いたとしても企業の持つ魅力が十分に伝わっていない、さらに学生の就職につながりやすいとされる、インターンシップを実施している企業の割合が全国と比べて大幅に低いという3つの課題を、抜本的に解決する必要があります。

このため、さきの補正予算を活用して、企業の学生に向けたPRを質・量ともに強化するとともに、インターンシップ実施企業の拡大を図るといった一連の取り組みを加速しているところです。具体的には、本年10月から庁内にコーディネーターを配置し、100を超える企業などと面談して、インターンシップの実施状況やニーズの把握に努めております。また、先月には、県内企業を対象に、インターンシップの実施やPR動画の作成を支援するセミナーも開催するなど、専門家の知見を活用しながら、県内企業がその魅力を学生へしっかりと伝えることができるよう支援を行っているところです。加えて、これまで就職支援協定を締結した17大学の皆様と連携して、本県出身の学生や保護者への情報提供を行うとともに、来年1月から開催するウェブ版就職活動セミナーへの学生の参加を促してまいりたいと考えております。

引き続き、学生の県内就職の一層の促進に向けて、企業によるPRやインターンシップのさらなる拡充に取り組むとともに、学生の企業に対する関心や理解を高めるための交流の場づくりなどについて検討を進めてまいります。

第2に、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する施策群に関しては、これから先の5年、10年に向けて、新たな付加価値の創出や市場の拡大に向けた取り組みを進めております。

まず、農業分野においては、さらなる収量増加や高品質化、省力化などを目指して、次世代型こうち新施設園芸システムにAIやIoTな

どの最先端の技術を融合させた、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発に取り組み始めたところです。本プロジェクトについては、本年10月、国が産学官の連携による地域のすぐれた取り組みを重点的に支援する、地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業に採択され、本年度から5年間で約29億円の交付を受ける見込みとなりました。先月26日には、県と大学、産業団体及び金融機関で構成する、高知県Next次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会において、本格的に本プロジェクトをスタートさせ、最先端の研究開発に取り組むために必要な実証用ハウスや作物の生育状況を観測する機器などの整備に着手したところです。

今後は、これらを活用し、作物の生育状態に応じた最適な環境制御により一層の収量増加を目指す生産システムや、特定の機能性成分などを強化した品種や栽培技術の開発、出荷量や出荷時期などを予測するシステムや省力化技術の開発などに取り組み、これらを産地全体に普及させることにより、本県園芸農業の飛躍的な発展を目指してまいります。あわせて、一連の取り組みを通じて創出される全国初の技術を多種多様なシステムや新製品の開発につなげ、国内外への地産外商の拡大にまで発展させてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通じて、本県に園芸農業を核とした新たな一大関連産業群が形成されることを目指してまいります。

次に、林業分野においては、林業や木材産業の成長産業化を目指し、木材需要の抜本的な拡大に向けた取り組みを進めております。

今後、木材需要の一層の拡大を図るためには、木造住宅だけでなく、非住宅建築物の木造化や木質化の普及に向けた取り組みをさらに促進することが重要となってまいります。しかしながら、こうした取り組みを進めるに当たっては、

施主の方々に国産材を使うことのメリットが十分に浸透していないことや、非住宅木造建築物の設計ができる建築士が少ないなどといった課題があります。

このため、まず県内においては、本年4月に設置しましたTOSA ZAIセンターにおける営業機能をもう一段強化したいと考えているところです。具体的には、TOSA ZAIセンターと全国レベルの木造建築の専門家が連携し、経済同友会の会員企業を初め、非住宅建築物の施主となる方々に対して、事例紹介や技術面での提案を行うなど、より積極的な提案型の営業活動を行ってまいります。あわせて、県内の建築士などを対象とした木造建築に関する情報提供や勉強会を実施し、非住宅木造建築物の設計と施主への提案ができる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、全国的な民間需要の喚起に向け、本年10月に、本県と経済同友会、土佐経済同友会の協働プロジェクトとして、中高層木造建築や内装の木質化に関するシンポジウムを東京で開催しました。さらに、全国知事会におきましても、東京都知事と私を正副のリーダーとする国産材活用プロジェクトチームが発足するなど、全国的にも木材のさらなる活用に向けた機運が生まれつつあります。

今後、経済同友会や全国知事会を初め、関係団体の皆様などとも連携し、全国的な木材需要の拡大に取り組み、県産材のさらなる販売拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、水産業分野においては、漁業者の高齢化や担い手不足に歯どめをかけるため、効率的な漁業生産体制への転換を目指して、新たに漁業への企業誘致やI o T化の推進などに取り組んでいるところです。

まず、漁業への企業誘致については、地域における雇用創出を目指し、漁協などとも連携し

て取り組んでおり、これまでも、地元企業が定置網漁業に参入したことにより、新たな雇用が創出されるとともに生産量が増大した事例が生まれてきております。引き続き、地元の方々との合意のもと漁場の海底地形などの調査を行い、その結果をもとに県内外の企業に対する積極的な営業活動に取り組んでまいります。

また、漁業のIoT化の推進に関しては、釣り漁業における操業の確実性を向上させるため、黒潮牧場に魚群探知機を設置するなど高機能化を図るとともに、水温を初めとするデータを活用した漁場予測システムを新たに開発するなど、本県水産業の技術革新を推進したいと考えており、現在具体策について検討を重ねているところです。

こうした取り組みを通じて、引き続き、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現を目指してまいります。

次に、食品分野においては、地産の強化策として、食品にかかわる産学官の関係者が継続的に交流し学び合う場となる、食のプラットフォーム事業を昨年度スタートさせ、これまでに275の県内事業者の方々に商品の開発や改良に関するセミナーなどへ参加いただいたところです。また、同事業の新たな取り組みとして、本年度からスタートした商品づくりワーキングにおいては、16の事業者が専門家や地産外商公社の支援を受けながら、実際の商品開発に取り組んでおります。

今後、こうした商品開発への支援をさらに充実させていく必要があると考えており、商品づくりワーキングの拡充や工業技術センターによる技術支援の強化などについて、現在検討を進めているところです。

あわせて、国内における外商の強化については、地産外商公社がその活動範囲を着実に広げ、県産品の販路開拓や販売拡大に精力的に取り組

んでおります。本年度は、中部地区において一連の地産外商活動を強化しているところであり、公社職員の新たな配置や県公認アンテナショップのオープンに続いて、本県産品の販路開拓に向けて10月に開催した展示商談会が好評を博すなど、順調なスタートが切られております。

このように、地産外商公社を中心とした取り組みを通じて国内向けの外商の範囲は着実に広がってきたものの、中長期的には人口減少に伴い国内マーケット全体の縮小が見込まれる中、本県の第1次産業や食品産業のさらなる発展を目指すためには、海外への地産外商の取り組みをこれまで以上に強化することが重要であります。

食料品の輸出に関しては、昨年の輸出額が10億5,000万円余りとなり、第1期産業振興計画がスタートした平成21年の約20倍にまで伸びてまいりました。現在、さらなる飛躍を目指して、基幹品目であるユズ、土佐酒に加えて、水産物における取り組みを強化しているところです。これまで、アジアを中心に見本市への出展など販路開拓に取り組んできた結果、本年10月には、宿毛市の事業者が高知新港からの定期航路を利用して、ベトナム向けに養殖のブリやマダイ、天然魚12種類の輸出を開始するといった成果も出始めております。

今後、こうした流れを加速させ、さらなる輸出の成果につなげていくためには、販路開拓の取り組みを一層強化していく必要があります。これまでの取り組みに加え、来年7月に予定されている宿毛市の大型水産加工施設の本格稼働にあわせて、市場規模が大きく、需要の拡大が期待されるアメリカや中国に向けた水産物の輸出を強化してまいります。さらに、県産品全体の輸出額の大幅な拡大を目指すための体制のあり方などについても検討を進めてまいります。

次に、ものづくりの分野に関しては、国内に

においては、首都圏などにおける見本市への出展や商談会の開催などを通じて、地産外商の拡大に取り組んでまいりました。また、海外においても、これまで、防災関連の製品や技術を中心に、本県と同様に自然災害の多い東南アジアや台湾の行政部門へのトップセールスを初め、各地で開催される見本市への出展などに取り組んでまいりました。その結果、ものづくり地産地消・外商センターの営業サポートによる10月までの受注実績は36億9,000万円余りとなり、対前年比で15.6%、約5億円増加し、このうち海外分は5億8,000万円余りとなり、対前年比で22.6%、約1億円増加するなど順調に伸びてきております。

今後、ものづくり分野のさらなる飛躍をなし遂げるためには、国内にとどまらず、経済成長が期待される東南アジアを初めとした海外への販路拡大が一層重要となってまいります。このため先月には、タイ王国工業省産業振興局と産業連携に関する覚書を締結し、同時に高知県工業会とタイ下請業振興協会の間においても覚書が締結され、官民協働で同国との連携強化を図りました。

さらに、これまでの取り組みを土台として、海外企業などとのネットワークの深化や、取引ノウハウを有する国内の商社とのマッチングの強化などについても、具体策の検討を進めているところです。引き続き、県内のものづくり企業の海外展開をしっかりと後押しさせていただき、さらなる輸出の拡大を目指してまいります。

I T・コンテンツ関連産業の振興は、本県の新たな強みをつくり出すとともに、さまざまな産業を飛躍的に発展させていくための基盤となる重要な取り組みであります。

これまで、首都圏からの企業誘致やI T・コンテンツアカデミーによる人材育成などの取り組みを一体的に推進してきた結果、先月末まで

の累計で、立地企業数が18社、新規雇用者数も約240人となるなど、I T・コンテンツ関連産業の集積が着実に進みつつあります。

また、現場のニーズに対応した機械の開発やI o T技術の導入などにより、県内の各産業分野などのさまざまな課題解決を図るとともに、開発された機械やI o Tシステムなどの地産外商を促進する、課題解決型の産業創出の取り組みに関しては、第1次産業や中山間地域などのさまざまな課題から44件のニーズを抽出し、うち31件は製品完成や実証実験の段階にまで進んでおります。

今後は、I o TやA Iなどのデジタル技術の導入を、第1次産業を初め、ものづくり産業や食品産業、観光産業、さらには福祉や医療、防災など、あらゆる分野に拡大し、技術革新による生産性の向上や高付加価値化、新たな市場や価値の創造につなげてまいりたいと考えております。

このため、来年度に向けて、最先端のデジタル技術を有する企業への誘致活動の強化や、こうした企業が求める人材を意図的にふやすことを目的とする、I T・コンテンツアカデミーのさらなる充実強化について、検討を進めてまいります。引き続き、企業集積が人材の集積を促進し、人材の集積がさらなる企業集積を生むといった好循環の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

昨年3月から開催してまいりました「志国高知 幕末維新博」も、閉幕まで残すところ2カ月を切りました。第1幕開幕と同時にオープンした高知城歴史博物館、第2幕開幕と同時にリニューアルオープンした坂本龍馬記念館、さらに県内22の地域会場などには、第1幕の開幕からこれまでに300万人を超える方々に御来場いた

だき、大変御好評をいただいているところです。これまで、約1年9カ月間の幕末維新博を通じて、県内各地の会場などにおいて、それぞれ展示機能の充実が図られるとともに、さまざまな企画展やイベントが開催され、本県の強みである歴史資源の磨き上げが飛躍的に進んだものと考えております。

来年1月31日の閉幕に向けては、先月から、ナイトタイムエコノミーの観点を取り入れた「高知 光のフェスタ」を開催し、日本三大夜城である高知城における「チームラボ 高知城 光の祭」を初め、県内各地において、イルミネーションなどを活用した夜間イベントを一体的に実施しております。加えて、県内の各地域会場において切れ目のない企画展を開催するなど、幕末維新博の終盤の盛り上げを創出しているところです。

これまでの取り組みを通じて底上げを図ってきた本県の歴史観光につきまして、今後、本県の強みであります食や自然と合わせて、幕末維新博終了後も引き続き磨き上げを継続するとともに、積極的な情報発信やセールス活動に取り組んでまいります。

幕末維新博から引き続いて展開する自然・体験型観光キャンペーンについては、現在来年2月のスタートに向けて準備を本格化しております。本年10月の第3回準備委員会におきまして、キャンペーンの名称を「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」とし、来年2月1日にJR高知駅前のこうち旅広場におきまして、オープニングイベントを行うことなどが決定されたところです。

このキャンペーンは、これまで磨き上げてきた食や歴史資源に加えて、自然景観、体験などを前面に打ち出すことにより、本県の観光面での強みを余すことなく生かそうとする取り組みであります。引き続き、市町村や観光事業者、

地域の皆様としっかりと連携して、自然・体験型観光の取り組みを地域地域において加速することにより、県外観光客入り込み数435万人の定常化という目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

また、自然・体験型観光の資源は中山間地域に多く存在することから、このキャンペーンの取り組みは中山間対策にも直結するものと考えております。本キャンペーンのスタートに向けて、専門家や民間企業などの有する知見やノウハウを導入するとともに、土佐の観光創生塾などを通じて人材の育成を図ることにより、地域地域において、その持てる資源や魅力に新たな付加価値をつけ、外貨を稼ぐことができるレベルまで磨き上げを行う一連の取り組みを加速してまいります。

さらには、宿泊施設が少ない地域での住宅宿泊事業、いわゆる民泊サービスなどを活用した宿泊の受け皿づくりについても、検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、ルネサス高知工場の承継に関して御説明申し上げます。

本年5月末に、ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社の高知工場が閉鎖された後、地域における雇用の場の創出に向けて、ルネサスエレクトロニクス株式会社や香南市とも協力し、譲渡先の確保に向けて全力で取り組んでまいりました。こうした中、県と香南市による誘致活動がきっかけとなり、本年9月には、ルネサス社と丸三産業株式会社において譲渡契約が締結されました。また、10月には県の立ち会いのもと、丸三産業と香南市との間で進出協定の締結が行われ、現在同社により、操業開始に向けた準備が進められているところです。今回の進出に当たり、これまでの間、御尽力をいただきました丸三産業、ルネサス社、香南市を初めとする関係者の皆様方に、改めて感

謝を申し上げます。また、県議会議員の皆様にも、県民の貴重な声を関係者に届ける活動を展開していただいたところであり、心より感謝を申し上げます。

今回の進出により、香南市において再び100名規模の雇用が創出されることとなり、地域経済の活性化に大いに寄与するものと期待をしているところです。県としましては、旧ルネサス高知工場の閉鎖に伴い、県外の工場へ配置転換になった方々やいまだ再就職先が決まっていない方々に対し、関係機関と連携して今回の事案をお伝えするなど、再就職に向けた支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

県の香南工業用水道事業が、長年にわたり、ごく一部のみの稼働にとどまってきたとの積年の課題について、このたびの丸三産業株式会社の進出を機に、一定の解決を図りたいと考えております。これまで、旧ルネサス高知工場には、香南市の工業用水道から給水が行われておりましたが、同市の水源の給水能力では、丸三産業が必要とする日量4,000立方メートルを安定的に確保できないといった根本的な制約があります。このため、今般、県と香南市で協議を行い、同じ地域内にある県の香南工業用水道の水源も活用して、安定的な給水を確保することといたしました。

また、給水のルートに関しては、給水コスト削減の観点とともに、一元的な給水を望む企業のニーズを踏まえ、当面は香南市の配管をメインルートとして使用したいと考えております。一方、同市の設備は県のものより古く、配管の耐震対策が行われていないため、万が一に備え、県の配管もバックアップ用として活用するとともに、比較的新しく耐震化もされている県の配管へ、給水機能を段階的に移行させてまいりたいと考えております。今議会においては、県の香南工業用水道から給水を開始するために必要

な施設整備に関する補正予算案を提出させていただいております。

今後、こうした対応を行っていくに当たっては、次の3つの理由により、県と香南市の工業用水道事業を統合した上で、県が主体となって事業を行うことが適当であると考えております。

1点目は、企業への安定的な給水の確保であります。今後、県と市にまたがる複数の水源を活用し、迅速かつ柔軟に対応していくためには、両者の事業を一元化し、責任の所在を明確にしておくことが必要であります。その際には、専門の技術職員を有する県に一元化することが適当であると考えております。

2点目は、給水コストの削減であります。両工業用水道事業を統合することにより、人件費などの共通経費の削減が可能となります。さらに、香南市が単独で工業用水道事業の運営を継続する場合は、将来的に設備の更新や配管の耐震化に多額の費用が発生することとなりますが、先ほど申し上げましたように、最終的に県の配管を活用することにより、これらの費用が不要となります。

3点目に、事業の統合を行わず、県の香南工業用水道から市の工業用水道に給水を行うことは卸売に当たり、そもそも法律上認められていないという問題もあります。

こうしたことから、地元関係者の御理解もいただきながら、これまで香南市と協議を進めてきた結果、このたび、統合に向けた手続を進めていくことについて合意に至ったところです。

この両工業用水道事業の統合によりまして、丸三産業に対し、責任を持って、技術面、費用面で安定的な給水を確保できることに加え、県全体として、次の3つのメリットが生じることとなるものと考えております。

まず、県としましては、平成14年度の完成以来、長らく活用の見通しが立っていなかった香

南工業用水道を、本格的に稼働させることが可能となります。また、香南市としましては、工業用水道事業を県へ移管することに伴い、将来発生する設備の更新や配管の耐震化に要する多額の費用が不要となります。加えて、香南工業用水道の本格的な活用に向けためどが立ったことから、川谷刈谷工場用地の分譲において、同用水の大量使用という条件を大幅に緩和することが可能となり、企業誘致の促進と新たな雇用の創出につながるものと期待されます。

以上のように、今回の工業用水道事業の統合は、県、香南市、企業誘致のいずれにとりましても大いにメリットがあるところであり、いわば三方よしと言えるものではないかと考えているところです。

今後は、一連の取り組みを通じまして、丸三産業の工場への安定的な給水を図るとともに、川谷刈谷工場用地への早期の企業誘致を実現し、さらなる雇用の創出や経済波及効果の発現につなげてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

まず、地域地域で安心して住み続けられる県づくりの実現に向けては、本年度から県内の各地域において、医療・介護・福祉のサービスが連携し、切れ目のないサービス提供を可能とする高知版地域包括ケアシステムの構築の取り組みを加速しております。具体的には、各福祉保健所に配置している地域包括ケア推進監を中心に、市町村や関係者の皆様と、それぞれの地域におけるネットワークづくりに向けて協議を進めているところです。

この中において、入院時から退院後の生活を見据えた支援が十分でないことや、在宅生活を支える訪問看護や介護のサービスが不足していることなど、地域ごとの課題について関係者が認識を共有してきているところであり、今後、

入退院から在宅生活への円滑な移行や在宅サービスの量的・質的拡充のさらなる加速化などに向けて、具体的な議論を深めてまいります。

また、この地域包括ケアシステムを支える取り組みとして、高知県医師会や医療機関により構成される協議会において、病院や薬局、介護事業所などが保有する医療や介護の情報をICTを通じて共有する、地域医療介護情報ネットワークシステムの構築を進めているところです。これにより、患者の治療内容などの情報を関係機関が共有し、効果的な治療はもとより、重複検査や医薬品の重複投薬の防止につながることが期待されます。

さらに、同ネットワークシステムと、在宅患者の日々の状態を関係者間でリアルタイムに情報共有する「高知家@ライン」との連携を図ることにより、各地域における医療・介護・福祉の情報が切れ目なくつながるネットワークが広がり、高知版地域包括ケアシステムの構築が大いに加速するものと考えております。

今議会においては、同ネットワークシステムの整備を推進するための補正予算案を提出させていただいているところです。

本年4月に、慢性期の医療や介護ニーズに対応するための介護医療院が制度化されたところであり、これにより、療養病床の移行先の選択肢が広がるとともに、高齢者の生活の質、いわゆるQOLの向上にもつながるものと期待されております。これまでに3医療機関などが介護医療院に転換し、さらに複数の医療機関においても転換の検討が進められているところです。引き続き、セミナーの開催などを通じて参考となる先事例を紹介するとともに、転換を機に行う耐震化などに県独自で上乘せ支援を行うなど、介護医療院への円滑な転換を支援してまいります。

以上のような一連の取り組みを通じて、支援

の必要な高齢者の皆様を、本人の意向に沿った、QOL上最もふさわしいサービスにつなぐことができる高知版地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

先月、官民協働で健康寿命の延伸を図るとともに、高知版地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいくことを目的として、高知家健康会議2018を開催しました。この会議の趣旨に賛同いただいた県内の医療関係団体や経済団体、行政機関など、幅広い分野から約250名の方々の御参画を得たところです。第1回目となる今回の会議においては、日本医師会の横倉会長より、持続可能な社会保障制度を構築するための健康づくりの重要性などについて御講演いただくとともに、県内企業による健康経営の優良事例が発表され、今後の取り組みを進める上で大いに参考となる有意義な機会を持つことができました。

引き続き、同会議を定期的を開催することを通じて、本県の抱える課題を関係者間で共有するとともに、県内外の先進的な事例を学び合い、官民一丸となって、日本一の健康長寿県構想の取り組みを推進してまいります。

また、本年7月の全国知事会議で決議された健康立国宣言に基づき、私が委員長を務める全国知事会社会保障常任委員会を中心に、持続可能な社会保障制度の構築に向けた取り組みが精力的に進められております。

具体的には、まず全都道府県が参画する勉強会を立ち上げ、社会保障制度に造詣の深い有識者から御意見を伺い、持続可能な制度構築のために必要な施策の方向性などについて議論や検討を行っているところです。

あわせて、各都道府県の先進事例や優良事例をお互いに学び合い横展開を図るとともに、それぞれ深化させていく取り組みを、全国知事会を挙げて組織的に進めていくこととしておりま

す。先月までに、重症化予防、医薬品の適正使用、仕事と子育ての両立支援、地域医療構想の実現など、21のカテゴリーから成るワーキングチームを立ち上げ、順次活動を開始するとともに、これまでの活動から見えてきた方向性や、横展開を進める上での課題などについて中間取りまとめを行い、国などに対して提言活動を行いました。

本県においても、ワーキングチームで情報共有される他県の優良事例からしっかりと学び、取り入れていくことにより、重症化予防などの取り組みをさらに深化させてまいりたいと考えております。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

小中学校における学力向上対策に関しては、今後、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市内における取り組みを強化することが不可欠であります。同市の全国学力・学習状況調査の結果において、小学校はここ数年下降傾向にあり、また中学校は特に数学について全国平均や県平均を大きく下回る大変厳しい状況にあることを踏まえ、本年度当初から、県市が連携を強めて、高知市内の小中学校に対する訪問指導体制を強化しております。

さらに、本年8月に開催した県と高知市との教育に関する連携会議において、高知市長から、高知市の厳しい現状を学校はもとより保護者とも共有しながら、学力向上対策をさらに進めていきたいとお話を伺ったところです。

このことを受けて、本年4月より県から7名の指導主事を派遣している高知市学力向上推進室の活動に、10月から新たに県教育委員会の指導主事3名を加え、特に課題の見られる学校への訪問指導を強化しております。これにより、本年4月から10月末までの間に延べ1,185回の学校訪問が行われ、数学の授業や教科会に対して

指導・助言が実施されるなど、授業改善を徹底する取り組みが進んできております。この訪問指導に関して、学校現場からは、新学習指導要領に基づく授業づくりへの理解が深まり、授業改善や教科会の充実につながっているといった声を伺っており、訪問を要請する声も多く上がってきております。このため現在、県と高知市との連携によるさらなる取り組みの拡充について検討を進めているところです。

また、県全体の取り組みに関しては、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する、教科の縦持ちを実施する中学校が31校となり、同じ教科の教員が少ない学校において、教科の枠を超えて教科間連携に取り組む中学校も11校となるなど、定期的な教科会などを通じて教員同士が学び合い、組織的に授業改善を行う取り組みも広がってきております。

今後は、これらの取り組みを県内の市町村立中学校103校全てに展開するとともに、小学校においても、若年教員を育成するためのメンター制度の導入を初め、OJTの推進に資する新たな取り組みを始めるなど、不断に授業改善を図る仕組みを県全体において構築してまいりたいと考えております。

次に、高等学校における学力向上対策に関しては、本年度に設置した学校支援チームが10月末までに延べ655回の学校訪問を行うなど、授業改善やカリキュラムマネジメントの充実に向けた指導・助言に取り組んでおります。こうした取り組みを通じて、教員の授業改善に対する意識改革が着実に進むとともに、9月に実施した3教科の学力定着把握検査において、進学や就職に支障を及ぼすレベルの学力とされているD3層の生徒の割合が過去最少となり、国立大学への合格レベルとされるA層の生徒の割合が過去最多となるなど、各学校の学力向上に向けた取り組みの成果があらわれ始めております。

一方で、授業改善の取り組みが学校全体にまでは広がっておらず、また生徒の多様な進路希望への対応の充実も求められております。このため、学校支援チームによる訪問指導のさらなる充実を図り、授業改善や学力定着把握検査によるPDCAを徹底することに加え、生徒の多様な進路を支援する取り組みへの助言を強化するなど、各学校の課題解決につながる取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、県立高等学校再編振興計画の後期実施計画について御説明申し上げます。

高等学校は、地域における教育の重要な拠点であるとともに、住民の皆様のご生活にもかかわる大切な施設であり、とりわけ中山間地域においては、地域唯一の後期中等教育機関として、その存在意義はより大きなものがあります。さらには、中山間振興の核ともなり得ることから、地理的条件や学校の規模に影響されることなく、可能な限りその機能の維持・拡充を図っていくことが重要であります。このため、少子化の進行に伴い一層の生徒数の減少が見込まれる中、地理的条件や学校規模に影響されない充実した教育環境の実現をいかにして図っていくのか、また地域と連携した魅力ある学校づくりをどのように進めていくのか、さらに、近い将来に起こり得る南海トラフ地震に備えて、いかに安心・安全な教育環境の整備を図っていくのかなどといった視点から、教育委員会協議会において18回の議論を重ね、現在、今後5年間で実施すべき施策について、最終的な取りまとめを行っているところです。

今後は、中山間地域の小規模な高等学校においても、生徒が希望する進路を実現できる学習環境の整備に向けて、遠隔教育システムなどのICTを活用した教育環境の充実に取り組んでまいります。

また、地域外からも生徒を呼び込み、地域の

活性化にもつなげることができるよう、各学校の教育内容や部活動の充実を図るとともに、それぞれの学校においてより一層の特色づくりを図る取り組みも進めてまいります。さらには、地元の市町村や企業などと連携しながら、地域課題の解決に生徒が主体的に取り組む探究的な学びを推進するなど、地域の将来を支える人材の育成を進めてまいります。

加えて、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校については、南海トラフ地震に備えるとともに、適正規模を維持しながら教育活動の充実を図るために統合を行うこととし、東部地域の活力ある拠点校として整備してまいります。さらに、清水高等学校については、地震による津波被害から確実に生徒や教職員を守るために、高台への移転を進めることとしております。

同計画に基づき、こうした取り組みを着実に実行していくことにより、県立高等学校のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策及び豪雨災害対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策に関しては、平成28年度から本年度までの3年間を計画期間とする、第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策にそれぞれ取り組んでまいりました。こうした取り組みの結果、揺れや津波から命を守るための避難空間の整備や公共施設の耐震化がおおむね完了するとともに、助かった命をつなぐための迅速な応急活動に向けた体制の充実や避難所の確保などが着実に進んでまいりました。

今後は、それぞれの対策に関し、次のステージに向けてさらに対策を着実に進めていくとともに、これまで取り組みを行ってきたがゆえに見えてきた新たな課題に対応していく必要があると考えております。

例えば、命を守る対策に関しては、避難路・

避難場所については計画していた1,445カ所の整備が完了し、津波避難タワーについても計画総数115カ所に対して111カ所が完成するなど、津波避難空間の確保は着実に進んでまいりましたが、他方で、津波避難経路の現地点検の結果、老朽住宅やブロック塀の倒壊により避難経路を塞ぐおそれがあるなどの課題が明らかとなったことから、今後は、市町村と連携してその安全対策を加速する必要があると考えております。また、住宅の耐震化については、計画期間中の目標である4,500棟は達成する見込みとなったものの、依然として耐震化が必要な住宅が数多く残っておりますことから、所有者に対する啓発など、住宅の耐震化の取り組みを進めていくことが引き続き必要です。

次に、命をつなぐ対策に関しては、道路啓開計画について実効性を高めるための改定を行ったほか、物資配送や燃料確保、医療救護などの応急活動に必要な各種計画を策定しました。このうち、応急期機能配置計画については全市町村で策定が完了し、個々の市町村で確保できなかった応急活動の拠点などの機能については、県内の各圏域内で機能を補完する広域調整を行ったところですが、それでもなお、避難所や応急仮設住宅の建設用地、災害廃棄物の仮置き場については、計画における必要な量を確保する見通しが立たないことから、民地の活用も含め、対策のさらなる強化を図っていかねばならないと考えております。

また、生活を立ち上げる対策に関しては、事業者の業務継続計画について、講演会やセミナーの開催、個別支援などにより策定率が向上し、さまざまな産業分野において事業の継続性が高まったものの、迅速な復旧・復興を実現するためには、各分野においてさらなる事前対策が必要であります。第4期計画においては、こうした第3期計画の総括を進める中で見えてきた課

題に対する対応を確実に盛り込むことに加え、対策の時間軸をこれまで以上に長く捉えた取り組みを充実強化してまいります。

次に、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に臨時に発表される、南海トラフ地震に関連する情報への対応については、本年3月に設置された国の中央防災会議のワーキンググループにおいて、臨時情報が発表された場合に住民や企業がとるべき防災対応の方向性や具体的な取り組みに関して、議論が進められてきました。私も委員として積極的に議論に参加してきたところであり、今後年内を目途に取りまとめが行われることになっております。

こうした中、本県においては、この臨時情報がいつ発表されても対応できるように、当面の対応方針について市町村と協議を進めてきたところです。これまでに3回の会議を行い、県内で統一的に行う防災対応として、家具の固定や物資の備蓄を呼びかけるとともに、避難に時間を要する避難行動要支援者のための避難所を開設することなどを取り決めました。

今後は、避難所の開設や運営に係る市町村の負担を軽減するための県の支援内容について検討を進めるほか、県民の皆様へ臨時情報について正しく知っていただくための啓発や広報の方法などについて、関係者と協議を重ねてまいります。

県としましては、この臨時情報を防災対応に生かし、一人でも多くの県民の皆様を守ることができるよう、国における議論の動向を注視しつつ、市町村と連携しながら必要な取り組みを進めてまいります。

豪雨を初め暴風や高浪などの災害対策に関しては、本年9月から豪雨災害対策推進本部を新たに設置し、平時から部局横断的にハード・ソフト両面で対策を推進していくこととしております。

まず、さきの7月豪雨やその後の台風によってもたらされた多岐にわたる甚大な被害に関しては、第1に公共施設などの早期復旧、第2に被災者の生活再建、第3に経済被害への対応といった3つの点について、さきの補正予算も活用して迅速に対応を進めております。

また、今後の豪雨などに備えてインフラ整備が必要な箇所や、土砂や流木の撤去を要する危険な箇所を洗い出すとともに、豪雨の際は防災行政無線の音声聞こえづらいといった課題を踏まえ、情報伝達手段の多重化などについて検討を進めております。あわせて、国に対して中小河川の治水対策の強化などについて政策提言を行うなど、国を巻き込む視点も持って取り組んできたところです。引き続き、全庁を挙げて取り組むべき対策について知恵を絞り、県全体の豪雨への防災・減災能力を高めてまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

先月、四国8の字ネットワークを構成する片坂バイパスが開通し、これまで本県を東西に分断してきた焼坂、久礼坂、片坂という3つの交通の難所が全て解消するという歴史的な日を迎えることができました。このバイパスは、県中央部と西部とのアクセスをさらに向上させ、地産外商や観光振興の推進に大いに寄与するとともに、南海トラフ地震を初めとする災害時には、円滑な救援活動や物資輸送を可能とする命の道としての役割を果たすことが期待されることです。

今後につきましても、2020年度までに中村宿毛道路や高知南国道路の全線開通が予定されるなど、四国8の字ネットワークの完成に向けて、一步一步着実に前進をしております。

引き続き、災害に強い高速道路ネットワークの整備が推進されるよう、全国高速道路建設協議会の会長として、高速道路のミッシングリン

クを抱える他県の知事とも連携し、国などに対して積極的に政策提言を行ってまいります。

また先月、西日本高速道路株式会社から、7月豪雨により流失した高知自動車道立川橋を来年の夏休み前までに復旧させ、大豊から新宮間の対面通行を解消するとの発表がなされました。県としましても、復旧工事が円滑に進められるよう同社や関係機関と連携し、全力で取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興について御説明申し上げます。

第2期スポーツ推進計画に基づくスポーツ振興の取り組みにつきましては、関係者の皆様から幅広い御意見をいただきながら、PDC Aサイクルを徹底し、着実に推進しております。

特に、競技力の向上に関しては、現在10競技団体において全高知チームの活動が行われており、全国トップレベルの指導者のもと、質の高い強化練習が実施されているところです。さきに行われた国民体育大会においては、ラグビーの少年男子が県勢で初めての勝利を上げるなど、全高知チームの取り組みが成果につながったものも見受けられます。

しかしながら、男女総合得点で競う天皇杯において本年度も最下位となり、これで5年連続最下位という大変厳しい結果となったところです。この厳しい現状について、関係者の皆様と改めて危機感を共有させていただくとともに、本県の取り組みに何が足りないのか詳細に分析し、競技力向上の施策をさらに加速してまいりたいと考えております。このため県と県体育協会、各競技団体の3者により、全高知チームの強化計画に沿った取り組みを再度検証し、来年の国体に向けた短期的な対策とそれ以後の中期的な対策を明確化して、それぞれの目標に沿ったPDC Aサイクルをもう一段強化してまいります。

また現在、春野総合運動公園で整備を進めているスポーツ医科学拠点において、それぞれの競技に応じた科学的、合理的な練習方法を提供できるよう、競技ごとの年間計画の策定や専門家によるサポートチームの編成などについて検討を進めているところです。

全高知チームの取り組みなどが着実な成果につながり、本県の競技力がさらなる高みに到達できるよう、引き続き県体育協会とともに競技団体を全力で支援してまいります。

産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備については、本年2月1日に、須崎市神田、香南市香我美町上分、佐川町加茂の3カ所が最終候補地として選定されて以降、県として、丁寧な上にも丁寧に誠意を持って対応するとの考えのもと、住民説明会やエコサイクルセンターの見学会を重ねて開催し、説明を続けてまいりました。こうした説明と並行して、各候補地及び周辺における施設整備上の課題などを把握するため、現地調査を実施し、その結果も県議会や3市町の皆様に御説明させていただきました。また、説明会資料とあわせてアンケート用紙を3地区の各戸にお配りさせていただき、説明会に御参加いただけていない方々についても御理解を深めていただけますよう取り組んできたところです。さらに加えて、皆様から頂戴した御意見や御質問に関する県の考えを、改めて質疑応答集として整理し、各戸にお配りさせていただきました。

こうした一連の説明を通じて、住民の皆様には、最終処分場の必要性そのものについてはおおむね御理解をいただけたのではないかと考えておりますが、他方で、地震による水漏れや土砂災害への心配を初めとするさまざまな不安の声や、御自身の地域には施設をつくってほしくないといった声もいただけてきたところであり、こうした住民の皆様のお意見には3市町間で大

きな差があるとは言いがたい状況です。

他方、地元への説明を重ねる中で、住民の皆様の心配の声や御意見は、自然災害への不安や施設整備による生活環境への影響といったことに論点が絞られてまいりました。加えて、施設整備に合わせた周辺の環境整備に関し、より具体的な御質問や御意見も多くいただくようになりました。こうした状況のもと、今後県として、住民の皆様の声にしっかりとお答えしていくためには、ボーリング調査や設計などの過程を通じて個別の対策について検討を深め、詳細かつ具体的に御説明をさせていただくことが必要となります。しかし、これには地権者の承諾や相当の費用を要することから、現段階において候補地を1カ所に絞り込ませていただき、次のより詳細な検討の段階に進ませていただくことが適当ではないかと考えるに至ったところです。

これまで申し上げてきましたとおり、候補地の絞り込みに当たっては、まずは、現地調査の結果に基づき、科学的かつ合理的に検証を行うことが重要であると考えております。このため、現地で行った地形や地質に関する調査、水に関する調査、候補地周辺に関する調査の結果と、南海トラフ地震による津波の影響に関する評価を合わせた4点の項目について、科学的かつ合理的な視点から検討をいたしました。

1点目の地形や地質に関しては、住民の皆様からも土砂災害などについて多くの心配の声をいただいたところです。現地調査の結果によれば、須崎市神田及び香南市香我美町上分の候補地及び周辺において、小規模ではあるものの土石流など自然災害の痕跡が確認されておりますが、こうした自然災害の痕跡については、施設の設計を行う際の検討によって対応することが可能であると考えております。佐川町加茂は、石灰岩採掘跡の平たん地であり、自然災害の痕跡は確認されていないものの、周辺では小規模

な洞穴が2カ所確認されておりますことから、候補地の地下に空洞がないとは言いきれませんが、万が一空洞が確認された場合においても、構造物に対する支持力を十分に確保する工法により対応することが可能であると考えております。

2点目の水に関する調査に関しては、住民の皆様からも処分場からの水漏れによる下流への影響などについて多くの心配の声をいただいたところです。現地調査の結果からは、3カ所ともに周辺流域への地下水の大きな流動は確認されず、特段の課題は見受けられませんでした。また、処分場の整備に当たっては、処理水を一切外へ出さない設備を完備し、国の基準を超える遮水構造とするとともに、南海トラフ地震で想定されている最大震度を超える地震にも耐えられる施設とするなど、万全の対策をとってまいります。

3点目の候補地周辺に関する調査に関しては、住民の皆様から生活への影響を不安視する声を多くいただきました。この点、既存道路を利用して進入道路を整備する案では、工事用車両などの通行に伴う沿道の住家や農業用ハウスへの粉じんや騒音の影響、交通安全上の懸念、拡幅工事に伴う住家の移転など、3カ所それぞれにおいて住民の皆様のご生活に少なからず影響を及ぼすおそれがあります。一方、進入道路を新設する案では、既存道路を利用する整備案と比べると住民の皆様のご生活に及ぼす影響は小さいと考えられますものの、須崎市神田においては農業用ハウスの移転が必要となりますし、また香南市香我美町上分は整備するトンネルの入り口周辺に住家があるといった状況にあります。この点、佐川町加茂は沿道に住家などのないルートとなるため、そうした影響は最も小さいものと考えられます。

4点目の南海トラフ地震による津波の影響に

関しては、高知市中心部から処分場へ通行することを想定した場合、須崎市神田は、経路の一部が津波による長期浸水エリアとなっており、一定期間アクセスが困難となります。香南市香我美町上分は、経路の一部が長期浸水エリアとなっており、迂回することによりアクセスは可能であります。佐川町加茂は、内陸部を通行するため、浸水の影響を受けることなくアクセスが可能であります。

このような現地調査の結果などを総合的に勘案しますと、県としては、施設整備による地域の皆様の生活への影響が最も小さく、地震による津波の影響を受けることがないと考えられる佐川町加茂において進入道路を新設する案が、科学的かつ合理的な視点からも、また住民の皆様の不安の声に鑑みても、最も有力ではないかと考えているところです。

つきましては、本議会において、この絞り込みの考え方についてより丁寧に御説明させていただいた上で、議員の皆様の御意見を踏まえ、県として候補地を1カ所に絞り込みたいと考えております。1カ所に絞り込みを行った後は、その地域の実情に応じた個別具体的な対応を含めてお話し合いをさせていただき、より多くの皆様に御理解を深めていただけますよう、一段と丁寧に取り組んでまいります。

さきの9月定例会で御説明させていただいたとおり、障害者雇用に関し、本県の知事部局と公営企業局において、法定雇用率を達成していない状況であることが明らかとなりました。その要因としては、国への障害者雇用状況の報告に当たり、国の通知やガイドラインの確認が不十分であったこと、人事申告があった後の障害者手帳所持の状況確認がずさんであったこと、対象者かどうかを医学的に不十分な知識によって判断していたことの3点が挙げられます。さらに申し上げれば、庁内に向けて、適切な運用

を行うための明確な基準が示されてこなかったことに原因があるものと考えております。

これまでの対応は、法定雇用率を満たすために障害者雇用の対象となる職員の数を意図的に水増ししようとしたものでは決してありませんが、法定雇用率を達成していると誤認してきたことにより、その分、障害者の方々の就業の機会を失わせる結果となってしまいました。改めて、範を示すべき立場にある県として、深く反省しております。

県庁組織として、責任の所在を明らかにし、はじめをつけた上で、早期に法定雇用率を達成していく必要があると考えております。このため、障害者雇用に係る行政運営上の明確な基準が庁内に向けて示されるべきであったのに、そうされてこなかったことなどについて、このたび私を含む関係者の処分を行うことといたしました。また、これまで不十分であった運用の基準については、既に本年8月の関連調査時に、国の通知やガイドラインに沿ったより厳格なものを示したところです。今後、この厳格な基準に基づいて法定雇用率を早期に満たすことができるよう、最大限努力しなくてはならないと考えております。まずは、正職員の障害者枠採用試験を追加で実施することとしました。その際には、受験年齢の上限を34歳から39歳に引き上げるとともに、身体障害者の方に加え、知的障害者及び精神障害者の方にも広く門戸を開くこととし、一昨日から募集を開始いたしました。

今後とも、障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある職員が働きやすい環境づくりに努め、より一層障害者の雇用の推進に努めてまいります。

本年10月、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」を開催いたしました。明治150年という節目の年に、平成最後の三大行幸啓

となる大会を本県で開催できましたことは、歴史上のえにしに鑑みても大変光栄なことであり、多くの県民の皆様にとりまして大変喜ばしく、感慨深い機会となったのではないかと感じております。

3日間の行幸啓を通じまして、約7万人もの県民の皆様方が天皇皇后両陛下を奉迎されました。両陛下におかれましては、沿道や御訪問先において何度も繰り返しお手振りをなされるなど、県民に大変親しく接してくださいました。私としまして、天皇皇后両陛下が国民一人一人をとっても大切になされておられますことに改めて深く感じ入り、大変感銘を受けたところであります。

本大会の行事中、高知市文化プラザかるぼーとで開催された式典においては、県内の児童生徒や若手漁業者の皆様により、海づくり八策が力強く発信されるとともに、土佐市宇佐しおかぜ公園においては、県内の代表的な漁法を紹介する海上歓迎パレードや、イサキやイシダイの稚魚の放流などが行われました。これらの行事に関しまして、天皇皇后両陛下から、とつても立派な行事で本当にいい行事だったとの大変ありがたいお言葉があったと、侍従の方より伺ったところであります。改めて、このたびの行幸啓に関し、県民を代表いたしまして、天皇皇后両陛下に心から厚く御礼を申し上げます。

また、本大会の開催に当たり、御協力いただきました県内漁業者の皆様、準備をされた実行委員会の皆様、国や関係機関の皆様、さらには数多くの県民の皆様にご心より御礼申し上げます。

本大会の開催を契機として、森、川、海のつながりを意識しながら自然環境を守り育てる気持や行動の大切さを、次の世代へしっかりと伝えてまいります。あわせて、本県の豊かな水産資源や自然環境を未来へ引き継いでいくため

の保全活動をなお一層推進してまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成30年度高知県一般会計補正予算などの8件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、28億8,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案など7件であります。

その他の議案は、平成31年度当せん金付証券の発売総額に関する議案など11件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



決算特別委員長報告

○議長（土森正典君） 日程第4、345第23号「平成29年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第24号「平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに345報第1号「平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第22号「平成29年度高知県病院事業会計決算」まで、以上24件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。
決算特別委員長浜田英宏君。

（決算特別委員長浜田英宏君登壇）

○決算特別委員長（浜田英宏君） 決算審査を担当させていただきました浜田でございます。少し風邪を引いてございまして、喉の調子が悪うございます。お聞き苦しい点あるかと思いますが、御容赦を願いたいと思っております。

平成30年9月県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました平成29年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、平成29年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、平成29年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております平成29年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取り組みは一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算及び各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

なお、今回の決算審査に当たり提出されました決算に関する説明書等において、記載事項に誤りが見られました。今後はこのようなことがないように、資料の提出に当たっては、十分精査することを求めます。

まず、行財政運営等についてであります。

平成29年度は、県勢浮揚を目指した第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策などの5つの基本政策と、中山間対策や少子化対策の強化、女性の活躍の場の拡大を図る施策などを進めるとともに、新たに文化芸術とスポーツの振興を横断的な政策として位置づけて取り組んでいます。

決算状況については、歳入では地方譲与税が増加したものの普通交付税が減少し、歳出では補助費などが減少したものの物件費が増加したことなどから、経常収支比率は前年度からさらに上昇しており、自主財源が3割程度の脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要があります。

職員の確保については、獣医師を初め土木の技術職や薬剤師も不足しています。ついては、その原因をしっかりと分析し、人員を確保するために効果的な対策を検討するよう求めます。あわせて、人員の配置については、高どまりとなっている時間外勤務の状況を分析するとともに、現場の声を聞くなど各所属の現状を十分に把握した上で、適正な配置に努めるよう望みます。

職員の公務中の交通事故については、事故防止に向けた取り組みを行っているにもかかわらず、発生件数は高どまりの状態であります。ついては、これまでに発生した事故の分析を行い、原因を把握した上で、事故防止に取り組むことを求めます。あわせて、安全運転を支援する装置を公用車に導入することについても検討するよう求めます。

財務会計事務の処理については、監査委員からの指摘を踏まえ、さまざまな対策を講じていますが、依然として補助金や契約事務などにおいて基本的な処理の誤りが見られました。ついては、会計事務の基本を理解させる取り組みを

引き続き行うとともに、管理職員等のチェック機能の向上を図り、適正な業務の執行に努めることを求めます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

浦戸湾沿岸域における石油基地については、南海トラフ地震の発生時に石油の流出や津波火災のおそれがあることなどから、被害軽減対策が必要となっています。ついては、津波による瓦れき等と石油の拡散状況のシミュレーション結果を踏まえ、関係者との連携を図り対策を進めるとともに、引き続き事業者の負担軽減に向けた国への政策提言などにより、石油基地の耐災化を推進するよう望みます。

消防団については、災害の多様化、大規模化などにより、さまざまな役割が求められ重要性が増す中において、女性消防団員の活動の活性化が期待されます。ついては、機動性、操作性にすぐれた資機材の充実に向けた支援等を行い、女性が活動しやすい環境の整備を進めることで、地域防災力の強化を図ることを望みます。

次に、保健・福祉・医療対策等についてであります。

中山間地域における訪問看護については、人材のさらなる確保・育成と訪問看護ステーション等の収入の確保が必要です。ついては、高知県立大学に設置された寄附講座などの取り組みを引き続き積極的に進めるとともに、訪問看護ステーション等に対する支援制度の周知に努め、中山間地域における在宅医療提供体制の強化を図ることを望みます。

県内の自治体病院については、幾つかの病院で医師不足により休止している診療科があるなど、地域住民が求める医療の提供が困難な状況にあります。ついては、市町村における医師確保対策を効果的に推進するために必要な助言、支援を行うとともに、地域医療構想等の推進を

通じて各医療機関の役割を明確にした上で、地域医療の確保を図ることを望みます。

あったかふれあいセンターについては、県内の多くの地域で整備され、地域福祉の重要な拠点として定着していますが、看護師や理学療法士等の専門職の確保が難しい状況にあります。ついては、一般の職員が専門知識を習得できるスキルアップ研修の充実を図るとともに、専門職の派遣による支援をさらに進めることで、あったかふれあいセンターの機能強化を図ることを望みます。

高知いのちの電話協会による相談業務については、相談員の努力等により自殺者数の減少につながっていますが、相談員の確保・養成が課題となっています。ついては、人材確保に向けて、養成講座のPR方法を含めた今後の対応策を関係者と協議した上で、必要な条件整備について検討することを望みます。

次に、地域の振興等についてであります。

地域の産業振興については、地域アクションプランに位置づけられた事業などへの総合的な支援により着実に進んでいますが、地域の活性化を牽引する人材の不足が懸念されます。ついては、地域の意欲ある担い手を育成するため、人材の掘り起こしをさらに進め、関係機関が連携して支援に取り組むよう望みます。

地域産業クラスターの形成については、高知県の強みである第1次産業を核とした、第1次産業から第3次産業までの産業集積の支援を行っています。ついては、各産業間の連携を強め、各生産者・事業者の所得向上につながるようなクラスター化を図るよう望みます。

中山間地域の移動手段の確保対策については、県も支援を行い、各市町村に浸透してきていますが、中山間地域では高齢者のひとり暮らしがふえるなど状況の変化があります。ついては、市町村と連携して地域の声を聞き、利用実

態を確認し、市町村が実施する見直しに対する支援も行いながら取り組むよう望みます。

本県固有の文化の継承と活用については、高知県文化芸術振興ビジョンに基づいた取り組みが進められていますが、県内各地に引き継がれている文化資源を活用した、さらなる地域の活性化が求められます。ついては、地域における文化財等の保存、活用に向けて、関係部局間の連携強化を図るとともに、必要となる施策を検討することを望みます。

次に、商工業の振興についてであります。

事業承継については、さまざまな取り組みが実施されていますが、事業者等に対してのさらなる周知が必要であります。ついては、関係機関と連携し、機会あるごとに情報提供を行うなど、事業者等にその必要性の理解を促すとともに、円滑な事業承継が推進されるよう望みます。

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度については、労働者が働きやすい職場づくりを促進していく大切な施策であり、普及に向けてさまざまな取り組みを実施しています。ついては、働き方改革を推進し、高知県内の労働環境をよくするために、さらに認証制度を広め、多くの企業が認証を受けることができるよう支援することを望みます。

次に、観光の振興等についてであります。

インバウンド観光については、海外からの観光客に向けた、旅行商品の開発に対する支援などにも取り組んでいます。ついては、外国人が高知県のどこに魅力を感じているのかをしっかりと把握し、リピーターにつながるような旅行商品をつくるよう望みます。

よさこいプロモーションについては、県内のよさこいチームを海外へ派遣してPRを行うなど、よさこいを通じた交流が国際観光の推進の大きな要素となってきています。ついては、この新しい流れを大切に、2020年の東京オリ

ピック・パラリンピックに向けて、よさこいの国際化への取り組みをさらに充実させていくよう望みます。

地域観光の推進については、観光客の増加に伴い、トイレの不足や道路整備などの受け入れ環境が懸念されます。ついては、観光客への情報提供をしっかりと行うほか、必要な整備とあわせて、維持管理面も含めて、地元市町村や関係部局と協議検討しながら取り組むよう望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

農業の生産を支える担い手の確保・育成については、就農希望者の掘り起こしや新規就農者の確保・定着など、担い手不足への対策が喫緊の課題となっています。ついては、県、市町村、関係団体が連携し、一体となって取り組みを推進するとともに、予算を執行する際は事業の目標を達成できるよう、その都度必要な対策を進めていくなど、より一層の取り組みを求めます。

県産材の販売促進については、県外における展示会や商談会のほか、海外においても、韓国での展示会への出展や台湾のバイヤーを招聘するなど、販路拡大に向けて取り組んでいます。ついては、山元へ利益を還元し、持続可能な林業の発展につなげるためにも、県外での土佐材を使用した建築の促進に努めるとともに、CLTや内装材などの木製品の研究を進めるほか、海外における木材需要を把握するなど、さらなる取り組みの充実を望みます。

漁業の振興については、生産性の高い漁業への構造改革の推進や担い手の育成・確保、定置網漁業や養殖業への企業参入の促進など、さまざまな取り組みを行っています。ついては、本県の水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、危機感を持って、地域の漁業が継続できるよう、その方向性と施策をしっかりと示し、取り組む

ことを望みます。

遊漁船業等の振興については、利用客の拡大に向け、設備の整備や接客サービス向上などへの支援のほか、担い手の体制づくりにも取り組んでいます。ついては、漁業者と遊漁船業者等との調整を進めるなど、関係者で連携し、地域の漁村の核の一つとして担い手を育成するとともに、漁業体験だけでなく、周辺の観光施設を周遊し、地域に滞在してもらえぬ取り組みとなることを望みます。

次に、社会基盤の整備等についてであります。

高知県土地開発公社の所有していた土地については、公社の債務処理に伴い、県が管理を行うこととなっています。ついては、土地の売却や利活用の検討を進めるとともに、適切な管理が行われるよう望みます。

河川における水防活動については、水位計を活用した取り組みが行われているものの、災害時の連絡体制には課題もあります。ついては、河川への水位計の設置をさらに進めるとともに、その活用について市町村へ徹底し、住民への周知にも取り組むよう望みます。

県営住宅については、高齢者に優しい住宅の供給整備に取り組んでおり、ニーズが多い地域では満室に近い状態ですが、一方で空き室の多い県営住宅も存在しています。ついては、土砂災害の危険性がある地域の住民の入居など、県営住宅を有効活用できる方策を検討するよう望みます。

最後に、教育についてであります。

保育士の確保については、コーディネーターを配置し、潜在保育士と保育所等のマッチング事業を行うことにより、平成29年度は33名の雇用に結びついていますが、家庭支援、特別支援に対応するための保育士の配置は厳しい状況にあります。ついては、保育士の処遇改善に向けて引き続き国への政策提言を行いながら、過去

のアンケート調査結果も踏まえ、人材確保に取り組むことを望みます。

地域による学校支援活動の充実については、地域の方々が学校の教育活動を支援する取り組みや、それを担う人材の育成研修を実施していますが、地域によっては活動が停滞しています。ついては、引き続き活動の中心となるコーディネーターや支援にかかわる方の資質向上に向けた研修を行うとともに、支援活動の一層の充実を望みます。

いじめ、不登校、中途退学などの対策については、早期に個別対応を図るため、スクールカウンセラー等の配置や24時間体制での電話相談対応などを行っていますが、全体的に発生件数は減少していません。ついては、さまざまな問題の要因の分析、現状の把握に努めるとともに、スクールカウンセラー等の専門性の向上や関係機関との連携の強化を図り、対応するよう求めます。平成29年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、平成29年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております平成29年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分

利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行については不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が2億992万円余となっており、前年度に比べて9,172万円余減少しています。これは、事業化を断念した水源のさと石原「北郷」発電所の建設に係る費用などを減損処理したことで特別損失が増加し、総費用が増加したことなどによるものであります。

風力発電事業については、台風による機器の故障等により、計画どおりの収益を得ることができず、また水力発電事業については、豪雨の影響等により、例年以上に流木等の処理が必要となっています。については、近年台風や豪雨を初めとする異常気象が多発する環境となりつつあることから、今後は、そうした気象による経営への影響について考慮しながら、事業継続に努めていくことを望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が3,023万円余となっており、前年度に比べて1,749万円余増加しています。これは、過年度損益修正益の増加などにより総収益が増加し、給水費の減少により総費用が減少したことによるものであります。

鏡川工業用水道事業については、管路の大部分が耐用年数を経過するなど、施設の老朽化対策に取り組む必要があります。については、管路の更新には利用料金の引き上げが必要であるこ

とから、より一層丁寧に説明することで利用者の理解をさらに深めるとともに、長期的な視点に立った更新に取り組むことを望みます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損失1億7,079万円余となっており、赤字額は前年度に比べ3億764万円余減少しています。これは、医業損益の改善に加え、医業外収益の他会計負担金が増加したことによるものであります。平成29年度から平成32年度までを期間とする第6期経営健全化計画において、平成32年度までに黒字とすることを目標として掲げた経常損益は、計画初年度で計画額を1億9,431万円余上回っています。については、引き続き医業収益の向上や委託費の見直しなどによる費用の適正化に努め、さらに積極的に経営の健全化を進めるとともに、地域の中核病院として、急性期医療機能の充実や地域完結型医療の提供等の地域のニーズに応じていくよう取り組むことを求めます。あわせて、新たな医師の確保に一層努め、医療体制の整備を進めるとともに、医療事務作業補助者の専門性の向上や助産師等の確保により、医師や医療スタッフの負担軽減を図ることを望みます。平成29年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



採 決

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、345第23号議案及び同第24号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、345報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、345報第2号議案から同報第22号議案まで、以上21件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、以上21件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、副議長と交代いたします。

（議長土森正典君退席、副議長坂本孝幸君議長席に着席）



総務大臣感謝状並びに自治功労者表彰状の伝達

○副議長（坂本孝幸君） ただいまから、総務大臣感謝状並びに自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

初めに、総務大臣感謝状の受賞を御披露申し上げます。

このたび、地方議会議員として35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められ、土森正典君が総務大臣感謝状を授与されました。まことに御同慶に存じます。

これより、土森正典君にその感謝状をお渡しいたします。

感 謝 状

高知県 土森正典殿

あなたは35年以上の永きにわたり県議会議員として地方自治の振興発展に寄与され住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よってここに深く感謝の意を表します。

平成30年10月26日

総務大臣 石田真敏

おめでとうございます。（拍手）

次に、自治功労者表彰の受賞を御披露申し上げます。

このたび、全国都道府県議会議長会から自治功労者として、在職35年以上、土森正典君、在職20年以上、武石利彦君、同じく三石文隆君、同じく中内桂郎君、同じく米田稔君、以上5名の方々が表彰を受けられました。

なお、黒岩正好君におかれましては、在職20年以上に、西森雅和君並びに坂本茂雄君におかれましては、在職15年以上に該当いたしておりますが表彰を辞退されておりますので、念のため申し添えておきます。

これより、受賞者を代表していただきまして、

土森正典君にその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

土森正典殿

あなたは高知県議会議員として在職35年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

平成30年11月1日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。(拍手)

なお、武石利彦君、三石文隆君、中内桂郎君、米田稔君に対するものは、在職20年以上と記載されているほかは同文でありますので、御了承願います。

高いところからではございますが、一言お喜びを申し上げます。

このたび、土森正典議員におかれましては、昭和から平成へと目まぐるしく変化する中において、35年以上の長きにわたり、県議会議員として地方自治の振興発展と住民福祉の向上に尽くされた功績が高く評価され、総務大臣感謝状を授与されました。まことに御同慶に存じます。

またあわせて、土森議員におかれましては議員在職35年以上、武石利彦議員、三石文隆議員、中内桂郎議員、米田稔議員におかれましては議員在職20年以上という長きにわたり地方自治の発展に貢献されましたその御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。ただいまその感謝状並びに表彰状を伝達申し上げたところでございます。心からお喜び申し上げます。

どうか今後とも一層御自愛いただき、長年にわたる貴重な経験と豊富な知識を十二分に発揮され、県勢発展のために引き続き御尽力賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単ではございますがお喜びの言葉といたします。

まことにおめでとうございました。

知事から御祝辞をいただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

まず初めに、このたび、土森正典議員が高知県議会議員として在職35年以上に及び、地方自治の振興発展、住民福祉の向上に寄与されました御功績に対しまして、総務大臣より感謝状を贈呈されました。その長年にわたる御功績に対し、敬意を表させていただきますとともに、心からお喜びを申し上げます。

また、このたび土森正典議員におかれましては35年以上、武石利彦議員、三石文隆議員、中内桂郎議員、米田稔議員におかれましては20年以上の長きにわたりまして県議会議員として在職され、また数々の要職を歴任されますなど地方自治と県勢の発展に努めてこられた御功績によりまして、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました。皆様の輝かしい栄誉をたたえますとともに、心からお喜びを申し上げます。

今回、表彰を辞退されました黒岩正好議員、西森雅和議員、坂本茂雄議員を含めまして、皆様が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、10年に一度の経済危機と言われたリーマンショックを初め、東日本大震災や、同震災を契機とした災害への危機感の高まりなど、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大変大きな変化がありました。また、この間本県は、人口減少、少子高齢化のもたらす負の影響の克服に向けて、官民協働により産業振興計画を初めとするさまざまな政策に10年以上にわたり全力で取り組んでまいりました。その結果、各分野で地産外商が大きく進み、生産年齢人口が減少を続ける中においても、県経済は拡大する経済へと構造を転じつつあるなど、明るい兆しも見え始

めております。

このような中で、今回受賞された皆様方は、常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場に反映してこられましたことに心から敬意を表します。

今後、5つの基本政策とそれらに横断的にかかわる3つの政策に全力で取り組み、県民の皆様がそれぞれの地域で健康で将来に希望を持って暮らしていけますよう、県勢浮揚に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様方におかれましても、引き続き執行部に対しまして多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

どうか皆様方におかれましては、今後とも十分に御自愛なされますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

まことにおめでとうございました。

○副議長（坂本孝幸君） 次に、総務大臣感謝状並びに自治功労者表彰の受賞者を代表されまして、土森正典君から御挨拶があります。

（22番土森正典君登壇）

○22番（土森正典君） 今回、受賞されました皆様を代表いたしまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

このたび、私が長年にわたり地方自治行政に貢献したとして、総務大臣感謝状を授与されました。振り返ってみますと、35年という月日は、長いようで短いものでございました。

私が昭和58年4月に初当選をさせていただきましたときは、まだ高知県には高速道路が1メートルも整備をされておりました。35年たって、知事の提案説明にもありましたように、高

速道路も東西に延伸をし、いよいよ平成30年11月17日に片坂バイパスが開通いたしました。このことを見ましても、長い年月だったな、このように感じつつ、今まで支えていただきました皆様に関心から感謝を申し上げる次第でございます。

またあわせまして、このたびは、私を初め5名の議員が全国都道府県議会議長会から自治功労者としての表彰をいただきました。また、ただいまは、副議長そして知事から、本当に本当に御丁寧な、そして過分なるお褒めの言葉を賜りまして、恐縮しているところでございます。本当にありがとうございます。

私どもがこうして自治功労者として表彰を受けられますのも、ひとえに受賞されました議員の選挙区の皆様を初め、多くの県民の皆様、そして先輩・同僚議員の皆さん、知事を初め執行部の皆さんや報道関係の皆様方の温かい心からの御支援、御指導があったからと、そのように考えております。まことにありがとうございます。

そしてまた、我々は、今後県民のために何ができるのか、何をすべきか、こういうことを考えましたときに、この貴重な経験を生かして、県勢発展のために県民の皆様の声を聞き、そして県政に反映し、あるいはまた、高知県というこの自治体を国とともに発展させていくためには、我々の政策提言を国に対してしていく、こういうことも非常に大事だというふうに考えております。

また、私たちは、気持ちを新たに決意しながら、県民の皆様方に、頑張っていかななくてはならないという重い責任を感じておるところでございます。今後、執行部含めて知事とともにしっかりと議会活動をしていくことが我々の務めであると、このように感じているところでございます。

何はともあれ、こうして今回受賞したこの喜びはひとしおのものでありまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

終わりになりますが、こうしてここで、5名の議員が皆様の前で表彰を受ける喜びを感じつつ、今後人生の糧として頑張っていくことを決意し、お礼の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

○副議長（坂本孝幸君） 以上をもって、総務大臣感謝状並びに自治功労者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○副議長（坂本孝幸君） お諮りいたします。

明7日から10日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月11日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（坂本孝幸君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月11日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後0時2分散会

平成30年12月11日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第2号)

平成30年12月11日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第7号 平成30年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第8号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第9号 高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案
- 第10号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の

一部を改正する条例議案

- 第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 平成31年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第17号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第25号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第26号 県道窪川船戸線(岩土トンネル)防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員桑名龍吾君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

次に、第11号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、同委員会の勧告の趣旨に沿ったものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末257ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第26号「県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上26件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

16番依光晃一郎君。

(16番依光晃一郎君登壇)

○16番（依光晃一郎君） お許しをいただきましたので、自由民主党を代表いたしまして質問をさせていただきます。

本年10月28日に、天皇皇后両陛下をお迎えしての「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」が成功裏に終了いたしました。尾崎知事、水産振興部を初めとした県庁職員の皆様、また警備を担当された高知県警の皆様には、平成最後の三大行幸啓ということで、大変な注目の中、滞りなく行事を終えられたことに関しまして、心よりの感謝を申し上げます。

私は、明治改元150年という節目の年に高知県で開催されたこの大会は、高知県民にとって大変名誉なことであったと思います。昨年も、大政奉還150年ということで、なぜ土佐から多くの志士が輩出され、新たな時代を切り開くことができたのかについて、12月議会一般質問で述べさせていただきました。

要約すると、谷泰山先生が実証的な歴史研究の中で皇室と幕府の二重権力の関係について解説し、その学問が後に天保庄屋同盟という生まれながらの上下の身分を否定する民主主義の原点を生み出し、ジョン万次郎先生が伝えた西洋の民主主義思想とまざり合うことで、新しい社会のあり方を明確にイメージできたからこそ、明治維新、自由民権運動に多くの人材を輩出することができたのだという趣旨でした。

加えて、太平洋に面した土佐だったからこそ、ジョン万次郎先生がアメリカに渡ることになったのだとすれば、豊かな高知の海が明治維新を呼び込んだとも言えます。

あと数日で平成30年が終わり、5月からは新元号に改まります。新たな時代を切り開くのは、やはり課題解決先進県であるこの高知であるべ

(注) 64ページに出席報告あり

きだと思えます。土佐の先人に倣って、新しい時代を切り開くべく、今議会も質問をさせていただきます。

まず最初に、沿道での奉迎など、多くの県民が参加した全国豊かな海づくり大会の感想について知事にお聞きをいたします。

次に、現代の最大の課題である人口減少問題についてお聞きをいたします。幕末の課題が西洋列強からの脅威であったということには、誰も反論できないと思えますが、現代の最大の課題が人口減少問題だということについて、世の中の合意がとれているかといえ、そうではないように思います。

内閣府の平成29年版高齢社会白書によれば、日本の人口は、今から37年後の2055年には9,744万人となります。高齢化率は38%。さらに、ゼロ歳から14歳までの子供の総数は1,012万人、その率は10%とされています。危機的な状況をわかりやすく説明するために1学年に直すと、1,012万人を15で割って、1学年が67万人となります。団塊の世代は1学年大体268万人なので、子供の数が約100年で4分の1になるということになります。ちなみに昨年は94万6,000人、一昨年は97万7,000人と、2年連続で100万人を割り込みました。

高知県の出生数の推移を見てみると、過去3年で、平成29年が4,837人、28年が4,779人、27年が5,052人となっています。加えて、合計特殊出生率の3年の推移は、平成29年が1.56、28年が1.47、27年が1.51となっています。

子供の数が減ってきているということは多くの方が実感していると思えますが、小学校の入学時である6年後、あるいは高校進学時の16年後という近未来の数字を把握しているのでしょうか。ことしの3月に高知県の高校を卒業した生徒の数は、全日制、定時制を合わせて6,151人です。では、昨年生まれた子供たちが全て高校に進学

するとして、今よりどれくらい少ない学年になるのでしょうか。答えは、平成29年生まれは4,837人ですので、1,300人も少ない学年となります。

現在、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の議論が進んでいますが、ことし生まれた子供たちが高校生になる16年後に、郡部高校の存続や私立高校が今の規模で経営が成り立つかなど、考えることが少し怖くなるような未来がすぐそこに迫っています。

人口減少問題については、これまで高知県だからこそその危機感を持ち、あらゆる角度から取り組んで、出生数、合計特殊出生率も上がってきていることは承知をしております。しかし、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に示した目標である、2040年までに合計特殊出生率2.07、2050年に出生率2.27の達成のためには、高知県だけの取り組みでは難しく、国の考え方を抜本的に変える必要があるのだと思えます。

例えば少子化に関する平成27年度の県民意識調査結果を見ますと、理想の数だけ子供を持たない理由として、経済的な理由が大多数となっております。有識者などの意見を調べてみますと、児童手当について、現在月額1万円から1万5,000円の金額を10倍にすべきだという意見や、あるいは第1子が生まれた時点で1,000万円給付という話など、子育て世代への給付の拡大という意見が多く見られます。

国が、直接的なお金の支援なのか間接的な支援なのかは別にして、安心して子供を産むためにもっと予算を投入すべしという議論は、幕末と同じ気迫を持って日本を救うための議論として、高知県がリードすべきではないかと思えます。

高知県は少子対策課という担当課をつくり、また尾崎知事は、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、国へも提言した御経験からも、人口減少問題とい

う幕末以来の課題、とりわけ少子化の現状について深く考えてこられたと思います。

そこで、少子化対策について、大政奉還のごとく政治体制をひっくり返すくらいの、150年に一度の策を国に要望すべきと思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、出入国管理法改正法案についてお聞きをいたします。先ほどからも話をさせていただいている人口減少問題は、日本の人口構成を逆ピラミッドに変えました。そして、人口構成の大きい世代が定年退職することにより生まれた労働者不足は、若い世代だけでは埋めることができず、大きな社会問題となっております。

そうした中、定年延長や女性の社会進出などに加えて、外国人労働者によって労働者不足を補おうとする出入国管理法改正法案が、今月国会で成立しました。

大きな流れとしては、高知県にも外国人労働者がふえていくことは間違いありません。現在でも、農業分野を中心に受け入れが進んでおり、外国人労働者の労働力なしには農業経営ができないところが多くあります。

今後、外国人の労働者がさらにふえるのであれば、受け入れ農家・組織のフォロー体制や外国人労働者の方々への日本語教育サポート、社会保障制度や生活支援など、外国人労働者にとって働きやすい高知県にするために、県としての支援体制をつくっていただきたいと思えます。

そこで、高知県として新たな出入国管理法改正に対してどのような姿勢で取り組み、市町村への支援をどう考えているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、外国が近くなった高知においてこそ、伝統文化の継承について意識すべきという観点で質問をさせていただきます。高知県はここ数年で外国とのかかわりが大きく広がり、身近に

なつたと感じています。先ほど述べた外国人労働者のことに加え、外国の方々に高知のものを売ったり、あるいは観光客として来てもらうなど、ビジネスとして成り立つ環境が整ってきたのです。また、教育の分野でも、バカロレアや小学校の英語教育など、国際化に向けた準備も進んでいます。

私は、外国が近くなったからこそ、高知独自の文化や伝統を改めて大事にし、高知県の魅力として世界に発信していただきたいと思えます。

しかし、伝統的な生活様式は時代の流れの中で廃れていき、外国人観光客から人気の棚田の風景や日本建築が美しい里山は、過疎・高齢化により失われていっています。

こういった魅力は、行政が補助金で単純に支援すればよいというものではなくて、新たな価値を見出せる人材を活用することによって、新たなビジネスとして再生すべきと思えます。外国人観光客に喜んでもらえる高知らしい風景を、自然・体験型観光に位置づけたり、外国人観光客に喜ばれる民泊事業を立ち上げたりという事業です。

新たなビジネス、新たな起業家の活躍には、産学官民連携・起業推進課のKOCHI STAR TUP PARKなどが支援しています。

また、ことしからは、文化芸術を観光振興や産業振興に生かせる人材育成ということで、アートビジネス講座を開催しており、この取り組みにも大変期待をしております。

私は、伝統的な文化や芸術を残していくためには、これまでと違った存在意義を生み出し、新たな顧客を獲得していくようなことが必要だと思います。すぐに成果があらわれるものではないかもしれませんが、外国人観光客へのアプローチなど、昨年策定された高知県文化芸術振興ビジョンにより取り組んだこれまでの手応えと、今後に向けた決意を知事にお聞きいたしま

す。

今月6日午前1時40分ごろ、室戸岬の南南東約100キロ地点で、アメリカ海兵隊岩国基地所属の空中給油機KC130とFA18戦闘攻撃機が接触し、墜落しました。また、2年前の平成28年12月7日にも、FA18戦闘機が土佐清水沖約102キロ地点で墜落するという事故がありました。

県は、今回も米軍機事故についての原因究明や再発防止に関する要請文書を、防衛省や外務省に対して早速提出したと聞いていますが、これまでに高知県が把握している情報と事故後の対応について知事にお聞きをいたします。

次に、管理型産業廃棄物最終処分場についてお聞きをいたします。高知県は、昨年6月よりエコサイクルセンターの後継となる最終処分場の候補地について選定作業を始め、客観的、科学的かつ透明性のあるプロセスにより3カ所に絞り込みました。そして、須崎市神田、香南市香我美町上分、佐川町加茂の3カ所について、住民説明会やエコサイクルセンターの見学会などを通じ、説明を重ねております。

私は、管理型産業廃棄物最終処分場は重要なインフラ施設であると認識しております。また、早ければ2022年9月には満杯となると試算されていることから、空白期間なく整備すべきだと思います。

高知県は、住民からのさまざまな不安の声に答えるべく、1、地形や地質に関する調査、2、水に関する調査、3、候補地周辺に関する調査、4、南海トラフ地震による津波の影響に関する評価の4点の項目について検討し、佐川町加茂が最も有力であるとの考えを、今議会の知事提案説明により表明しました。

私は、これまでの県の丁寧な取り組みに対して大いに評価をしております。

そこでまず、知事が提案説明において説明した3カ所の候補地の中から、なぜこのタイミン

グで1カ所に絞り込むことが適切であると考えたのか、知事にお聞きをいたします。

また、高知県は、佐川町加茂において進入道路を新設する案を有力としている理由として、施設整備による生活への影響が最も小さく、地震による津波の影響もないこととしています。

県は、住民生活へのさまざまな影響をどのように把握して3カ所の比較を行ったのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

また、候補地に選定された3地区での住民説明会やアンケートでは、さまざまな御意見が寄せられたことと思います。また、今回の絞り込みにより有力とされなかった2市についても、しっかりと県の考え方について説明する必要があると考えます。

知事からは、住民の皆様の御意見には3市町間で大きな差があるとは言いがたい状況との説明がありましたが、それぞれの地域でどのような意見が寄せられたのか、また県として地元の皆様の受けとめをどう捉えたのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

また、建設予定地の決定に向けては、施設整備における不安の解消に一層努め、地元の理解を得ることが最も重要であると思います。

今後、この施設を地元を受け入れていただくためにどのような進め方で取り組んでいくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、よさこいについてお聞きをいたします。

高知県は、2020年オリンピックの開閉会式に、よさこいの演舞を披露することを目的に、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会を立ち上げ、機運を盛り上げてきました。ことし7月には、開閉会式総合統括に狂言師の野村萬斎氏が発表され、演出についても今後議論がなされると思います。

私は、オリンピックでのよさこい演舞は絶対に実現させていただきたいし、ソーラン・どま

つり系と言われるチームだけで演舞したとしても、私は成功だと思っております。しかし、この私の意見に対して、あれはよさこいではないとの反論が出ることも予想されます。

現在、高知新聞では「よさこいの「かたち」高知65年目の夏」という連載が続いていますが、第5部の「2020年に向けて」という一連の記事では、名古屋・につぼんど真ん中祭り、津市・安濃津よさこい、京都・龍馬よさこいの関係者が、それぞれの思いを熱く語っておられます。

こういった情熱を持った方々がなぜ全国にいるのかといえば、28年前に北海道でY O S A K O I ソーラン祭りをやりたいと学生が言ったときに、それはよさこいではないから協力しないということではなく、おもしろそうじゃないかと協力した高知県民が多くいたことがルーツです。

特に私の地元香美市は、県内で唯一、よさこいを通じた姉妹都市交流の歴史を持つ町です。28年前に北海道の大学生をサポートした縁で、北海道の積丹町と今でも交流を続けています。詳しい話は、平成26年2月定例会予算委員会で触れましたので、多くを述べませんが、ソーラン・どまつり系の祭りとは、高知のよさこい祭りを結びつける役割が私なりに果たせればと考えております。

そんな思いの中、オリンピックに関連した全国的な連携を今後につなげていくために、よさこい祭りの無形文化財指定をとという話が、龍馬よさこい実行委員会の木村隆比古さんからありました。来年には、文化財保護法改正法案が施行され、文化財の活用についての議論が活発化することが予想されるタイミングでもあり、すばらしい御提案だと思えます。

では、国や県の無形文化財に指定されることによって何がかわるのか、それは、よさこい祭りが、文化的な価値を持つ、日本を代表する祭

りとしてのお墨つきが得られ、全国のよさこい系の祭りの維持・発展にも資する取り組みになるということです。

よさこい祭りは、その祭りの持つエネルギーから過去の高知県においても、騒音への苦情や若者を非行に走らせるあしき祭りだなど、よさこいへの規制についての議論がありました。全国のよさこい祭りも同じような経験をしていると聞きます。

しかし、そもそも法令による規制はよさこいにはなじまないし、そうではなくて、よさこい祭りは日本の伝統にルーツがあり、日本文化の継承という矜持によって間違った道に進まないというルールづくりを確立すべきだと思います。日本文化にルーツがというのは、よさこい節という伝統ある楽曲であり、また日本舞踊にルーツを持つ振りつけのことを言っています。

そんな折、正調よさこい鳴子踊りについてしっかりと学び直そうという機運が盛り上がり、当時の振りつけがどのように変遷したかについて御存じの若柳由喜満先生によって、勉強会が開催されました。その勉強会では、現在の正調鳴子踊りができるまでの経緯や、一つ一つの振りつけにどういった意味があるのかなどが明らかにされ、勉強会に参加されたよさこいに深くかかわる面々も、改めてよさこいの奥深さに感動しました。

そこで、高知県は、全国に、そして世界に広がるよさこい祭りについて、生みの親である母なる土地として、よさこい祭りの維持・発展のため、無形文化財の指定に向けて積極的にかかわっていくべきだと思うが、知事にお聞きをいたします。

私は、高知県のよさこい祭りは今後も永遠に続いていかなければならないし、全国のよさこい関係者がいつまでも聖地巡礼で訪れてもらえるような安定的な祭りの運営体制づくりは、高

知県の使命だと考えております。

しかし、よさこい祭りの運営は限界に来ているのではと感じます。ことしの象徴的な出来事としては、菜園場商店街と愛宕町商店街が踊り子チームの出場を断念しました。2つの商店街は、競演場の運営は維持していただきましたが、今後も商店街の皆様方だけに頼りっ放しというのは無理があるのではと思います。むしろ、よさこい祭りは高知県の祭りだということで、県が積極的にかかわることも必要ではないかと考えるところです。

他県の事例では、どまつり50年構想を宣言した名古屋のにつぼんど真ん中祭りの運営が、全国的に注目されています。その運営は、コミュニティづくり、人材育成に力を入れており、祭りを通じて新たなリーダーを毎年毎年生み出す人材育成プログラムとなっております。どまつりのコンセプトでは、参加するチームのリーダーが、活動する地域のコミュニティの核となり、地域活性化にも貢献してもらうことを期待しています。つまり、地域活性化のためにチームをつくり、チームの運営そのものが人材育成プログラムとなり、そこで学んだ経験が地域コミュニティに還元されるという仕組みです。また、大学生がスタートさせた祭りであることから、メインステージは、今でも学生委員会が代わりしながら運営しております。

高知県においては、追手筋本部競演場は商工会議所、それぞれの競演場は地元の商店や住民の方々が担っており、新しい担い手を確保していくことは容易ではありません。

高知県として、どまつり方式の全面的導入は難しくとも、よいところは取り入れながら少しずつ変えていくことも必要だと思います。

また、商店街の活性化こそが競演場の活性化だという観点からは、新しい店主の誘致が不可欠ですし、地域のコミュニティの再生とい

う意味では、小中学校や高校との連携などもできないかと考えるところです。

過去には、移住支援併設型・空き店舗改修事業という提案や、ホーム商店街協定という提案をさせていただきました。最近思いついたことでは、高知県の競演場は、他県の皆さんから見ればそれぞれ魅力的であることから、商店街としてのグッズなどを用意して、ふるさと納税やクラウドファンディングなどで資金集めをして、その資金で運営についての負担軽減が図れないでしょうか。また、KOCHI STARTUP PARKやココプラとの連携など、商店街の新たなビジネスも生み出されればと思います。

本年4月には、競演場、演舞場の維持・発展を初め、よさこい祭りを未来へ継承することを内容とした、よさこい祭りの日宣言を、高知県、よさこい祭振興会、よさこい祭り競演場連合会、高知市観光協会、高知市で行いました。

そこで、各競演場の運営強化について、県を初め宣言した団体で構成する組織体において検討するお考えはないか、観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、よさこい祭りやよさこい踊りの学習の状況についてお聞きをいたします。よさこい祭りを100年、200年と残していくためには、高知県の子供たちによさこいに触れてもらう機会をふやすことが重要です。高知県内には、よさこい踊りを披露する祭りが幾つかあります。香美市においても、土佐山田まつりや湖水祭で子供会などのチームが踊りを披露しております。

しかし、高知県内には、よさこい鳴子踊りはテレビでは見たことがあるけれど、実際に踊ったことはないという子供たちがふえているのではと感じるところです。

私は高知県の子供たちは、義務教育の期間によさこい祭りやよさこい鳴子踊りについて学習し、学校内にとどまらず、地域の祭りやイベン

トで披露する機会を持つことが必要だと考えております。この経験は、県外に出て進学や就職をしたとしても、高知のルーツに誇りを持ち、将来的には高知県に帰って働こうという意欲にもつながるのではと考えるところです。

私は、よさこい祭りやよさこい鳴子踊りは、高知県の子供たちにとって、郷土を愛する心を育むよい教材であると思いますが、高知県内の小中学校では、よさこい祭りやよさこい鳴子踊りについての学習をどのように行っているのか、またその成果をどのように発表しているのか、地域ごとの具体的な取り組み状況について教育長にお聞きをいたします。

次に、よさこい鳴子踊りの教材についてお聞きをいたします。高知県のよさこい文化を子供たちにしっかり教えるためには、教材の整備が必要です。しかしながら、よさこい鳴子踊りの教材に関しては、学校現場で使えるものが少ないのが現状です。

一方、よさこいの原型とも言える正調よさこいについては、実は幾つかのバリエーションがあり、どれが本当の踊りかということに関して結論が出せない状況が続いていました。このことに関して朗報とも言えるのが、先ほども触れた、よさこいを無形文化財にという運動の中で、若柳先生の解説によるよさこい鳴子踊りのルーツや振りつけの意味など、これまで余り深掘りされていなかったことも含め、教材化ができる環境が整ってきました。

学校現場で使える教材ができれば、高知県の子供たちへのよさこい文化の継承だけではなく、バカロレア教育や交換留学で、海外で日本文化を紹介する機会がある学生への事前学習にも有効であると思います。加えて、JICAの青年海外協力隊事業などにおいて、この教材を利用することで、日本語学校などを通じてよさこい文化を海外へ広めることにも活用できるのでは

ないかと考えるところです。

そこで、高知県で、国際交流などにも貢献できる、日本文化、土佐文化を学べるよさこい鳴子踊りの教材を作成してはどうかと考えるが、教育長にお聞きをいたします。

次に、よさこい鳴子踊りを通した人材育成についてお聞きをいたします。さきにお話しした高知新聞の連載では、過去に南海中学校が生徒たちでチームをつくり、よさこい祭りに参加したという事例の紹介がありました。南海中の生徒たちは、行政の補助金がなくなって、よさこい祭りへの参加を断念するかの決断に迫られたときに、自分たちで参加を決め、鳴子を手づくりし、地域の人たちに協力を要請しながらお金を集め、本番を迎えたというエピソードでした。

先ほど、正調鳴子踊りを教えるための教材づくりについて質問させていただきましたが、学校現場でやるべきは、正調鳴子踊りをそのまま踊るということではなく、いかに自分たちのチームとしてアレンジするかを考えさせ、やる気を呼び起こすような授業でなければ意味がありません。よさこい鳴子踊りをなぜ学校現場で学ぶかといえば、例えば高知市のよさこい祭りや、香美市であれば土佐山田まつりに出場するためにチームをつくり、どういった振りつけや曲で踊るのかを考えさせ、仲間と協力して出場するというその一連のプロセスに高い教育効果があるからです。

2020年には、全国高等学校総合文化祭が高知県で開催されますが、全国の高校生を高知県内の高校生がよさこい鳴子踊りでもてなすというようなことができないかと思います。

そこで、よさこい鳴子踊りのチームづくりを通した活動には、郷土愛を育むとともに、生徒の自主性を育てる教育的な効果があると思うが、その活動の効果をどのように考えているのか、また子供たちの活動成果を披露する機会として、

2020年に本県で開催される全国高等学校総合文化祭で披露することができないか、あわせて教育長にお聞きをいたします。

次に、よさこいに関する研究支援についてお聞きをいたします。よさこい祭りは全国に、そして海外に広がり、これからも拡大していくことが想像できます。このエネルギーは何なのか、また全国のよさこいはどんな経緯で広がったのか、海外での広がりはどうかなど、興味は尽きません。これまでも多くの大学生が卒業論文のテーマとして取り上げましたが、今後もよさこい研究については盛り上がっていくのではと思います。

私は、よさこい祭りについて、高知に来れば全てのことがわかるというような資料の展示について、新たに開館したオーテピア高知図書館に期待するところです。現状でもよさこいコーナーをつくっていますが、私は、全国のよさこいに関する資料を集め、よさこいにかかわる研究者が必ず訪れるような図書館として磨き上げていただきたいと思います。

また、よさこい期間中は、1階のエントランスホールが開放されていますが、よさこいに関する文献が充実していることを全国から来られた方がわかるような紹介コーナーを設けることで、別の機会に泊まりがけで研究に訪れる方を呼び込むこともできるのではと思います。

そこで、オーテピア高知図書館のよさこいコーナーについて、よさこいに関する文献を全て網羅した特別コーナーへと強化するお考えはないか、教育長にお聞きをいたします。

次に、林業の振興に関連してお聞きをいたします。

高知県は、林業の振興なくして中山間地域の再生なし、中山間の再生なくして地方の活性化なしというキャッチフレーズで、林業を高知県政の中でも重要なものとして取り組んでいます。

私も同様の思いで、林業にかかわる森林組合や製材所、大工や左官など建築にかかわる方々、また建具屋さんや家具職人など、高知県の木に関する仕事をされている方々が、今後も生活をしていけるような地域づくりのお手伝いできればと思っています。

さて、私は来年が林業にとってとても重要な年だと考えております。それは、国の仮称森林環境譲与税と森林経営管理法のスタートを追い風に、高知県の林業を力強く成長させられるのではと考えているからです。

簡単にそれぞれ説明すると、森林環境譲与税は、市町村に森林整備や人材育成、木材利用の促進などに使える予算が配分され、森林経営管理法は、手入れができていない森林について、市町村がかかわって事業者へ委託したり、管理できるというものです。

これまで林業が低迷したのは、安い外国材などの輸入により木材価格が低下したことで、木を切っても利益を生まないということが理由です。そして、このことから山主が関心を失い、手入れが進まないまま荒れ放題となっている山がふえ続けています。

そのため、林業の再生には、木を切って利益が出る仕組みづくりが必要です。特に本日はA材という、本来住宅に使われるべき一番価値の高い木の需要に関して議論させていただきたいと思います。

高知県にとって、A材が高く売れないというのは課題で、さきの9月補正では、県内中小製材業者に対してJAS認定の取得を目指した、製材品高品質化調査委託費が承認されました。私は、この高品質化というのは世の中の流れで、必要なことだと思います。また、高知県の水系ごとに製材所があるという状況も大切です。

しかし、四万十川、仁淀川、吉野川の水系では、それぞれ認定された製材所がある中で、物

部川水系だけは認定された製材所がありません。私の住む香美市では、森林組合が2つある林業が盛んな地域でありながら、製材所の存続には不安があるというような状況です。

ウッドマイルズという、木材を輸送するエネルギーを削減して、地球温暖化を防ぎ循環型社会の構築を目指すという考え方からすれば、香美市の2つの森林組合で切った木が、より近い製材所でJAS認定がとれるというようなことが望まれますが、高知県はどういった姿を描いてJAS認定工場となるよう支援していくのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、今後の製材所の経営に資する建築士との連携についてお聞きをいたします。これまでの製材所は、地元の大工さんとの連携の中で、建築用材を中心に利益を上げてきました。しかし、時代の流れの中で、大手ハウスメーカーが外国産材を使って家を建てたり、あるいは建築士が地域の実情を余り考えず設計をすることで、地域で家が建つものにもかかわらず、地元の製材業者が木を供給できず、涙をのむという状況となっています。香美市においては、4つの製材事業者全てに後継者がいない状況です。

こういった状況をどうやったら解決できるかといえば、地域の需要に関してしっかりと木を供給して、利益が出せる仕組みをつくるということに尽きると思います。

例えば公共工事においては、地元産材を地域の製材所がひいて用意できることが重要です。香美市においては、集落活動センターを建てる際に、1キロしか離れていない製材所からの木が使えずに、地域外の製材所を使ったという事例がありました。この件は調べてみると、必要な材木が期日までに調達できないことから、よその製材所から材木を買ったということでした。

公共工事においては、仕様書によって工事に使用される材料について指定できるのですが、

高知県産材という指定であれば、香美市外の木を使ってもよいですし、別段問題ないように思えます。しかし、地域に製材所を残すという意味では、香美市産材を香美市の製材所で加工したものというような形で発注していただきたいと思うところです。

ただ、前提は、公共工事であれば、設計者が決まった段階で、必要な材木の規格と数量がきちんと製材所や森林組合などの事業者に伝わるのが重要で、そうでなければ期日までに納入することが困難となり、建物の完成がおくれることとなります。

建築士は、ただ建物をつくれればよいというのではなく、材木の調達など、地域のこと考えた設計をすることが今後は重要です。

また、地域の製材所が売り上げを伸ばせないのには、在庫がないために注文に応じられず、売り上げを上げられないという現状があるので、はとも考えております。

製材所にとっては、材木をストックすることは、現金化が遅くなる分、資金繰りに影響があり、また保管のための経費もかかります。しかし、災害が頻発しており、将来の南海トラフ地震への備えとして、応急仮設住宅を建設するための材木の備蓄を市町村が計画し、その備蓄を地域の製材所に委託するというのは、十分に意味があることではないでしょうか。

ことは台風や豪雨の影響で、応急仮設住宅が全国的にも建てられました。私の知り合いの大工さんは、総社市に手伝いに行っていたのですが、板倉建築という日本の伝統構法による仮設住宅を建てたそうです。この仮設住宅は、一般社団法人日本板倉建築協会が建てたもので、東日本大震災時に建てられた福島県いわき市の仮設住宅26棟、52戸を移築再利用したものだということです。また、隣県の大洲市と西予市では、164戸の木造の応急仮設住宅が建てられてい

ます。

高知県でも、いざ南海トラフ地震となれば、仮設住宅の建設は不可避ですし、被害に遭った近県に対して、ストックした材木を送るというような支援もできるのではと思います。また、こうした取り組みは、ふだんの地域の製材所における一般流通材のストックにも資するものと考えます。

例えば木造住宅の建築による一般流通材の需要拡大を図ることにより、流通在庫としてストックすることも可能となります。そのためには、まずは地域の製材所と建築士が連携し、地域の一般流通材による木造住宅が建築される仕組みづくりが必要と考えています。

そこで、地域の製材所と建築士が連携し、地域の一般流通材を使った木造住宅の普及促進の仕組みができないか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、地元材利用に向けた仮称森林環境譲与税の活用についてお聞きをいたします。林業、木材産業から工務店なども含めた地域産業の振興を図るためには、地域の山で生産した原木を地元の製材事業者がひいて、その地域の材を使って建築することが重要だと考えます。

そこで、来年度から市町村に配分される仮称森林環境譲与税を活用して地域の木材利用を進めていくためには、どのようなことが考えられるのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、大工の技術の継承についてお聞きをいたします。私は、高知の魅力的な景観は、高知県の強い日差しや台風などから家屋を守り、高温多湿の季節にも快適に過ごせる、すぐれた伝統的木造建築の家々が貢献していると思っております。

そんな高知独自の家々は、先ほども述べたとおり、大手ハウスメーカーの進出などにより、

新たに建設されることはまれで、国勢調査のデータでは、大工、とび職、ブロック積・タイル張従事者、屋根ふき従事者、左官という一般住宅にかかわる職人の総数は、平成12年に8,347人だったのが、10年後の平成22年で4,620人とほぼ半減し、技術を持った大工を初めとする職人は数を減らしております。

大工の技術が生きる伝統構法というのは、真壁といって木の美しさが目に見える工法です。昔の方は木の美しさなどを見る目があり、美しい木目の柱を見て大工の技術を評価してくれましたし、職人の賃金も高かったのだと思います。

一方で、大手メーカーの大壁は、軸組工法とはいえ、柱などの木がボードに隠れて見えず、付加価値の高いA材の需要には結びつきません。

若い女性などが古民家のカフェなどで木の美しさを評価してくれていることは、希望ではありますが、新築の伝統的木造建築物が建たない現状では、古民家を維持しながら技術を守っていくことがやっとなです。

南海トラフ地震に備えて建設業の活性化プランがつくられ、建設業が守られているのと同じように、一般住宅に関する職人の仕事をつくっていくことも、いざというときのために重要ではないかと考えます。

そこで、高知の伝統的な職人の技術を残すためにどういった支援があるのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、気候風土適応住宅の認定のガイドラインについてお聞きをいたします。私は、平成27年に制定された、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律については、大手メーカーにとって有利な工法となり、伝統的な技術で仕事をしている大工にとっては、非常に厳しい法律であると感じております。世の中の流れとして、環境に優しい家とは、気密性が高く、暖房

や冷房で温度調整をするというもので、日本の伝統的な、風通しをよくし、夏の日差しを遮る深いひさしなどというものは無視されました。また、効率よく気密性を高めるには、柱が見えない大壁の家となり、結果、A材のようなよい木の需要を減らす結果となります。

ただ、附帯決議において、戸建て住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討することとされたことを踏まえ、高知県では建築士会や住宅課の皆さんで、伝統構法や大工などの職人に配慮した形で議論を進めていただいているということで、頼もしく思うところです。

そこで、高知県における附帯決議に関する議論について土木部長にお聞きをいたします。

次に、森林整備に関することについてお聞きをいたします。仮称森林環境譲与税の本来の目的は森林整備であり、森林経営管理法を活用して効率的に森林整備が行われることが望まれます。

私は、森林整備について効果があるのは航空レーザ測量だと考えていて、平成27年2月定例会でも取り上げ、森林経営計画策定を効率化し、森林組合などの事業者の負担軽減を図る取り組みとして御質問させていただきました。答弁としては、航空レーザ測量、ドローンによる森林測量など、新しい技術に対する知見の習得に努め、活用方法などを検討していきたいということで、現在その活用が検討されていると思われま

す。現在、先進地では地籍調査などへの活用はもちろんです。収益を上げる山にするための森林整備という観点で、航空レーザ測量が活用されています。収益性を最大限に高めるために、どういう管理計画を立て、どういう路網を整備すれば収益が上がるか、また伐採前にシミュレ

ーションをして事前に収益を予測するなどの活用方法です。

私は、先月山形県の金山町森林組合にお伺いをいたしました。航空レーザ計測による林業成長産業化に向けたICT林業という内容でお聞きをしたのですが、航空レーザ測量によって得られる情報である航空写真、赤色立体地図、レーザ林相図の3つについて、具体的な活用方法をお聞きしました。

赤色立体地図というのは、簡単に言えば木のない裸の土地のデータで、立体模型のように見える図面です。この図を見れば、山に降った雨がどのように流れるかや、作業道をどのようにつけば効率的で壊れにくいかなど、素人でも直感的にわかるものとなっています。

レーザ林相図は、木の位置、木の高さ、木の太さ、材積について1本ずつあらわします。誤差は、20メートル掛ける20メートルの400平方メートル当たり、高さは1.2メートル、太さは2センチ、本数で1.5本ということで、驚異的な精度です。こうして得られた高い精度の資源情報を使い、業務の効率化と生産性の向上を実現しています。例えば路網計画の集材範囲に入る杉の本数は3,000本、A材はこれだけの量がとれる、B材はこれだけの量というように、種類ごとの木の量が事前にわかるため、バイオマス用にこれだけ売れて、これだけの売り上げが上がるというように、収益を事前に計算できるのです。

この航空レーザ測量について、高知県と市町村、そして森林組合連合会が合同で、高知県の山林全てを計測できないかと思えます。概算費用は、高知県の私有林面積約46万9,000ヘクタールに要する航空レーザ測量経費と、杉、ヒノキ等の人工林面積約29万5,000ヘクタールの森林資源解析に要する経費を合わせて、17億8,000万円程度になると見込まれています。

このデータは、林業で使う場合は15年に1回

のサイクルで回すべきということですが、林業だけではなく、土木事務所や地籍調査事業、災害復旧事業の早期着手支援など、県庁横断的に活用できるデータです。

そこで、林業はもちろん、市町村や県庁各部署でも活用できる航空レーザ測量によるデータ収集について、高知県の山林全域での測量を行うてはどうかと考えるが、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、森林管理に関する情報技術の現場活用についてお聞きをいたします。さきの金山町森林組合の事例では、ICT技術の導入ということで、タブレット端末を用いてデータの収集と共有を実施し、森林GISとの相互連携により、労務管理などでも高い生産性を上げています。また、ドローンとGIS情報の連携により、木の伐採後の状況の把握などについて、作業時間の大幅な短縮なども実現しました。

印象に残ったのは、自前でシステムをつくるのではなく、例えば農業などで使われているスマートアプリなどを活用して、費用対効果と技術革新、バージョンアップを意識しながら独自に工夫しているというお話です。

そこで、高知県の森林管理に関するICT技術の利活用の状況と今後の取り組みについて林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、林地台帳についてお聞きをいたします。森林整備についての課題は、森林所有者の把握と境界の確定です。このことについては、市町村が森林所有者や境界情報を一元的に取りまとめ、林地台帳を作成することとなっています。

このため、県では、市町村にかわって林地台帳の原案を作成し、市町村が林地台帳共有システムを活用することで、この4月から林地台帳制度の運用が始まったとお聞きしています。

しかし、多くの市町村では、林務に携わる職員は限られており、林地台帳共有システムの操

作にふなれなことから、林地台帳の情報を十分生かし切れていないのではないかと懸念するところです。また、森林所有者情報については、相続の発生などにより森林所有者が変わるたびに更新する必要がありますが、市町村のマンパワー不足により、更新に支障が生じる場合が考えられますので、林地台帳の円滑な活用や森林所有者情報の更新には、県による市町村の支援体制が必要であると考えています。

そこで、市町村における林地台帳の効率的な活用と更新を進めるための県の支援について林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、災害復旧に備えた市町村の森林管理についてお聞きをいたします。森林経営管理法では、管理されていない山林に関して、市町村がかわって管理することができることとなっております。

このことにより、これまでは所有者と連絡がとれないことで効率的な路網がつかれず、非効率な森林管理だったのが、市町村が所有者にかわって路網整備を進めることにより、効率的な森林管理ができることとなります。

また、先般の豪雨災害のときには、被災した道路の迂回路を整備しようとしても、所有者が不明で対応できなかつた事例もあると聞いています。

このため、収益性の高い管理されていない森林はもちろんですが、災害が繰り返し発生している地域では、市町村が積極的に管理をして災害に強い森づくりを進めるとともに、所有者、境界の明確化の作業を進めて、災害時の迂回路整備などの際にも、迅速に所有者の承諾が得られるようにしておくことも必要ではないかと考えます。

そこで、森林経営管理法を活用して、森林所有者、境界の明確化を進めていくことにより、災害に強い健全な森づくりにつながるとともに、

災害時に緊急に必要な迂回路などの整備にも迅速に対応できると考えるが、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、香美市商工会、南国市商工会、須崎商工会議所、土佐清水商工会議所への小規模事業経営支援事業費補助金の交付決定の一部取り消し問題についてお聞きをいたします。

昨年12月の商工農林水産委員会にて、須崎商工会議所に続き新たな補助金の不正受給が判明ということで報告があり、2つの商工会、1つの商工会議所が不正受給判明として、マスコミ各社に大きく報道されました。

私は、このことは高知県政にとって大きな事柄であると考えており、香美市商工会のことを例に、高知県の商工事業者支援の問題点についてお話をします。

現在の仕組みでは事務局長や経営指導員は、高知県の補助金交付要綱によって、小規模事業者数や組織率、会員1人当たりの平均会費によって、設置定数や設置可否が決められています。香美市商工会は、平成24年度から平成28年度の組織率が50%を切っていたことが判明ということで、5年間分の2,245万円を県に返還しました。

そもそも香美市がなぜ50%を切るようになったかといえば、例えば銀行は旧町村に1つで数えるのではなく、香美市で1つだということでマイナス2であるとか、観光協会や福祉作業所は商工業者でないなど、基準に基づき普通会员、定款会員、特別会員の数を精査した結果、事業者が減ったことにより割り込んだのでした。このことは、商工会、高知県商工会連合会、高知県経営支援課の中で、適切な運用を行うための明確な基準が共有されてこなかったことに原因があるものと考えられます。この明確な基準が共有されてこなかったことが原因というのは、障害者雇用に関する法定雇用率を達成していなかったという全国事例を見ても、よくあること

なのかもしれません。

この事案の発覚の後に、高知県商工会連合会は、商工会の将来像とその実現に向けた提言書をまとめ、1、全商工会への事務局長設置、2、補助対象職員人件費の全額補助金化、3、記帳専任職員退職不補充の撤廃と記帳指導員の謝金単価の引き上げ、4、職員採用及び給与体系の見直しの4点について、提言を行っております。

そこでまず最初に、高知県にとって、地域の商工事業者が果たしてきた役割についてどう評価しているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、補助金を返還することになった2つの商工会議所、2つの商工会の財務状況については、補助金返還のために借金をするなど、今後の組織運営に影響が出てきているのではと考えるが、県としてどう認識しているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

また、高知県商工会連合会が提言で示した4つの項目についてどう考えるのか、商工労働部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り開催しました、全国豊かな海づくり大会の感想についてお尋ねがございました。

平成最後となります天皇皇后両陛下による三大行幸啓を、明治150年というまさに節目の年に本県で開催できましたことは、歴史上のえにしに鑑みましても大変光栄なことであったと考えております。

また、個々の行事を見ましても、おのおのに大変意義深いものであったと考えているところです。特に大会式典及び海上歓迎・放流行事では、高校生までの若い皆様方にも運営などに御参加いただき、若い漁業者の皆様とともに、海

づくり八策という海づくりのメッセージを力強く発表していただきました。自然や環境を守り育てる気持ちや行動の大切さを次の世代につなげる、すばらしい大会になったと思っております。

次に、全体を通して本当に多くの県民の皆様方に一連の行事に参加していただき、まことにありがたいことであると感謝いたしております。大会行事には、県内外の関係者約1,000人に御参加いただいたほか、県内3カ所で開催しました関連行事には、合わせて約3万3,000人という大変多くの県民の皆様にお越しいただきました。

さらに、約7万人もの皆様が沿道やお立ち寄り先で両陛下のお出迎えをされました。県民の皆様のお慕いする気持ちを、行く先々で強く感じたところであります。

私は、この行幸啓の3日間、天皇皇后両陛下のおそばで随従させていただきました。天皇皇后両陛下におかれましては、御臨席を賜りました式典において、最優秀作文の朗読や海づくり八策の発表を、身を乗り出すような御様子でお聞き入りあそばされ、また県民の皆様方による歓迎に対し、繰り返し丁寧にお手振りなされておられました。豊かな海づくり大会に対する深い思い入れと国民一人一人をとっても大切にされておられますことを、改めてひしひしと感じ、大変感銘を受けたところです。

お帰りの際に、今回の沿道や御訪問先でのお出迎えに参加された方の人数を、天皇皇后両陛下にお伝えさせていただいたところ、両陛下におかれましては大変喜んでおられた御様子でありました。また、つつがなく大会が終わってよかったですね、御苦労さまでしたとのお言葉を賜り、私としましては、三人行幸啓への最後の御臨席となった本大会を、好天にも恵まれ盛況のうちに終えることができましたことに安堵するとともに、ねぎらいのお言葉を賜りましたこ

とに大変感激いたしました。

改めて、このたびの行幸啓に関し、天皇皇后両陛下に厚く御礼を申し上げます。また、今回の行事を支えてくださいました関係の皆様方の御尽力、そして大会行事を盛り上げていただいた多くの県民の皆様方の御協力に対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

次に、少子化対策について、150年に一度の策を国に要望すべきとのお尋ねがございました。

少子化の問題は、1970年代には既に顕在化していたにもかかわらず、その取り組みは諸外国と比較しても1世代おくれであり、このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子供たちが社会を支える時代には我が国全体の活力が失われる、まさに国家的な危機をもたらす課題であります。

私としても、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーとして、我が国は現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さく、家族関係社会支出の対GDP比を見ると、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べて低水準となっていることなどを踏まえ、少子化対策について、国政の中樞に据え、より抜本的に対策を強化する必要があることを、国に対して常々訴えてきたところであります。

この点、本年10月、第4次安倍改造内閣の発足に当たり安倍総理は、新たな国づくりを進めるに当たって最大の課題は、国難とも呼ぶべき少子高齢化問題であると表明されたところであり、少子化対策は今や明確に国家の中心的政策課題となっております。

あわせて、私は、地域によって少子化の状況は異なることから、地域の実情に応じた対策を講じることができるようになることが重要であると訴え、その結果、結婚支援や子育ての機運醸成に向けた地方独自の取り組みを後押しする、

地域少子化対策重点推進交付金が創設されるなど、一定の進展も見られるところであります。

少子化対策を有効に進めていくためには、こうした量的拡大を図っていくことに加えて、少子化の背景に鑑み、ライフステージの各段階に応じた施策を総合的に講ずる必要があるものと考えております。

具体的には、第1に、本県のような中山間地域が多い地域においては、出会いや結婚への支援を望まれる方には、出会いの機会を意図的に創出する施策を構築すること。第2に、妊娠期から子育て期までの切れ目のないケアにより、安心して妊娠・出産できる環境を整えること。第3に、働きながら子育てしやすい環境を整えていくこと、さらに言えば、子育てに加え、教育にかかる極めて大きな経済的な負担を軽減することも大事な視点と言えます。

以上のような点について、例えば先ほど申し上げました地域少子化対策重点推進交付金の活用により、我が国において、現在35道府県に結婚を支援するセンターの設置が進んできたところでは。

また、妊娠・出産時のケアとしては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する、子育て世代包括支援センターが全国に展開され、さらに働きながら子育てしやすい環境づくりに関しては、育児休業の取得促進や時間単位で取得できる有給休暇制度の導入などの取り組みの促進が図られているところであります。

今後、結婚から妊娠・出産・子育てまでのライフステージに応じた一連の施策群について、もう一段の対策の強化を図ることが重要であります。

全世代型の社会保障制度を構築するとの政府の方針に沿って、子育て世帯に対する経済的な負担の軽減については、現在政府において幼児教育無償化というこれまでにない施策が展開さ

れようとしており、この点に関し地方としても協力体制がしかれようとしております。

引き続き、国と地方が総力を挙げて一連の少子化対策の強化に取り組むことにより、我が国の少子化対策について、欧州諸国における注力以上の対策となることを目指すべきだと考えております。

私も全国知事会で次世代育成支援対策PT長を長く務めた者として、また現在の社会保障常任委員長として、大いに提言し、また実践をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、出入国管理法改正に対してどのような姿勢で取り組み、また市町村への支援についてどのように考えているのかとのお尋ねがございました。

我が国の経済は、緩やかな景気回復基調が続き、全ての都道府県で有効求人倍率が1倍を超える状態となっています。加えて、生産年齢人口の減少により全国的に人手不足が深刻化する中、一定以上の専門性、技能を持った即戦力となる外国人材を、国の施策として新たに受け入れていくことは、一つの方向性であると認識をしています。

本県における外国人材の雇用状況は、昨年10月の時点で2,414人が雇用され、うち半数以上の1,405人が技能実習生として、製造業を初め農業や漁業、建設業など、1次産業から3次産業まで幅広い分野で受け入れられており、近年大幅に増加をしております。

また、深刻な人手不足の克服に向けては、現在産業振興計画において、成長の壁を乗り越えるための最も重要な施策群として、移住の促進を初め、1次産業や商工業など各分野で人材確保に懸命に取り組んでいるところであり、これらを、より実効性の高いものへと改善を図りながら、全力で実行していくことが最も重要であると考えています。

ただ、製造業や介護業など幾つかの業界から、さらなる外国人材を求める声もお聞きしており、外国人材に対するニーズは一定あるものと捉えています。この外国人材を受け入れていくに当たっては、受け入れ事業者が労働関係法令を遵守することはもちろん、地域の住民として県民の皆様と共生できるようにしていくことが重要でございます。

この点に関し、まず現行の技能実習制度におきましては、昨年、いわゆる技能実習法が施行され、外国人技能実習機構により監理団体や受け入れ事業者への管理監督が強化されるとともに、通報・申告窓口など技能実習生の保護体制についても整備されたところであります。

県としましても、入国管理局や労働局とともに、四国地区地域協議会に参加をするとともに、本県独自で技能実習制度に関する連絡協議会を設置し、法令違反や失踪の実態、また生活関連の課題などを共有し、関係機関の役割に応じて対策を検討しているところです。

さらに、今般の出入国管理法の改正においても、法令遵守や地域での共生が実現できることが重要であり、今後国において示される、外国人材の受け入れに関する基本方針や、受け入れ見込み数等に関する分野別の運用方針、環境整備に関する総合対策、雇用契約基準などを定める省令などにおいて、制度設計をしっかりとさせていただくことが重要であります。

県におきましても、まずは現行の技能実習制度を円滑に実施するために、生活や仕事の中でコミュニケーションに必要な日本語の学習機会の拡充に取り組もうとしているところです。

さらに今後、今般の国から示される環境整備に関する総合対策を踏まえ、市町村や関係機関と連携して、日本語教育のさらなる拡充を初め、社会生活にかかわる医療、福祉、教育などの問

題に対応していくための仕組みを検討したいと考えており、今後関係者の中でそのための協議の場を持つべく、検討を進めたいと考えているところでございます。

次に、伝統的な文化や芸術に関して、外国人観光客へのアプローチなど、昨年策定した高知県文化芸術振興ビジョンにより取り組んだこれまでの手応えと、今後に向けた決意についてお尋ねがございました。

伝統的な文化や芸術を将来にわたって継承させていくためにも、文化芸術活動を経済的な活動にもつなげ、暮らしが成り立つがゆえに後継者が継続的に確保されるという状況をつくり出していくことも有効であると考えています。

このためには、文化芸術の振興を担う人材の育成と、文化芸術を観光振興などとタイアップして産業化を図ることの2点、この点も重要であると考えているところです。

1点目の人材育成の取り組みに関しては、本年度から文化人材育成プログラムとして、文化芸術を産業に生かすために必要なマーケティングなどを学ぶアートビジネス講座や、地域資源を生かした文化芸術活動を学ぶアートマネジメント講座などを開催しているところです。

2点目の文化芸術の産業化につきましては、新たに事業化された事例はまだございませんが、観光振興の取り組みとタイアップして、お城まつりやクルーズ客船の寄港などの機会を活用し、伝統的な文化や芸術の発表の場の創出に取り組んでおります。本年3月のクイーン・エリザベス号寄港時には、高知城と高知城歴史博物館において、抜刀道の実演や一弦琴の演奏などを開催し、多くの外国人観光客の方々に日本の伝統的な文化に触れていただき、満足していただけたと考えております。また、こうした取り組みの中で、文化芸術が産業につながる可能性を実感したところであります。

今後におきましても、文化芸術の振興を担う人材育成の取り組みを行いますとともに、県内各地の伝統的な文化や芸術と、来年2月から開催する自然・体験型観光キャンペーンやナイトタイムエコノミーにかかわる各種イベントなどのタイアップも模索してまいりたいと考えております。こうした取り組みにより、本県の文化芸術を経済的な活動にもつなげていくことで、その継承、発展に資すること、このことに努めてまいりたいと考えているところです。

次に、空中給油機と戦闘攻撃機の墜落事故に関して、これまでに把握している情報と事故後の対応についてお尋ねがありました。

12月6日に発生した室戸岬沖における墜落事故につきましては、中国四国防衛局から、米軍のF A 18とK C 130が空中接触し、2機とも着水したとの第1報を受けた後、直ちに高知県の漁業協同組合連合会及び無線漁業協同組合を通じて、操業中の漁船への被害の有無を確認いたしました。幸いにも、被害報告はありませんでしたが、さらに事故について詳しい情報を把握するために、中国四国防衛局や自衛隊に加えて、高知海上保安部からの情報収集に努めたところです。

これまでに、自衛隊及び海上保安庁などの航空機や船舶による捜索救助活動によって、事故当日には2名の乗員が発見されましたが、うち1名はお亡くなりになっており、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、安否不明の5名についても、一刻も早く無事に発見されることを心から願っております。

今回の事故に関しまして、海兵隊司令部は定期訓練を行っていたと発表しており、この訓練自体は日米安全保障体制の中において重要であり、必要であると認識をしております。

しかしながら、米軍の運用に当たっては、周辺住民の安全確保が大前提であり、事故はあつ

てはならないものです。過去3回の墜落事故を経験した本県において、今回の事故は県民や漁業者の皆様が抱いていた不安を増幅させるものであり、まことに遺憾と言わざるを得ません。

本県といたしましては、今回のような墜落事故はあってはならないとの観点から、事故発生の翌日に外務大臣及び防衛大臣に対し、事故に関する速やかな情報提供、徹底した事故原因の究明、さらには実効性のある再発防止策を行うことを米国に申し入れていただくよう、書面を提出いたしました。

また、事故当日には中国四国防衛局長が海兵隊岩国航空基地司令官に対し、今回の事故は住民に対して極めて大きな不安と心配を抱かせるものであり、まことに遺憾であること、航空機の運用に当たって引き続き安全面に最大限配慮すること、事故について速やかな情報提供を求めることを文書により申し入れたと伺っております。

海兵隊司令部の発表によりますと、現在事故状況の調査中とのことでありますが、今後その推移をしっかりと見守る必要があると考えております。

引き続き、米軍がどのように原因を究明し、さらに再発の防止に取り組んでいるのか、国からの情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について、3カ所の候補地の中から、なぜこのタイミングで1カ所に絞り込むことが適切であると考えたのかとお尋ねがございました。

これまで、県としては、最終候補地として選定された3カ所の地元の皆様には、丁寧な上にも丁寧に誠意を持って対応するとの考えのもと、3地区それぞれの皆様を対象とした住民説明会やエコサイクルセンターの見学会を開催してまいりました。

加えて、説明会に御参加いただけていない皆様にも御理解を深めていただけますよう、説明会資料とあわせてアンケート用紙をお配りして、御意見をお聞かせいただく取り組みも行っていました。

さらに、皆様からいただきました御質問などに関する県の考えを改めて整理して作成した質疑応答集の各戸配布などを行い、住民の皆様は、施設の必要性や安全性、候補地として選定された経緯などへの御理解を深めていただくよう努めてきたところです。

住民の皆様からは、管理型最終処分場で受け入れる産業廃棄物の品目や処理方法など、最終処分場そのものに関する御質問から、施設が整備されることによる生活への影響や跡地利用の考え方に至る幅広い御意見などをいただけてまいりました。こうした御質問や御意見にその都度丁寧に説明を重ねさせていただいてきた結果、住民の皆様には、最終処分場の必要性そのものについてはおおむね御理解をいただけたのではないかと考えているところです。

他方で、地元への説明を重ねる中で、住民の皆様は、豪雨による土砂崩れや河川の増水といった自然災害への不安、大型車両が通行することによる粉じんや騒音、交通安全上の懸念など、住民の皆様は生活への影響といったことに論点が絞られてきたと考えております。

加えて、施設整備に合わせた周辺環境整備について、雨水の調整池の規模や放流先をどこにするのかといった、より具体的な御質問も多くいただくようになりました。こうした住民の皆様は、関係機関との協議を初め、ボーリング調査や測量、設計などの過程において、個別の対策について検討を深めた上でなければ、明確にお答えすることが難しいものと考えております。

さらに、現地調査結果の説明会では、3カ所ある候補地のうちの1カ所という状況では、どこまで踏み込んで考えればよいかわからないといった御意見もいただいております。これらを踏まえれば、3カ所横並びの対応では、これまで以上の説明も難しい状況になってきていると感じております。

こうしたことに鑑みまして、県として住民の皆様は、の声にしっかりとお答えしていくためには、現時点で候補地を1カ所に絞り込んだ上で、住民の皆様は、の不安の解消に向けて、次のより詳細な検討の段階へ進ませていただくことが適当ではないかと考えるに至ったところでございます。

次に、今後施設を地元を受け入れていただくためにどのような進め方で取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

県としましては、まずは佐川町加茂において進入道路を新設する案が最も有力であると考えたことについて、本議会において議員の皆様は、丁寧にその理由などについて御説明させていただき、御理解を賜りますよう努めてまいりたいと考えております。

県として候補地を1カ所に絞り込む決定をした後は、速やかに地元の首長に対して、施設の受け入れを要請させていただきたいと考えています。

あわせて、住民の皆様は、からいただいている不安の声に対してもしっかりとお答えをして、御理解を深めていただく取り組みを進めていかなければならないと考えております。このため、まずはより多くの住民の皆様は、のお声を改めてお聞かせいただくことができますよう、地元の自治体や自治会は、の皆様は、の御協力もいただきながら、住民の皆様は、との話し合いの場の持ち方などについて工夫していきたいと考えています。

今後は、そうした話し合いの場において、住民の皆様は、からの御不安の声などを詳しくお聞か

せいただき、それらの不安を一つ一つ解消できますよう、個別具体的な対応を含めて県としてしっかりとお答えさせていただくことにより、施設の整備についてより多くの皆様に御理解を深めていただきますよう、一段と丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、よさこい祭りの無形文化財への指定についてお尋ねがありました。

よさこい祭りは、昭和29年に市民の健康と繁栄を祈願し、また商店街の振興を促進するために始まりました。現在では、全国で200カ所以上、世界28の国や地域に広がり、日本を代表する祭りへと成長しています。よさこい祭りが無形文化財に指定されれば、世界に向けての発信力が増しますとともに、将来に向けての適切な保存、伝承につながることを期待できます。

現在、県内における国の重要無形民俗文化財は、室戸市の吉良川の御田祭と、9つの神楽を一括した土佐の神楽が、民俗芸能の変遷過程を示す特に重要なものとして指定されています。吉良川の御田祭は、田楽や農耕の様子を演じる古風な祭りとして、また土佐の神楽は、出雲神楽の系統に属し、一般的な神楽と比べ特色のある一時代古いものとして認められたものであります。

県の保護無形民俗文化財としては、秋葉祭、土佐の太刀踊などの34の祭りや芸能が、江戸時代以前から行われる祭礼等における行事で、現代まで続く芸能のものを示すものとして指定をされています。

よさこい祭りの無形文化財指定に当たりましたが、こうした国や県の指定基準を満たすとともに、無形文化財としての価値を明確にすることや、保存、伝承を担う団体を特定することなどの課題があると考えています。加えて、過去の指定事例からすると、江戸時代以前に起源を持つ歴史が評価されていますことから、息の長

い取り組みになることも想定をされます。

よさこい祭りは、本県の宝であり、世界にも通用する観光資源であることから、先人たちの労苦に思いをはせながら、しっかりと未来へつないでいくことが重要であると考えています。

本年4月には、よさこい祭りを未来へ継承することを目的として、よさこい祭振興会、よさこい祭り競演場連合会、高知市観光協会、高知市、高知県の5団体とよさこいチームの皆さんとで、8月10日をよさこい祭りの日と宣言したところであります。

よさこい祭りを振興させていく方法につきましては、無形文化財への指定の取り組みも含め、5団体で連携して検討を深めてまいりたいと、そのように考えております。

最後に、本県にとって、地域の商工事業者が果たしてきた役割についてどのように評価しているのか、お尋ねがありました。

地域の商工事業者の皆様には、生産、販売、サービスなどの事業活動を通じて、経済の活性化や雇用の創出など、地域経済において重要な役割を担っていただいております。日常生活に欠かすことのできない食料品の販売やガソリンスタンドの営業などで、人々の暮らしを下支えしていただくとともに、農林水産品や観光素材など地域の特色ある資源を生かした、産業の創出や交流人口の拡大を通じて、地域社会の発展に大きく貢献していただいております。また、イベントや伝統行事など地域の活動に取り組みされる中で、活力の担い手としての役割を果たされますとともに、日々の防犯活動や災害時の協力など、安心・安全の社会生活の実現においてもなくてはならない存在であります。

このため、県としましては、商工会・商工会議所など関係機関とも連携し、地域の商工事業者の経営計画の策定など、経営基盤の強化をお手伝いさせていただくとともに、商店街の振興

にも取り組み、あわせて喫緊の課題であります事業承継や働き方改革への対応なども全力で支援させていただいているところです。

本年度からは、商工会・商工会議所の経営指導員のサポートを行う経営支援コーディネーターを県内5カ所に新たに配置するなど、経営計画の策定、実行の支援体制を充実させたところであり、本年度の計画策定件数は11月末現在で491件となっており、既に昨年度を超える策定件数となっております。

また、商工会等に限ったものではありませんが、今年7月には事業承継ネットワークを立ち上げて、事業者の皆様への事業承継にかかわる診断を10月末までに532件行うなど、取り組みを強化しております。

こうした中、昨年度、商工会、商工会議所の補助金返還事案が発生しましたことは、故意に数字を操作するといった極めて悪質な事案もあり、大変遺憾に思っております。

他方で、その背景として、小規模事業者数の減少など取り巻く環境の変化もあったものと考えられたため、補助要件などの緩和も今年度一部行ったところであります。

来年度に向けましても、高知県商工会連合会からの提言なども踏まえ、見直しを検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長 田所実君 登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について、住民生活へのさまざまな影響をどのように把握して3カ所の比較を行ったのかとのお尋ねがございました。

新たな管理型最終処分場は、現在日高村にあるエコサイクルセンターと同様に、被覆型で処理水を場外に一切出さないクローズドシステム

を採用するとともに、国の基準を上回る遮水構造とすることとしているため、処分場内で発生する粉じんや騒音、処分場からの排水などによる住民生活への影響はないものと考えています。

他方、施設の整備に伴い、工事用車両や廃棄物運搬車両の通行による、粉じん、騒音などの影響や交通安全上の懸念など、住民の皆様への生活への影響が想定されますことから、候補地周辺に関する調査を実施し、施設への進入道路として、既存道路を拡幅して利用する案と新設する案について、それぞれの影響を評価したところでございます。

評価に当たりましては、既存道路の幅員や利用状況、沿道で影響を受けるとされる住家等の有無などについて、現地を確認し、課題を整理いたしました。

既存道路を拡幅して利用する案では、須崎市神田は、進入道路として想定する県道の沿道に農業用ハウスや家屋が連なっているところがあり、その県道は通学路としても利用されていることから、車両通行による沿道への粉じん、騒音等の影響や交通安全上の懸念が考えられますし、沿道で農作業をされている方々の利便性が損なわれてしまうことや、農業用ハウス等の移転や補償が必要になるということが考えられます。

香南市香我美町上分は、進入道路として想定する県道の沿道に家屋や倉庫が点在しており、その県道は通学路としても利用されていることから、車両通行による沿道への粉じん、騒音等の影響や交通安全上の懸念、家屋等の移転や補償が必要になるということが考えられます。

佐川町加茂は、進入道路として想定する町道の沿道に住家があり、その付近の道路の幅員は広く、町道を拡幅する必要はありませんが、車両の通行による沿道への粉じん、騒音等の影響が考えられます。

進入道路を新設する案は、既存道路を拡幅して利用する整備案と比べると、住民の皆様のご生活に及ぼす影響は小さいと考えられますが、須崎市神田は、農業用ハウス等の移転や補償が必要となりますし、香南市香我美町上分は、整備するトンネルの入り口周辺に住家があるといった状況にありますことから、車両の通行による粉じん、騒音等の影響が考えられます。

この点、佐川町加茂は、沿道に住家等のないルートとなるため、他の2カ所のような粉じん、騒音等の影響は小さいと考えられ、佐川町加茂において進入道路を新設する案が、住民の皆様のご生活への影響が最も小さい案であると評価したところでございます。

次に、それぞれの地域でどのような意見が寄せられ、地元の皆様のご受けとめをどのように捉えたのかとのお尋ねがございました。

本年2月に3カ所の最終候補地が選定されて以降、各地区で開催した説明会やエコサイクルセンターの見学会において、住民の皆様からたくさんの御意見、御質問をいただきました。また、2回実施いたしましたアンケートにも多くの御意見をいただいたところです。

各地区の住民の皆様からは、地震の影響による施設からの水漏れを初め土砂災害や大雨による河川の増水など自然災害に関する事、工事用車両が通行することによる粉じん、騒音や交通安全上の懸念に関する事、また施設が立地することによる農作物への風評被害など、不安に思われていることについての御意見、御質問を多くいただいたところであり、これらは3地区にほぼ共通するものでございました。

地区ごとの特徴的な御意見としましては、須崎市神田では施設園芸への影響に関する御心配、香南市香我美町上分では交通安全に関する御心配、佐川町加茂では大雨による河川の増水に関する御心配の声がございました。

また、3カ所ともに、御自身の地域には施設をつくってほしくないという意見もいただいていたところでございます。

県としましては、こうした住民の皆様のご御意見には、3市町間で大きな差があるとは言いがたいと捉えているところでございます。

他方、こうした住民の皆様のご不安の声につきましては、候補地の絞り込みに当たって、現地調査の結果などに基づいて検討した、地形や地質、水に関する調査などの4項目についての科学的かつ合理的な視点と重なるものであり、佐川町加茂において進入道路を新設する案を最も有力とする検討結果は、住民の皆様のご不安の声を踏まえたものであると考えているところでございます。

次に、林業振興について、どういった姿を描いてJAS認定工場となるよう支援していくのかとのお尋ねがございました。

製材業は、本県の豊かな森林から産出される原木を地域地域で加工し、付加価値をつけて県外に販売する重要な地場産業であり、中山間地域にある中小製材工場は、その地域の経済や雇用を支えています。

このため、製材業が地域地域で発展していくことが重要であると考えており、県では事業戦略の策定やその実践を支援することなどにより、中小製材工場の経営力の強化や人材育成を進めているところでございます。

あわせて、中小製材工場の主力製品である一般材の新たな需要先として、これまで余り木が使われてこなかった非住宅建築物の木造化に向けた取り組みも進めているところでございます。

今後、事務所や店舗などの非住宅木造建築物においては、大きな空間をつくることが求められることとなり、その設計に対応するには、強度や乾燥度など、品質が確かで構造計算ができるJAS製品を安定供給することが必要となり

ます。

こうした状況の中、本県の中小製材工場においては、J A S 製品や乾燥材の生産に取り組んでいる工場が少ないことから、それらの生産力を高めることが喫緊の課題となっています。しかしながら、その多くは経営規模が小さいことから、J A S 製品等の生産に必要な乾燥や強度測定などの施設整備を単独で行うことは難しい状況にあります。

このため、県としては、中小製材工場が地域単位で連携し、共同で乾燥や強度測定などの施設を利用する体制が有効であると考えており、今後事業規模や採算性、運営方法などを検討し、その結果をもとに関係者と協議を行いながら、一部の工程を協業化するといったモデル施設の整備を進めていきたいと考えています。

さらに、この取り組みを検証し、県内の他の地域にも横展開することにより、県内全域でJ A S 認定工場をふやしていきたいと考えています。

地域地域の中小製材工場が市場ニーズに合った品質の確かなJ A S 製品を安定的に供給することができ、地産外商の拡大と中山間地域の活性化につなげていくことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、仮称森林環境譲与税を活用して地域の木材利用を進めていくためには、どのようなことが考えられるのかのお尋ねがございました。

仮称森林環境譲与税は、本年5月に成立した森林経営管理法の施行にあわせて創設されるものであり、主として市町村が新たな法律に基づいて実施する、経営管理が行われていない森林の整備等の財源に充当されることになるものと認識しています。

昨年12月に閣議決定された平成30年度税制改正大綱では、仮称森林環境譲与税の使途として、市町村が行う間伐や人材の育成、担い手の確保、

木材利用の促進や普及啓発など、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

地域の木材の利用促進に向けて、仮称森林環境譲与税を活用する取り組みとしましては、例えば公共建築物に地域の木材を利用して木造化、木質化を図ることが考えられます。この取り組みは、木材の利用量をふやすことにつながりますとともに、その施設を利用する多くの皆様に木のぬくもりなどの木のよさに触れていただくことができ、木材利用の普及啓発にもつながり、地域の木材の利用促進に大いに効果があると考えています。

また、このように地域の木材を利用することが、地域の森林整備の促進につながり、ひいては地域の森林環境の保全につながるということを地域の皆様に御理解していただくような森林環境教育などの普及啓発に同税を充てることも、地域の木材の利用促進には有効であると考えています。

次に、航空レーザ測量について、本県の山林全域で行ってはどうかのお尋ねがございました。

航空レーザ測量は、森林資源の把握を初め、治山事業や林道等の路網計画などへの活用が可能であることから、本県においても導入について検討を行ってまいりました。

そのような中、平成30年7月豪雨によって甚大な被害を受けた本県、愛媛県などにおいて山腹の崩壊箇所等を把握するため、林野庁が航空レーザ測量を実施することとなり、そのデータは本県に提供していただけることになりました。

今後、県では提供を受けたデータを活用して、森林資源の解析を行い資源量を把握し、森林施業の集約化に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

また、治山事業や路網計画に活用するため、

県内全域についての詳細な地形図の作成などを行う予定であり、これらの情報は、効率的な森林施業や災害復旧を初め幅広い業務で活用できることから、庁内はもとより、市町村、林業事業体などにも提供していきたいと考えています。

あわせて、これらの情報は、来年度から始まる森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムにおいても大いに活用できるものであることから、市町村や林業事業体が効果的に活用できるよう、これらの情報の取り扱い方の周知などもしていきたいと考えています。

県としましては、このように航空レーザ測量によるデータを十二分に活用し、本県の森林の保全と原木の増産にしっかりと取り組んでまいります。

次に、本県の森林管理に関するICT技術の利活用の状況と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

ICT技術の利活用を推進して、森林資源の適切な管理やサプライチェーンマネジメントの最適化に役立てることは、林業の成長産業化を進める上で重要な取り組みであると考えています。

県内におけるICTを活用した取り組みとしましては、佐川町が航空レーザ測量による精度の高い森林資源情報をいち早く取り入れ、森林の集約化や効率的な作業道の開設に役立てており、今後インターネット環境下で閲覧できるよう取り組みを進めています。

また、香美市では、作業現場において作業員が転倒し、動けなくなるなど危険な状態に陥ったことをスマートフォンが感知し、自動的に管理者などに知らせる仕組みや、現場ごとの原木の生産状況などを事務所とリアルタイムで共有する仕組みを構築する取り組みを進めているところです。

さらに、昨年度、林業の成長産業化に向けた

モデル的な地域として選定された高吾北地域において、仁淀川町、佐川町、越知町の3町が連携し、ICT技術を取り入れて、木材の需要と供給のマッチングが可能となる仕組みづくりを目指した取り組みを進めているところです。

このように、林業現場におけるICT技術に対する取り組みは始まったばかりであり、林業関係者に広く関心を持っていただくことが必要であると考えています。

県としましては、県内の先行的な取り組みをしっかりと支援するとともに、県外の先進企業と連携した講演会の開催や、林業大学校におけるカリキュラムの充実などにより、ICT技術を利活用する取り組みを拡大していきたいと考えています。

今後は、森林資源情報の活用や原木生産現場における進捗管理、川下からのニーズに対応できる安定供給体制の構築など、あらゆる段階におけるICT技術の導入に向けた取り組みを推進することにより、森林施業の効率化、省力化や、需要に応じた高度な木材生産等が可能となるスマート林業の実現を目指して取り組んでまいります。また、そうしたことにより、若者や高齢者がさらに活躍でき、女性も参入しやすい職場環境づくりも期待できるのではないかと考えています。

次に、市町村における林地台帳の効率的な活用と更新を進めるための支援についてお尋ねがございました。

林地台帳制度は、国の統一的な基準に基づき、森林所有者や林地の境界などに関する情報を、市町村が林地台帳として整備し、森林組合や林業事業体に提供することにより、森林施業の効率的な集約化の推進を図ることを目的として、平成28年5月の森林法の改正により創設されたものでございます。

林地台帳につきましては、森林法の規定によ

り平成31年3月31日までに整備することとされているところ、本県では、森林簿の情報と法務局から取得した登記簿情報をもとに林地台帳の原案を作成するとともに、林地台帳共有システムを整備し、総合行政ネットワークを通じて市町村に提供する仕組みを構築することにより、全国に先駆けて本年4月から運用をスタートさせています。

市町村における林地台帳の効率的な活用に向けましては、その運用の開始前に市町村職員に対して、林地台帳共有システムの基本的な操作や、森林所有者、森林の位置等の検索方法などについての研修会を行いますとともに、本年4月からの運用開始後も、林地台帳の運用や改善点等についての意見交換会を開催し、林地台帳が効果的に活用されるよう取り組んでいるところです。

あわせて、林業事業体に対しても、林地台帳制度の趣旨や林地台帳の活用方法等を周知するため、県内3カ所で説明会を開催いたしました。その結果、市町村における林地台帳の利用件数は、第1・四半期に365件であったものが、第2・四半期には768件となるなど、着実に浸透してきております。

また、林地台帳で管理している森林所有者情報の更新につきましては、法務局から市町村に通知される所有権移転等の登記情報と、平成24年4月1日以降の固定資産税課税台帳の納税義務者情報が利用できますので、これらの情報を速やかに林地台帳に反映できるよう、林地台帳共有システムの改修を行うことを計画しているところでございます。

県としましては、市町村や林業事業体に林地台帳を効率的に活用していただき、来年度から始まる新たな森林管理システムの円滑な運用と、森林施業の集約化の促進による原木生産のさらなる拡大につなげていきたいと考えています。

最後に、森林経営管理法を活用して、森林所有者、境界の明確化を進めていくことにより、災害に強い健全な森づくりにつながるとともに、災害時に必要となる迂回路などの整備に迅速に対応できるのではないかとのお尋ねがございました。

来年度から施行される森林経営管理法は、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため、その責務を明確化し、経営管理が適切に行われていない森林については、森林所有者に森林の経営管理を市町村に任せるかどうかの意向を確認する調査を、市町村が主体となって行うこととなっています。

この森林経営管理法においては、不明となっている森林所有者の探索や境界の明確化などの取り組みを進めていく必要があります。その際にはどの地域を優先して意向調査を行っていくのかは、地域の実情に応じて市町村が判断していくこととなりますので、山地災害防止の観点から調査地域を選定することも選択肢の一つであると考えています。

議員のお話にありましてとおり、災害が繰り返し発生している地域において、所有者の探索や境界の明確化を行い、森林経営管理法に基づく意向調査などの取り組みを進め、適切な森林整備を推進することは、災害に強い森づくりにつながるものと考えています。

また、こうした取り組みによって所有者や境界が明らかとなり、市町村が林地台帳でこれらの情報を管理していけば、災害時に迂回路などの用地として使用することが必要になった場合でも、所有者の承諾を得る際に迅速な対応が可能になると考えています。

県としましては、さまざまな地域の実情に応じて市町村が円滑に森林経営管理制度を運用していけるよう、積極的に支援してまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長（吉村大君） よさこい祭りにおける競演場の運営強化面についてお尋ねがありました。

よさこい祭りの競演場、演舞場の運営に当たりますでは、これまでも、祭りを支えているよさこい祭り競演場連合会の方々との意見交換を通して、担い手の不足や高齢化といった課題があると伺っています。

これらの課題は、祭りを主催するよさこい祭振興会や高知市・県としましても、早期に改善が望まれる課題であると考えていますので、3団体でそろって、商店街で競演場の運営を担う代表の方をお訪ねし、担い手の不足などに加えて、後継者や資金の確保、運営手法の引き継ぎが難しくなっている現状もお聞きしたところです。

競演場、演舞場の運営強化に向けましては、先ほど知事からお答えしましたように、本年4月によさこい祭振興会や県など5団体が主体となって、よさこい祭りをさらに県民、企業に浸透させ、競演場、演舞場の維持・発展などにつなげ、未来へ継承していくことを目的に、8月10日をよさこい祭りの日と宣言しました。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開閉式でのよさこい演舞の実現を目指して設立しました、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会には、北海道のY O S A K O Iソーラン祭りや愛知のにつぼんど真ん中祭り、三重の安濃津よさこいにも加盟をいただき、各団体の運営手法についても情報交換ができる関係を築いています。

ことしのよさこい祭りでは、幾つかの競演場において、県内の企業や大学生に応援を依頼してボランティアスタッフが確保できたとお聞きしていますし、愛宕競演場では、三重の安濃津よさこいの方々に応援を依頼して協力が得られるなど、運営面での工夫が図られています。

将来にわたるよさこいの振興にとって、競演場、演舞場の維持・発展は何より大切ですので、さまざまな運営上の課題の解決に向けまして、よさこい祭りの日宣言を行いました5団体を構成員とする検討会において、運営面での工夫や全国のよさこい主催団体の運営手法などにも学びながら、具体的な対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

（教育長伊藤博明君登壇）

○教育長（伊藤博明君） まず、よさこい祭りやよさこい鳴子踊りについての学習をどのように行っているのか、またその成果をどのように発表しているのか、地域ごとの具体的な取り組み状況についてお尋ねがございました。

具体的な数値での把握はできておりませんが、よさこい祭りやよさこい鳴子踊りを学習している小中学校は、高知市及びその周辺の市町村に多くあり、その取り組み方は地域や学校によって違っております。

例えば高知市では、小学生向けに作成している社会科の副読本の中に、よさこい祭りについて調べる学習が設けられており、小学校3年生が、祭りの起源や主催者の願い、参加者やそれを支える人々の思いなどについて学んでおります。また、香美市には総合的な学習の時間に、なぜ全国から人が集まってよさこいを踊るのかという研究テーマで、よさこい祭りの魅力を探究する学習に取り組んでいる中学校があります。

よさこい鳴子踊りの学習については、取り組んでいる小中学校の多くが、保健体育の授業において児童生徒がよさこい鳴子踊りを創作し、運動会で発表しております。また、市町村によっては子供会活動の一環として、よさこい鳴子踊りの練習を行い、8月のよさこい祭りや地域のお祭りで踊りを披露しているところもあります。

よさこい祭りは、高知市で始まったお祭りですが、今では多くの県民が参加するとともに、

全国、そして世界へ広がっております。県内全ての地域で取り組まれている状況ではありませんが、県教育委員会といたしましては、子供たちに郷土を愛する心を育むため、よさこい祭りはもとより、各地域のお祭りや踊りなどの伝統文化も大切に学習していただきたいと考えております。

次に、よさこい鳴子踊りの教材を作成してはどうかのお尋ねがございました。

日本を代表する祭りとなり、世界各地にも普及しているよさこいを児童生徒が学び、さまざまな交流の場において活用することは、交流を深める効果的なコンテンツになるとともに、郷土である高知県の魅力と文化を国内外に知っていただくにも、大変効果的であると考えております。

また、中学校の学習指導要領解説では、保健体育の授業において日本の民踊を指導する際に、それぞれの地域の風土や風習、歴史など、踊りの由来についての知識を踏まえ、踊り方の特徴を捉えて踊ることができるよう工夫することが求められており、より効果的な指導を行うためには、こうした内容をまとめた教材があることが望ましいと考えております。

よさこい鳴子踊りに関する教材につきましては、平成27年度によさこい祭りの主催者であるよさこい祭振興会が、よさこい鳴子踊りの普及を目的に、正調よさこい鳴子踊り、アレンジを加えた踊り方や楽曲、さらにはよさこい鳴子踊りの歴史に関する資料をおさめた教材として、よさこい鳴子踊りというDVDとCDを作成しております。このDVDとCDは、平成27年度に高知市内の全ての保育園、幼稚園、小中学校に、平成28年度には高知市を除く県内全ての保育園、幼稚園、小中学校及び県内全ての高等学校に配布していただいておりますので、学校現場でよさこいを学ぶ際には、まずはこの教材を

活用していただきたいと考えております。

次に、よさこい鳴子踊りのチームづくりを通じた活動の効果をどのように考えているか、また活動成果を披露する機会として、全国高等学校総合文化祭で披露することができないかのお尋ねがありました。

よさこい鳴子踊りのチームをつくり、大人のチームと同様によさこい祭り本番に参加するといった活動は、生徒たちの力でさまざまな課題を乗り越えていくことが求められ、その過程においては仲間との強い連帯感を育み、実行後は大きな達成感が得られるなど、生徒の情操を育み、主体性や協働する力を育成する上で大変有意義なものであると考えます。

全国から2万人の高校生が参加する全国高等学校総合文化祭は、総合開会式やパレード、参加者へのおもてなしなどの企画や運営について、高校生に主体的に担っていただくことになっており、高知大会においても、現時点で安芸市から宿毛市までの高校生39名が学校、学年を超えて集まり、生徒実行委員として活動中です。

生徒実行委員会の取り組みは、よさこい鳴子踊りのチームづくりに比べても相当に規模が大きいものであり、今後生徒の主体的な活動により、実行委員となる高校生の参加者を拡大しながら、演劇や吹奏楽など、県内各地で開催される部門や、さらに県内全ての高校生を巻き込んだ取り組みへと広がってまいります。こうした取り組みにより、たくさんの県内高校生の主体性や協働する力が大いに育まれるものと期待しております。

また、生徒実行委員会では、全国から来県する高校生に対して、高知県の自然、文化、歴史などを生かし、地域と一体となったおもてなしを企画、検討しており、本県の代表的な文化であるよさこい鳴子踊りもさまざまな場面に活用されていくと考えております。

次に、オーテピア高知図書館のよさこいコーナーについて、よさこいに関する文献を全て網羅した特別コーナーとして強化する考えはないかとお尋ねがございました。

オーテピア高知図書館のサービスや取り組みを定めたオーテピア高知図書館サービス計画においては、よさこい祭りなど高知に深くかかわるテーマを、高知ならではの資料として重点的に収集し、提供することとしております。

現在、オーテピア3階には、高知資料コーナー内に、よさこい祭り関連の図書やよさこい読本といった雑誌など、よさこい祭り関係の資料を集めたよさこいコーナーを設けているほか、同じく3階の視聴覚コーナーでは、よさこい祭りのライブ映像など、関連するDVDなどをまとめて展示しております。

しかしながら、現在オーテピア高知図書館が収集しているよさこい祭りをテーマにした資料の数は、図書と雑誌を合わせて約300冊で、まだ十分と言える状況にはなく、引き続き研究に資する資料も含め充実に努め、多くの方によさこいの魅力やすばらしさを伝えられるコーナーづくりが必要であると考えております。

このため、よさこい関連として出版されている資料の購入とあわせ、県内の市町村や関係団体等のほか、全国各地でよさこいの祭りやイベントを主催する団体に対し、書籍情報の提供や資料の寄贈について依頼を行うなど、利用者のさまざまなニーズや用途に応えられるよう、県内、県外を問わず幅広い資料の収集に取り組むことなどにより、よさこいコーナーの充実強化を図ってまいりたいと考えております。加えて、図書館を訪れた方々がよさこいに関する資料を探す際に役立つブックリストを作成するとともに、そのブックリストをホームページでも公開してまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通じて、よさこいに関し

ましても、さまざまな情報が得られる図書館として充実強化を図り、図書館を利用する方々の知りたい、学びたいという思いにしっかりと応えてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、林業振興について、地域の製材所と建築士が連携し、地域の一般流通材を使った木造住宅の普及促進の仕組みができないかとお尋ねがございました。

地域の一般流通材の利用を促進することは、中山間地域の林業関係産業の振興に寄与するとともに、一般流通材のストック拡大により、大規模災害時の木造応急仮設住宅の早期着工も可能となるなど、南海トラフ地震対策にも役立つ取り組みと考えております。

県では、県内で必要な木材がそろわないといった事態を防ぎ、県産材の利用促進につながるよう、これまでも県の大規模な木造建築物を建築する際には、関係団体に対して事前に、必要な木材に関する情報提供を行ってきたところがございます。

今後は、この取り組みを小規模な建築工事にも広げ、地域や流域単位で製材所、建築士、建築関係事業者が意見交換を行い、連携を強化する場を設けるなど、地域の一般流通材を活用した木造住宅の普及促進のための仕組みづくりを研究してまいります。

次に、本県における、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の附帯決議に関する議論についてお尋ねがありました。

現在、住宅を除く延べ床面積が2,000平方メートル以上の大規模建築物は、新築時等にエネルギー消費性能基準への適合義務が課せられ、延べ床面積が300平方メートル以上の中規模建築物には、届け出制度による努力義務が課せられております。

さらに今後、2020年以降に、住宅を除く延べ

床面積が300平方メートル以上の中規模建築物については、適合義務が課せられる見通しですが、一般の住宅につきましては、適合義務は見送られる予定です。

一方で、附帯決議を踏まえた省令では、地域の伝統的構法などを用いた住宅であるため、外気に接する建築部材の断熱基準などに適合させることが困難であると所管行政庁が認めるものについては、気候風土適応住宅として緩和された基準が適用されることとなっております。このため、公益社団法人高知県建築士会等の協力を得ながら、高知県の建築素材と伝統的構法の要素を抽出し、気候風土適応住宅の仕様について検討しています。

また、伝統的構法を用いても断熱性能を向上させる方法を図解した冊子を取りまとめるなど、消費者が伝統的構法を選択した場合でも快適に過ごせるような取り組みを進めてまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、本県の伝統的な職人の技術を残すための支援についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、本県の大工や左官などの建築系人材につきましては、職人の高齢化や後継者不足により、伝統的な工法や技術の継承が難しくなってきております。

建築系人材の育成につきましては、伝統的な木造建築の知識や技能を学ぶため、中村高等技術学校において、木造建築科や左官・タイル施工科を設置し、本県の建築産業の未来を担う技能者を育成しています。しかしながら、近年は少子化や中高生の進学率、就職率の向上などにより、中村高等技術学校への入校生は減少傾向にあります。

こうしたことから、昨年度、幡多地域では市町村、商工会議所、建築関係団体等と中村高等技術学校が連携をして、後継者不足が懸念され

る建築系人材の育成について協議をいたします、幡多地域建築系人材育成推進協議会を立ち上げまして、地域の方々とともに、学校や移住者へのPR活動を行うとともに、キャリアパスを取り入れた学校説明パンフレットを作成するなど、人材の掘り起こしから育成、就職まで、一体的な取り組みを進めております。

その中で、現在の一戸建て住宅では左官の仕事は少なくなってきたり、左官業だけでは仕事が成り立たない現状があることから、これからは大工、左官などの技術に加えて、型枠施工や鉄筋施工など複数の技術を習得した多能工の育成に取り組み、就職につなげることが重要との意見がございました。

県としましてはこうした意見を踏まえ、来年度から中村高等技術学校のカリキュラムを一部見直し、建築現場の第一線で活躍されている技能者を講師に招き、現場で求められる多能工の育成に向けた訓練を実施するよう計画しております。

また、訓練修了後も、後継者として地域への定着につながるよう、協議会とも引き続き連携をし、確実に就職につなげるための企業とのマッチングや、就職後の在職者訓練によって技術のさらなるアップを図るなど、伝統的な職人の技術が継承していけるように、地域の皆様とともに支援をしてまいります。

次に、補助金を返還することとなった商工会議所、商工会の財務状況や組織運営への影響についてお尋ねがございました。

補助金の返還を受けました2つの商工会議所と2つの商工会の4つの団体からは、法令等への違反があったことなどへの真摯な反省に立って、それぞれ再発防止や信頼回復に向けた行動計画を柱とした改善計画書の提出がなされています。

改善計画の実行に当たっては、補助金の返還

に伴い、やむを得ず借り入れを実行した団体が1つあるほか、各団体は自主財源で事務局長を置いていることなどから、財務状況にも一定の影響が出ています。イベント経費を節約するなど、事業への影響も一部みられるほか、退職給与積立金の一時的な取り崩しや人件費のカットに踏み切る団体もあるなど、身を切る努力をしていただいています。

このような中でも、それぞれの団体は積極的に改善計画の実行に取り組み、大幅に増加している経営計画の策定や、喫緊の課題となっています事業承継や働き方改革などに前向きに取り組んでいただいております。徐々に会員数も増加するなど、よい結果も出始めています。

しかしながら、人口の減少や廃業の増加などにより、ことしに入り補助金の交付要件である組織率50%を達成した団体は1団体となっており、3つの団体については組織率は依然達成できていない状況です。

県としましても、各団体の取り組み状況を引き続き把握し、地域の商工業者にとって魅力ある組織として活躍いただけるよう助言・指導するとともに、支援のあり方を検討してまいります。

最後に、高知県商工会連合会が提言で示した4つの項目についてお尋ねがございました。

高知県商工会連合会からは、平成30年10月25日付で、商工会の将来像とその実現に向けた提言書を受け取っております。その趣旨は、法令遵守等コンプライアンスをしっかりと守るとともに、地域に信頼され、地域経済の活性化に寄与する団体を目指すという強い覚悟のもと、人口減少や小規模事業者数の減少など地域の実情を踏まえ、県の補助制度等の内容の変更を提言するものと理解をしています。

県の補助制度の見直しについては、小規模事業者の減少などの実態を踏まえ、本年度から経

営指導員の補助要件について設置基準の見直しを行ったところですが、今回大きく4つの項目について提言をいただいております。

1つ目の事務局長の設置に関しましては、全国チェーン店の進出などにより商工業者の質も変化している中で、一律に組織率を補助の要件とすることは実態に即していない面があると考えています。そのため、商工会等が組織や地域のそれぞれの実情に応じて配置ができますよう、来年度に向けて見直しを検討しているところです。

補助対象職員人件費の全額補助金化、記帳専任職員退職不補充の撤廃と記帳指導員の謝金単価の引き上げ、職員採用基準と給与体系の見直し、この3つの項目につきましても、それぞれ商工会等の財務基盤や指導力の強化、職員のモチベーションの向上等に効果があるものと考えておりますが、全てを実施することは多額の補助金が必要となりますことから、今後さらに検討を深めてまいりたいと考えています。

また、この間の県の商工会等に対する監査や指導におきまして、最も基本となる会員数や組織率の問題を見過ごしてきましたことは、県としましても大きく反省すべき点でありまして、本年度から、監査職員の監査能力の向上のための研修の実施、効率的な監査のための事前提出資料の内容の充実、高知県商工会連合会との合同監査、そういったことなどで監査体制の見直しを行い、強化を図ったところでございます。

今後とも、地域の商工業者にとりまして、商工会等の果たすべき役割はますます重要となってきますことから、商工会連合会との連携も強化し、地域経済の発展に向けて取り組んでまいります。

○16番（依光晃一郎君） 質問はありませんが、最後に商工会、商工会議所の補助金返還について、知事からは、地域の中小企業が公共を担っ

ておるといようなお話もいただきました。県として補助金を出しているところから、指導ということはわかるんですけども、商工事業者はそれなりに地域のことを考えて頑張っている。そこを伴走というか、横に立ってやっていただきたいという思いがあって、今回の件に関しては、ちょっと問題があるのではないかなと私自身は思っています。ただ、前向きな御答弁もいただいたと思うので、今後地域の商工事業者、あるいは商工会、商工会議所がしっかりと地域を支えていく、そこを伴走というか、支えていただきたい。それを私のほうから要請させていただきます、一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(土森正典君) 暫時休憩いたします。

午後0時休憩



午後1時再開

○副議長(坂本孝幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



諸般の報告

○副議長(坂本孝幸君) 御報告いたします。

欠席の届け出のありました議員桑名龍吾君が、午後の会議から出席されておりますので御了承願います。



質疑並びに一般質問

○副議長(坂本孝幸君) 議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番(坂本茂雄君) お許しをいただきましたので、県民の会を代表いたしまして、順次質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

1年前ともなるとお尋ねしたくなるのが、来年11月に知事選挙を控えた知事の去就でございます。尾崎知事の4期目挑戦はあるのか、それとも国政のレベルで活躍を期そうとされているのか、県民は関心を持って見詰められています。しかし、知事は多分、現在は一生懸命日々の仕事に専心するという状況とか、これまでも6月議会の時期にお示ししてきたとおっしゃられると思いますが、来年は天皇の退位、そして即位があり、参院選もこれありと、これまでの年とは違うということがあります。

その意味でも、国政に活躍の場を求めるのか、来年12月以降も引き続き高知県政のリーダーとしての任務を果たしたいとの意欲をお持ちなのか、あるいは第三の道を模索されているのか、お尋ねします。

次に、その前提として、知事が4期目に挑戦するという事になれば、期数にも関心が高まります。かつて橋本元高知県知事は、多選については、何期何年務めるかといった一般論ではなく、本人のやる気や意欲、さらには改革の志や新鮮な気持ちを持ち続けていけるかどうかを最も大切なことだと思いと答弁されたことがありました。しかし、私は、何期何年務めるかといった一般論にも重要な意味合いがあるとの視点で、平成15年9月定例会で次のように指摘させていただきました。

「知事が長期間在任していることに伴い強大な権力を同一人物が長期間にわたって独占することには、幾ら政党の推薦を受けない無党派知事であっても変わりはありません。そして、知事

の個人的つながりが県庁内外に扶植され、人事が偏向し、行政が側近政治化し、県政が私物化される危険を伴います。さらに、職員の士気も沈滞して清新な県政が期待しがたくなり、暗黙のうちにプラスイメージは知事に、マイナスイメージは副知事やその他の職員にというような役割分担が決められてしまいます。知事というものは、どうすれば知事の顔が輝き、どうすれば渋い顔をするか、そういうことを心得た人々に囲まれて仕事をしているのです」。

「また、知事は、日常が選挙運動になります。大きな権限を持ちながら、自治体の顔としてあらゆる場面に登場します。毎月、毎年膨大に作成される、さんSUN高知や県発行のパンフレットには、ほとんど顔写真と名前が入って配られます。このことからしても、選挙の公正という観点から見ると、現職と新人のハンディというのはとてつもなく大きいものがございます。その結果、なかなか候補者が出てこない。そして、住民も選挙に関心を持たなくなってしまう。投票率は下がり、さらに進むと無投票という事態が起こってしまいます。これも多選の弊害の一つではなからうかと思えます」。

「多選を戒めてきた例として、(中略)細川元熊本県知事は、権不10年ということで2期で知事の職を辞しました。そして、北川前三重県知事が「熟慮の上に決心した。権力の座のあり方を考えた。どんなに立派な人物でも功罪がある。民主主義は権力者を交代させるのが条件だ」と述べ、2期で引退されました」ということなどを述べさせていただいております。

真摯に県政に向き合われている尾崎知事だからこそ、期数を重ねたとしても、多選との批判などにさらされることはないとは思いますが、県知事における在任期間が4期16年間というのは、いわゆる多選と言われる期間だと考えられるのか、またその際、多選によって生じる弊害

にはどのようなものがあると考えられているか、お尋ねします。

さらに、2期連続の無投票当選を重ねられた知事に対して、高知県知事として続投を望まれる県民の皆さんが多くいらっしゃることは周知の事実であります。

しかし、知事自身も前回の無投票当選の際に、前回は無投票だったので、今回は県民の多くの声を聞かなければならないと思っていたと述べられていましたが、県民が一票を投じる機会がないまま県政トップが再び決まることとなり、尾崎知事に対してどれだけの信任を与えたかは見えないままでした。こういったことが長く続くと、知事自身がそう思わなくても、県政のことは知事に任せておけばとの県民の無関心や無批判が根づいてしまうことを懸念します。

3期連続で無投票としないためにも、尾崎県政12年間の総括と今後の高知県政のリーダー像について、県民が熟慮できる期間を設けるためにも、知事選挙に向けた去就を早期に決断すべきではないかと考えますが、お聞きします。

次に、県庁における障害者の適正雇用についてお尋ねします。開会翌日の7日に、この間の一連の、障害者雇用に係る不適切な対応をめぐっての処分が下されました。障害者雇用で不適切計上が判明した38県のうち、11月24日時点では本県を含む7県が処分方向でした。本県の、障害者雇用に係る不適切な対応に係る措置とした知事以下の処分は、意図的ではないにしても、組織的な対応に問題がある一方、意図的に法的な不正のケースではないことから、過去の知事の減給処分に相当しないとのことでしたが、障害者の方の就業機会を失わせたこと、県民や民間事業者に対して範を示せなかったことを重く受けとめるなら、さらに重い処分が適当ではなかったかとの声もあります。

どのように判断したのか明確に説明すべきだ

と考えますが、知事にお尋ねします。また、今後の処分のあり方として、意図的でない信用失墜行為に対する処分の前例となるのか、あわせて知事にお伺いします。

さて、早速実施される、障害者を対象とした県職員採用試験特別募集については、9月定例会で示されたことに沿った対応をされて、受験対象者に知的障害者、精神障害者を加えられたことは評価するものです。

しかし、来年4月1日の採用日までに、9月定例会で示した、採用に当たりクリアすべき課題への対応は間に合うのかどうか、知事にお伺いします。

この採用予定人数だけでは法定雇用率の達成は困難だと考えますが、達成するためには、これまでも示してきた非常勤職員障害者枠なども含めた雇用で、法定雇用率の達成を目指されると思いますが、全体の達成目途について総務部長にお伺いします。

次に、室戸沖での米軍機墜落事故についてお伺いします。今月6日未明、本県室戸岬沖約100キロの上空で、米海兵隊岩国基地所属の空中給油機と戦闘攻撃機が訓練中に接触し海上に墜落するという、極めて危険な事故が発生したことによって、県民の不安と怒りを増幅させています。

県内や周辺海域での米軍機の墜落事故は、1994年の大川村の早明浦ダム湖に米海軍の空母艦載機が墜落した事件、1999年の夜須町沖でのF A 18の墜落、2016年12月の高知県沖でのF A 18の墜落に次いで4回目となりました。

今回の事故は、夜間の空中給油訓練中の事故と見られる極めて危険性の高い訓練が行われていたと言われており、事故の程度を示す4分類のうち、最も重大なクラスAに認定されています。本県上空にはオレンジルートと呼ばれる訓練経路があり、土佐清水市沖約70キロには米軍

演習場リマ海域・空域もあり、原子力空母ロナルド・レーガンの艦載機約60機が移駐し、所属機は約120機に倍増し、軍事拠点化した岩国基地の訓練場所となる岩国臨時留保空域が、四国沖などに設定されています。いやが応でも四国沖での訓練はふえ、事故の可能性は高まっています。そんな中での今回の事故は、起こるべくして起きた事故とも言われています。

知事は、高知県周辺での事故は4回目となる、県民の不安は増大しており遺憾と言わざるを得ないとして、防衛省や外務省に対し、原因究明や再発防止を米軍に求めるよう、今月7日に文書で要請をされました。本会議質問戦中は無理かもしれませんが、本県の本気度を示すために、休会中にでも直ちに、訓練の中止もあわせて直接申し入れるべきではないかと思いますが、その意思はないのか、お聞きします。

また、原因究明や再発防止を求める上でも、県危機管理部に、訓練が適切な内容だったのかどうかもわからないと言わしめているのは、情報が遮断されているという状況を許している、日米地位協定に原因があると思えません。

本来は、この日米地位協定の抜本改定しかないと思われませんが、については、全国知事会でことし7月に取りまとめた、米軍基地負担に関する提言で示した改定内容の実現を目指す行動を展開し、訓練の事前通知と当該自治体の承認を最低でも認めさせるよう改定させるべきではないかと考えますが、知事にお伺いします。

続きまして、自治体戦略2040構想研究会報告についてお伺いします。

我が国は既に2008年から人口縮減期に入ると言われ、2040年ごろには団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、人口縮減時代の自治体のあり方が問われようとしています。

そのような中で、ことし7月、総務省に置かれた自治体戦略2040構想研究会が出した第2次

報告には、幾つかの懸念すべき課題が見受けられ、この内容について議論を始めた第32次地方制度調査会の第1回総会でも、批判的な指摘がされた点もあると聞いています。

私なども、圏域単位での行政のスタンダード化の項に、「個々の市町村が行政のフルセット主義と他の市町村との勝者なき競争から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにし、戦略的に圏域内の都市機能等を守り抜かなければならない」としていることに対して、市町村行政はフルセット主義であるべきと平成の大合併を推進し、他の市町村との勝者なき競争に市町村が駆り立てられたのは、地方消滅、自治体消滅といったおどし文句の国策であった地方創生政策であったと思われるのですが、報告が指摘する、行政のフルセット主義と他の市町村との勝者なき競争は、あたかも自治体側の責任であったかのような書き方に、違和感を覚えております。

「自治体戦略2040構想は、2040年ごろにかけて迫りくる我が国の内政上の危機を明らかにし、共通認識とした上で、危機を乗り越えるために必要となる新たな施策の開発と、その施策の機能を最大限発揮できるような自治体行政の書きかえを構想するものである」との前提で、今後の検討の基本的方向性が定められていますが、この方向性で進む自治体が、多様な地域で多様に生き、暮らしていくための場としての地域、自治体を維持していくことになると考えられるか、知事にお尋ねします。

さらに、圏域マネジメントと二層制の柔軟化にある圏域が主体となって、行政のスタンダード化を進めていくことは、全国的に国が主導して、市町村の権限の一部を圏域に担わせようとするものであり、自治体が自主的権限によってみずからの事務を処理するという団体自治の観点から問題があるのではないかと。また、住民による選挙で直接選ばれた首長及び議員から成る

議会もない圏域に対し、国が直接財源措置を行うことは、住民の意思を尊重する住民自治の観点からも問題があると思われるのです。

このような懸念が払拭されるような、地方制度調査会や全国知事会での議論がされるべきだと考えますが、知事にお伺いします。

続いて、南海トラフ地震対策の加速化についてお伺いします。

ことを振り返る際によく言われるのが、いろんな形態の自然災害に次から次へと見舞われ、改めて災害大国日本という国に我々は生きているということを実感させられた年であったということです。それだけに、さまざまな災害に備えて、自然現象としての災いを防ぐことはできなくても、社会現象としての災害を減らすことに注力しなければならないとの思いを新たにしたところです。

私は初登壇以来、本日で32回目となる質問機会ですが、今回も今まで同様、南海トラフ地震対策について取り上げさせていただきます。それは、さまざまな要因によって働いている場所、住んでいる家、住んでいる地理的要件・位置も違う中で、災害は確実に社会の脆弱点、弱いところを大きく襲ってまいります。だからこそ、災害対策を講じることで、ソフト面でもハード面でもその脆弱性を事前に克服することで、日常生活改善にもつながるとの思いですし、災害格差を拡大させるという社会の脆弱点を克服する取り組みは、震災への備えの最たるものとして、今後も取り組み続けることが必要だと思っているからです。

そこで、第3期南海トラフ地震対策行動計画を総括する中で、もう一段ステップアップする第4期行動計画づくりの中で加速化を図られるべき重点課題などについて順次質問をさせていただきます。

まずは、復興に向けた取り組みについてであ

ります。中でも、災害後に必ず取り組まなければならない復興ならば、災害復興を事前に予測して取り組むということで、事前復興についてお伺いしたいと思います。この発想は、1980年代から取り入れられ、1995年の阪神・淡路大震災を踏まえて広く使われるようになりました。

高知県議会では、平成16年7月に私が述べた、消防研究所の室崎益輝理事長が指摘する、被災したつもりで地震の前に投資し、安全な町をつくるという事前復興の重要さという考え方も、南海地震対策推進条例に盛り込んでいく必要があると考えますとの発言が、事前復興との言葉が議事録に載った最初であろうかと思えます。東日本大震災以降の平成24年定例会以降は、広く事前復興との言葉が議場でも多く使われ始めました。

全国でも事前復興の取り組みが広がり、11月26日付朝日新聞、災害大国特集では「事前復興計画、地域の力に」ということで、一面全てを使った特集が組まれていました。そこには、私たちの住む高知市下知地区で策定し、高知市の地域防災計画に位置づけられた、下知地区防災計画の事前復興計画が紹介されていました。

そのように全国で事前復興が取り組み始められる中、全国知事会でも2015年に、平成28年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（災害対策・国民保護関係）において、超大規模災害を想定した事前復興制度の創設として、地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うことと、準備して待つ事前復興から、実践する事前復興への取り組みを要望しています。

まさに、今こそ事前復興を初めとした復興の取り組みを加速化するべきだと思いますが、ま

ず第4期行動計画の重点課題案に復興の項目がなぜないのか、知事にお尋ねします。

第3期行動計画参考資料にある南海トラフ地震対策の全体イメージにも、復興まちづくりは、震災に備えることは速やかな復興につながるのと、復興をイメージすることで事前の備えの重要性が明確になることが強く関連づけられており、それは事前と事後を一体的に考えるということの大切さを強調しているものだと思います。まさに重要な柱でありながら、その取り組みが加速化されていないことが残念でなりません。

復興のまちづくり計画を事前に議論しておくことや、その計画のうち可能なものから前倒し実施することによって、事前の備えや速やかな復興にもつながるものであるということについて、どのようにお考えか、あわせて知事にお聞きします。

下知地区防災計画の中で、事前復興計画を策定することとしたのは、東日本大震災の被災地の復興状況のおくれがもたらす課題に学んだことから、南海トラフ地震で甚大な被害が想定され、被災後には必ずや復興計画の立案が必要となる地区である、しかし他地域への移転など人口流出も懸念されていることから、被災後早期に魅力あるまちづくりを行うために、事前復興計画を立案することとしました。

中山間地であれ、沿岸部であれ、被災後に復興のまちづくりをしなければならないのであれば、被災後の混乱した大変な状況の中で議論を行うことの困難さを考えて、平常時から議論しておくことで、被災後にできるだけ早期に着手できること、そして可能なものから前倒しで実践できれば、備えの強化にもなるし、日ごろの地域の共助力の向上にもつながるものであることから、復興のまちづくり計画について、各自治体がモデル地区を指定してでも、事前に取り

組んでいくことは考えられないか、危機管理部長にお尋ねします。

また、土木部が2016年度から取り組んでこられた震災復興まちづくり訓練は、1年間に4自治体ずつ訓練研修を行ってきて、対象となる20自治体の完了は2年後となっています。

なぜ年間4自治体でなければならないのか、市町を対象とした震災復興まちづくり訓練を早急に完了させ、次の段階として、市町が主体となる地域住民を巻き込んだ訓練に着手すべきだと考えますが、土木部長にお伺いします。

次に、重点課題に取り上げられている要配慮者支援対策の拡充、加速化についてお伺いいたします。9月定例会でも質問させていただきましたが、ことしの西日本豪雨災害で改めて顕在化したのは、避難行動要支援者対策の脆弱性であり、取り組みの加速化が求められていることであつたと思います。

これまでにも、当事者やその御家族、そして支援について研究、実践されている方などと検討すればするほど、さまざまな課題が明らかになってきたことがあります。それらを、個別計画の策定ということの中で、共助の取り組みとして、避難行動要支援者の支援対策を講じていければと思つているところです。ただし、津波浸水地域で避難行動をとる場合に、車椅子利用者が津波避難ビルの避難階段の前でたじろぐという、垂直避難の困難性にぶつかることがしばしばです。スロープがあればよいのですが、既存ビルの場合、あるいは外づけ階段を設置して、津波避難ビルとして指定されているものでは、余計に困難性が伴います。

ことし、ある地域で、身体障害者通所授産施設の前のビルに、地域住民のニーズから外づけ階段を設置し、屋上まで避難可能な施設として改修され、津波避難ビルにも指定されましたが、通所施設の利用者にとっては、避難場所として

選択しがたい困難に直面しています。当然、地域ではスロープ設置を要望しましたが、スロープ設置に必要な敷地確保の困難性などから諦めざるを得ませんでした。その施設の職員が介助しようにも、車椅子利用者数に比較して職員が少なかったり、また日中に近隣に住まわれている住民の支援をいただくにも、高齢者が多くを占めるような地域であれば、マンパワーによる避難支援行動がとりづらい面にも遭遇します。

このような問題を多くの津波避難タワーや津波避難ビルで抱えていないのかとの思いで、まずお尋ねします。

津波避難タワーも111カ所が完成し、津波避難空間の確保は着実に進んでいるとのことですが、津波避難タワーや公的施設の津波避難ビルの中で、スロープが取り付けられたものがどれだけあるのか、危機管理部長にお伺いします。

そして、避難行動要支援者の方たちの避難行動を支援するためにも、スロープのない津波避難ビルや津波避難タワーの階段に、取り付け可能な車椅子用のスロープを設置すべきと考えますが、危機管理部長にお尋ねします。また、民間津波避難ビルでも、設置を必要とする津波避難ビルから申し出があつた場合は、設置の支援の仕組みが必要と考えるのですが、あわせて危機管理部長にお伺いします。

なお、本県発信の防災産業も成長しつつある中、例えば多少傾斜がきつくても設置できたりするスロープであったり、階段を上れる車椅子など、現場にある命を守る・つなぐニーズに対して耳を傾け、さらなる製品開発に努めることへの支援を商工労働部長に要請させていただきたいと思つています。

次に、避難行動要支援者対策における個別計画策定について、検討している中で感じている課題について質問させていただきます。個別計画は、基本的に居住地域における計画策定であつ

て、通所施設利用者などの場合は、日中の施設にいる際の利用者の避難行動を支援するための対応策も必要と考えられます。

とりわけ、その施設利用者が施設以外の避難場所に避難しなければならない場合など、さまざまなケースが想定されますが、通所施設利用者の避難行動を支援するための対策についてはどのように取り組まれているか、地域福祉部長にお尋ねします。また、通所施設などの要配慮者の特性を踏まえた対応策が、居住地域における個別計画の策定にも活用されるようになると、個別計画の策定の迅速化も図られるのではないかと、あわせて地域福祉部長にお尋ねします。

高知市の長期浸水域における住民避難対策の推進についてお伺いします。ことし3月末に明らかにされた、高知市長期浸水域における津波からの住民避難シミュレーションの結果の概要では、江ノ口・下知、潮江、高須の3地区で、水平避難の可能範囲、避難経路の渋滞・混雑、現状の避難ビル配置における避難困難地域の明確化、津波避難ビルの収容者数と避難者数などの課題が示されていますが、例えば下知地区では、まさに日ごろから懸念される地域が、現状の避難ビル配置における住宅地域内での避難困難エリアとして明確にされています。

避難ビルの少ない地域での避難距離の長さや、一つのビルに避難者が集中し避難完了時間の長さから、さらなる追加指定や避難路の整備が必要と考えられること。また、研究対象区域内における津波避難ビルの収容総数は約12万人であり、解析結果から、津波避難ビル避難者数は約9万1,000人、避難困難者数は約8,000人、合計約10万人となり、収容総数以内であり、収容総数は確保されているが、最寄りの避難ビルに避難した場合、避難者数に偏りが生じるとともに、収容可能数の格差により、多数の避難ビルにおいてその収容力を超えて避難者が集中するとい

う解析結果となっています。

避難ビルへの避難者数の超過、偏りについての対応は、避難ビル等の追加指定や整備、または避難ビルへの分散型避難が考えられるとのことですが、今後はより地域と行政が一緒になって、検討を深めていくことの必要性に迫られているということが明らかになったのではないかと思います。

そこで、お尋ねしますが、津波避難ビル不足・偏在課題については、避難ビル等の追加指定や整備、または避難ビルへの分散型避難を検討しても、なお津波避難ビルが不足する場合、第3期南海トラフ地震対策行動計画の総括の、津波対策の項にある評価及び課題として、今後新たな避難空間の必要性が認められれば整備を行うことが、長期浸水域においても避難空間の整備を行うことになるのか、危機管理部長にお伺いします。

毎年度末の南海トラフ地震高知市長期浸水対策連絡会で、南海トラフ地震で想定される長期浸水に対し、長期浸水の早期解消と迅速な救助・救出などのための事前対策を推進することを目的とした、長期浸水対策項目進捗確認シートに基づく各機関の進捗確認と救助救出に関する検討結果の報告が行われています。平成22年2月定例会で長期浸水対策のスケジュールを議会質問で取り上げてから8年がたちましたが、そろそろ課題も煮詰まってきたと思いますので、その課題解決の取り組みの目途が見えてきてもいいように思っています。

2013年9月予算委員会で、長期浸水域内で避難所への避難者そのものを低減させる対策の一環として、在宅避難者支援にシフトしていくことの提案について、知事は、避難所として使えるための2つの条件として、耐震の度合いと生活物資の調達が可能かということの懸念が残るので、長期浸水域外において十分な避難所の量

を確保できるようにすると答弁をされました。

長期浸水域内の避難者が浸水域外に避難した際の避難所確保の見通しと、長期浸水域外への救出対策の進捗状況についてお伺いします。また、こうした対策を第4期行動計画期間中においていつまでに仕上げるのか、あわせて危機管理部長にお伺いします。

次に、津波火災対策についてです。面前にあるタナスカ地区と中の島地区という石油基地に対して、159件の津波火災が発生した東日本大震災での映像を思い浮かべる浦戸湾沿岸域のエリアがあり、想定されるリスクの解消を求める声が高まっています。今年度の瓦れきの漂流や石油などの拡散の状況をイメージするためのシミュレーション結果から、緊急遮断弁の設置などによる石油施設等の耐災化、防護柵の設置、周辺地域の安全確保の3つの視点で、重点対策を絞り込んでおられます。

決算審査報告でも触れられたように、浦戸湾沿岸域における石油基地の耐災化の指摘で、津波火災などの被害軽減対策が求められていましたが、一体その被害軽減対策がどこまで進捗しているのか、危機管理部長にお尋ねします。また、周辺地域の安全確保の面からも、周辺住民にこうした対策の進捗状況を随時明らかにされるべきと考えるがどうか、あわせて危機管理部長にお聞きします。

もう一つの重要視点から絞り込まれた重点対策として、漂流瓦れきが石油・ガス施設等に衝突しないよう防護柵の設置検討、概略設計を行うとしていますが、タナスカ地区だけではなく中の島地区も含めたものなのか、そしてその効果などについて危機管理部長にお聞きします。

これまでに2014年2月定例会では、津波火災が津波避難ビル周辺に押し寄せた際の消火という点でお尋ねしました。

そして、2015年9月定例会では、消防庁消防

研究センターでは水陸両用の小型消防車両に関する研究を行っており、救助用の車両をベースに消火機能を持つ車両で延焼をおくらせることの可能性などについて検討したいとか、専門家の調査研究の状況や国の取り組みの動向などについては、今後もしっかり情報収集に努めていくとの答弁がされていました。

そこで、最悪の津波火災が発生し、津波避難ビルなど避難場所周辺に押し迫った際の消火方法について、現在の検討状況を危機管理部長にお伺いします。

南海トラフ地震対策の加速化の項の最後に、液状化対策についてお伺いします。東日本大震災の際に千葉県浦安市で顕在化した液状化被害でありましたが、今回の北海道地震でも、札幌市清田区で液状化現象による民家の傾斜、沈下などが大きく取り上げられました。

これからの地震では、地域間の違いはあっても、リスクの高い場所が多い地盤では被害をもたらすものとして、今まで以上の意識的な備えが必要ではなかろうかと思えます。私もかつて調査をさせていただいた千葉県浦安市で、液状化被害の対応に当たった当時の松崎秀樹前市長が先日来高し、液状化は高知でも起こるとして、全国の被害家屋のうちの3分の1に当たる約8,700棟の住宅が浦安市に集中していたことや、マンホールや100トン級の耐震性貯水槽が地上にせり上がり、住宅が土砂に埋もれたこと、下水道管が壊滅的な被害を受けたためトイレ使用ができなくなったこと、ガスが11日後で上水道が27日後、最後に下水道が36日後というライフラインの復旧状況などを話され、改めて液状化被害の深刻さを確認できたところでした。

そこでお尋ねしますが、唯一の避難路が液状化によって避難困難となることが想定される場所などでの対策、対応など、改めて研究する必要があるのではないかと考えますが、危機管理

部長にお聞きします。

液状化による被害が、直後の在宅での避難生活にどのような影響を及ぼすのかわかるよう周知することや、事前に備えることも必要であるが、その周知と啓発は十分か、危機管理部長にお聞きします。

また、液状化が想定される地域で、既に住宅の傾斜や沈下が起こっていないか、そのような家屋では揺れにも弱くなるので、事前に沈下修正の必要な家屋では対策が必要であることや、災害前の対応と災害後の対応のいずれにも備えるため、これまでの取り組みの不十分さを踏まえて、引き家技術の継承、養成を行うべきであると考えています。

昨年6月定例会で上田貢太郎議員の質問に、土木部長は、さまざまな地震対策の入り口である住宅の耐震化を強力に進めているところであり、その取り組みの中でこうしたインセンティブがあるという情報も提供し、引き家技術の周知や耐震改修とあわせた沈下、傾きの修正の推奨に努めていくと答えられましたが、具体的にどのような取り組みがされてきたのか、土木部長にお伺いします。また、引き家技術は災害前後のいずれにも対応できることから、その必要性が期待されると思いますが、今後の引き家技術の継承、養成についてどのようなことができるのか、あわせて土木部長にお伺いします。

次に、出入国管理法改正に伴う本県外国人材の動向と多文化共生社会についてお尋ねいたします。

外国人労働者の受け入れ拡大を図るための出入国管理法改正案は、多くの不明点と疑念、疑問を残し、生煮えのまま法案が、政府・与党の強引な国会運営で成立させられました。自民党の平沢勝栄衆議院法務委員会理事は、この問題は議論したら切りがないんですと強弁していましたが、自民党みずからが課題山積、疑問だら

けの法案であることを認めた発言であったと言わざるを得ません。

高度な専門職に限定していた従来の施策を転換し、来年4月から、人材確保が困難な単純労働分野にも初めて外国人労働者を受け入れるもので、技能水準に応じて特定技能1号、特定技能2号という新たな在留資格を設け、介護職や建設業など14業種を対象に就労を促すものです。歴史的な政策転換でありながら、理念がはっきりせず、受け入れ後の将来像も示されないままに強行成立させたもので、なぜ今なのかという疑問は多くの国民に残ったままの法改正だったと言えます。

午前中の依光議員の質疑で触れられましたので、できるだけ重複を避けてお尋ねしたいと思います。この法改正によって、対象となる単純労働分野をどのように定めるのか、外国人材受け入れの前提となるはずの、どの分野がどの程度人手不足であるのかを判断する方法や、受け入れる人材に求める、相当程度の知識や経験をどう定めるのかなどといったこの制度の内容の多くが、法案成立後に法務省令などで定めることとして何ら明らかにされないままであり、県民からは、一体県内にどのような影響が出るのかぜひ明らかにしてほしいとの声が届けられています。

そこで、お尋ねします。初年度に最大4万7,550人、5年間で最大34万5,150人を受け入れ、5年間の最大受け入れ数は、介護業が6万人で最多、外食業は5万3,000人、建設業は4万人などに見込まれていますが、本県において不足する労働力に対して、外国人材に頼らざるを得ない人数はどれだけが見込まれているのか、商工労働部長にお尋ねします。

また、見込まれる外国人材を本県で受け入れることによって、本県の雇用状況にどのような影響を及ぼす可能性があると考えられているか、

商工労働部長にお聞きします。

さらに、特定技能1号は、その5割程度を外国人技能実習制度からの移行で見込むとされていますが、今回の法案審議の中で改めて明らかになったのは、現在の技能実習生の違法な低賃金や長時間労働の実態でありました。

失踪した外国人技能実習生2,870人に対する昨年の法務省調査の元資料である聴取票を野党が分析した結果、67.6%の1,939人が最低賃金割れだったことや、過労死ラインとされる月80時間以上の時間外労働をしていた実習生が全体の1割、292人に上るなど、法務省発表の実態とかけ離れていたことが明らかになっています。また、平成29年に技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導や送検等の状況から、労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した5,966事業場のうち4,226事業場、70.8%であり、主な違反事項は、労働時間26.2%、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準19.7%、割り増し賃金の支払い15.8%の順に多く、重大、悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは34件となっています。

そこで、外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況などから明らかになる県内の実態と、その是正がどのように図られるべきかということについて商工労働部長にお聞きします。

少子高齢化に伴う人手不足が深刻化する中、受け入れの必要性自体は多くの国民が理解するところだと思います。しかし、本来、法改正が図られようがそうでなかろうが、今まで以上に増加すると思われる外国人を地域社会の仲間として受け入れ、文化や言葉の違いを超え、同じ社会でともに生きていく地域づくりと、そのための準備が求められるのではないのでしょうか。

そこで、ともに暮らしていくために、本県における教育、医療、社会保障、法的アクセス、

相談窓口などの生活支援策は十分と考えられているか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。また、県を初め各自治体は、担当部署の設置や指針、計画の策定が、それらを踏まえた対応として考えられるべきではないか、さらにそれらを盛り込んだ本県の条例を制定することなどについて検討する考えはないか、あわせて文化生活スポーツ部長にお聞きします。

最後に、子供たちのネット依存脱却の問題についてお尋ねします。

インターネットへの病的な依存が疑われる中高生が推計で93万人に上ることが、厚生労働省研究班の調査で明らかになっていますが、5年前の51万人からほぼ倍増するという深刻な事態になっています。

ネット依存は、インターネットやオンラインゲーム、会員制交流サイト、SNSなどに没頭し、やめられなくなる状態を言い、特に多いゲームへの依存は、世界保健機関、WHOがことし6月にゲーム障害として、新たな疾病に加えたばかりです。

6月定例会でも西森雅和議員がこのような状況に対して、知事の認識と教育長に対する取り組みについて質問されています。知事からは、「スマートフォンなどへの依存対策は、国においてもその必要性を認識しており、具体的な対応の検討の動向を注視していく。学校やPTA単位でのインターネット利用のルールづくりなど、保護者を初め県民にインターネットの適正な利用を周知していく」、また教育長からは、「保護者に対して、スマートフォンなどの使用時間と学力との相関関係について説明したリーフレットの作成配布。また、幡多地域や香美市、香南市などのように、家庭でスマートフォンなどを使用する時間帯を決めるといったルールづくりに、学校や家庭、地域が連携して取り組む事例などを紹介し、今後も市町村教育委員会などと一体

となって進めていく」という考え方が示されて
いました。

子供のネット依存の影響が学校現場に及び、
オンラインゲームにのめり込み、授業中に居眠
りをしたり、成績が下がったりする中で、教員
らは対応に悩むという状況が突きつけられてい
ます。

事態が深刻化し続ける中で、学校や家庭での
具体的で効果的な予防・対応・支援策を講じて
いく必要があると考えますが、教育長にお尋ね
いたします。

また、県内の退職教員の方が立ち上げられた、
こうちねっと見守り会議では、昔遊びや体験活
動を行うことにより、ネットやゲームから離れ
ようとする取り組み、デジタルダイエットキャ
ンプに取り組まれています。昨年1月、第4回
子どものネット利用問題に関する研修会の2日
目の研修カリキュラムとして取り入れられてお
り、参加者の方からは「先生からは、ゲームを
しないで、スマホをさわらないでと言われな
かった。でも、このプログラムの間、開催地
の越知町野老山での4時間、ほとんどの人が
スマホを利用しなかった。これがデジタルダイ
エットキャンプ、親子関係の再構築だと感じた」
との感想が寄せられています。これは、単なる
ネットやゲーム断ちではなく、親子関係の再構
築を中心に置いた、リ・クリエート——再創造
の取り組みであると言えます。

このデジタルダイエットキャンプは、自然の
中で遊ぶことで、ゲームやスマホのほかにもお
もしろいことがたくさんあることに気がついて、
子供たちの依存状態が明らかに改善してきたと
いう実績を既に上げられています。

高知県にはどこよりも豊かな自然があるとい
うことを生かして、親子で地域活動で居心地の
よい空間をつくり上げていくためのデジタルダ
イエットキャンプによる取り組みを、県内全域

に広く導入、支援できないか、教育長にお伺い
をしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答
えをいたします。

まず、私の今後について、その方向性や知事
としての去就、さらにはその去就の早期判断に
ついてのお尋ねがございました。関連しますの
で、あわせてお答えをいたします。

11年前に知事に就任させていただいて以来、
私は県勢浮揚に向けて全力で取り組んでまい
りました。この間、県勢浮揚をなし遂げたいと
の一念でさまざまな挑戦を続けてまいりました。
この気持ちは今も変わることのない私の強い思
いであります。

現在、平成31年度の予算編成及び産業振興計
画などのバージョンアップなどについて、日々
職員との協議を重ねているところであり、例え
ば先々に至るまで経済の拡大傾向等をより確実
なものにしていくためには何をすべきか、今
必死で考えをめぐらせている状況にあります。
こうしたことから、私としては去就云々にとら
われず、この点に専念したいと考えているとこ
ろです。

さらに、去就を表明する時期についてもお尋
ねがございました。

この新たな政策予算に関する議会での御審議
の間や、最終的に議会でお認めいただくことが
できた政策が、新年度において円滑にスタート
し定着できるまでの間、少なくともこの間は去
就に触れることなく、県政に専念する必要があ
るものと考えております。

そして、その一連の政策等を見ていただくこ
とを通じて、尾崎県政の総括を賜ることになる
ものと考えております。

次に、多選についての認識や弊害について
のお尋ねがございました。

議員からも具体的に多数の指摘がありましたように、私としても多選の弊害は確かにあるものと思っております。多選により、長年首長の座にあることを通じて、首長に権限が集中する余り首長に対して問題提起したり、批判的見解を述べるのが困難になりがちと、そういった問題が生じ、県政が硬直化したり、さらには民意から離れていったりするといった問題が生じ得るものと私も考えています。

ただ、こうした弊害を生じさせる、いわゆる多選というものは、どれくらいの任期を重ねたかではなく、任期中に実際にこうしたさまざまな問題が起こるか否かによるものでもあろうかと考えます。私としては、これまでの間それらへの防止のため、例えば庁内においては、特に悪い情報ほど早く私もしくは副知事に上げてくるようにということを常々言ってまいりました。

いずれにいたしましても、そうした多選の弊害と言われるものを肝に銘じながら、日々県政運営に当たることが肝要ではないかと考えているところでございます。

次に、障害者雇用に関する今回の処分についてどのように判断したのか、また今後の意図的でない信用失墜行為に対する処分の前例となるのかとのお尋ねがありました。

本県の障害者雇用に係る長年にわたる不適切な対応については、対象となる職員の数を用意的に水増ししようとしたものでは決してありませんが、これにより、法定雇用率を達成していると誤認し、その分、障害者の方々の就業の機会を失わせる結果となってしまいました。このことは、明確な基準を策定して庁内に徹底することにより防ぐことができたものであり、この点において、県として組織的な対応に問題があったと考えております。

このため、明確な基準を策定し、徹底すべき立場にあった私以下担当課の課長までを対象と

して、処分を行いました。処分を決定するに当たっては、法令の規定、本県における過去の事例や他県の状況、さらには選択する処分が他の公務員や社会に与える影響なども考慮し、適切かつ妥当なものとなるよう、総合的に判断を行ったところです。

具体的には、まず懲戒処分に相当するか否かについて検討いたしました。法律では、法令違反があった場合などに懲戒処分とすることができるとされており、今回の事案について、関係法令の規定に照らし整理を行いました。例えば障害者雇用促進法第37条の、障害者の雇い入れに努めなければならないとの規定に関しては、法定雇用率を達成していると誤認している中であつても、障害者枠試験による新規雇用を毎年度継続して行うなど、障害者雇用の拡大に努めており、規定に違背しているとまでは言えないと考えられます。また、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に関しては、汚職や飲酒運転などの行為を行った場合に該当するものであります。今回のような意図しない不作為にまでこれを適用し、懲戒処分とすることは、社会通念上著しく重い処分となり、裁量権の濫用となりかねないと考えられます。

さらに、本県の過去の事例に照らしても、モードアバンセ事件や飲酒運転など明らかな法令違反の場合や、悪質なセクシュアルハラスメントなど意図的な不適切行為がなされた場合に懲戒処分としているところであり、これらとのバランスを勘案しても、懲戒処分とすべき程度には至らないものと判断をいたしました。

その上で、懲戒処分に至らない非違行為として措置相当とし、過去の事例も勘案して、文書注意が妥当であると判断いたしましたところであり

ます。さらに、県庁組織全体を統括する最終的な責任者である私については、特別職であり、法令

上は処分を定めた規定がございませんが、本件について最終的に責任を負う者として、責任の所在を明らかにするため処分を行うことといたしました。過去、県知事が処分として給与の減額を行った例は、モードアバンセ事件や高知商銀事件など、職員が意図的に法的な不正を行い懲戒処分等となった場合で、職員を文書注意処分とする今回は、これには当たらないのですが、職員より一段重い処分が必要であるとの観点から、嚴重文書注意とすることとしたものであります。

また、今後意図的でない信用失墜行為があった場合には、個別具体的に法令の規定や今回の事案も含めた前例などを踏まえ、総合的に判断する必要があります。何よりも重要なことは、他の行政分野も含めて同様の事案を起こさないよう、適切な行政運営に努めていくことであり、そうなるよう今後身を引き締めて対応を図ってまいりたいと考える次第でございます。

次に、障害者を対象とした県職員採用試験特別募集の採用に当たり、クリアすべき課題への対応が間に合うのかとのお尋ねがございました。

本県の障害者を対象とした正職員の採用試験は、一定の配慮のもと、幅広い分野で行政事務全般に従事する職員を採用しようとするもので、これまでは身体障害者の方のみを対象としてまいりました。今回の特別募集は、これを障害の種別に関係なく門戸を広げるものであり、採用された職員に対しては、個々の障害の状況に応じたサポート体制の整備が必要となります。

具体的には、本人と個別に面談を行い、それぞれの障害の特性を考慮しながら、配属所属や業務の要望等を丁寧に聞き取り対応してまいります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へも相談にお伺いし、障害者への支援方法などについて御意見をいただき、今後の御協力をお願いしたところであり、こうした

対応により今回適切なサポートを行ってまいります。

また今後、さらに障害者雇用を進めていくためには、一定の業務に限定した採用や、知的障害者、精神障害者の方の採用枠を設定することも検討していくことが必要であると考えております。その場合には、先ほど申し上げたサポート体制の整備のほか、従事していただきたい業務の洗い出し、キャリアプランなどの課題があり、他県の状況調査などを行いながら、引き続き検討しているところです。

現在、国においても障害者雇用の推進に向けた方策が検討されており、その動向を注視しつつ、さらなる具体の方策について関係機関とも協議しながら、実現に向けて取り組んでまいります。

次に、室戸沖での米軍機墜落について、防衛省や外務省に対し、原因究明や再発防止を米軍に求めるよう、今月7日に文書で要請したが、訓練の中止もあわせて直接申し入れるべきではないかとお尋ねがありました。

今回の事故に関しましては、海兵隊司令部は定期訓練を行っていたと発表しており、防衛省からも空中給油は定期訓練の一環であるとの情報提供がありました。通常空中給油訓練自体は、日米安全保障体制の中において重要であり、必要であると認識しております。

しかしながら、米軍の運用に当たっては、周辺住民などの安全確保が大前提であり、事故はあってはならないものであります。本県では、2年前にも土佐湾沖で戦闘機の墜落事故が発生しておりますが、その際は事故原因が全く不明であり、機体自体に構造的なふぐあいがあるのではないかという、不安の度合いが非常に高いものであります。このため、情報提供や原因究明、再発防止とともに、本県上空が含まれるオレンジルートでの低空飛行訓練を速やかに中

止すべき旨を申し入れるために、事故発生の翌々日に私自身が直接出向き、防衛大臣らと面談させていただきました。

一方、今回の事故につきましては、空中接触が原因であると伺っており、原因が全くわからない前回とは、そういった面から、申し入れに係る対応や内容も違ったものになっており、現時点では訓練の中止までは求めておりません。そして、まずは書面によって申し入れを行うこととしたところであります。ただし、今後事故の状況や原因などの詳細がわかれば、内容に応じて必要な対応を検討していかなければならないと考えるところであります。

次に、全国知事会が取りまとめた、米軍基地負担に関する提言で示した、日米地位協定の改定内容の実現を目指す行動を展開し、訓練の事前通知と当該自治体の承認は最低でも認めさせるよう改定を求めるべきではないかとお尋ねがありました。

この提言につきましては、日米安全保障体制は、国民の生命や財産、領土・領海等を守るために重要であることを前提とした上で、全都道府県の総意として、日米地位協定を抜本的に見直すことなどを提言しております。特に米軍機による低空飛行訓練などについては、地域住民の不安が払拭されるよう、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、十分な配慮を行うことを求めています。

全国知事会においては、既に本年8月、会長である埼玉県知事と沖縄県ほか3県が、外務省及び防衛省に対し要請活動を行うとともに、在日米大使館においても提言内容を説明されております。米軍の運用に当たっては、周辺住民などの安全確保が大前提であり、事故はあってはならないものであります。本県及び本県沖の海上では、今回の事故を含め4度もの米軍機の墜

落事故が発生しており、県民や漁業者の皆様は不安感を抱えて生活されております。このため、県民の皆様のご不安が払拭されるよう、まずは事前の情報提供や配慮を求めるこの提言の実現に向けて、今後とも全国知事会の一員として継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、政府におかれましては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場から、日米地位協定について日米政府間でしっかり協議をしていただきたいと考えるところであります。

次に、自治体戦略2040構想研究会の報告書で示された基本的な方向性についてお尋ねがありました。

全国に先駆けて人口減少や高齢化が進んでいる本県におきましては、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現するため、地産外商による雇用の創出や、集落活動センターの推進による中山間地域の振興などの取り組みを、市町村とともに進めてきております。

こうした中、総務省の研究会においては、2040年ごろにかけて全国的に深刻化する人口減少や少子高齢化に伴って生じる各分野の課題を整理するとともに、そうした課題に対応していくために、自治体行政がどうあるべきかについて議論がなされてまいりました。ことしの7月に取りまとめられた報告書では、スマート自治体への転換や公共私による暮らしの維持、圏域マネジメントと二層制の柔軟化といった、今後の自治体行政の方向性が示されたところです。この中には、行政が、個人や地域の共同体の活動を活性化していくためのプラットフォーム・ビルダーになっていくことや、県による市町村の補完、支援などの内容が盛り込まれており、本県の取り組みと方向性を同じくする取り組みもあるのではないかと考えております。

現在、国においては、研究会の検討結果を踏まえて地方制度調査会で議論が進められている

ところで、どのような制度が設けられるのかは明らかではありませんが、本県の取り組みの後押しとなるものとなるよう期待をしているところであります。

次に、自治体戦略2040構想研究会の報告書で示された圏域の仕組みについて、団体自治や住民自治の観点からの懸念が払拭されるように議論が進められるべきではないかとお尋ねがありました。

私としても、この圏域に関する仕組みの制度化に当たっては、都道府県及び市町村との役割分担や各地方自治体の自主性、自立性の確保に留意する必要があるものと考えております。地方制度調査会での議論の中では、地方自治体からのヒアリングも行われていることから、地方の意見を取り入れ、地方の実情や多様性を踏まえた形で議論が進められていくものと考えております。

県としましては、今後の具体的な制度の検討に当たって、地方の意見が適切に反映され、よりよいものとなっていくよう、今後も引き続き国における議論を注視するとともに、必要な場合には、全国知事会とも連携して提言を行うなどの対応をとってまいりたいと考えております。

最後に、南海トラフ地震対策の加速化についてお答えをいたします。

第4期計画の重点課題案に復興の項目がない理由について、また復興のまちづくり計画を事前に議論することや、可能なものから前倒し実施することに関して、どのように考えるのかのお尋ねがありました。

南海トラフ地震対策行動計画では、261の取り組みを、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるの3つのステージに区分して整理し、対策を総合的、計画的に推進しています。このうち、生活を立ち上げるの項目は復旧・復興対策にかかわるものであり、これまで、そしてこれか

らも当然に復興対策も含めて対策を進めていくところであります。

ただ、これまでの取り組みの中での重点課題について御説明しますと、まず第3期計画では、揺れや津波から命を守るための住宅の耐震化や津波避難空間の整備、多数の避難者のための避難所の確保、前方展開型による医療救護体制の確立などの、命を守る、命をつなぐ対策を重点課題として位置づけて取り組んでまいりました。第4期計画においても、住宅の耐震化や津波避難経路の安全性の確保、避難所の確保や医療救護体制の強化など、命を守る、命をつなぐ対策について、命に直結するものとして、引き続き重点課題として取り組みたいと考えているところです。

また、過去の地震で亡くなられた方の多くが高齢者などの要配慮者であることから、要配慮者支援対策も、新たに重点課題に加えたいと考えています。

他方で、先ほど述べましたように、復興につきましても、これまで一定の対策を講じてまいりました。例えば、震災復興都市計画指針や災害公営住宅建設計画を策定したほか、事業者のBCPの策定支援を行うなどの取り組みを実施してきたところであります。

第4期では、第3期以上に復興期の対策について取り組みを前に進めたいと考えており、県の復興組織体制の構築や応急期対策として策定した市町村ごとの機能配置計画と復興対策との接続、さらには事業者や産業のBCPの実効性を高める取り組みなどについて、検討を重ねたいと考えているところです。地域の復興のまちづくりにつきましても、事前に市町村や地元の皆様で議論し、地域の合意形成など、可能なものについては前倒しして実施しておくことで、早期の復興につながるものと考えます。また、こうした議論をしていく中で、住宅の耐震化や

火災対策によって、被災後の復旧費用が少なくなることや避難生活の短縮につながるなど、事前の備えに対する理解が深まり、対策が進む効果もあると考えております。第4期対策の中におきまして、先ほど申し上げたような諸事項とともに検討を重ねていく必要があると考えているところです。

私からは以上でございます。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 障害者枠非常勤職員の雇用なども含めた法定雇用率の達成の目途についてお尋ねがありました。

9月定例会でも御説明いたしましたとおり、平成30年6月1日時点の障害者雇用率を前提とすると、法定雇用率を達成するためには、少なくとも15名分の障害者の方の雇用が必要な状況であります。正職員につきましては、既に実施しました採用試験の合格者2名と、今回の特別募集による合格予定者2名の合計4名を見込んでいるところでございます。

平成31年度中に法定雇用率を達成するためには、非常勤職員の採用により対応することが必要となりますことから、非常勤職員の採用拡大に向けて、全庁に対し、障害者の方に担っていただきたい業務の内容や業務量の把握をするための調査を実施したところでありまして、この調査結果を踏まえ、今年度中に募集を開始する予定としております。この募集に対しまして、何人応募していただけるか、また何人程度採用できるかということは、現時点では確定的ではありませんが、引き続き正職員及び非常勤職員を対象とした採用の拡大を図ることによりまして、法定雇用率をできるだけ早期に達成できるよう努力してまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) まず、復興のまちづくり計画について、各自治体がモデル地区

を指定してでも、事前に取り組んでいくことは考えられないかとお尋ねがありました。

市町村や住民の皆様が、御自分の地域の復興のまちづくりについて事前に議論しておくことは、早期の復興を実現することにつながるものと考えています。こうした取り組みは、復興に向けた計画を事前につくっておく必要性が地域全体で認識されていることが必要と考えています。そのため、まずは他県の先進事例を紹介することなどにより、少しでも多くの方に計画の必要性を認識していただくとともに、地域において計画を作成しようとする先進的な取り組みに対しましては、地域本部による協力や地域防災対策総合補助金により、市町村を人的、財政的に支援してまいりたいと考えています。

次に、津波避難タワーや公的施設の津波避難ビルのうち、スロープが取り付けられているところがどれだけあるのかとお尋ねがありました。

現在、完成している111基の津波避難タワーのうち91基、津波避難ビルに指定されている131の公的施設のうち2施設に、スロープが設置されています。

次に、スロープのない津波避難ビルなどの階段に車椅子用のスロープを設置することについて、またそのための支援の仕組みについてお尋ねがありました。

車椅子を利用されている方が安全に避難していただくために、県の津波避難タワー設計のための手引では、スロープを必要とする方の人数や設置スペースの有無など、地域の状況を考慮した上で、スロープの設置を検討するよう示しております。現在、多くのタワーではスロープが設置されていますが、スロープのないタワーにつきましては、車椅子を利用されている方の避難方法について検討しておく必要があると考えています。

一方、既存の建物を指定している津波避難ビルは、車椅子の利用者の避難を想定したスロープは設置されていません。他県の福祉施設では、車椅子の利用者が階段を利用するためのスロープが簡易的に設置できるように準備している事例もあると聞いておりますが、この場合、勾配がきつくなり過ぎ、車椅子の利用者が自分で移動できず、介助者が必要になるなどの課題もあると思われま

す。今後、タワーも含めて、車椅子を利用される方が安全に避難できる方法について、市町村や自主防災組織など避難を支援することとなる方々とともに、研究してまいりたいと考えています。

また、御質問のありましたスロープを設置する支援につきましては、市町村が設置するものを地域防災対策総合補助金の対象としております。

次に、津波避難ビルが不足する場合、長期浸水域においても新たな避難空間の整備を行うことになるのかとお尋ねがありました。

これまで、地域地域で作成された津波避難計画に基づき、高台の避難場所やタワーの整備、避難ビルの指定などにより、避難空間の整備を進めてまいりました。こうした取り組みは、長期浸水域においても同様に進めており、避難ビルの指定、避難場所の整備によって避難空間の確保が進められております。

長期浸水地域における避難ビルの偏在や不足といった課題に対しては、高知市はビルの新規指定により新たな避難空間の確保を進めておりますが、十分な確保ができない場合には、ビル以外の新たな避難空間を整備する必要があると考えておりますし、緊急防災・減災事業債を活用していただくこともできます。

次に、避難所確保の見通しと長期浸水域外への救出対策の進捗状況、またそれらをいつまで

に仕上げるのかとお尋ねがありました。

高知市においては、最大クラスの南海トラフ地震発生時に、長期浸水域内の方々も含め、約11万6,000人の避難者が想定される中、82の避難所で約6万8,000人分のスペースを確保しましたが、残り約4万8,000人分が不足しております。そのため、現在高知市を含む中央圏域では、みずからの市町村外へ広域的に避難する方の受け入れ先やバスの搬送手順、受け入れ手続を定めた広域避難計画の策定に取り組んでおり、年度内に完了する見込みです。しかしながら、広域的な避難をしても、なお高知市の不足分を補えないことが想定されています。

今後も引き続き、避難所の確保に向けて、学校の教室利用や集会所、民間施設の活用に加え、圏域を越えた広域避難について検討を行うなど、あらゆる手段を使って、できるだけ早期に必要な避難所が確保できるよう、高知市と連携して取り組んでまいります。

一方、長期浸水域からの住民の救出につきましては、現在高知市において、津波避難シミュレーションの結果明らかとなった浸水域外への避難が可能な人数を踏まえ、エリアごとの要救出者数をもとに救助・救出計画の策定が進められております。本年度内には、救助機関の活動拠点、救出者の優先順位など基本的な考え方が取りまとめられ、来年度には救出を進めるルートや救出後の移動先なども含め、より具体的な計画が取りまとめられることとなっております。

今後とも、県と高知市が密接に連携しながら長期浸水対策に取り組んでまいります。

次に、石油基地の耐災化対策など津波火災の被害軽減対策の進捗状況と住民への周知についてお尋ねがありました。

浦戸湾沿岸のタナスカ及び中の島地区における石油基地の耐災化につきましては、南海トラフ地震による揺れと津波に備えて、各事業者が

既にさまざまな対策を講じていただいていると承知しております。

例えばこれらの地区における石油タンクは、事業者が行った耐震診断では基準を満たしていることが確認されておりますし、それに加え県が行った耐震照査においても、L2クラスの地震の揺れに対して、タンク本体は耐震性を有していることも確認しております。また、地震発生時にタンクに附属する配管を緊急的に遮断する弁は、地区内の石油タンク50基のうち36基のタンクに設置済みであり、これをタンクの容量での割合で見ると、設置率は約93%となっております。また、地盤の液状化で地表面に変形が生じることに備え、柔軟性のあるフレキシブル配管や継ぎ手を両地区の全てのタンクに設置するとともに、非常用発電機を高いところへ配置がえすることも各事業者で講じていると伺っています。そのほかにも、ワイヤーロープによるタンクの固定やドラム缶の屋内保管、消火ポンプ室への防水扉の設置などの対策を行っている事業者もあると承知しております。

県では、今後のさらなる耐災化対策の進捗に向けて事業者を支援するため、補助事業の拡充に向け、国へ政策提言を継続的に実施しているところです。

こうした事業者によるさまざまな耐災化対策の進捗状況につきましては、行政による取り組みもあわせて、高知市とともに住民の皆様にご丁寧に説明させていただきたいと考えております。

次に、防護柵の設置検討や効果についてお尋ねがありました。

南海トラフ地震の津波によって浦戸湾内周辺で漂流する瓦れきや油の拡散の状況を、定量的に把握するためにシミュレーションを実施し、この結果を、10月に開催した学識経験者らによる石油基地等地震・津波対策検討会で報告するとともに、今後の対策案を提示して検討を行っ

たところです。このシミュレーションから、タナスカ及び中の島地区の石油基地に向けて瓦れきや車両などが漂流して、タンクに衝突する可能性があることなどがわかりました。

このため、両地区における対策として、三重防護事業での護岸のかさ上げにあわせて、石油基地周辺に防護柵を設置して漂流物を捕捉し、タンクへの衝突を防ぐための検討を進めることといたしました。防護柵につきましては、押し波によって瓦れきや車両などが基地へ流入することを防いだり、引き波によってガスボンベなど基地内の危険物が海域へ流出するのを防止する効果があります。あわせて、津波や瓦れきの衝突エネルギーを吸収し、威力を減衰させる効果も考えられます。既に、本県でも、国土交通省が須崎港において木材が流出することを防ぐために設置している事例や、須崎市が野見漁港において船舶などの漂流物から避難所や診療所を守るために設置している事例があります。

今後は、防護柵を設置するための調査や概略設計を進めたいと考えており、国土交通省や高知市、事業者とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、津波火災における消火方法の検討状況についてお尋ねがありました。

まず、消防庁消防研究センターにおいて開発された水陸両用の消防車両が平成28年度に高知市に配備され、現在訓練を重ねているとお伺いしております。

次に、専門家の調査研究や国の取り組みにつきましては、現在のところ本県に参考となるような事例は見当たりませんが、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

一方、浦戸湾内で瓦れきなどが拡散するシミュレーションの結果から、瓦れきが集まりやすく、火災発生の危険度が高い地域を想定することができました。まずは、こうした地域への対応を

優先するべきだと考えますが、津波火災におきましても、初期消火と延焼防止が重要となることから、皿ヶ峰に設置したカメラで浦戸湾全体を見渡し、出火のもととなる瓦れきなどの実際の動きを確認することとしています。

今後は、シミュレーションの結果やこのカメラを活用した消火や避難誘導などの津波火災対策を高知市と連携し、人命を最優先として進めていきたいと考えています。

次に、液状化が想定される場所での対策や対応などを改めて研究することについてお尋ねがありました。

液状化は、避難路だけでなく、公園や学校の運動場など広い範囲で発生することから、それらの全てに地盤改良などのハード対策で対応することは、費用の面からも難しいのが現状です。また、液状化が発生した場合、道路に段差が生じたり噴出した土砂が堆積することで、通行が困難になるなど、通常よりも避難に時間を要するようになることが想定されます。

こうした状況に対し、どのような対応が考えられるのか、有識者にも意見をお伺いしながら検討を進めたいと考えております。

最後に、液状化による被害が直後の在宅での避難生活に及ぼす影響や、事前に備えることについての周知と啓発は十分かとお尋ねがありました。

液状化が発生すると、住宅が傾いたり、水道や下水道などに損傷が生じるほか、道路の通行が困難になるなど、多くの被害が想定され、自宅で避難生活を送ることが難しくなることが想定されます。

県では、液状化の可能性を判定したハザードマップを作成し、ホームページで公開するなどして周知を図っております。また、液状化によって生じる被害については、地域地域での防災学習会や自主防災組織のリーダーの育成研修など

の場で、被災した状況の写真をごらんいただくなどの啓発を行っております。

今後は、液状化による被害や事前の備えについても、広報紙や啓発冊子に掲載するなど、幅広く県民の皆様にご覧いただけるよう取り組んでまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、南海トラフ地震対策の復興に向けた取り組みについて、市町を対象とした震災復興まちづくり訓練を早急に完了させ、次の段階として、市町が主体となる地域住民を巻き込んだ訓練に着手すべきではないかとお尋ねがありました。

震災復興まちづくり訓練は、市町村の復興のまちづくり計画の中に、面的な基盤整備を位置づける場合に備え、都市計画にふなれな市町村に対して、都市計画の手續や土地区画整理事業等の基盤整備の手法について習熟していただくなど、職員の対応力の向上を目的に実施しています。

具体的には、全体訓練と地区別訓練の2つの訓練に取り組んでおります。全体訓練は、平成27年から実施しており、県内全市町村の職員を対象に、架空の被災地域で都市計画の手續等の行動手順を机上で訓練するものです。一方、地区別訓練は、都市計画区域を有する20市町を対象に、それぞれの市町において最大クラスの地震・津波による被災を想定し、まず被災直後の現地調査を行い、次に1次、2次の建築制限を経て、現位置か高台移転による復興かの都市計画決定の手續を踏まえ、基盤整備のたたき台を作成する一連の模擬訓練を行うもので、平成28年から毎年4市町で行っており、平成32年度で全20市町が訓練を完了する予定です。この訓練の加速化につきましては、主体となります市町と協議を行い、前倒しの検討を行いたいと考えています。

また、訓練の次の段階として、地域住民の方々に参加いただく復興のまちづくり計画を策定する際には、地域本部による協力や地域防災対策総合補助金の活用による支援に加え、都市計画の視点からの技術的支援を行ってまいりたいと思います。

次に、液状化対策について、引き家技術の周知や耐震改修とあわせた沈下、傾きの修正の推奨にどのように取り組んできたのか、また今後の引き家技術の継承、養成についてどのようなことができるのかとお尋ねがございました。

引き家技術については、地盤が弱い場合に発生する建物の沈下や傾きを修正するための有効な技術の一つであると認識しています。

現在、南海トラフ地震対策の、命を守る取り組みの最重要課題の一つとして、住宅の耐震化を積極的に進めており、その啓発の際には、耐震改修にあわせて建物の沈下や傾きを修正する場合などにも市町村の支援制度を活用できる場合があること、さらに住宅金融支援機構が扱っている低金利の融資についても情報を発信しています。

また、事業者等を対象とした震災復旧技術に関する勉強会で、引き家技術の周知も図っており、加えて耐震診断の結果、基礎が沈下するなどして建物に傾きがあることが判明した場合は、耐震改修にあわせて基礎の補強、傾きの修正を行う工事の提案を行うよう、事業者にアドバイスをしているところです。

県としましては、引き続き引き家技術の周知や住宅の耐震改修とあわせた沈下、傾きの修正を推奨することにより、引き家技術が発揮される選択肢を広げ、技術の継承に寄与してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 通所施設利用者の避難行動を支援するための対応策と、居住地

域における個別計画策定への活用についてお尋ねがございました。

県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、高知県社会福祉施設防災対策指針を作成するとともに、各施設の現状や防災対策を正確に把握していただくツールとなる安全対策シートや、施設みずからがその立地条件などの現状を正確に把握するためのチェックリストを作成するなど、各施設において、効果のある防災対策を検討できるよう支援をしてまいりました。この指針は、介護が必要な高齢者や障害のある人などといった、配慮を要する利用者の特性を踏まえるものとなっており、県内の通所施設においてはこの指針に基づき、防災対策マニュアルの整備や避難訓練の実施などが行われているところです。

通所施設などの防災対策マニュアルは、専門的な視点から要配慮者の特性を踏まえて策定されているものであり、これを地域で策定する個別計画の参考とすることは、議員のお話にもありましたように、より有効な個別計画の策定につながるものと考えています。

また、一部の地域では、ケアマネジャーや相談支援専門員などの専門職と連携し、専門的な視点も加えた個別計画の策定に取り組んでいるところもあると承知をしております。こうした取り組みでは、避難行動要支援者と地域との関係が希薄な場合であっても、要支援者との信頼関係を築いている専門職が地域とのつなぎ役となり、円滑な個別計画の策定につながっているケースもあるというふうにお伺いしております。

このため、第4期南海トラフ地震対策行動計画を策定する中で、こうしたことも参考にしながら、個別計画策定の加速化の方策について検討をしてまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長（近藤雅宏君） まず、本県において不足する労働力に対して、外国人材に頼らざるを得ない人数の見込みについてお尋ねがございました。

本県においては、有効求人倍率が36カ月連続で1倍を超え、平成30年10月には過去最高の1.32倍になるなど、雇用情勢が改善する一方で、各産業分野で人手不足が深刻化しています。特に顕著でありますのは、介護業、建設業、製造業などであり、有効求人数に対する有効求職者数がそれぞれ600人から700人以上不足をしております。また、求人票等にはあられない農業や水産業等の1次産業分野でも人手不足の声が多く聞かれます。

特に介護業や製造業においては、新たな外国人材に対しても一定のニーズがあることをお聞きしています。今般の出入国管理法の改正では、新たな在留資格が創設をされ、一定の日本語能力や技能を持つ外国人材は特定技能1号として、さらに熟練した技能を有する外国人材は特定技能2号として、日本に在留し就業することが可能となります。これらの在留資格の取得については、日本語及び技能の水準について、受け入れ分野の所管省庁が定める試験に合格することが必要ですが、技能実習生のうち3年間の実習を終えた技能実習2号修了者は、特定技能1号に係る試験が免除となることから、2号修了生のうち、相当数が特定技能1号に移行するのではないかと考えられます。本県には、平成29年10月現在で1,405名の技能実習生が在留をしており、今後毎年400名から500名が技能実習2号を修了することが見込まれます。

しかしながら、特定技能1号は14業種に絞られていること、また特定技能に係る資格試験の詳細や、外国人受け入れ企業に義務づけられる支援計画の内容等を規定する省令の内容が現時点で不明であり、介護や製造業など外国人材に

ついてニーズのある業界においても、受け入れに向けた具体的な動きは現時点で確認できておりません。2号修了生を含め新たな在留資格による外国人材を、県内企業等がどれだけ受け入れするのか、現時点で想定することは難しい状況となっています。

次に、外国人材を受け入れることによる雇用状況への影響の可能性についてお尋ねがございました。

外国人材の受け入れの拡大が雇用状況に与える影響として、国内の労働者の賃金水準の低下を懸念する声や、人手不足が解消され労働力が余るようになった場合、外国人材に仕事を奪われ、日本人の雇用が不安定になるのではないかとといった不安の声があります。賃金水準の低下については、今後整備をされる、特定技能に係る雇用契約の基準を定める省令において、報酬は同一業務に従事する日本人等と同等以上であることが規定をされることとなっており、また日本人の雇用が不安定になるという不安に関しては、改正法に、必要とされる人材が確保されたと所管省庁が判断をしたときは、一時的に外国人材の受け入れを停止する措置をとることが盛り込まれており、さらに今後、各省庁で作成する分野別運用方針において、外国人材の受け入れ上限を規定することが予定されているところです。

県といたしましても、今後の省令等の整備状況や、規定されたことがどのように運用され、実行されていくのかを注視していくとともに、外国人材への報酬の支払いや雇用管理が適正に行われますよう、労働局等、国の機関との情報共有や連携した取り組みを行いながら、受け入れ機関や登録支援機関等への支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、県内の技能実習生の違法な労働状況の実態の把握と、その是正がどのように図られ

るべきかとお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、平成30年6月に厚生労働省が公表いたしました「外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況」によりますと、全国の労働基準監督機関において、平成29年は監督指導の対象となった5,966件の実習実施者のうち、その70.8%に当たる4,226件が労働関係法令違反となっています。その主な内容は、労働時間に関する事、安全基準に関する事、賃金等に関する事となっています。

労働局の資料によりますと、高知県においては、平成28年の数字で監督指導の対象となった13件の実習実施者のうち、69.2%に当たる9件で、労働時間や安全基準、賃金等に関する違反がございました。これは県内の実習実施者総数の約3%となっています。

このような違法な労働状況の是正については、技能実習制度においては、法務省、厚生労働省が所管をする外国人技能実習機構が、実習実施者などを管理監督していく中心的役割を担うこととなっています。

外国人技能実習機構は、実習実施者などに対して定期的に実地検査を実施し、認定を受けた技能実習計画とは異なる内容の作業が実施されていないか、賃金の未払い等の労働関係法令違反はないかなどを確認するとともに、悪質な場合には改善命令や認定の取り消し等を行うなど、厳正な対処をすることとなっています。

一方で、都道府県は法的な権限は与えられておりませんが、外国人技能実習機構や国の機関等と、地域協議会を通じて相互の連携や情報の共有化を図り、技能実習制度が円滑に行われますよう、連携して取り組んでいるところです。

具体的には、県内の実習実施者などの関係者に対して、外国人雇用に関する制度の説明冊子の配布や、四国地区協議会で得た情報を提供す

るなどの取り組みを実施しております。また、本県独自に技能実習生の受け入れの際の課題等を共有する、技能実習制度に関する連絡協議会を設置いたしまして、法令違反や失踪の実態、また生活関連の課題などを共有し、各機関の役割に応じて対策を検討しているところであります。県では、中小企業団体中央会と連携をいたしまして、技能実習者や監理団体など、個別に訪問し、ヒアリングを行うということを始めるところでございます。

引き続き、こうした取り組みを通じて、関係機関との連携を図ることで、県内の技能実習生の違法な労働状況の是正に努めてまいりたいと考えています。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 出入国管理法改正に伴い、外国人を地域社会の仲間として受け入れ、ともに暮らしていくための生活支援策が十分であるか、またそれに関する指針、計画、条例の制定などを検討する考えがないかとお尋ねがございました。

県内に住む外国人が暮らしやすい高知県をつくるためには、在住外国人への支援と県民の方々の異文化理解の向上が必要であると考えております。

県ではこれまで高知県国際交流協会を中心に、生活や人権相談窓口の開設、日本語教室の開催、情報誌やメルマガによる生活・災害情報の提供や、外国人をサポートするボランティア人材の育成と確保などに取り組んでまいりました。加えて、学校や地域などにおける異文化理解講座や国際交流イベントの開催といった、県民と在住外国人とが交流する場を設けることなどにより、多文化共生の地域社会づくりに取り組んできております。

こうした中、出入国管理及び難民認定法が改正され、今後より多くの外国人が県内で生活す

ることが考えられます。このため、今後これまでの取り組みに加え、医療・保健・福祉サービスの提供や住宅への入居支援、教育の充実、雇用の安定といった外国人に関する施策の充実が必要になってくるものと考えています。

年内には、国において、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が取りまとめられることになっておりますので、今後とも国の動向を注視し、市町村や関係機関、関係する部局などとも連携・協力しながら、県として、必要な対策などを検討し、外国人が暮らしやすい多文化共生の地域社会づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えています。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、子供たちのネット依存脱却について、学校・家庭における具体的で効果的な予防・対応・支援策が必要ではないかとお尋ねがございました。

ネット依存については、まだ医学的に明確な定義はありませんが、一般的にはネット利用の時間や方法が自分でコントロールできず、ネットに接続できない状態になるといらいらして不安になったり、それが原因で日常生活に支障を来したりする状態であるとされており、オンラインゲームや動画、ソーシャルメディアなどのサービスで依存傾向が高いと言われております。

ネット依存への対策としましては、まず予防が重要であり、学校においては授業などを通して、ネット依存について理解すること、自分自身のネットの利用状況を把握し、適切なネットの利用時間・方法をみずから認識すること、規則正しい基本的な生活習慣を身につけさせることなど、ネット依存についての児童生徒の理解を深め、生活習慣を身につけさせる予防的な取り組みを進めてまいります。

また、ネットへの依存のおそれがあると判断される場合には、できるだけ早い時期から、医

師や臨床心理士などによるカウンセリングが必要であると考えられますことから、学校と家庭が連携して、医療機関などへつなげる取り組みを進めてまいります。加えて、児童生徒がこうしたネット利用を行うのは学校以外の場所となりますので、対応に当たっては、家庭や地域の協力が不可欠であり、ネット依存への理解を深めていただくよう、これまで同様、リーフレットなども活用しながら啓発を行っていくことも必要であると考えています。

県教育委員会としましては、今後とも世界保健機関や国などの動向を注視し、専門的な研究に基づく予防策や対応策、支援策が明らかになれば、それらも取り入れながら、学校・家庭・地域と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、ネットを断ち、親子での触れ合いを目指したデジタルダイエットキャンプによる取り組みの導入と支援についてお尋ねがございました。

デジタルダイエットキャンプとは、その期間中はスマートフォンや携帯電話などのデジタル機器の使用を控え、親子での触れ合いを深めることを目的としたキャンプであるとお聞きしております。

現在、県教育委員会では、デジタルダイエットキャンプと称した取り組みは実施していませんが、県立青少年教育施設では、親子の触れ合いや自然体験を目的とした事業を実施しています。その中で、日帰りやテント宿泊による野外炊飯や川遊びなど、さまざまな体験活動を親子で実施し、活動中はおのずとデジタル機器の使用は控えるようになっており、自然体験や親子で活動することの楽しさを実感させる取り組みを進めております。

今後も、親子の触れ合う時間をふやせるような体験プログラムや、子供たちの興味を引く魅力的な体験プログラムを拡充し、ネットを介さ

ずに人と人が触れ合うことの大事さを体感できるよう、さまざまな体験活動を提供してまいります。

また、民間の方々で実施されているデジタルダイエットキャンプにつきましては、その効果やニーズなどについて情報収集も行い、その中で県による実施や民間の方々への支援などについても検討していきたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ありがとうございます。

知事は多分そのような御答弁になるのかなあというふうに思いましたが、やはり県民の方が注視されておりますので、ぜひできるだけ早い時期に去就を明らかにされるほうがよろしかろうということで、お尋ねをしたところでした。実際は、それこそ来年度の予算編成に向けたさまざまな取り組み等があるかと思えますし、私の場合でいえば、先ほど南海トラフ地震対策の加速化について意見を述べさせていただいたように、県民の方それぞれが関心のあるさまざまな県政課題があるわけで、その県政課題がどのように進められていくかによって、また知事に対するこれまでの3期12年間の評価にもつながってくるだろうというふうに思います。

そういったことも含めてただ一つ、先ほど知事みずからが言われました、やはり多選の弊害というのが確かにあるとすれば、そういったことが指摘されないように尽力されながら真摯に取り組まれていくというその決意を、また実践に移していただきたいというふうなことだけは、御要請をさせていただきたいと思えます。

それで、障害者雇用の関係で総務部長にお伺いしたいと思うんですけれども、法定雇用率達成の目途の関係で、非常勤の障害者の皆さんに担っていただけるような業務の洗い出しということを言われていました。それで、その洗い出しをされたことで、実際公募がどれぐらいあるかというのは別にして、どれだけの職種、人数

が洗い出せたのかというのがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、米軍機の墜落事故の関係ですが、空中給油については定期訓練の一つであり、それについては中止を求めるということにはならないと、必要性を感じているということなんですが、空中給油という訓練が定期訓練ではあるにしても、非常に危険性を伴うという訓練であるということは事実ではないのかなあというふうに思います。

ちょっと私も今すぐには、過去に空中給油訓練でどれだけの事故が発生したかとかというのは、にわかには数字は持っておりませんが、ぜひそういったことも調査をされた上で、その空中給油訓練が定期訓練として認めざるを得ないというようなことなのか、危険性を伴う訓練なのかというようなことをもう少し精査していただいて、さらには知事会の提言については、実現に向けて取り組んでいきたいという決意も先ほど述べていただいたと思うんです。ぜひその中でも盛り込んでいただけたらというふうに思いますが、知事にその辺のところ、もう少しお考えを聞かせていただけたらというふうに思います。

それと、事前復興の取り組みですけれども、事前復興で議論することの必要性は感じているということは、御回答いただけたというふうに思います。

これまで、命に直結する課題を優先してきたというふうなことですけれども、ただいわゆる復興計画があるか否かによって、じゃあその復興をなし遂げるために身近な人を失わないということが、我々は取り組みをする中で学んできたことです。復興計画を議論するということは、備え、命を守ることに通ずるものだというふうに感じておりますので、ぜひその、命を守る、命をつなぐ、そして生活を立ち上げる、これは

本当に強く関連したものであるということで、今後さまざまな取り組みへの御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。もしそういったことに関して御意見があればお聞かせいただきたいというふうに入ひます。

それと、危機管理部長にお尋ねしますが、スロープのない民間津波避難ビルへのスロープ設置の支援の仕組みについて、市町村が設置するものについては総合防災補助金でというふうなお話でした。それは、民間の津波避難ビルであっても、その必要性を認めて、例えばそれが大きなスロープでなくて、簡易な、場合によっては階段に取りつけられるようなものがあると、これならこの津波避難ビルには効果的やないかというふうに入断して、市町村がそれを設置しましょうというふうになったら、それは総合防災補助金で対応してもらっていいということなのかどうか、その点についてお聞かせください。

津波火災対策についての消火方法についてです。延焼する可能性が高い地域が明らかになったということなんですけれども、これは今の段階で公表できるのかどうかわかりませんが、そういうところに対する今後の対応についてより強めていただくということで、どう入支援策などがそういう地域に対して考えられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、商工労働部長にお聞きいたします。国の法案の議論の段階でも明らかになったと思ひますけれども、余りにも実態が把握できていない中での法案審議だったと。だから、例えば34万5,000人という受け入れをしていく根拠が明確でない。高知県にしても、技能実習生等、今おいでる方の中で、この約1,400人が順次3年以上になっていく中で、1号に切りかえられていくのではないかというように入推測でしかなくて、具体的にどの業種でどれだけの人が必要なのかというように入ことなどについて、決して明

らかになっていないということが、今の答弁でも私は明らかなのではないかなあと実は思ひました。

それと、技能実習生の違法な雇用の状態についても先ほど御報告があったとおりですし、さらには国のほうで問題になりました、技能実習生の失踪した方に関する聴取票、これは今インターネットに出ていますんで見てみますと、本当に大変な実態です。もう時間給が300円を切るというのは幾つもありますね。労働時間が週90時間とか、そんなのがあります。そういうことを含めて、ぜひ実態をとにかく把握して改善をしていただくということをお願ひしておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○知事（尾崎正直君） まず、多選の弊害について、おっしゃるとおりだと思ひますので、肝に銘じていきたいと、そのように入思ひます。

私も長いこと、23歳のときから公務員組織におりますんで、公務員組織において上司というのはどう入存在で、その上司の動きによって部下がどう右往左往するかということは、ずうつと経験もしてまいりました。若い部下としてさまざまに入経験もしてきましたし、つらい思ひもたくさんしてきました。厳しい仕事を乗り越えていかなければなりませんけれども、他方で私の動きによってどう入ことになるか、想像も及んでないところもありますでしょうが、少しは想像できるつもりであります。ぜひ多選の弊害ということ、今後もこれをしっかりと旨として仕事をさせていただきたいと、そのように入考える次第でございます。

米軍機の空中給油についてでありますけれども、空中給油を行っていかなければ一定継戦能力を確保できない、これは当たり前のことだと。そういう意味において、空中給油訓練をするということは、ある意味当たり前のことなのでは

ないかと、私は思っていますが、ただ今回の事故の態様によっては、場合によっては極めてアクロバティックな訓練をしていたのかもしれませんが、どういうことなのか、そこはやはり原因も見きわめさせていただいて、必要とあらば、追加的な対応もさせていただかなければならないのかなど、そのように考えております。

事前復興についての御議論については、議員のおっしゃることに私も賛成であります。ある意味、発災直後の対策を考えていく状況から、だんだん応急期の対策など考えていくにつけ、復興時点においてどうするかということを視野に入れて対策を講じていくということが極めて大事だと、そういうふうに思っています。

先ほどの御答弁でも申し上げましたが、今市町村ごとに応急期の機能配置計画というのをつくっています。これは、応急期において応急救助機関はどこにしてもらおうとか、例えば仮設住宅はどこに置くかとか、そういうことなどについて、応急期における町の機能をどう配置していくかということを考えるものであります。これはすなわち後の復興後のまちづくりにも直結していくものだろうと、そういうふうに考えているところです。

今後、この応急期の機能配置計画、全ての市町村でおおむね策定は終わっていますけれども、これをベースとしていながら、復興後のまちづくりはどうしていくかということの議論につなげていきたいと、そういうふうに思っています。そういう意味では、先ほど申し上げたように、復興期の議論と応急期の機能配置計画の議論を接続させるということを申し上げたということでもあります。

そして、そういうグランドデザインができていくからこそ、例えば新築の建物はどんどんそちらのほうに移っていきますという形で、あらかじめ事前の防災につながるまちづくりがされて、

多くの人の命が守られるということになるんだろうというふうに考えています。

3期計画からその点意識し始めていましたけれども、4期計画、その点についてより突っ込んで対策を講じていきたいと、そういうふうに考える次第です。

○総務部長（君塚明宏君） 非常勤に担っていただきたい業務の洗い出しの状況でございます。一定程度出てまいりましたけれども、今その中身につきましては分類分けですとか、重複の調整をやっておりまして、今現在ですと、まだ何人役になるかということまでの数字は精査できていないところでございます。これを精査して必要な人数を募集していくということを考えております。

以上です。

○危機管理部長（酒井浩一君） まず、スロープの設置でございますが、今の制度上でも市町村が避難ビルを指定し、そこへ整備するというのはできますけれど、先ほど答弁させていただきましたように、私が見たスロープは非常に急ですので、実際にそれを使って運用ができるか、そういう実効性がない限りは補助は出せませんし、決してスロープだけが方法ではなくて、車椅子を簡易に担ぐような方法も今検討されておりますので、そういった、車椅子の方がどうやって安全に避難をするかというのは、まだまだ研究の段階だとは思っております。

次に、消火方法についてでございますが、実際に消火するのは、消防という専門の機関になります。住民の皆さんが一番不安に思っているのは、一体初期消火とか延焼防止はどういうふうになるんだろうかだと思っておりますので、どういうふうに消火するというのは、具体化しましたら、それ自体を住民の皆様につきりとお知らせすることが一番だと思っております。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 要請ということ
でございましたけれども、外国人技能実習生並
びに今般の法改正に伴う新しい在留資格の件に
つきまして、まだ実態も含めてわかっていない
ことが多くあったのは事実だろうと思います。
そういう意味で、今後受け入れの上限を決める
省令でありますとか、共生のための総合的対策
でありますとか、こういったものをしっかり国
のほうから示していただくということは、まず
重要だろうと思っています。その上で県がで
きることは、関係機関と連携してしっかり取り
組んでいきたいと考えています。

そして、技能実習生の件につきましても、今
の実態、御報告したとおりですけれども、これ
について関係機関と連携してやっていくことは
もちろん、今後新しい在留資格に移る方につ
いては、今のところ新しい制度の概要がわから
ないこともあって、明確につかむことはできて
いませんけれども、一定ニーズがあることは把握
しておりますので、出てくると思います。そう
いったことについても、しっかり関係機関と連
携して、できることは対応していきたいと思
っております。

○副議長（坂本孝幸君） 暫時休憩いたします。
午後2時52分休憩



午後3時10分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた
します。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は日本共産党を代表し
て、以下質問をいたします。

まず最初に、米軍機の墜落事故について知事
にお伺いをいたします。

12月6日午前1時42分ごろ、夜間訓練中の米
軍岩国基地所属の米軍機F A18D戦闘攻撃機と
K C130 J 空中給油機の2機が、本県室戸岬沖南
南東99キロの上空で接触し墜落、そして当日夕
刻には双方の乗組員7名のうち2名は、海上自
衛隊によって救助されたと報道されました。こ
の11月に那覇市沖で、同基地所属のF A18戦闘
攻撃機の墜落事故があったばかりです。事故原
因が明らかになっていないまま、飛行を容認し
た日本政府の責任は重大と言えます。

岩国基地は、米本土から展開する飛行隊のF
A18の10から12機に加え、常駐飛行隊としてF
A18、13機を擁し、昨年からはF35Bステルス
戦闘機16機を新たに常駐配備し、ことし4月に
はF A18を含む米海軍の空母艦載機60機を厚木
基地から受け入れるなどし、今や合計120機、米
軍人等9,000名を超す、アジア最大の戦闘攻撃機
の拠点として増強、強化された一大基地となっ
ています。6月のF15、9月のF35B、11月の
F A18、そして今回と、ことしになって墜落事
故が立て続けに起こっている背景には、この岩
国基地増強による危険な訓練の激化があること
は間違いありません。

本県での墜落事故は、2年前、今回と1日違
いの12月7日、同型のF A18戦闘攻撃機1機が
墜落したばかり。1994年、早明浦ダム湖への墜
落を初め、1999年の土佐湾沖わずか17キロメ
ートルへの墜落などと合わせ、4回ものたび重な
る山と海での墜落に、県民の不安と怒りは大き
いものがあります。

室戸岬沖99キロというのは、飛行時間にすれ
ばわずかであり、一步間違えば陸上での事故に
もなりかねません。しかも、その時間帯は、日
米が合意している滑走路の運用時間午前6時半
から午後11時以外の、深夜の時間帯であったと

考えられます。また、墜落した地点は、国土交通省航空局への申請、承認の手続が必要で、使用状況を把握することが可能になる新たな臨時留保空域近辺であるとも思われます。

これら事故に関する連絡、報告は、県民の命を守る任にある当該県に速やかにあつてしかるべきです。岩国市への中四国防衛局からの第1報が入ったのは、報道によると発生から5時間たった午前6時半ごろで、墜落ではなく着水との連絡だったとなっています。

そこで、知事に、本県への連絡はいつどのような内容でなされたのか、滑走路使用時間、墜落した空・海域、申請承認の有無、訓練内容など含めてお聞きをいたします。

原因が究明されるまで、滑走路の運用時間外使用の不承認、使用停止や、墜落同型機の飛行停止を日米両政府に求めると同時に、墜落海域の環境汚染、漁業への影響など情報提供を求めべきだと考えますが、県としてどのような要請と対応をしたのか、事故発生後から救助、その後の原因究明、再発防止への日米両政府への対応を含めお聞きをいたします。

2016年9月議会で私どもは、艦載機移転による、深夜、土佐湾沖の空母と基地との間を頻繁に往復する着艦資格取得訓練が展開される危険性を指摘、訓練空域拡大と訓練の中止の意思を示すべきと知事に求めています。また、12月議会では、政府の訓練容認姿勢を厳しくただし、地位協定の見直しを求め、本年9月議会でも、全国知事会の地位協定見直しを支持し、その実行に向けた意見書議案を提出もしてきましたところです。今回の事故で我々県民は、米軍機がいつ住家に墜落してきてもおかしくない危険性を痛感しています。

リマ海域を含む土佐湾沖の訓練空域撤去と、当面、原因が確認されるまでオレンジルートと土佐湾沖での訓練の中止、そして日米地位協定

に飛行運用に関する制限措置を求める条項の新設など、全国知事会の提言の実行を国に強く求めるべきだと考えるものですが、お聞きをいたします。

次に、消費税について知事にお聞きいたします。

消費税は、1988年に導入の決定が強行され、1989年4月に税率3%で開始されて以来、低所得者ほど負担が重い逆進性が高い税制として、税率が高まるごとにその負担により消費を冷え込ませ、経済成長を阻害してきました。社会保障のためと言いながら、医療、介護、年金などは改悪の連続であり、大企業減税のために使われてきたのが消費税の真の姿です。

安倍政権の内閣参与を務める藤井聡京大教授は、消費税10%に反対を唱え、デフレ状況にある現在の我が国において消費増税を行うことは、国民を貧困化させ、日本を貧国化させ、そしてあげくに日本の財政基盤そのものを破壊すると、強い警告を発しています。

日本の経済のメインエンジンである、GDPの6割を占める家計消費を冷え込ませ、その結果税の自然増収を見込めなくなること、この間消費税が大企業や富裕層の減税のために使われ、消費税収の8割は法人税減税、減収の穴埋めに使われて、税源として役に立っていないことを挙げ、消費増税は確実に庶民の間の格差や不平等を拡大させたと指摘をしています。

日本経済の6割を占める家計消費が低迷するもとの消費税増税は、暮らしと経済を破壊するものと考えないのか、知事にお聞きをいたします。

藤井氏は、増税する対象は消費税ではなく、税率が下げられてきた法人税を上げるべきだと強調しています。

経済のメインエンジンである家計消費を冷やす消費税増税ではなく、格差解消の税制改革で

経済を活性化させることが、結果として税収も増収させるとして、法人税増税のほかにも、所得税の高額所得者ほど減税の流れの見直しや、金融所得の税率引き上げなども提案をしています。

応能負担の原則に基づいて、富を蓄積させている大企業、富裕層に応分の負担を求めますが、財政にとっても、経済成長にとっても、今求められていると思いますが、お聞きをいたします。

安倍政権は10%増税の際、食料品などの税率を据え置く複数税率導入やカード利用でポイント還元を行うとしていますが、機器の更新の負担増とともに、制度が複雑で混乱が拡大しています。

その中で、インボイス制度の導入は、年商1,000万円以下の免税業者となっている中小零細業者の多くが廃業に追い込まれるのではないかとの危惧が広がっています。この構造は農家も同じです。

消費税は、販売価格に上乗せした税額から仕入れにかかった税額を差し引いて業者が納税する仕組みです。インボイスとは、税務署が課税業者に付与した識別番号を記載した適格請求書のことを指します。仕入れの際、インボイスに書かれている消費税額は仕入れ控除できますが、識別番号を付与されていない免税業者から仕入れた場合には、消費税額が控除できずに、仕入れた側が負担させられることとなります。そのため、取引から排除されるおそれがあり、それを避けるためには、消費税分をかぶって実質値下げをするか、課税業者となって身銭を切って納税するかという悪魔の選択を強いられることとなります。導入までの猶予期間があっても、この本質は変わりません。

中小零細業者、農業者の多い高知県では、大きな影響が危惧されます。この点でも、消費税

増税は導入すべきではないと思いますが、知事にお聞きいたします。

また、医療機関の消費税負担については、窓口負担のもととなる診療報酬は非課税ですが、医療材料や薬剤には消費税がかかっていることから、医療機関に負担が強いられていると、当初から問題となってきました。政府は、その分は診療報酬のアップでカバーしていると主張してきましたが、7月25日厚労省は、中央社会保険医療協議会の、医療機関等の消費税負担に関する分科会で、消費税率8%への引き上げに伴う補填状況に関して、これまでの調査結果に誤りがあったとして、再調査した結果を公表しています。それによれば、医療界全体の補填率は、2014年度が102.07%から90.6%、2016年度も92.5%と、大幅に不足していたことが示されました。病院も補填率は100%を超えていたものが2014年度は82.9%、2016年度は85.0%となっており、高度医療を担う特定機能病院は約6割にとどまっています。県下では、地域を支えるために医療機関が必死の努力を行っていますが、政府がこうした補填不足を4年間も放置したことは、到底許されるものではありません。

医療センターや県立病院は、国の試算に当てはめると、補填が不十分と想定されます。補填が適切に行われるよう国に要望すべきだと考えますが、お聞きをいたします。

日本共産党は、仕入れにかかった消費税は還付されるよう、医療費ゼロ税率の導入を提案しています。

消費税による医療機関のコスト増を診療報酬で補填するという政府の方針は、結局消費税分を窓口負担、保険料負担として国民に転嫁していることになり、医療は非課税の原則に反します。見直すべきだと思いますが、お聞きをいたします。

次に、外国人技能実習生、外国人労働につい

て知事にお聞きいたします。

日本で働く外国人の受け入れを拡大するための出入国管理法改定案は、外国人を無権利状態で働かせる実態が今でも大問題になっているのに、法案は、現状にメスを入れるどころか、それを温存し、外国人労働者の使い捨てを深刻化させる重大な内容です。しかも、対象業種や受け入れ規模を初め重要項目を条文に明記せず、質疑に必要な重要データを出し渋り続けるなど、審議の前提は欠いたまま。来年4月施行ありきで、12月8日未明に強行採決をしたことに強く抗議するものです。

入管法改定案は、新たな在留資格として特定技能を設けることなどが柱です。特定技能1号は、在留期間を最長通算5年とし、家族の同行は認めません。熟練した技能が要件の特定技能2号は、長期滞在可能で、家族帯同も認めるとしていますが、定義や運用は不明確です。1号の対象について政府は、農業、建設など14業種を検討しているとしますが、法案には書き込まれてはいません。職場や住居の選択の自由、安定した雇用や賃金の確保、悪質なブローカーの介在排除など、人権と人間としての尊厳を守れるかどうかの保証は全くありません。

何より問題なのは、国際社会から大きな問題があると批判を浴びている現在の外国人技能実習制度の見直しに手をつけようとしていないことです。同制度は、日本で習得した技能を母国に持ち帰ることが建前ですが、外国人労働者を安価な労働力として利用しているのが実態です。

苛酷な処遇に耐え切れず失踪した実習生は、政府の調査でも昨年で7,089人に上り、ことし上半期でも既に4,279人になるなど激増しています。残業代の時給300円、1日16時間労働を強いられた、いじめやパワハラに遭った、飛びおり自殺も凶ったという悲痛な証言は後を絶ちません。来日の際に背負った多額の借金に縛られた

上、実習先の雇用主に逆らえない構造などから、非人間的な扱いをされても声を上げられない人たちは、さらに多く存在すると指摘をされています。

法務省は昨年、失踪した実習生2,892人から動機などの聞き取りを行っており、政府側は当初、実習生の失踪理由の約87%はより高い賃金を求めてなどと説明をしていましたが、実際はそのような選択肢はなく、それに当たるのは低賃金、契約賃金以下、最低賃金以下というもので、合計は67.2%でした。さらに、訂正後資料では、指導が厳しい、暴力を受けたとの割合も増加しました。人権侵害行為などは少数存在としていた政府の説明とも大きく食い違っています。

改定案は、現在の技能実習制度を温存し、多くの実習生を新たな在留資格に移すことが想定されています。国会で審議をすればするほど、問題点は浮かび上がってきています。2015年からの3年間に69人もの技能実習生が死亡した事実解明もはっきりされていない状況です。実習生の苛酷な実態をごまかそうとする政府の姿勢は、外国人労働者の人権をないがしろにし、安上がりな労働力、雇用の調整弁としか見ていないことを示すものです。

国際的にも問題が指摘されている技能実習生の実態をどう認識しているのか、お聞きいたします。

政府が外国人労働者受け入れ拡大へ踏み出す契機になったのは、2016年に経団連がまとめた受け入れ促進の提言です。財界に号令をかけられ、悪法強行に突き進むやり方は、余りに異常です。低賃金と劣悪な労働環境を正さず、とにかく外国人に頼るというやり方自体が問われます。

外国人労働者の当然の権利を守ることは、日本人の労働者の権利と労働条件を守ることにもつながります。現状の抜本的な是正を抜きにし

た受け入れ拡大ありきのやり方は、日本の未来に禍根を残します。どう認識をされているのか、お伺いをいたします。

農業の現場などでも、県下でも多くの技能実習生が活躍をしています。国際貢献にふさわしい対応で、高知に来てよかったと思ってもらうことが大事だと思います。

医療や日常生活のサポート、困り事を気軽に相談できる体制の確立、また地域との国際交流の機会の設定など、行政としても国際交流につながる支援を行うべきだと思いますが、商工労働部長にこの点お聞きいたします。

次に、漁業の成長産業化について水産振興部長にお伺いいたします。

政府が提出をした漁業法改定・水産改革法案は、漁業のあり方やルールを定めた漁業法を70年ぶりに抜本的に改正するものですが、農協改革と同様、漁民の共同を基本に営まれてきた沿岸漁業と水産資源管理などを――漁業の成長産業化を口実に、大企業の目先の利益のために、沿岸漁業の衰退や資源と環境保全の荒廃をもたらす、百害あって一利なしの大改悪となりました。

そもそも、この法案の枠組みをつくった規制改革推進会議の水産ワーキンググループは、漁業の専門家、漁業者はたった一人しかいない、その報告は結論ありきの極めてずさんな代物です。

改革法案の主な内容は、漁獲量による資源管理の導入、船のトン数規制の撤廃、漁業権のルールの根本的な変更などです。

資源管理では、現在8魚種に限られている漁獲可能量制度、TACの対象を大幅にふやすとしています。しかし、漁獲量と資源量との関係が証明されているものは極めて少なく、実施するには調査など、膨大な体制と予算が必要なことから、魚種が限定されてきた経過があります。

対象の大幅増は現場を知らない暴論です。

また、TAC管理の手法の一つである個別割り当て方式は、北欧を中心に発展したものです。当地の漁は、回遊性のない底魚が中心であり、しかも日本のような漁協を軸とした共同管理が存在しないという事情から、船ごとの個別管理に至ったものです。多種多様な魚種と漁法があり、禁漁期間や禁漁水域の設定など、共同管理で実施してきている日本とは事情が全く違います。

そうした違いを無視して導入する意図は、クロマグロの漁獲量枠の設定の事例が端的に示しています。漁業者の声を聞くことなく、政府が一方的に設定した枠は、日本海に産卵のために集まる親魚や生育途上の個体を一網打尽にする大型船のまき網漁を優遇し、資源保護に留意して大型の魚のみを対象とする沿岸漁業者に対しては、一回の漁で枠が埋まってしまうなど生活できない漁獲枠しか与えず、大問題となりました。大きな運動で一定是正されたものの、大型養殖場の設置の障害となる沿岸漁業者、中小漁業者を、資源保護を名目とした漁獲割り当てをもって排除するものだと、強い批判がされています。遠洋・沖合漁業では漁船のトン数規制をなくし、大型化を進めることも盛り込んでいますが、中小零細漁業者を締め出すという一連の流れに沿った規制緩和となっています。

資源管理は重要ですが、当事者の意見も聞かず、生活を脅かすような一方的な漁獲量割り当て、科学的根拠のない割り当てはすべきでないと思いますが、お聞きをいたします。

養殖漁業では、都道府県知事が漁協に一括して与えてきた漁業権を、漁協を通さずに地域外の企業などに個別に与える方式に変更します。しかし、現状でも企業は、漁協の組合員となり共同管理を担う一員として参加をしています。それを改悪し、企業への個別の漁業権を付与す

る目的は、良好な漁場をひとり占めにしたい、共同管理に責任を負いたくない、漁業権行使料は払いたくないという企業の手前勝手な発想に基づくものです。

水産改革方針は、漁業のポテンシャルが発揮されていないという前提に立っていますが、そもそも養殖に適した静穏な水面は限られ、既に飽和状態にあります。そのため、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善、適正養殖体制の実現が取り組まれており、水産庁はさらに生産数量ガイドラインによって、供給過多による暴落防止をとっています。水産改革ワーキンググループの議論では、ノルウェーのサーモン養殖の成功を典型例として取り上げていますが、養殖に適した静穏な水面を持つ海岸線が非常に長いなどの地理的条件を無視したものです。

失敗から学ぶことは大事です。世界最大のサーモン養殖業者、マリンハーベストが2003年に大分県にハマチ養殖で進出をしましたが、国外販売、加工工場建設の約束は一切果たされず、5年連続の赤字で撤退した事例があります。宮城県水産特区も、ルールを無視した出荷で地元ブランドを毀損した上、多額の税金を投入させながら、3年目からは赤字の連続という惨状です。

大分県の失敗事例、宮城県の水産特区の失敗についてどう認識しているのか、水産振興部長にお聞きいたします。

日本のような多種多様な魚種と漁法がとられている水産業の実態に見合った、資源と環境保全の管理方法は、世界的にも高く評価されている共同管理方式です。既にこの中で企業も共生しています。この仕組みの中で課題を解決しながら、ともに繁栄していく道こそ強化すべきではありませんか。

共同管理方式は国際的に高く評価されていると思うがどうか、またここに風穴をあけ、浜と沿岸漁業の崩壊をもたらす漁業権ルールの変更

は行うべきではないと思うが、お聞きをいたします。

次に、特別支援学校の過密解消と増設について教育長にお聞きをいたします。

9月県議会で吉良県議が取り上げ、現在の山田養護学校のすさまじい過密の現状が報告されました。約10年前の2008年2月県議会でも私の質問の中で、全国特殊学校長会によるアンケート調査で、効果的に運営できる学校規模として、生徒数は71から90名と挙げられていることを紹介し、当時132名の山田養護学校、115名の日高養護学校の過大規模を解消するために、新たな学校の新設を求めました。当時の大崎教育長は、「県の中央部にあります、知的障害の特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にあることにつきましては、これまで既存の施設の増改築や特別教室を普通教室に転用することで対応をしてきましたが、こうした対応では限界があると考えており、私たちも大きな危機感を持っています」と答弁され、加えて「一方で、児童生徒の絶対数は減少をしています。こうしたことから、今後の児童生徒数の推移予測が極めて難しいことに加えまして、財政状況が厳しいために、直ちに特別支援学校の新設という解決策がとれる状況には至っておりません」とした上で、「できる限り早い時期に解消していきたい」と述べられました。

その後、日高養護学校の高知みかづき分校、山田養護学校の田野分校が増設されましたが、2018年5月時点で、山田養護学校は37学級、189名、日高養護学校は22学級、102名、高知市立高知特別支援学校は33学級、142人と、過大規模の解消にはほど遠い状況です。職員が一堂に会して意見交換する職員室の机も、一部には3人がけの事務机を使用しています。教室も足りず、子供も大変ですが、先生もすさまじい環境の中で教育に取り組んでいます。

教育長は山田養護学校を訪問されています。さまざまな気づきがあったことと思いますが、率直にいかがだったのか、お伺いをいたします。

先日、10月末に日本共産党高知県代表団は文部科学省を訪問し、特別支援学校の課題、過密解消のためにも、学校の設置基準の必要性や教職員不足解消などについて要望しました。文科省は、設置基準は一人一人の状況が違うことから柔軟に対応できるようにしていると述べた後で、高知県は教職員定数を満たしておらず、まずは県が教職員定数を満たす努力を求めているとの指摘を受けました。

教職員数は標準定数も満たしていないとはどういうことなのか、足りない数はどのくらいなのか、お聞きをいたします。

特別支援教育への研修や学習を積み重ねる先生方の教育環境をさらに整えながら、定数確保の努力も避けて通れない課題です。最も支援が必要な子供たちのもとに、本来配置すべき人数が配置できていないのは大問題です。思い切った対策を講じるべきだと考えますが、教育長に伺います。

この10年を検証、分析し、今の実態解決のために教育委員会が学校新設に今や踏み切るべきときだと考えますが、教育長にお伺いいたします。

次に、教員の増員について教育長にお聞きします。

まず、教室に先生がいないという教員未配置問題についてです。この問題は、6月議会でも米田議員が取り上げました。その際、教育長は、4月当初定員籍で配置されるべき教員が、小学校で17校、17人の未配置となったが、6月27日時点で全ての小中学校において配置ができたことと答弁されています。しかし、その後も未配置校数はふえ続けています。11月1日現在、1カ月以上先生がいないという未配置校は、小学校21

校、23件、中学校6校、6件、高校6校、7件、特別支援学校6校、6件と、昨年よりふえる極めて深刻な状況となっています。

まずは、今年度のような年度当初からの未配置を生まない手だての一つとして、早くから臨時教員として任用することを本人に知らせ、他県や他職への流出を防ぐことが大切ではないでしょうか。そのためには、3月末の人事異動以降に行っていた臨時教員の着任内定時期を早めなくてはなりません。他県の例では、12月や1月に来年度の着任内定を通知し、着任校も示していますから、他県にも申請している臨時教員は、先に職が決まった他県に行く例も出ています。

本県でも、着任内定時期を早くするなどし、臨時教員を確実に確保する取り組みを行うべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、採用審査の改善です。審査日を日本一早くしたから受審者が大幅にふえたと言っていますが、事実は違います。小学校の場合、採用予定110名に応募数794、1次合格者は492名。ところが、2次審査では、そのうち323名、何と66%が辞退をし、臨んだ者はわずか169名、そのうちの不合格者はわずか26名で、そのうちの7名を繰り上げて名簿登載しているのです。19名しか不合格になっていません。66%もの辞退者を生んだ背景は、1次審査が腕試しとして利用されているからです。本県で教員として採用されることを希望し、4月から着任し、身を粉にして子供たちを熱心に指導している臨時教員は、決して辞退などしないでしょ。全く本県で教育に当たる意志などない323名の1次合格者の枠は、この本県臨時教員の2次への道を閉ざしたとも言えます。

さらに、大量増となった受審者数をこなすために、1次に面接がなくなり、実績のある臨時教員を評価する機会を消滅させたことも、やる

気のある有能な臨時教員を現場から去らせる要因となっています。

この10年間の小学校採用者に占める臨時教員率の推移をお聞きいたします。

また、教育長は、採用選考審査時期から生じる課題と、臨時教員の教育実践を正当に評価し審査に反映させる課題とにどう向き合い改善なさるお考えがあるのか、お聞きをいたします。

次に、産休、育休の代替教員確保についてお聞きをいたします。産休、育休の代替教員が配置されていない小学校が高知市で3校、11月26日現在、朝倉第二小学校、初月小学校、鴨田小学校と発生しています。

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の第3条で、公立の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる場合においては、任命権者は、産前の休業を始める日から起算して14週間を経過する日までの期間、教職員を臨時的に任用するものとする規定。女性が安心して妊娠・出産し、職員も子供たちも保護者も、新たな命の誕生を喜び合うお手本であるべき教育現場が、妊娠してしまい申しわけないというような思いをさせる現場であっているのでしょうか。

現在、県下の学校で、産休法、育休法にのっとして配置すべき教員が未配置となっている学校数と件数を学校種別にお示してください。

団塊世代の大量退職や阪神・淡路大震災以降の採用抑制の反動などで、教職員の急速な若返りが進み、育児休業取得者がこの10年で3倍になった神戸市では、育休取得者増加に対応するため、本年度の4月の教職員採用から、代替教員を育休期間3年間の任期付職員として100名採用し、来年度は180名を採用するとしています。本年度要項によると、この任期付教員は、任期が決められていること以外、原則として正規教員と同様の扱いとなっており、育休前の産前産

後休暇を取得する教員の代替などとして配置される場合もあるとしています。

今後、本県でも増加する産前産後休暇・育休取得者への対応を図るためにも、この神戸市教委の取り組みを研究し、子供たちの教育に穴があくことがないようにすべきだと考えますが、教育長にお聞きをいたします。

次に、学童保育について知事にお聞きいたします。

学童保育は、働く親にかわって、小学生の放課後や長期休暇などを安心・安全に過ごす生活の場です。高まるニーズの中で急増し、高知県でも、高知市の92クラブとその他の市町村の81クラブで173クラブへと増加してきました。2015年からは、それまでの1年生から3年生の入所対象者枠を4年から6年生まで広げ、年齢や家庭環境の異なる子供たちが集団で過ごすのが学童保育の特徴です。どの子にとっても安心できる生活の場を保障していくことが指導員の大切な役目であり、学童保育があるからこそ保護者も安心して働くことができます。

指導員には固有の専門性が求められ、ただ子供と遊んでいればいい、けがのないように見ていればいいというものではありません。

長年の運動の結果、2014年、厚生労働省は省令第63号で初めて市町村責任を明記し、市町村の条例のもとで、指導員の専門性、支援の単位、クラスごとに複数を配置し、そのうちの一人は放課後児童支援員の資格を持つ指導員とすることが、従うべき基準とされました。やっと明記された国基準であり、全ての学童保育に通じて今後さらに積み上げていくべき最低の基準です。

先日、知事は内閣府の地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会に出席し、従うべき基準の見直しについて提案され、職員確保に苦しむ地方からの提案として、従うべき基準を拘束力のない参酌すべき基準に変更しても、安全

性と質の確保は十分だと発言されています。今後、市区町村が条例改定を行って、職員数などを自由に決めるとなると、放課後児童支援員の現行資格のない職員が1人で学童保育を担うことも可能となります。安全の確保について、児童クラブの求めに応じて、学校や教育委員会の複数の目があり教員などが駆けつけることができるとしてはいますが、現場にそれほどの余裕がないのは御存じのとおりです。規制緩和で子供たちの命と安全と安心が守れないと心配する声が、関係者から沸き起こっています。関係者が求めているのは、子供の安全を確保できる学童保育のあり方です。

安全・安心の学童保育を継続、実施していくために、高知県として今後どのような支援をしていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、戦争遺跡の保存と活用について伺います。

県議会総務常任委員会は、本年度の県外調査で、沖縄県八重瀬町にある戦没者慰霊碑土佐之塔、また沖縄県平和祈念資料館を視察しています。

土佐之塔は、沖縄戦で亡くなった高知県の方々832人を含め――毎年追悼行事が行われ、日ごろは地元の方々が清掃など管理をしてくださり、姉妹都市となっている香南市の子供たちとの交流も続いています。

戦争体験を次世代に引き継いでいくことが、戦後73年たった今、今を生きる私たちの世代の歴史的使命でもあります。県としてもそうした観点から、ことし開かれた戦没者追悼式において、大川中学校の皆さんの献花や作文朗読など、伝え引き継ぐ努力をされています。人から物へ戦争の語り部が移り行く中、県内各地でも戦争遺跡の掘り起こし、保存、活用の活動が広がっています。

まず、教育長に、次の世代に本県における戦

争の歴史や体験を引き継ぎ伝えることの重要性をどのように考えておられるのか、御所見を伺います。

2017年9月議会で、教育委員会として県内戦争遺跡の悉皆調査に取り込まれる、また2018年2月議会で、戦争遺跡を文化財として明確に位置づけるための文化財指定基準の見直しの検討を行うとの答弁をいただいていた。その後、どのような取り組み状況になっているのか、教育長に伺います。

12月2日、高知大学で、旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等の保存と活用を考えるシンポジウムが開催されました。その中で、高知大学人文社会科学部の小幡尚教授が、この間新たに確認された資料をもとに、旧歩兵第44連隊と高知と題した報告をされました。その資料は、1943年に安芸郡安田町と合併した旧中山村の役場資料で、日露戦争期を中心に、同村出身の兵士たちに関するさまざまな文章、徴兵、出征の見送り、安否確認、遺骨の帰還・引き渡しなどに関する多数の文章がつづられているものを紹介されました。それらの中には、遺骨または遺髪が朝倉連隊に到着したという通知や、応召軍人見送りの件として歩兵第44連隊から出発する日時を記し、見送りに集合するよう通知する文章、また朝倉の兵営にあった朝倉忠魂社に戦死者を合祀することを通知する文章などが確認されています。

小幡教授は、朝倉兵営は高知県民の生と死が交錯した場所と述べられました。

ことし1月25日、高知県文化財保護審議会は、この跡地と弾薬庫、講堂について、建物は県指定か国登録文化財に値する、跡地も平和学習等の教材、学びの場として意義があると答申。この間、県としても、文化財保護を前提にさまざまな選択肢を検討すると、四国財務局高知財務事務所に売却手続の再延期を求めてきました。その期日は来年の2月28日と目前に迫りました。

そこで、教育長に、これまでどのような部署でどのような関係者と、保存と活用について協議をされてきたのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

高知市においては、都市計画の見直しによる都市公園区域指定を外す代替地として、この44連隊跡地を都市公園用地として取得してほしいという要望も寄せられています。

用地取得費は約4億円とされ、高知市は購入を断念した経緯がありますが、高知県文化財保護審議会の答申を真摯に受けとめ、奇跡的に残った貴重な戦争遺跡を後世に残し伝えていくために、知事に対応を急いで行っていただきたいと考えますが、御所見を伺います。

最後に、物部川の防災対策について土木部長にお伺いいたします。

ことし7月の豪雨によって、総降水量が多いところで1,600ミリを超えて、平均で約1,200ミリを観測いたしました。香南市の深淵水位観測所において、無堤の氾濫危険水位4.25メートルを超え氾濫、そして最高水位4.52メートルまで達して、有堤の氾濫危険水位4.55メートルまであとわずか3センチ、あわや大惨事という事態になっていました。さまざまなリスクが高まっていた、もし決壊した場合は、浸水面積3,144ヘクタール、被害額約300億円に及ぶ浸水が発生する可能性があったと述べられています。

最近頻発する異常気象を想定したときに、最悪の事態に至っていた可能性も認識することが必要です。今回の7月豪雨などを踏まえて、ソフト対策の促進、強化とともに、河床掘削など流下能力向上など、洪水氾濫を未然に防ぐ対策が急がれますが、物部川の防災対策の重要性や今後の対策についてお伺いをいたします。

また、さまざまな点がありますが、永瀬ダムの機能なども含め、国交省、農水省、流域自治体、県、住民などの協力・連携を今後どのよう

に強めていくのか、お伺いをいたします。

また、永瀬ダムについてですが、堆砂量は発電開始から50年で100年間計画の115%に達しています。現在、ダム上流においてダム湖に流入する土砂を抑制する、いわゆる貯砂ダムの整備を進め、これ以上土砂の堆積が進まないような事業を実施しているところだと聞いています。

永瀬ダムの南側に、日本最大級の仏像構造線が走っていることも心配の一つです。南海トラフ地震による影響を早急に調査し、科学的検証に基づく見解を示すことを求めて、第1問いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、米軍機墜落について、本県への連絡はいつどのような内容でなされたのかとのお尋ねがありました。

今回の墜落事故につきましては、第1報として、発生当日の午前6時55分ごろに中国四国防衛局高松防衛事務所から危機管理部に電話で、午前1時48分ごろに四国沖で米軍のF A18とK C130が空中接触し、2機とも着水したとの連絡があり、その直前の6時52分には同様の内容でメールも受信しております。

その後、同局からの第2報として、9時43分にメールで、室戸岬の南南東約55マイル付近の海上において、午前1時42分ごろ2機とも墜落したこと、海上等における被害情報は現時点でないこと、乗員7名のうち1名は海上自衛隊のSH60Jにより救助され、容体は安定していること、米軍と協力して自衛隊が残る乗員を捜索中であることの情報提供を受けております。

この後も、中国四国防衛局長が海兵隊岩国航空基地司令官に対し、事故当日の正午過ぎに文書で申し入れを行ったことや、捜索救助活動は継続されており、2名が発見され、1名につい

ては死亡が確認されたこと、両航空機は定期訓練を実施しており、空中給油はその一環であること、事故が起きた際に何が行われていたのかは調査中であること、米海軍安全センターのホームページに事故の情報が公表されているといった情報が、メールで提供されました。

国に対しては、既に事故に関する速やかな情報提供を求めているところですが、今後とも中国四国防衛局と連携してまいりたいと考えております。

次に、事故発生後から救助、その後の原因究明及び再発防止への日米両政府の対応を含め、どのような要請と対応をしたのかのお尋ねがありました。

今回の墜落事故後からの本県の対応につきましては、中国四国防衛局からの第1報を受けた後、直ちに高知県の漁業協同組合連合会及び無線漁業協同組合へ連絡をし、操業中の漁船への被害がないことを確認いたしました。

その後、事故情報に関しては、中国四国防衛局から累次の情報提供をいただきましたが、本県からも、同局や自衛隊に加えて、高知海上保安部からの収集にも努めたところであります。

一方、救助に関しましては、事故当日、海上自衛隊により乗員2名が救出されましたが、本県の消防防災航空隊への出動要請はございませんでした。

また、事故時の訓練の内容については、海兵隊司令部は定期訓練を行っていたと発表しており、通常の訓練であれば、日米安全保障体制の中において重要であり、必要であると私は認識をしております。

しかしながら、米軍の運用に当たっては、周辺住民などの安全確保が大前提であり、事故はあってはならないものであります。今回の事故は、県民や漁業者の皆様が抱えている不安を増幅させるものであり、まことに遺憾と言わざる

を得ません。そのため本県におきましては、事故発生の翌日に外務大臣及び防衛大臣に対し、事故に関する速やかな情報提供、徹底した事故原因の究明、さらには実効性のある再発防止策を行うことを米国に申し入れていただくよう、要請書を提出したところであります。

事故当日には、中国四国防衛局長が海兵隊岩国航空基地司令官に対し、今回の事故は住民に対して極めて大きな不安と心配を抱かせるものであり、まことに遺憾であること、航空機の運用に当たって引き続き安全面に最大限配慮すること、事故について速やかな情報提供を求めることを、文書により申し入れたと伺っております。

海兵隊司令部の発表によると、事故状況は現在調査中であるとのことですが、今後その推移をしっかりと見守り、米軍がどのように原因を究明し、さらに再発の防止に取り組んでいるのか、さらには墜落現場周辺の環境汚染や漁業への影響の有無について、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、リマ海域を含む土佐湾沖の訓練空域撤去、原因が確認されるまでの間のオレンジルートと土佐湾沖での訓練の中止及び日米地位協定に飛行運用に関する制限措置を求める条項の新設など、全国知事会の提言の実行を国に強く求めるべきではないかとお尋ねがありました。

日米安全保障の環境を考えたときに、訓練空域が設定されること自体はやむを得ないことではないかと考えております。また、通常の空中給油訓練も日米安全保障体制の中において重要であり、必要であると認識しております。

2年前の土佐湾沖における戦闘機の墜落事故については、事故原因が全く不明であり、機体自体に構造的なふぐあいがあるのではないかとこの不安度が非常に高いものでありましたが、今回の事故については空中接触が原因であると

伺っており、前回とはそういった面で違いがあり、現時点では訓練の中止までは求めておりません。

とはいえ、繰り返しになりますが、米軍の運用に当たっては、周辺住民などの安全確保が大前提であり、事故はあってはならないものであります。

全国知事会の提言においては、日米安全保障体制が我が国にとって重要であることを前提とした上で、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることを求めております。本県では、今回の事故を含め4度もの米軍機の墜落事故が発生しており、県民や漁業者の皆様の不安が払拭されますよう、私といたしましても、この提言の実現に向けて、今後とも全国知事会の一員として要望してまいりたいと考えております。

政府におきましては、国民の生命・財産や領土・領海を守る立場から、日米地位協定について日米政府間でしっかり協議をしていただきたいと考えるところでございます。

次に、消費税の増税についてお尋ねがございました。

国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状に鑑みれば、社会保障制度の充実強化を図り、かつ持続可能性を確保するために、消費税率の8%から10%への引き上げはやむを得ないものと考えております。

一方で、経済的に厳しい状況にある方々とマクロ経済全体へのマイナスの影響をできるだけ小さくすることが重要であります。政府におきましては、消費税率の引き上げに当たり、軽減税率制度の実施や消費者へのポイント還元支援など、税制・予算面であらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう対応する方針を示したところです。本県におきましても、国の施

策に呼応し、しっかりと一連の経済対策を実行してまいります。

次に、増税の対象は消費税ではなく、応能負担の原則に基づき、大企業や富裕層に求めるべきではないかとお尋ねがございました。

消費税は、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく、安定していることに加え、勤労世代などの特定の者への負担が集中せず、経済活動に与えるゆがみが小さいとされています。そのため、幅広い国民が負担する消費税は、少子高齢化社会における社会保障の安定財源としてふさわしい財源であると考えています。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、消費税率引き上げに当たりましては、経済的な影響をできるだけ小さくすることが重要でありますことから、政府におきましては、十分な対策を実施していただきたいと考えているところでございます。

次に、中小零細業者や農業者の方が多く本県では大きな影響が危惧され、消費税の増税は導入すべきではないのではないかとのお尋ねがございました。

お話のありましたインボイス制度を導入することは、消費税の適正な課税を確保するために必要な措置ではないかと考えています。その際、中小零細業者や農業者の皆さんなどに混乱が生じないようにすることもまた大事だと思っています。

政府におきましては、インボイス制度の導入に当たり、4年間の猶予期間を設けるとともに、受注や発注のためのシステム改修などを行う際に経費の一部を補助する制度のほか、農協等を通じて取引される農産物等に関する特例などを講じることとしています。

県としましても、国と協力しながら県民の皆様への周知、広報に努めるとともに、疑問や不安の声をお聞きした場合には、しっかりと国に

届けてまいります。

次に、医療センターなどの消費税の補填に関する国への要望と、消費税増税による医療機関のコスト増を診療報酬に加算する方法の見直しについてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

医療機関が行う医療設備の整備や医療機器の購入などに係る費用には消費税が課税される一方、社会保険診療自体は非課税となっており、医療機関は負担した消費税について仕入れ税額控除ができないため控除対象外消費税が発生し、それは医療機関の負担となってしまいます。

そのため、国におきましては、医療機関の消費税負担分を診療報酬の増分で対応してきたところですが、議員からお話がありましたように、本年7月の中央社会保険医療協議会の分科会において、前回消費税が5%から8%に引き上げられた際の補填状況として、医療界全体の補填不足があること及び医療機関種別ごとの補填率にばらつきが見られることが報告をされました。

言うまでもなく、消費税は本来事業者が負担するものではないことから、医療機関が負担した控除対象外消費税は何らかの形で補填される必要があり、現在国では来年10月の消費税増税に向けて、医療機関等における消費税負担に関して、診療報酬における配点方法の是正の検討が行われております。

さらに、政府・与党が取りまとめた平成30年度税制改正大綱では、医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得ることとされております。

他方、全国知事会においても、これまで国に対し、社会保険診療に係る消費税の取り扱いについては、患者負担の増加や医療機関の経営実態を考慮した上で、地域医療体制確保の観点か

ら、速やかかつ確実に対策を講じることを要望してきたところであります。

今後も、引き続き国の議論の動向を注視しながら、必要に応じて国に対し、全国知事会を通じて政策提言を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、外国人技能実習生の実態をどのように認識しているのかのお尋ねがありました。

技能実習制度は、国際貢献のため開発途上国などの外国人を日本で一定期間受け入れて、技能を移転することなどを目的とした制度であり、多くの受け入れ事業者が目的に沿った取り組みを行う一方で、全国的に労働関係法令違反が増加するとともに失踪件数も増加し、中には自殺者も含まれるといった実態があることは、非常に残念であります。

本県においても、労働局と警察の資料によると労働関係法令の違反が見受けられ、平成28年度の数字で9事業所、全体の約3%において、労働時間や賃金等に関する違反がございました。また、技能実習生の増加とともに失踪の件数も年々増加しており、平成29年度には31件で、全体の約2.2%となっています。

これらの原因については、国においてしっかりと調査をし、対策をとっていただくことがまずは重要と考えます。

国においては、監理団体や受け入れ事業者の義務、責任が不明確であることや、実習生の相談窓口など保護の体制が不十分であるなどの課題を踏まえ、昨年11月にいわゆる技能実習法を施行しました。この法においては、法務省、厚生労働省が所管する外国人技能実習機構を設置し、受け入れ事業者などへの管理監督を強化するとともに、母国語による通報や相談の窓口を置くなど、保護の体制を整備したところであり、今後より実効性の高い取り組みが期待をされるところであります。

県としましては、本年6月に設置された、入国管理局や労働局、外国人技能実習機構などから成る四国地区地域協議会に参加をするとともに、本県独自で関係機関による、技能実習制度に関する連絡協議会を設置し、法令違反や失踪の実態、また生活関連の課題などを共有し、各機関の役割に応じて対策を検討しているところでもあります。

当面、母国語での相談窓口の周知や共通する課題となっている日本語の学習機会の拡大などに取り組んでまいります。今後とも関係機関と連携して、技能実習制度が適正に運用されるよう努めてまいりたいと思います。

次に、出入国管理法改正についてどのように認識しているのかとお尋ねがございました。

我が国の経済は、緩やかな景気回復基調が続く、生産年齢人口の減少と相まって、全国的に人手不足が深刻化しています。人手不足倒産なども発生する中、喫緊の対策として、一定以上の専門性、技能を持った即戦力となる外国人材を新たな在留資格を設けて受け入れていくことは、国の施策として一つの方向性であると認識をしています。

ただ、受け入れに際しては、労働関係法令を遵守することはもちろん、地域住民として共生できるようにすることが重要であります。新たな在留資格は、その相当数が技能実習制度の修了者から移行していくことが見込まれており、技能実習制度とあわせて、改正される出入国管理法が適正に運用されることが必要だと考えています。

今般の出入国管理法の改正においては、年内に外国人材の受け入れに関する基本方針や、受け入れ見込み数等に関する分野別運用方針、また環境整備に関する総合対策などがまとめられ、年度内には日本人と同等以上とする雇用契約の基準や悪質ブローカーの排除、技能や日本語能

力に関する水準などを内容とする省令が定められることとなっています。

今後は、まず国において、来年4月の施行に向けて、こういった制度設計をしっかりと行っていただくことが重要であります。

県におきましても、まずは現行の技能実習制度を円滑に実施するために、日常生活などで必要不可欠な日本語の学習機会の拡充に取り組もうとしているところです。

さらに、今後国から示される環境整備に関する総合対策を踏まえ、市町村や関係機関と連携して、日本語教育のさらなる拡充を初め、社会生活にかかわる医療、福祉、教育などの問題に対応していくための仕組みを検討したいと考えており、今後関係者間でそのための協議の場を持つべく検討を進めたいと考えております。

次に、安全・安心な学童保育を継続、実施していくために今後どのように支援していくのか、お尋ねがございました。

一般に学童保育とも呼ばれる放課後児童クラブの設備運営基準につきましては、国が定める基準を踏まえ、それぞれの市町村が条例で定めることとされており、先月内閣府の地方分権改革有識者会議において、厚生労働省より、2名以上うち1名は資格を持った支援員を配置しなければならないという現行の基準を緩和する方針が示されたところであります。

私は、本年5月にこの会議の提案募集検討専門部会に全国知事会の代表として出席し、全国的な状況として、放課後児童クラブの利用ニーズが年々高まる一方、受け皿拡大に必要な人材の確保がボトルネックとなっている現状を申し上げ、全国一律の基準を適用することで、利用児童数に応じた柔軟な配置ができない、国の定める内容の研修がなかなか受講できず長年児童クラブに従事していても資格が取得できないなど、さまざまな支障が生じている問題を提起し

ました。

その上で、この基準の目的である、放課後児童クラブにおける安全性とサービスの質を確保するための手段は、決して全国一律の基準のみにとどまるものではなく、地域の実情に応じた多様な対応が可能であり、地方がみずからの責任において、しっかりと安全性と質を確保しながら受け皿拡大を図ることが望ましいと説明をさせていただきました。

本年4月に、県教育委員会が行いました、基準が緩和された場合の対応に関する調査の結果によりますと、全ての市町村が、有資格者の配置については柔軟な対応をしつつも、現行の職員数を維持する意向であるとともに、独自の研修の充実や、近隣にある保育所、小学校などとの連携によるバックアップ体制の構築などといった対応を考えられているとお聞きをしております。安全や質の確保は十分可能だと考えております。

県教育委員会には、これまでどおり、子供たちが放課後、安全・安心に過ごすことを最優先に、職員を対象にしたさまざまな研修の実施、職員の処遇改善や新たな施設整備への助成、さらには活動内容の充実に向けた市町村訪問による助言などを通じて、安全面やサービスの質が低下することのないよう、しっかり取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

最後に、戦争遺跡を後世に伝えていくための対応についてお尋ねがございました。

高知県文化財保護審議会の皆様から御提出された答申については、専門家の判断として大変重く受けとめさせていただいております。

また現在、教育委員会においてさまざまな検討が行われているところですが、遺存する講堂、弾薬庫を単に保存するというだけではなく、明治中期から昭和前半にかけて高知の若者がこの地から出征し、その多くが帰らぬ人となったと

いう、高知県民にとっては歴史的に大きな意味のある地域でもありますことから、財務事務所や文化庁など関係機関の御理解、御協力が得られて、土地や建物などの有意義な活用が可能となるよう、今後も引き続き教育委員会としっかり協議してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 外国人技能実習生が気軽に相談できる体制の確立や、国際交流につながるような支援を行うべきではないかとのお尋ねがございました。

現在、県内では農業分野を初め製造業や建設業など、幅広い分野で多くの技能実習生が受け入れられており、昨年10月時点で334の受け入れ事業者において1,405名の技能実習生が雇用されています。県においては、高知県中小企業団体中央会と連携して、監理団体や受け入れ事業者へのヒアリングを行い、技能実習生の方々が抱えているさまざまなお困り事等について把握に努めているところでございます。

技能実習生においては、実習先での主なお困り事として、ごみ出しや家電の使い方等の生活習慣を覚えることができない、母国語以外が十分しゃべれないため実習先で孤立してしまうなどの問題があり、受け入れ事業者においても、技能実習生との業務上の意思疎通で伝わりづらいことがあるなど、日本語でのコミュニケーションに起因するものが多くなっています。

技能実習制度を管理している外国人技能実習機構や、厚生労働省において、母国語による相談窓口を設置しておりますので、まずはこうした母国語相談窓口の周知徹底に努めてまいりますとともに、ニーズの高い語学学習の機会をふやすために、日本語支援が実施されていない地域においても今後の実施を検討しているところ

です。

今後、技能実習生の方々が抱えるさまざまなお困り事を気軽に身近に相談できるよりよい体制の構築に向けて、現在在住外国人へのサポートを行っている高知県国際交流協会や地元市町村等と連携していくとともに、県主催の技能実習制度に関する連絡協議会で今後のサポート体制の検討を進めてまいりたいと思います。

また、技能実習生につきましては、このように暮らしのサポートを行っていきますとともに、母国に帰った後の国際交流のあり方についても支援を検討しているところです。例えば、県内で育成をした技能実習生が、帰国後に海外に工場を持つ当該企業においてマネジャーとして活躍している事例など、帰国後も実習先の企業との交流が続いているといったお話もお聞きをしております。県においては、今後このような交流事例を他の県内企業にも普及できないか、検討を進めてまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、このたびの漁業法の改正における漁獲割り当てによる資源管理のあり方についてお尋ねがございました。

今回の制度改正は、水産資源の維持・回復を図るとともに、漁業者が将来展望を持って積極的に経営発展に取り組むことができるよう、資源管理措置と漁業の許可や免許などの漁業生産に関する基本制度とを一体的に見直すものでございます。

国は、資源管理の基本原則として、漁獲可能量の設定により水産資源の適切な管理を行うとしており、対象魚種を順次拡大するとともに、まずは経営体が少なく、水揚げ港が比較的限定される沖合の許可漁業、その中でも1隻当たりの漁獲量が多い大臣許可漁業から、順次漁獲割り当てを導入することとしています。

これらの対象魚種の拡大や漁獲割り当ての導

入を行う際には、丁寧な説明と十分な理解を得ることが不可欠として、最新の科学的知見を踏まえた資源評価の結果なども含めて、漁業者への説明を重ねていくこととしております。

さらに、これらの資源管理手法の導入に当たっては、沿岸漁業者の経営への影響を緩和するため、収入安定対策の活用も含め、最大限の配慮を行っていくと聞いております。

県としましては、新たな資源管理手法の導入に際しましては、さまざまな機会を通じて本県の漁業の実情を訴えていくとともに、地域の特性に応じた漁獲量管理システムとなりますよう国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、大分県の企業参入事例及び宮城県の水産特区に対する県の認識についてお尋ねがありました。

まず、大分県の事例については、現行の漁業権制度のもと、平成15年に民間企業が地元漁協の組合員となり、養殖業に新規参入をいたしました。赤字や経営方針の変更により、平成20年に撤退しております。しかし、その撤退後、この漁場には別の企業が参入して現在も養殖業を続けておまして、漁場は有効に活用されていると承知しております。

現行の漁業権制度のもとで、こうした民間企業の新規の参入の事例は、本県でもこれまでに見られております。

また、宮城県の事例については、東日本大震災後、宮城県の強い要望によりまして、平成25年に水産業復興特区が導入され、複数の地元の漁業者と水産会社によって設立された合同会社に直接漁業権が免許されたことで、当初は地元漁協からの反対があったとお聞きをしております。しかし、合同会社が新規参入することにより、震災被災者が漁業を円滑に再開することができ、さらに新規就業者などの雇用も生まれるなど、合同会社が地域の復興に貢献したことか

ら、現在は漁協との関係も良好であるとお伺いしております。

企業の新規参入は、地域の漁業就業者の減少や高齢化に歯どめをかけるための選択肢の一つと受けとめておりまして、大分県や宮城県のような前例も検証した上で、本県においても地元の合意を大前提として、漁業生産の増大と雇用の創出につながるよう支援してまいりたいと考えております。

最後に、共同管理方式の評価と漁業権ルールの変更についてお尋ねがありました。

我が国では、地先の漁場における紛争を防止し、資源の持続的な利用を図るため、地元漁業者によって漁場を共同で管理、利用するという方法が形成されてきました。このような共同管理方式は、漁業者の経験や創意工夫による実態に即した自主的な資源管理として、国際的にも高い評価を受けているものと認識をしています。

今回の制度改正は、養殖業や定置網漁業を免許する際の優先順位の規定を改め、漁場を適正かつ有効に利用している漁業者については優先して免許する仕組みとし、現に地域の漁業を支えている漁業者の経営安定につなげるというものです。また、新たな漁場を設定する場合にも、事前に漁業者や漁協など関係者間の調整を図るとともに、海区漁業調整委員会の意見を踏まえ、地域の実情に即して水産業の発展に寄与する者に免許することとなっております。

国では、こうした制度が適切に運用されることにより、地域の漁業者が不利益をこうむることがないように対応することとしております。県といたしましても、新たな漁場の設定や漁業権の免許に当たりましては、地元の合意を前提として慎重に対応してまいりたいと考えておりますし、地域に貢献する事業者の参入を積極的に推進したいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、特別支援学校の増設に関して、山田養護学校を訪問したことに关するお尋ねがございました。

山田養護学校には10月に訪問し、教室棟や作業棟、寄宿舍、職員室など、学校の施設全体を見てまいりました。児童生徒の増加に伴い、特別教室を普通教室に転用したり、多目的ホールを有効活用するなどさまざまな工夫の中で、児童生徒の学習に支障がないよう、現場の皆さんに御苦劳をおかけする中で対応していただいているというふうに感じております。

また、議員の御指摘のとおり、職員室は大変手狭な状態となっており、先生方には御不便をおかけしていると感じております。

今後、さらに児童生徒数が増加した場合には、現状の施設ではこれ以上教室を増設する余裕はなく、また職員室の改善もあわせて、特に県中央部の知的障害児の受け入れ体制等についての対応が必要であるというふうに考えております。

次に、教職員数が標準定数を満たしていないことと、本来配置すべき人数を配置できるよう対策を講じるべきだとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをさせていただきます。

標準定数とは、毎年5月1日の基準日における特別支援学校の学校数、学級数、児童生徒数などをもとに、法律で規定された算定基準により算出される教職員数のことであり、本年度、本県の特別支援学校の標準定数に対する教職員の配置割合、いわゆる充足率は97.1%となっており、標準定数に比べると23人少ない状況となっております。

学校に配置する教職員数につきましては、学校から学級編制資料の提出を求め、児童生徒数や児童生徒の障害の程度などについて校長とヒアリングを重ね、児童生徒の実態に対応できるように積み上げたものであり、その結果、標準

定数の範囲内におさまっているものとなっております。

また、特別支援学校では、年度途中の転入生が多く見られ、その転入生に対応する教員や寄宿舎指導員を増員するための人数や、教職員の病気休暇などの代替教職員を配置するために一定数を確保しておく必要があることも、年度当初に充足率を100%にすることが難しい理由となっております。

県教育委員会としましては、今後とも学校とさらに連携を図り、障害の重度化、多様化が進んでいる児童生徒の実態把握に努め、標準定数をさらに有効に活用して教職員の配置を行ってまいります。

次に、この10年間を検証、分析し、実態解決のために学校新設に踏み切るべきではないかとお尋ねがございました。

平成15年ごろからの県中央部を中心とした児童生徒数の増加に対応し、平成23年度には山田養護学校田野分校、日高養護学校高知みかづき分校を開校したことにより、山田養護学校では、平成22、23年度のピーク時の171名から平成27年度には22名減少し149名に、日高養護学校では、平成21年度のピーク時の146名から平成29、30年度には100名程度まで減少してきたことから、両校の大規模化、過密化の解消には一定の効果がありました。

しかしながら、全体的には少子化の傾向が顕著であることや、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進により、地元の小中学校への就学が増加傾向にあるといった、県立特別支援学校の児童生徒数に対する減少要因がある中で、山田養護学校においては、平成28年度から再び増加に転じております。この児童生徒数増加の要因として、保護者、関係者等に知的障害や特別支援教育に関する理解や専門的な教育のニーズが高まり、県立学校では小学部段階な

ど、早期からの入学者が増加していること、また原因はまだ十分に把握できておりませんが、小中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数が増加傾向にあることなど、複数の要因があるというふうに考えております。

県教育委員会としましては、今後の知的障害特別支援学校への入学希望者の動向などを見きわめながら、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について、入学者数が増加している高知市や香南市などの関係市町村にも御意見をいただきながら、具体的な対応策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、着任の内定時期を早めることなどにより、臨時教員を確実に確保する取り組みを行うべきではないかとお尋ねがございました。

本県においては、次年度の臨時教員確保に向けて、従来より9月下旬から臨時教員募集要項を配布するとともに、県教育委員会のホームページにも掲載して、10月1日から臨時教員志願書の受け付けを開始しております。その後、2月中旬ごろから、臨時教員志願書を提出していただいた方に対して直接連絡をとらせていただき、本県での勤務意思を確認するとともに、勤務地についての希望をお聞きしております。その後、人事異動発表後の3月下旬に、志願者に実際の配置校や採用条件などを提示し、採用手続を行っております。

このような手順により臨時教員の配置を行っておりますが、2月の意思確認の段階で他県で採用される予定となっていたり、他の職種での雇用が既に決まっているなどの理由から、本県での勤務を断られる事例も近年ふえてきております。また、臨時教員志望者数自体が大きく減少しており、年度当初から必要な教員数を十分確保することができない状況となっております。

このようなことから、教員採用数を伸ばすとともに、現在臨時教員の確保方法についても検

討を進めているところです。具体的には、退職教員の臨時的任用者をふやす取り組みを進めることや、臨時教員の志願書を受け付けた段階で順次採用の内示を行うことや、また議員の御指摘のような内定時期を早めることについても検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、この10年間の小学校の採用者に占める臨時教員の割合の推移についてお尋ねがございました。

本県の小学校教員の採用者のうち、県内の臨時教員が占める割合につきましては、今年度分は審査継続中のため、平成20年度から29年度までの10年間の推移についてお答えをいたします。

平成20年度実施分は、平成21年度以降と異なり、採用者数は24人と少なく、そのうち県内の臨時教員は16人で66.7%でした。翌年の平成21年度実施分では、採用者58人のうち臨時教員は47名で81.0%となりましたが、その後全体の採用者数の増加に伴い徐々に低下し、平成29年度実施の採用審査では、採用者118人のうち県内の臨時教員は40人で33.9%となっております。

一方で、受審する県内の臨時教員の数が大幅に減少する中で、県内の臨時教員から採用となった者の数は40人前後で推移しており、受審した県内の臨時教員からの採用率は、平成21年度実施の採用審査では受審者145人のうち採用者47人で32.4%でしたが、平成29年度実施の採用審査では受審者90人のうち採用者40人で44.4%と上昇しております。

次に、採用選考審査の実施時期から生じる課題と臨時教員の教育実践を正当に評価することについてどのように改善するのかのお尋ねがございました。

まず、採用審査につきましては、平成28年実施分より関西会場を新設するとともに、昨年度から日程を6月下旬に前倒ししたことで、大幅に受審者が増加しました。一方で、議員のお話

にもありましたように、本年度実施した小学校受審者の中で2次審査を辞退した者が、1次合格者のうちの66%となり、十分な2次審査の受審者を得ることができなかったことは、優秀な教員を確保する上で課題であると捉えております。

この原因は、受審者の中には地元を第1志望とする県外出身者が多くいることに加え、本県の2次審査の日程が、関西圏の12団体のうち大阪府や兵庫県を含む6団体の日程と重なっており、そちらの団体を第1志望とする方は、本県の2次審査を受審できなかったことが大きいと考えています。

このため、来年度はこうした辞退者を減らすために、2次審査の日程を関西圏の団体の日程とずらすことを検討したいと考えております。

次に、採用審査における臨時教員の教育実践の評価につきましては、県教育委員会としましても、臨時教員経験の中で資質や能力が高まるものと考えており、選考に当たっては、その力量は適正に評価されていると考えております。その結果としまして、1次受審者に占める臨時教員の割合と採用者に占める臨時教員の割合を比較いたしますと、この10年間、いずれも採用者に占める臨時教員の割合のほうが高くなっております。

臨時教員の皆さんには、今後も学校現場において実践を積むことにより、専門力を高めて1次審査を突破するとともに、2次審査の模擬授業や面接審査において、臨時教員としての強みを発揮できるよう努めていただきたいと考えております。

次に、産休法または地方育休法に基づき配置すべき教員が未配置になっている学校数と件数についてお尋ねがございました。

正教員が産前産後休暇や育児休業を取得する場合には、女子教職員の出産に際しての補助教

職員の確保に関する法律などの関係法令に従って、その職員の代替となる臨時教員を配置することとなっております。

しかし、臨時教員志望者数が年々減少しており、産前産後休暇等を取得した教員の後補充のための臨時教員を十分に配置できない状況に至っております。本年12月1日現在、この代替の臨時教員が未配置となっている状況は、中学校、高等学校、特別支援学校においてはありませんが、小学校では4校で4件の未配置がある状況となっております。

次に、今後増加が予想される産前産後休暇・育休取得者への対応として、任期付教員を採用することを検討してはどうかとお尋ねがございました。

教員が大量に定年退職する時期に当たり、小学校教諭を中心に若年教員の採用も増加しており、今後ますます産休や育休の取得者が増加することが予想され、その代替となる教員の確保策をさらに講じる必要があると考えております。

議員のお話にありました代替教員を任期つきで採用する神戸市の制度は、県教育委員会としましても、代替教員を確保するための有効な手段の一つであると考えており、先月同市を訪問して採用審査の実施方法についてお話をお伺いしてきたところでございます。

神戸市の制度は、最長3年間の任期を付して代替教員を採用し、その勤務条件は基本的に正規教員と同様とするものであるため、同市で勤務している臨時教員はもちろん、神戸市以外で勤務している臨時教員にとっても魅力ある制度となっております。また、採用する側にとりましても代替教員の確保につながり、さらに正規教員にとっては気兼ねなく産休、育休が取得できる職場環境が整えられることとなりますので、今後制度の導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、本県における戦争の歴史や体験を引き継ぎ伝えることの重要性についてお尋ねがございました。

戦後73年が経過し、戦後に生まれた世代が大半を占めるようになりましたが、この悲惨な戦争の教訓を風化させることなく、しっかりと伝えていく必要性を感じています。

特に、日本の将来を担う子供たちには、まず日本の歴史をしっかり学んでほしいと考えています。現在、小中学校におきましては、さきの大戦に係る学習も含め、平和を希求する学びが道徳や特別活動を中心に行われており、その中で、例えば修学旅行先で語り部から話を聞いたり、地域に住む戦争を体験された方をお招きし、平和や人権について学んだりするなど、それぞれの学校が工夫しながら、戦争の歴史や体験を引き継ぎ伝えていと聞いております。

また、郷土に対する誇りや愛情を育むことを目的としまして、県教育委員会が今年度初めに中高生を対象に配布しました、高知県の歴史を学ぶ副読本「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」には、旧陸軍歩兵第44連隊や高知空襲等に関して詳細に掲載をしております。

今後、二度と悲しみの歴史を繰り返さないよう、戦争の悲惨さや平和のとうとさを次の世代に引き継いでいくことが、私たち大人に課せられた重要な責務であると考えております。県教育委員会としましても、引き続き社会科や道徳、特別活動などを通じて、戦争が人類全体に惨禍を及ぼすことや、平和で民主的な国際社会の実現に努めることの重要性などについて、児童生徒の理解が深まるように努めてまいります。

次に、県内戦争遺跡の悉皆調査と文化財指定基準の見直しの状況についてお尋ねがございました。

戦争遺跡の分布状況の情報収集については、平成12年度から2カ年をかけて県が実施しまし

た高知県近代化遺産総合調査の成果と、民間関係団体からの情報提供をもとに、戦争遺跡のリストを本年4月に作成いたしました。このリストをもとに県内全市町村を対象として、5月に、8月末を提出期限として現状等を把握するための悉皆調査を行いました。これにより、これまで県内11市町で41カ所を把握しておりましたものが、県内13市町で92カ所に増加するなど、新たな資料を収集することができております。今後、この92カ所の内容について、遺構の残存状態や聞き取りなどの現地調査を市町と一緒に実施するとともに、必要に応じて詳しい調査を専門家に依頼して、意見もお聞きしながら精査してまいります。

また、戦争遺跡に該当する古戦場から戦跡への文化財指定基準の見直しにつきましては、7月に各県の指定基準について照会を実施しており、31年2月には文化財保護審議会での検討を行い、改定をしてまいりたいと考えております。

最後に、保存、活用についての協議の経過についてお尋ねがございました。

高知財務事務所から平成31年2月まで土地の処分留保の延長をいただいて以降、本年1月の高知県文化財保護審議会の答申の内容を踏まえ、建造物の保存方法や周辺地域を含めた活用方法、関連する施設等のリストアップとその利活用の可能性などについて、さまざまな視点から検討を進めているところです。

これまで、議会で知事が答弁してまいりましたとおり、県が土地と建物を取得するには相当ハードルが高いことから、高知財務事務所とは、土地を購入しない方法での活用など、国有財産の取り扱いについて協議を重ねているところであり、また文化庁とは、文化財としての保存、活用を図る場合の手続きや、保存と活用計画についての課題等について協議を行うとともに、御助言もいただいているところです。

このほかにも、戦時資料や遺族会を通じて寄贈されました遺品等の収集、保存を行っている県立歴史民俗資料館との協議を行いますとともに、民間の団体の方からも、保存、活用に向けた具体的な提案をいただいておりますので、その内容についての検討を行っているところです。

今後とも、財務事務所や文化庁など関係機関の御理解、御協力が得られて、土地や建物などの有意義な活用が可能となるよう協議を進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、物部川の防災対策の重要性や今後の対策についてお尋ねがありました。

物部川下流域の香長平野は扇状地形となっており、地盤が洪水時の水位より低いことに加えて、川から離れるほどさらに低くなる特徴があり、右岸側で氾濫した場合には洪水の影響が高知市にまで達するなど、影響の及ぶ範囲が広く、大災害が発生するおそれがあります。

国の試算では、想定される氾濫区域内の人口は6万9,000人と、県内人口の約9%にも及び、人や物流の拠点となる高知龍馬空港なども浸水のおそれがあることから、物部川の治水対策は極めて重要であると考えております。

そのため、これまでも物部川は河川改修事業を実施してきており、今回の記録的な豪雨におきましても、家屋の浸水被害は発生いたしませんでした。

しかし、合同堰下流の国管理区間では、堤防の漏水や護岸侵食など16件の災害が発生したことから、現在その災害復旧費を補正予算として計上していると聞いております。

県といたしましては、これらの災害復旧が完了した後も、洪水などによりダメージが蓄積されないよう、河床掘削などの適切な維持管理を国にお願いしてまいります。

次に、国土交通省や農林水産省、流域自治体及び住民などとの協力・連携をどう強めていくのかのお尋ねがありました。

現在、物部川流域では、関係機関が物部川に関する諸問題に対して協力・連携し、効果的な取り組みを進めるための3つの会議がございます。

1つ目は、上流域の崩壊地対策や堆積土砂の除去、濁水対策について連携して取り組む物部川濁水対策検討会であります。この検討会は、県のほか、流域市、国土交通省、林野庁、物部川漁協などの関係者に有識者を交えて構成され、濁水の軽減に向けて関係機関の役割調整を行っております。

2つ目は、県管理河川の減災対策を推進するための「中央東土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議」、3つ目は、物部川下流域における、物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会であります。

これら2つの会議は、県のほか、流域市、国土交通省で構成され、逃げおくれゼロを目指し、関係機関が減災のためのハード対策やソフト対策に取り組み、いざというときに住民が確実に避難できることを目標に取り組んでいるものです。

この取り組みの一環として、ことし5月には消防関係者や地域住民など約700人が参加する物部川・仁淀川合同水防演習を物部川で開催し、自主防災組織による避難訓練なども行っております。

7月豪雨では、物部川流域において護岸侵食などの河川施設災害に加えて、新たな山腹崩壊や河川への土砂堆積なども発生していることから、先ほどの3つの会議の情報共有を行うなど連携を強化しながら、住民の安全・安心を守るための一体的な取り組みを進めてまいります。

最後に、永瀬ダムの南側に日本最大級の仏像

構造線が走っているが、南海トラフ地震による影響を早急に調査し、科学的検証に基づく見解を示してはどうかのお尋ねがありました。

永瀬ダムの耐震性能につきましては、国の基準となる「大規模地震に対するダムの耐震性能照査指針(案)」に基づき、平成25年に照査を行いました。照査に当たっては、ダムの南側を走る仏像構造線を初めとするダム周辺の断層についても考慮しており、取りまとめた資料は国の専門機関である国土技術政策総合研究所や国立研究開発法人土木研究所にも確認をいただいております。その結果、南海トラフ地震に対して耐震性能を確保しているとの結論に至っております。

○34番(中根佐知君) 御答弁ありがとうございました。2問を行います。

米軍の墜落事故についてです。本当に4回も次々とということになりますと、大変心配です。そして、知事会も全国的にもその元凶である地位協定の見直しについても提言をされているところですし、今回の事故も通常の訓練というふうに知事はおっしゃいますけれども、深夜の時間帯に通常訓練をしているような状況なのかということについても、私どもも大変驚きました。なれにはならないで、本当に県民の安全・安心を図るために、しっかりと国に対して物申すと、そして米軍に対してもそれを伝えるという中身を知事としても貫いていただくように再度要請をしたいと思います。

それから、特別支援学校について教育長からお話がありました。この10年間努力はしてきたけれども結果的に今の現状では、抜本的に変えるしかないという思いは、皆さん一致しているのではないのでしょうか。具体的に考えていくという御答弁をいただきましたので、本当に10年経過して、やっぱり改善をされていないという――10歳年をとると子供たちは青年になってし

まいりますので、この点をぜひ考えていただければと思います。ぜひとも新設を要望して、再度御決意を伺いたいと思います。

それから、教員の採用試験についてです。2次審査の時期を変えるというお話がありました。しかし、1次審査の中身も変えないと、本当に県内で努力をしている臨時教員の皆さんにとっても、不利な条件が続くということになります。そうした点で、再度、これもちょっとやってみて、またちょっと変えるのではなくて、抜本的に採用のあり方を考え直すという点で御努力をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、戦争遺跡の問題です。知事からの御答弁も教育長からの御答弁も、努力をし、この間協議を重ねてきたというお話でした。文化財の審議会の決定も重いものだと思います。この間の調査のまとめ、それから御努力も含めて、再度、もう時間がありませんので、2月28日までの決断をどの時点でしていくのか、その点、ぜひ御答弁を教育長にお願いして、2問といたします。

○教育長（伊藤博明君） まず、特別支援学校の部分につきましては、御答弁も申し上げましたように、本来は子供が減っていく状況の中にあつて、さまざまな要因があつて、特別支援学校に通う子供さんが増加をしておると。そこはちょっとさまざまな要因といいますか、個別それぞれの原因に対して適切な対応をしていく必要があるというふうに思っておりますので、そこら辺をしっかりと、抜本的な対応を図っていききたい。これについては、10年というお話がありましたけれども、それは急いで取り組みをしていききたいというふうに考えております。

それから、採用の関係ですけれども、今回2次の辞退者がたくさん発生したということについては、昨年に比べてたくさん発生しておりますけれども、これはやっぱり関西地域の他の多

くの府県との日程がぶつかってしまって、どうしても他県出身で他府県を第1志望としている方がそちらに行つたと、そういうような分析になっております。来年はそういったところ、他県とかぶらないように、どこの県も教員不足という中で、いかにして教員を集めようかというような、あの手この手でやっておる部分がございます。決して高知で臨時教員をされている方々に不利な状況ということにはなっていないというふうに思っておりますので、来年度はそういった、日程を重ねて受審者が減らないような形に持っていきたいというふうに考えております。

それと、戦争遺跡の部分につきましては、先ほども御答弁いたしましたように、それぞれ関係のところにお意見もいただきながら、利活用のほうについて検討を進めております。現状、2月28日までということに留保していただいておりますので、その日程をにらみながら、そういったお約束の状況に合わせるような形での結論を出していきたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

あと最後ですけれども、神戸方式の採用についてもぜひ前向きな御検討を期待して、今回の質問を全て終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明12日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時56分散会

平成30年12月12日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 人事務局長 織田英正君
 公安委員・長職務代理者 織田英正君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第3号)

平成30年12月12日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第7号 平成30年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第8号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第9号 高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案
- 第10号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の

一部を改正する条例議案

- 第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 平成31年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第17号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第25号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第26号 県道窪川船戸線(岩土トンネル)防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員織田英正君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第26号「県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上26件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をかわせて行います。

5番今城誠司君。

（5番今城誠司君登壇）

○5番（今城誠司君） 皆さんおはようございます。自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城誠司でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

最初に、知事の政治姿勢についてから順次質

問に入らせていただきます。

初めに、緊急防災・減災事業債制度の恒久化についてお伺いをいたします。平成23年度3次補正より設けられた緊急防災・減災事業債制度は、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための事業のうち、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業を対象に、地方債充当率100%、交付税算入率70%と手厚い財政措置のある制度であります。平成29年度地方債計画において、緊急防災・減災事業債は対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続が決定をしているところであります。

この制度を活用し、地震による死者数を限りなくゼロに近づけていくために、地震による揺れや津波から命を守る対策を最優先とし、避難路・避難場所は一定のめどが立つ状況まで整備が進むことができいております。制度の期限が再来年度と迫る中で、津波浸水区域内にあり、地域防災計画上、また津波対策の観点から移転が必要とされる公共施設及び公用施設の移転計画の議論が進められている市町村も複数あります。

財政力の非常に弱い本県の市町村にとっては、防災上課題のある庁舎の移転については、通常は全額単独事業での負担であります。緊急防災・減災事業債制度を活用することにより、有利な起債を充当することが可能となります。市町村では庁舎の移転について、この制度を活用し、その制度の期限内での整備完了に向けて、非常に厳しいスケジュールで取り組みが行われているところであります。

地方自治体が計画的に、さらに防災対策に取り組むことができるように、緊急防災・減災事業債制度の恒久化が必要と思われませんが、どのように取り組んでおられるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、交付金の個別補助化についてお伺いをいたします。公共事業関係の補助金は、従来、国が対象事業や配分額を個別に決めて、ひもつき補助金と呼ばれたように、中央官庁が自治体に用途を細かく指定する仕組みでありました。行財政改革を進める自民党小泉内閣が2004年度にまちづくり交付金を創設し、以後地方にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる制度として、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金を創設してきた経緯があります。交付金事業は、個別の事業を対象とする補助金と異なり、受け取った自治体が用途を比較的自由に決めることができ、地方の創意工夫を生かせる制度として評価をされてきました。

一方で、2014年10月の財政制度等審議会財政制度分科会において、財務省は社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について、費用対効果を事前に検討せず、都道府県の約4割がインフラの維持管理・更新費用を把握していないなど問題点を指摘。国土交通省は、制度創設時にはなかった、自治体による重点計画の策定と国としての配分の考え方の例示や、国による整備計画の望ましい目標例の提示など4項目について、2016年度から運用の見直しが行われているものの、計画的、集中的な支援が困難であるほか、国が意図する計画的な事業進捗が図れないといった課題があるとされております。従来の交付金による支援から、国の個別補助による計画的、集中的な支援に切り出そうとしており、かつての地域の自主性を高める方向で進められた公共事業の補助金改革と逆行する動きとなっております。

地震や台風などの自然災害が頻発し、防災対策費用の膨張が予想される中、個別補助化による重点配分で予算の総額抑制に狙いがあるとも言われております。この交付金事業の個別補助化について、どのように評価をされているのか、

知事にお伺いをいたします。

次に、四国8の字ネットワークの整備促進についてお伺いをいたします。11月17日に、県西部で最後に残った交通の難所であり、片坂バイパスが開通いたしました。幡多地域の住民にとって長年の夢である高速道路の延伸が、また大きく前進することができました。これまで知事を先頭に、県政の重要課題として整備促進に積極的に取り組んでいただいた成果として、知事を初め関係者の御尽力に感謝する次第であります。

しかしながら、窪川佐賀道路の佐賀工区については、工事が順調に着手され進捗しておりますが、窪川工区については、今年度からやっと一部用地買収に着手したとお聞きをしております。四国横断自動車道へ幡多地域が直結される日は、まだ10年近くかかるのではないかと推測されます。

県内では、四国8の字ネットワークの事業化されていない区間も多数残されておりますが、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会では、これまで過去にインフラ整備を着実に進めてきた結果、バブル景気の30年前の整備水準と比較しても、高速道路、新幹線、空港、港湾、生活関連施設等の社会資本の整備水準は大きく向上しており、社会インフラは概成しつつあると評価をされ、今後の社会資本整備に当たっては、将来人口や交通需要の減少も見据え、量の観点から新規採択を厳選することとし、質の観点から社会インフラの長寿命化を図りながら、既存ストックを最大限活用していくことが重要であると建議されております。

地方の高速道路の必要性、ミッシングリンクの解消の必要性をどのように理解していただき、この四国8の字ネットワークの早期整備促進についてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、産業振興計画のバージョンアップについてお伺いをいたします。尾崎知事の提唱した産業振興計画も、スタートして節目の10年を迎えようとしております。これまでの成果により、生産年齢人口がさらに減少する中でも、1人当たりの県民所得や労働生産性、現金給与総額という各種経済指標が全国を大きく上回るペースで伸び、先日発表された10月の有効求人倍率についても1.32倍と過去最高を記録し、これまでにない水準で推移が続いており、その成果をしっかりと実感できる状況となっております。

最終的に出生率の向上にまでつながっていくかが課題でありました。合計特殊出生率については、平成27年に1.51であったものが、平成28年には残念ながら1.47に後退してしまいましたが、昨年度は1.56となり0.09ポイントの上昇で、全国1位の上昇率を記録しており、平成31年の目標値1.61の達成も大変期待できる状況となっております。それぞれの施策群によりまして、その好循環の流れに乗る状況にまで来ていると大変評価をしております。

来年度、知事3期目の集大成としての第3期産業振興計画のバージョンアップに対してどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、災害への対応について。

初めに、避難率向上についてお伺いをいたします。7月豪雨で、宿毛市においては観測史上最大の時間雨量108ミリ、3時間の累積雨量が263ミリの記録的な豪雨となりました。宿毛市内全域に避難指示が発令をされ、前日からの開設も含めて14カ所の避難所を開設し、地区で自主開設をした避難所を含めて17カ所において、計147人が避難をしたと報告をされております。

避難指示の対象人口2万677人に対して、避難率0.7%程度にとどまっており、過去3年間のデータにおいては最も高い避難率でありました

が、危険度が伝わっていない結果となっております。急激なゲリラ豪雨であったため、避難所へ避難することが難しい面があったとはいえ、避難指示が実際の避難行動に結びつかない結果となっております。

広島県では7日の早朝の時点で、避難対象が約187万人のうち、実際に避難したのは最大で約1万7,000人、避難率0.9%にとどまっております。倉敷市では、真備町地区で亡くなった51人のうち、8割以上が屋内で見つかっており、逃げおくれがその原因と見られております。

人はなぜ逃げおくれるのか、災害などで目の前に危険が迫っても、正常な日常生活の延長線上の出来事と捉えて、自分は大丈夫、まだ大丈夫、どうせ大したことないなどと考えてしまう人間の心理的傾向を正常性バイアスと言われており、東日本大震災でも多くの犠牲者の発生につながった原因となっております。さらに、避難勧告や避難指示は空振りに終わることが少なく、それになれてしまい、避難につながらないケースも見受けられます。

避難勧告や避難指示を的確に避難行動に結びつけるために、どのように取り組んでいかれるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、異常気象時道路通行規制についてお伺いをいたします。今回の7月豪雨において、大月町でマグロ養殖に従事する若者が、豪雨の中、職場に向かう途中で行方不明になり、数日後橋浦漁港内で発見をされ死亡が確認されました。通勤時の海岸線の県道沿いは記録的な豪雨に見舞われており、複数の箇所でも土砂崩れが発生し、巻き込まれた可能性もあるとされております。

大雨や台風などの異常気象時に道路利用者を災害から守るため、道路の通行を一時的に規制する異常気象時通行規制が運用されております。この通行規制基準は、道路周辺の状況と気象の状況——時間降雨量、連続雨量を基準として、

異常気象時における事故を未然に防止することができるよう、区間ごとに定められております。残念ながら、今回被災したこの県道については、指定された区間となっております。

通行規制ができるような時間的な余裕もない、今回の突発的豪雨でありましたが、道路利用者に日ごろからその区間が危険な箇所が多い区間であることを認識してもらうためにも、規制区間の指定については効果があると思われま

す。異常気象時通行規制区間の指定及び運用についてどのように取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、林地荒廃の被害への対応についてお伺いをいたします。7月豪雨により、本県を初め西日本の広域で山腹崩壊、土石流による甚大な災害が発生いたしました。県内の林業被害は、林野庁のデータによりますと、11月7日現在、県内において合計563カ所、241億2,600万円余りに上るとされ、中でも一番多いのは山腹崩壊等の林地荒廃の被害が136カ所、195億3,700万円と報告されております。自然災害では過去最大規模の災害となり、復旧には相当な時間がかかるとされております。

林道、治山施設等については、順次国による災害査定により復旧工事に着手されますが、民有林の山腹崩壊等の林地荒廃については、倒木処理や植林、治山ダム設置といった復旧工事を公費で行うには、保安林への指定が必要であり、全ての所有者の同意が必要とされ、時間を要することが予想されております。

このような過去最大規模の林地荒廃の被害に対して、今後どのように迅速かつ計画的な復旧に取り組んでいかれるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、養殖魚への影響が懸念される林地荒廃対策についてお伺いをいたします。大月町沿岸

部においても、花崗岩が風化により真砂化し、多量の降雨によって流出したと考えられる山腹崩壊が多数発生しました。クロマグロ養殖漁場に隣接する箇所でも複数の山腹崩壊が発生し、海岸に崩落した土砂が堆積した状態となっております。その後、9月30日に台風24号の通過に伴い、山腹崩壊箇所から土砂の流失により海面に濁りが発生し、隣接するマグロ養殖いかだ付近に滞留し、出荷対象魚への被害が発生する事態となりました。

今後においても、台風及び豪雨等により大量降雨があった場合には、その都度、マグロ養殖魚への被害が再発するおそれがあり、その漁場での養殖事業の継続にかかわる課題となっております。その対応が求められております。

この養殖魚への影響が懸念をされる林地荒廃について、どのように計画的に復旧に取り組んでいかれるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、排水ポンプ車の導入についてお伺いをいたします。今回の7月豪雨は、宿毛市においては観測史上最大の大雨が降ったわけですが、中小河川の越水により市街地への流入が重なり、排水機場の排水能力を超えたことより、市街地の広範囲での床下浸水が発生し、一部床上浸水の被害となりました。また、9月13日には秋雨前線の影響により、宿毛市東部の中筋川流域で国道が冠水し全面通行止めとなり、沿線で多数の家屋の浸水被害が発生をしております。

これまでの河川整備計画による取り組みにより、外水氾濫は辛うじて回避している状況ではありますが、増加傾向にある集中豪雨、ゲリラ豪雨などにより、下水道などの排水処理能力を超える流入により、県下各地で内水氾濫が多く発生をしている状況であります。排水機場の新設、増強による排水能力の向上には多額の予算が必要となり、財政的に早期の整備を期待できる状

況とはなっておりません。

このような中、国土交通省ではトラックベースの車体に排水ポンプ、発電機、ホース、燃料等、排水に必要な機材を全て搭載し、水害の発生現場に機動的に出動することが可能な排水ポンプ車の配備が進んでおり、全国各地でその効果が実証されております。さらに、南海トラフ地震宿毛市長期浸水対策資料によりますと、宿毛市では排水機場が耐震、耐水、停電対策を満たす施設は現在のところなく、全て排水ポンプ車等に頼ることになっております。応援が期待をできる中村、大洲両河川国道事務所の9台のポンプ車が稼働しても、排水に10日間を要すると想定されておりますが、県が排水ポンプ車の導入をすることにより、さらに排水能力が拡充をされ、広域かつ機動的に運用が可能となります。

全国的にも地方自治体が排水ポンプ車を導入する事例もふえてきている状況であります。本県でも機動的な排水対策としての排水ポンプ車の導入の必要性及び市町村の導入に対する支援策について御所見を土木部長にお伺いいたします。

次に、溪流の土石流対策についてお伺いをいたします。7月の豪雨では、本県では初めてとなる大雨特別警報が県西部に発令されました。記録的な豪雨により、宿毛市、大月町において土砂災害が多発し、土砂が下流に大量に流れ、河積を阻害した結果、溪流や河川が氾濫し、住家の浸水被害へとつながっております。

大月町橘浦地区においては、小河川の河道の埋塞に伴って住家に床上浸水が多数発生し、大量の土砂が家屋に堆積することになってしまいました。たくさんの自衛隊員の皆さん、ボランティアの皆さん、建設業者の皆さんの手によりまして、現在では土砂の撤去は完了し、河積については確保された状況となっております。し

かしながら、溪流上流には崩壊地もあり、豪雨のたびに土石流の発生が住民の間で大変心配をされております。

抜本的な対策としては、砂防堰堤の整備が最も効果的な対策であると考えておりますが、7月豪雨によって著しく荒廃した溪流における砂防堰堤等の整備の必要性についてどのようにお考えか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、災害に強い職員の育成についてお伺いをいたします。これまで激甚な災害に見舞われた経験を踏まえて、災害対策として災害救助法、被災者生活再建支援制度、災害等廃棄物処理事業、その他被災者支援に関する各種制度の充実が図られております。災害が発生した場合において、迅速かつ的確な災害対策を行うことができるかどうかは、これらの各種救済制度を習熟した人材の資質によるところが大きいと言われております。

地方自治体は、発災後の住民支援や災害復旧業務を正確かつ迅速に遂行できるように、平時から備えておく必要があります。今回の豪雨災害対応について反省点の一つとして、職員の各種制度の習熟不足を挙げている自治体もあります。また、過去の災害対応経験は、将来的な自然災害の発生時においても有用となる場合が多く、災害対応経験を可能な限り次世代の職員へ引き継いでいくことが必要とも言われております。

県として、災害に強い職員の育成について、市町村の危機管理職員の能力向上も含めてどのように取り組んでおられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、公共工事の平準化について。

初めに、公共工事平準化率についてお伺いをいたします。今定例会においても、公共工事の端境期対策の予算が計上されており、建設業の活性化についてさまざまな取り組みを展開していただいております。国においても、6月15日

に閣議決定をされた、経済財政運営と改革の基本方針2018において、公共工事における徹底した効率化と担い手確保を挙げて、年度を通じた平準化の取り組み推進に向け、数値目標の設定を促し、こうした取り組みによって人材確保、稼働率の改善を推進するとともに、コスト低下の実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映するとされております。

国土交通省は、数値目標の設定を地域発注者協議会の場で地方自治体に働きかけるとされ、同協議会が全国統一指標として活用をされているのが平準化率となっております。平準化率とは、4月から6月の平均稼働状況と年間平均稼働状況の比率で、数字が高いほど平準化が進んでいる状況となっております。

これまで端境期対策の成果として、いろいろな数字が提示をされておりますが、本県の公共工事の平準化率についてどのように評価をしているのか、また数値目標をどのように設定して取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、平準化の市町村への周知についてお伺いをいたします。平成28年度の全国平均の件数ベースの平準化率については、国土交通省が0.8、都道府県が0.7、政令市が0.6、市町村が0.5となっており、市町村は平準化の浸透が著しくおこなわれている状況が指摘をされております。

市町村のおこなわれている公共工事の平準化への取り組みについて、県としてどのように周知徹底に取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、宿毛佐伯フェリー航路について。

初めに、宿毛佐伯フェリー航路の再開に向けてお伺いをいたします。この航路については、昭和46年9月から宿毛観光汽船が宿毛一佐伯間にフェリーを就航し、1日6便の運航でスタートいたしました。昭和49年には年間旅客数がピー

クとなる28万7,000人を記録しましたが、長引く景気の低迷による利用客の減少が続き、平成14年には14万5,000人とピーク時の半分にまで減少し、年々業績が悪化。金融機関からの借入金に対して宿毛市が損失補償を実施し、経営のてこ入れを図りましたが、平成16年1月26日、宿毛観光汽船は自己破産いたしました。

平成16年12月15日に、大分県の物流会社ほか4社が出資をする宿毛フェリーが設立をされ、従前の2隻体制から、航路の状況を見きわめて1隻で1日3便に運航を縮小し、航路が再開となりました。運航経費に対する公的な補助金は、最大で欠損金の3分の2、2,000万円を上限に、欠損金やドック費用などに対して補助をしておりますが、事業者側の経営方針によりまして、平成25年までで補助金は不要となりました。

昨年の利用実績は、年間旅客数4万2,000人、トラック5,486台、乗用車1万2,580台、1日当たりトラック15台、乗用車49台、1便当たり8.1台と、自動車の積載率は平均で25%程度にとどまっている状況でありました。10月19日には突然運航を休止し、海上社員は全員解雇され、事業者役員と連絡のとれない状況となり、11月28日に事業者代表取締役は宿毛市を訪れ、運航再開の意向を示しているとお聞きをしております。

運航再開には、燃料代不払いによる船体の仮差し押さえ、定期検査費用の負担、検査施設の確保、海上社員の確保等、課題が多く残されている状況の中で、現事業者の宿毛佐伯フェリー航路の再開の可能性についてどのように評価をされているのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、宿毛佐伯フェリー航路存続についてお伺いをいたします。この航路は、四国西南地域と九州とを結ぶ重要な航路として、海上の国道に近い役割を果たし、地域の産業発展、観光振興に大きな役割を果たしてまいりました。使用船

舶も著しい老朽化が進み、八幡浜起点の航路への利用者移転がとまらず、経営環境的には厳しい状況に置かれております。

この航路の存続には、公的補助金がなくして経営の維持は不可能であり、その負担については関係自治体の理解も得られると思われまます。新たな事業者の模索についても検討に入り、この県内唯一の県外とのフェリー航路であります宿毛佐伯フェリー航路の維持について、どのように取り組んでいかれるのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、公共施設の高台移転について。

初めに、出先機関の高台移設についてお伺いをいたします。予想される南海トラフ地震発災時、土木部の出先機関において、事務所機能が全て失われ、業務継続を図ることができないと想定されていた幡多土木事務所土佐清水事務所が、7月に海拔34メートルの高台に土佐清水漁業指導所との合同庁舎が完成し、9月18日より新庁舎での業務が開始をされました。残る、移転が必要とされる幡多土木事務所宿毛事務所については、今年の2月定例会において、事務所単独での移転を検討するのではなく、宿毛市内の他の行政機関と連携を図り、移転に向けた検討を進めるとされておりました。

宿毛市では、市庁舎建設審議会において議論を重ね、さきの9月定例会において特別多数議決により高台移転を可決し、大きく計画が前進することができました。緊急防災・減災事業債を活用し、来年6月から造成工事に着手、緊急防災・減災事業債を活用できるまでの間の完成を目指す計画がスタートしたところであります。広さは約4ヘクタールあり、現在のところ市役所庁舎、統合保育園の建設とヘリポートを含めた広場整備が予定をされております。この広場については、関連機関とのスムーズな連携を視野に入れた、他機関への売却の検討も行ってい

るとお聞きをしております。

移転を必要とする宿毛事務所の将来の予定地として、この計画に参画し、造成後に用地を確保することが必要と思われまます、県として宿毛市の公共施設高台移転計画に対して、どのように協調して取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、宿毛警察署の高台移転についてお伺いをいたします。7月豪雨災害においては、愛媛県の大洲警察署は約2メートルの浸水被害により執務室も浸水し、車両15台が水没したとお聞きをしております。宿毛警察署においても、市街地の浸水によりパトカーの出動ができない状況があったとされております。数十センチの浸水でも警察署の機能が低下するわけですが、南海トラフ巨大地震時には、宿毛市においては広域地盤沈降により長期浸水が559ヘクタール発生し、現在の状況では浸水解消に40日と長期間となることが想定をされてお、災害時に住民の生命と財産を守るためにも、浸水リスクができるだけ低いところへの移転が望まれております。

本県と同じように、南海トラフ巨大地震で被害が想定をされている和歌山県では、警察署の高台移転について順次取り組みが進んでおり、既に白浜警察署、新宮警察署は高台への移転が完了しております。平成17年に新築をされた串本警察署については、海上保安署、町立病院、県串本建設部等が立地をする災害対策用地に、災害時に拠点となる代替指揮所を整備されており、発災時にはこの指揮所で災害警備本部を立ち上げる計画となっております。

本県において、高台移転も視野に移転の検討を進めている宿毛警察署について、宿毛市が整備を決定し取り組んでいる高台用地を確保し、移転計画を進めることが必要と思われまます、警察本部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ヒノキA材の積極的な活用についてお伺いをいたします。

県内の製材事業体においては、住宅の多様化、出口の見えない需要の低下、さらに後継者もないという先の見えない状況にあります。西部・高幡地区は四万十ヒノキに代表されるように、四国でも有名なヒノキの一大産地となっており、製材業者のほとんどがヒノキを製材している状況であります。しかしながら、県内の公共建築物については、設計書において杉と樹種の指定があり、杉の役物については県内で製材しているところが非常に少なく、納材業者の方は大変苦勞しており、ヒノキなら簡単に県内で集めることができるので、少しでもヒノキに変更できたらと、要望が多いとお聞きをしております。

ヒノキA材にしっかりとした需要をつくり、適正な価格で取引されることで素材生産業者の意欲の向上、山の価値を高めることにもつながり、杉とヒノキを適材適所に使用した高知スタイルの確立が、県下で製材業が長年培ってきた技術や伝統を守り、次世代につながると思われます。

ヒノキA材の積極的な活用についてどのように取り組んでおられるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

最後に、沖の島における漁業用燃料の供給体制の維持についてお伺いをいたします。

沖の島は、宿毛市の片島港より海上約24キロに位置し、厳しい地理的条件のもと、人口減少や高齢化が著しく進んでおり、人口は約180人の有人離島であります。離島であることによる不便さや生活不安などによる社会減、自然減により、人口減少は著しく進み、今後もこの状況が続くと、近い将来集落を維持することが困難になることも予想されております。

電気、水道のライフラインは確保されておりますが、漁船用の燃料については、以前は愛媛

県の業者が小型タンカー船で運搬し、漁協のスタンドで販売されておりましたが、その採算性の悪化により、その業者が事業から撤退いたしました。すくも湾漁協がその小型タンカー船を事業者より譲り受けて、燃料の供給、販売を継続し維持している状況であります。しかしながら、この小型タンカー船の著しい老朽化により、いろいろなところで故障が多発しており、先日も配管の損傷により運航が停止し、島への燃料供給が一時ストップするなど、支障が生じております。

小型タンカー船の新造船は多額の費用を要し、離島という条件不利地域における漁業活動に不可欠な燃料の供給に対して、どのように支援をされていかれるのか、水産振興部長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、緊急防災・減災事業債制度の恒久化への取り組みについてお尋ねがございました。

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることを目的に平成23年度に創設され、本県におきましても、津波浸水想定区域内にある市町村庁舎の移転や津波避難タワーなどの整備に活用することによりまして、南海トラフ地震対策を大いに加速してきたところであります。

仮に、この制度がなくなった場合には、南海トラフ地震の発生が刻々と迫りくる中、まだまだ対策を進めなければならないにもかかわらず、そのための対策が大きく減速しかねないこととなります。このため、終了予定となっております平成28年度当時には、私自身も大きな危機感を持ちまして、関係する他県を巻き込み、全国知事会としての連携を形づくりながら関係各

省に強力に訴えたところでありまして、これも一助となったかとは思いますが、結果として制度の延長が実現されたものでございます。

南海トラフ地震対策につきましては、現時点でもまだまだやるべきことが数多く残されておりますし、また議員のお話にもありましたように、庁舎の移転など中長期的、計画的に行わなければならない事業もございます。このため、本年度におきましても、全国知事会や10県知事会議とも連携をして、国への政策提言を行ったところでありまして、引き続き、緊急防災・減災事業債の恒久化を含め、必要な財政措置が講じられますよう、全国知事会などとも連携しながら訴えてまいりたいと考えております。

次に、交付金事業の個別補助化についてお尋ねがございました。

交付金事業につきましては、地方の判断により、地域地域で必要な事業への投資が可能であるなど、地方にとって自由度が高く、創意工夫を生かせるものであると考えております。

近年、交付金事業では国が意図する計画的、集中的な支援が困難であるといった課題があることを踏まえ、国において、防災・減災対策など優先的に取り組むべきと考える事業について、個別補助化を行う動きがあるところでございます。財源が限られている中で、防災・減災対策のような喫緊の課題に対応し、国の施策の計画的な推進を図るために、個別の補助金を一部において活用することは理解できますが、他方で、地方の裁量を狭め過ぎることのないよう注視しなければなりません。あわせて、予算総額についてもしっかりと確保されることも非常に重要であります。

今後とも、これらの点を注視し、必要に応じて全国知事会などとも連携しながら、国への政策提言を行っていきまるとともに、各種交付金を有効に活用し、南海トラフ地震対策や豪雨対

策などを着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、四国8の字ネットワークの早期整備促進について、どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

四国8の字ネットワークは、商業圏域の拡大や交流人口の増加など、本県の産業振興に大きな効果をもたらすとともに、南海トラフ地震を初めとする災害発生時には、円滑な救援活動や物資輸送を可能とする命の道として、本県にとりまして不可欠な社会資本でありますことから、これまでも県政の重要課題の一つとして位置づけ、県議会や市町村の皆様と一体となって、その整備促進に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、11月17日には片坂バイパスが開通をし、四国8の字ネットワークの整備率が55%にまで伸びました。さらに、来年度に全線開通が予定をされております中村宿毛道路や、再来年度に全線開通が予定されています高知南国道路が開通することにより、整備率は61%となり、四国8の字ネットワークの完成に向け一段と前進することとなります。

一方、未事業化区間においては、11月に阿南安芸自動車道の徳島県牟岐町から東洋町野根の区間を都市計画決定し、野根から北川村安倉の区間では、社会資本整備審議会道路分科会四国地方小委員会において、ルート帯案が妥当であると判断をされました。また、四国横断自動車道の宿毛市から愛媛県愛南町内海、阿南安芸自動車道の奈半利町から安芸市の区間では、計画段階評価の手続の一つである、2回目の住民などへのアンケート調査が10月に行われておりまして、新規事業化に必要な手続きが着実に進んでいるところであります。

しかしながら、本県におきましては、全国に比べると高速道路の整備率は依然として低く、財政制度等審議会が11月に取りまとめた、平成

31年度予算の編成等に関する建議に盛り込まれている、社会インフラは概成しつつあると言える状況には、現時点では到底至っていないものと認識しております。このため、移動時間の短縮による地域の特産物の販路拡大や県外観光客の増加、地震、台風などの自然災害の影響を受けない代替路の確保など、開通によってもたらされる効果を具体的に示しながら、国などに対しまして、整備の必要性を訴えていかなければならないと考えております。

引き続き、四国8の字ネットワークの整備促進に向け、未整備区間を抱える本県の知事として、また全国高速道路建設協議会の会長として、高速道路のミッシングリンクを抱える他県の知事とも連携し、積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、第3期産業振興計画のバージョンアップにどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

産業振興計画による地産外商の取り組みも本年度で10年目を迎えました。この間、官民協働、市町村との連携・協調のもと、多くの方々が新たにチャレンジをされた結果、本県は、人口減少に伴って縮む経済から拡大する経済へと、構造転換を果たしつつあるものと捉えております。この拡大傾向を5年後、10年後、さらにその先の将来にわたって確かなものとし、多くの若者が地域地域で住み続けられる高知県を目指す、そのことがこれからの産業振興計画で取り組む最大のテーマであり、また出生率の向上のためにも必要不可欠なことだと思っております。

そのため、まずは第3期計画に掲げた各分野の目標を確実に達成することが重要であり、PDCAサイクルにより、必要な施策をさらに強化してまいります。中でも、現下の成長の壁であり、一層深刻化しております人手不足、後継者不足にスピード感を持って対応していかなければ

なりません。このため、本年度に大幅に強化した、経営と両立する形での働き方改革の促進や、移住促進策とも連携した担い手の確保、大学生など新規卒業者の県内就職の促進に向けた施策群を、より実効性の高いものへと改善を図りながら、全力で取り組んでまいります。

加えまして、本県経済を将来にわたり持続的に発展させるという観点から非常に重要なこととして、新たな付加価値を絶えず創造し続けていく、この仕組みを充実させていくことが非常に重要だと考えております。これまでも、土佐まるごとビジネスアカデミーやこうちスタートアップパークといった人材育成事業や、さらに起業促進事業、さらにIoT技術の導入などにより、第1次産業の生産性向上などを図る課題解決型産業創出などに取り組んでまいりましたが、来年度はこうした新たな付加価値を生み出す仕組みをさらに充実させていきたいと考えております。

具体的には、次世代型こうち新施設園芸システムをNext次世代型に進化させるプロジェクトや、漁場の予測などの漁業のIoT化などのように、AIやIoTなどの新しい技術と産業分野との融合を図る取り組みをさらに進め、おのおの飛躍的な発展を図るとともに、関連産業群の集積にもつなげていけるよう取り組んでいきたいと、そのように考えています。

また、来年2月からは、新たな自然・体験型観光キャンペーンがスタートをします。このキャンペーンは、中山間地域における新たな付加価値創造を促す仕組みでもあります。このため、本県の強みである自然を生かし、さまざまな滞在・体験メニューとしてさらに磨き上げ、県内全域に広げてまいりたいと考えております。

こうした大きな方向性のもと、引き続き関係の皆様のお知恵も賜りながら、さらに議論を重ね、来年度のバージョンアップへとつなげてま

いりたいと考えております。

最後に、宿毛市の公共施設高台移転計画に、県としてどのように協調して取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

南海トラフ地震による津波の想定において、浸水により事務所機能が全て失われ、業務継続が不可能となる2つの土木事務所のうち、土佐清水事務所の高台移転が本年9月に完了しましたことから、残る移転が必要な土木事務所は宿毛事務所のみとなっております。現在、宿毛事務所の移転先の検討に当たって、津波浸水地域でないことや、必要面積が確保できること、また災害時における活動拠点として事務所の機能が発揮できるといった要件を念頭に、これらに合致する土地の選定を進めているところでございます。

宿毛市からは、9月市議会で市役所の高台移転が議決されました後、市長が御来庁され、利便性の向上や防災拠点としての機能を高めるため、市役所が移転先とした高台を、宿毛事務所の移転先の候補地として検討するよう御提案をいただいております。

宿毛事務所が業務を円滑に進めていくためには、市役所を初め他の行政機関との連携は重要な視点となってまいりますので、御提案をいただいた高台も有力な候補地として検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長（酒井浩一君） まず、避難勧告や避難指示を的確に避難行動に結びつけるための取り組みについてお尋ねがありました。

避難勧告や避難指示が発令された際には、避難所へ避難することに加え、その状況に合わせて近隣のより安全な建物や知人の家への避難、自宅2階への垂直避難といったことも避難行動ということになります。

7月豪雨では、宿毛市を初め各地域においても、状況に合わせて垂直避難などの避難行動をとった方もある程度いただろうと考えられますが、避難所へ避難した人数が少ないことは事実だと考えております。この原因としては、自分は大丈夫だと考える正常性バイアスが働いたことや、避難行動への負担感、いざとなれば2階に逃げられるとの考え、過去の被災経験などをもとにした判断、居住地の災害リスクを理解していないこと、避難所の環境問題などが考えられます。

7月豪雨を初め、近年は急激に強くなるゲリラ豪雨が頻発しており、県では、9月に設置した豪雨災害対策推進本部において、このような大雨に対する避難などの対応についての検討を始めております。その一環として、11月に県内市町村を対象に、7月豪雨などにおける避難に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、対策の方向性を3点取りまとめたところです。まず1点目、河川の水位計の増設などの防災情報を充実、2点目、防災情報提供アプリの開発導入などの情報伝達手段を強化、3点目、啓発・広報活動を一層推進として、さまざまな対策を多角的に実行することで、避難勧告や避難指示が発令された際における県民の皆様への避難行動につなげていきたいと考えております。

こうした避難行動を促すための取り組みを強化するとともに、豪雨災害対策推進本部の中で、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、災害に強い職員の育成についてお尋ねがありました。

災害発生後に被災者の皆様に支援することや災害復旧業務を、迅速かつ的確に実施するためには、各種制度のほか、災害時における組織や個人レベルでの対応など、実際の活動を行う上

で必要となる知識や対処力を職員に身につけてもらうことが不可欠だと考えております。このため県では、研修により平時から、県職員はもとより、市町村職員も含めた人材育成に取り組むとともに、総合防災訓練などさまざまな実践的な訓練を重ねているところです。

研修につきましては、内閣府や消防庁などが主催する研修を計画的に多くの職員に受講させるとともに、各市町村長などを対象としたトップセミナーの開催、市町村職員を対象とした災害対応研修の開催などに毎年継続して取り組み、専門知識の習得が進んでおります。

また、訓練につきましても、毎年、総合防災訓練のほか、災害対策本部訓練、5つの地域本部ごとに管内の市町村職員も参加しての支部訓練、さらには孤立地域対策訓練や物資輸送訓練など、さまざまな専門能力を養成するための訓練を行っております。

他方、人材育成として実践にまさるものではなく、東日本大震災や熊本地震、7月豪雨などで被災した他県や県内の自治体に対して、職員派遣を行い、応急対応や復旧・復興の支援を通じて貴重な経験を積むことで、災害対応のノウハウを身につけてもらっているところです。

今後とも、平時からの研修や訓練、さらには実際の被災地支援を通じて、県職員及び市町村職員の災害対応能力の向上に努めたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長（村田重雄君） まず、異常気象時通行規制区間の指定及び運用の取り組みについてお尋ねがありました。

県管理道路におきましては、異常気象時における災害発生の危険性などから判断し、現在57路線、86区間を異常気象時の通行規制区間として指定しています。これらの区間ごとに時間雨量や連続雨量などの規制基準を設定しており、

異常気象時に規制基準を超えた場合には、速やかに全面通行どめを実施することとしております。

さきの7月豪雨において、高知自動車道の立川橋が大規模な斜面崩壊に巻き込まれて流失するという甚大な災害が発生しましたが、幸いにも事前通行規制を行っていたことから、通行車両の被災を回避することができました。このことから、異常気象時における事前通行規制の重要性を改めて認識したところです。

また、7月豪雨で大きな被災を受けた大月町の県道安満地福良線には、事前通行規制区間の設定はありませんでしたが、被災前と同等の安全性が確保されるまでの暫定的な措置として、新たに規制区間を設定し、道路利用者の安全確保に努めております。

今後とも、道路利用者を災害から守るソフト対策として、異常気象時の事前通行規制を適切に実施していくとともに、現地の危険性に応じた暫定的な規制基準や規制区間を設定するなど、弾力的な運用を行っていきたいと考えています。

次に、排水ポンプ車の導入の必要性及び市町村の導入に対する支援策についてお尋ねがありました。

ゲリラ豪雨などによる局地的な浸水被害が多発している昨今、機動的な排水対策としての排水ポンプ車の導入が有効な手段の一つであることは認識しておりますが、県としましては、まず住民の命を守るための、堤防の整備や河床掘削などを重点的に進めることとしております。

一方、国におきましては、自治体からの応援要請に対しまして、所有する排水ポンプ車を緊急的に配置する制度がございます。本年7月豪雨の際にも、応援要請を行った宿毛市に緊急出動しております。

また、市町村が排水ポンプ車を導入する支援策につきましては、平成30年8月に公表されま

した国の平成31年度予算概算要求の中に、排水施設が必要な市町村が管理する河川において、排水ポンプ車の整備を総合流域防災事業の交付対象に追加する新しい交付金制度が盛り込まれています。来年度、この制度が認められ、市町村がこの交付金を活用する場合には、県としても支援することとしております。

次に、砂防堰堤等の整備の必要性についてお尋ねがございました。

さきの7月豪雨では記録的な大雨により、大月町を初め県内の至るところで多くの土砂災害が発生いたしました。一方、砂防堰堤が整備されていた地区では、施設が多量の流出土砂を捕捉して被害の拡大を防いだところもあり、抜本的な土石流対策として、砂防堰堤などのハード対策の重要性を改めて確認したところです。

県では、まず次の降雨による土砂流出に備え、多量の土砂を捕捉した砂防堰堤について緊急的な土砂撤去を実施し、堰堤の機能を速やかに回復したところでございます。さらに、大月町橋浦地区など、7月豪雨により溪流が著しく荒廃し、かつ砂防堰堤などが未整備の溪流につきましては、新たなハード対策が重要と考えております。このため、国や市町村など関係機関とも連携し、荒廃した溪流での砂防堰堤等の着実な整備を目指し、しっかりと取り組んでまいります。

次に、本県の公共工事の平準化率についての評価や、数値目標の設定とその取り組みについてお尋ねがありました。

平準化率は、端境期である4月から6月の一月当たりの工事件数を、年間を通した一月当たりの工事件数で割ったものであり、その率が0.9以上のaから0.6未満のeまで、5段階に評価したものが、平成28年度分から公表されているところです。平成29年度における高知県の平準化率は、0.8以上のb評価という結果になっており

ます。

一方で、この平準化率は、当初に見込まれていなかった年度途中での突発的な災害復旧や、補正予算などに伴う発注件数の多寡により大きく左右されてしまうことから、発注者がコントロールし切れない側面があります。

このように、平準化率のみをもって、平準化への取り組みを評価することが難しいといった課題もありますことから、平準化率の取り扱いや数値目標の設定につきまして、現在国や他県とも協議をしているところでございます。

公共工事の平準化は、建設事業者の安定的な経営や、従業員の継続雇用など労働条件の改善、ひいては地域防災力の強化に資する極めて重要な取り組みであると認識しており、これまで行ってきました翌債制度の活用などにより、平準化に引き続き取り組んでまいります。

最後に、市町村の公共工事の平準化への県の取り組みについてお尋ねがございました。

公共工事の平準化に向けては、国、県、市町村で組織しております公共工品質確保推進協議会高知県部会において、各発注者の実情に合った端境期対策の実施を努力目標に掲げ、その目標に対する取り組みの実施状況や先進的な取り組み事例など情報交換を行い、共有しているところでございます。

こうした取り組みの中で、一部の市町村では繰越制度を活用した適切な工期による工事を施工するなど、市町村における平準化に向けた取り組みの進展が図られた事例も出てきており、今後もこの協議会の取り組みなどを通じまして、市町村における平準化を進めるための情報提供と周知を図ってまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、7月豪雨における林地荒廃の被害に対して、今後どのように迅速かつ計画的な復旧に取り組んでい

くのかとのお尋ねがございました。

議員のお話にありましたとおり、本年の7月豪雨により県全体に甚大な被害がもたらされ、林業関係でも大きな被害が発生いたしました。中でも林地荒廃は、国有林内38カ所、国の直轄事業地2カ所、私有林内96カ所と、合計136カ所の被害が発生し、過去10年間で最大規模の被害となりました。私有林内の96カ所のうち、再び災害を受けるおそれがあり緊急を要する18カ所については、既に災害関連緊急事業として国へ要望し、11月2日までに事業の採択を受け、迅速な復旧に努めているところです。

あわせて、災害関連緊急事業の採択要件を満たしていないものの、早急な対策が必要な20カ所については、本年度の国の第1次及び第2次補正予算を積極的に活用するとともに、来年度当初予算も最大限活用して順次着手してまいります。このようにして、県における今年度の補正を含む予算と来年度の当初予算で復旧工事に着手できる箇所は、国の予算額及び本県への配分額によりますが、おおむね5割程度と見込んでおり、その後も国の事業を活用し、今後の3年間で残りの箇所の復旧工事に着手する計画としています。

また、こうした事業を迅速に実施するためには、議員のお話にありましたとおり、保安林に指定するための所有者の同意が必要であります。このため、所有者に対して、県民の皆様の安全・安心な暮らしを守るために必要な事業であることを丁寧に説明し、早期に理解が得られるよう市町村と連携して取り組むことにより、計画的な復旧を進めてまいります。

次に、養殖魚への影響が懸念される林地荒廃について、どのように計画的な復旧に取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

大月町のクロマグロ養殖場に隣接する海岸部の森林において、7月豪雨により、私有林内で

1カ所、国有林内で7カ所の計8カ所の山腹崩壊が発生しました。また、その後の台風第24号により、国有林内の山腹崩壊箇所のうち4カ所で崩壊が拡大しました。これらの山腹崩壊により養殖場の周辺で濁水が発生し、養殖魚に被害が発生する事態となりました。このため、養殖魚への被害の再発防止に向けて、四国森林管理局及び県が山腹崩壊現場において測量等の調査を実施し、復旧対策について検討をしているところです。

現在、四国森林管理局では国有林内の崩壊箇所の対策工法の検討などを行うための詳細調査を実施することとし、その手続を進めているところです。県としましては、四国森林管理局の詳細調査の結果を踏まえた上で、私有林内の山腹崩壊箇所の対策工法を決定することが適当であると考えており、四国森林管理局の対策工法が決定すれば、同局と連携して速やかに復旧工事に着手し、崩壊箇所の早期復旧に努めてまいります。

最後に、ヒノキA材の積極的な活用についてどのように取り組んでいるのかとのお尋ねがございました。

ヒノキは、これまで住宅用資材として使用されてきましたが、近年、木造住宅において柱などが見えない大壁工法がふえ、また和室も減少していく中で、ヒノキの需要は伸び悩んでいるのが現状です。

一方、本県はヒノキの蓄積量が全国1位であり、原木の生産量についても上位に位置しております。また、県産のヒノキは、材の赤みや油分が多いという特徴があり、これまで新国立劇場の舞台や県内外の神社仏閣に使われるなど、色合いや耐久性において市場から高い評価を受けています。

県としましては、こうした豊かな資源や品質の高さなど、本県のヒノキの強みを生かして、

需要の拡大を図っていく必要があると考えています。このため県では、県内外で展示会を開催し、製材事業者と市場関係者とのマッチングや、県産ヒノキを活用していただける新たな工務店の掘り起こしを行うなど、積極的に販路拡大に取り組んでいます。

また、これまで木が余り使われてこなかった非住宅建築物の木造化を進めるため、林業大学校において、木造建築に精通した建築士の育成にも取り組んでいます。さらに、非住宅建築物の大きな空間に対応できるよう、ヒノキの強度を生かした構造用部材を開発し、四万十町の旅館にこの部材を利用したモデル建築物を整備するなど、木材の利用促進を図っています。

今後は、こうした取り組みに加えて、本年4月に設置しましたTOSAZAIセンターと全国レベルの木造建築の専門家が連携し、経済同友会など非住宅建築物の施主となる方々に対し、県産材の特徴を生かした利用方法の提案などに積極的に取り組んでまいります。あわせて、経済同友会などとタイアップし、施主となる企業、団体等の皆様に、木材を利用する意義やメリットなどを紹介する連続セミナーを開催するとともに、全国知事会に発足した国産木材活用プロジェクトチームなど関係団体の皆様と連携し、全国的な木材需要の拡大に取り組んでまいります。こうした取り組みを進める中で、県産ヒノキA材の性能や品質の高さをアピールし、しっかりとその活用につなげてまいります。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 宿毛フェリーの運航再開の可能性についてどのように評価しているのか、航路維持についてどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

宿毛市と大分県佐伯市を結ぶ、本県で唯一の定期航路である宿毛フェリーは、物流面や観光

面で重要な役割を果たしており、再開を望む声があることも承知をしております。このまま休止が長引けば、さまざまな方面への影響が拡大するのではないかと懸念をしているところです。

これまでの間、県といたしましては、宿毛市を初め県内の関係市町村や大分県側、さらには国の関係機関やトラック協会と情報共有など、協議を重ねてまいりました。そうした中、先月末には、宿毛市と会社の代表取締役との面談に県も同席をし、会社側から運航再開の意向があることを直接確認させていただいたところですが、残念ながら再開の時期や再開に向けての具体的なスケジュール等についての言及はございませんでした。加えて、現在報道されております会社を取り巻く状況を踏まれば、運航再開につきましても不透明な点が多く、懸念をしているところでございます。

今後につきましては、引き続き会社の動向を注視するとともに、運航休止が地域に及ぼす影響などにつきまして、関係市町村と密接に情報共有を行いながら、地元である宿毛市の意向を踏まえた上で、大分県側とも連携をしながら、県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

(警察本部長宇田川佳宏君登壇)

○警察本部長(宇田川佳宏君) 高台移転も視野に移転の検討を進めている宿毛警察署について、移転計画を進めることが必要ではないかのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、本年7月の豪雨災害では県西部でも多数の被害が発生し、宿毛警察署周辺も約0.4メートル冠水し、警察車両が出動できない状況になるなど、現実に災害警備活動に支障を来したところであり、南海トラフ地震を含めた大規模災害の発生時においても人命救助や避難誘導等の活動拠点となる警察署を整備することは、喫緊の課題であると考えております。

こうした中、先般宿毛市から宿毛警察署について、宿毛市役所の移転先として造成準備を進めている小深浦への移転の御提案をいただいたところではありますが、この候補地は津波浸水地域でない上、他の行政機関との連携も円滑に行えることから、災害時のみならず、平素から警察活動を行う上でメリットは大きいと考えられ、有力な移転候補地の一つとして検討しているところでございます。

今後、地域の安全・安心を守り、災害にも強い警察施設を整備するという観点から、知事部局とも協議を行いつつ、移転に関する検討をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 離島という条件不利地域、沖の島における漁業用燃料の供給に対しての支援についてお尋ねがございました。

県では、漁業用燃料の供給につきましては、南海トラフ地震による津波被害を軽減するため、燃油タンクの撤去や地下タンク等への移行を進めるとともに、漁協の経営実態を踏まえ、可能な範囲で民間事業者から漁業者へ直接供給する方向で指導を行ってまいりました。

その中で、沖の島における燃料の供給につきましては、南海トラフ地震に対応した新たな燃油タンクの設置と、漁業者が減少する中での燃料の運搬体制の構築が課題であると考えております。

沖の島は、条件不利地域であります一方で、西日本でも有数の好漁場に囲まれ、遊漁振興を含めた漁業振興に高いポテンシャルを有する地域でございます。このため、燃料の利用実態などを踏まえますとともに、離島での生活に不可欠なガソリン等のライフラインの確保も視野に入れ、関係部局と連携して、漁業活動の維持に向け、燃料供給が継続できる体制を構築してま

いりたいと考えております。

○議長(土森正典君) 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩



午後1時再開

○副議長(坂本孝幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

26番石井孝君。

(26番石井孝君登壇)

○26番(石井孝君) 失礼します。県民の会の石井です。通告に従いまして質問をさせていただきます。知事初め執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

一昨年、一億総活躍社会の実現に向けた、ニッポン一億総活躍プランが閣議決定されました。女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会の実現をするとあります。一億総活躍プランが掲げる働き方改革や子育て・介護・教育の環境整備によって、誰もが活躍できるよう障害となる壁を取り除いた上で、経済成長を促すとあります。

子供たちは夢と希望を持って成長し、若者は志を持って歩み、働き盛りはやりがいや生きがいを見出すことができ、お年寄りは住みなれた地域で安心して暮らせる、私は、各世代の皆様がこのような理想的な実感を持って生きていくことができる高知県であってほしいと願っています。

しかし、現実にはさまざまな課題があり、理想と現実のギャップを埋めていくために、一つ一つの課題を丁寧に解決していかなければなら

ないと感じております。そこで、一億総活躍プランだけでは手当てできない、各世代の理想と現実のギャップの解消に向けての対策や支援策について質問してまいります。

3年前の12月定例会にて、子供の貧困対策の必要性について知事に質問しました。知事からは、18歳未満の子供たちの約6人に1人、ひとり親世帯ではその半数以上が経済的に大変厳しい状況に置かれているため、子供の貧困対策を県政の重要課題と位置づけ、取り組みを抜本強化してきている、子供たちの発達・成長段階に応じたきめ細やかな切れ目のない支援策を子供と保護者の双方を対象として充実強化していきたいとの答弁をいただきました。

子供の貧困問題は、子供たちが夢と希望を持って成長できる理想的な社会を阻む大きな壁と言えます。貧困世帯に育つ子供は、学力や健康、家庭環境など、さまざまな面で不利な立場に置かれる場合があり、非行、虐待のリスクが高まることも想像にかたくないことと思います。学力問題一つをとっても、経済的要因のほかに、親が子供の勉強を見てあげることができないというストレス要因、家庭内に落ちついて勉強できる場所がないという環境要因が絡み合い、子供期に貧困であることの不利益は、大人になってからも持続し、一生つきまとう可能性も否定できないとも言われています。

高知県は、全ての子供たちが、自身の努力の及ばない不利な環境により将来への道を閉ざされることのないよう、夢と希望を持って安心して育つことができる県づくりを目指して、平成28年3月に、高知家の子どもの貧困対策推進計画を策定し、全国と比較した指標及び成果目標を設定しています。

そこで、高知家の子どもの貧困対策推進計画における取り組み成果と今後の方向性について知事にお伺いします。

貧困の実態はそれぞれさまざまですが、多くは、近隣に実家や親戚など頼れる存在がいない、助けてくれる人がいないといった関係性の貧困環境にあることが報告されています。地域では、貧困の状況下にある子供や保護者に必要な支援の窓口として、市町村や民生・児童委員はもちろん、労働者福祉協議会なども生活相談の窓口として、各相談者に必要な情報提供を行っています。

貧困家庭のさまざまな実態を把握し、必要に応じた支援への誘導を行っている、これら相談機関への支援強化が必要と考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

3年前の知事答弁では、子育て世帯の経済的な負担の問題など国が責任を持って対応すべき施策は、国への政策提言活動にも努めてまいることが示されました。日本は、家計が負担する教育費の割合が最も高い国の一つになっているため、教育費の家計負担を軽減する施策が求められています。また、働いても子供を育てるのに十分な収入が得られないなど、労働問題への対策も必要です。所得格差が教育格差に直結している中、貧困の状況下で育った子供が大人になっても貧困の状況から抜け出せないなど、いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。奨学金の充実、授業料の引き下げ、就学前教育の無償化などの政策は、経済的な貧困対策にも有効とされています。

そこで、生活困窮者を含む子育て世帯への教育費の確保と負担軽減について、これまで県が国に対して行ってきた政策提言にはどのようなものがあるのか、教育長にお伺いします。

貧しくても困らない社会、頼ることができる地域の環境整備を図らなければ、貧困の連鎖をとめられません。国や県独自のさまざまな支援メニューは、真に必要としている家庭にきちん

と届けられているのか、受け身の支援体制から積極的な攻めの支援体制に期待しています。

また、現在支援を必要としている子供たちの貧困を一時的に解決するのではなく、大人へと成長していく過程で再び貧困状態へ陥らないよう、長期にかかわる支援体制、いわば子供支援と若者支援との接続や、体制の充実が必要となります。

では、若者が志を持って歩むことができる社会を理想とするなら、現実にはどのような課題があるか。その一つには、大学から新社会人として歩む過程で、奨学金の返済ができず、借りた本人及び保証人が日本学生支援機構から訴えられるなど、奨学金の返済が多く若者に重くのしかかっている状況にあります。大学の学費の高騰や家計の悪化により、奨学金を借りる学生がふえている中、大学新卒の就職が契約社員や派遣社員といった非正規雇用の割合もふえているため、奨学金の返済もままならない若者がふえているのも不思議ではない環境にあります。

こうした中で、日本学生支援機構では、新たに給付型奨学金制度を創設し、返済に困窮する場合の救済制度を設けるなど、奨学金制度の充実が図られてきていますが、その対象は極めて限定的で、ほとんどの学生は利用することができない制度となっているという声も耳にします。また、奨学金返済を抱えた若者ほど、結婚や子育てに対して悪影響が及んでいるという調査結果もあり、この経済的な理由一つをとっても、若者の志はいとも簡単に打ち砕かれる社会であると言わざるを得ません。国には、奨学金の返済に苦しむ若者がこれ以上ふえないよう、対策を講じることが求められます。

県としても、高知に住み暮らす若者の志を支えるためには、県独自の奨学金支援の拡充について検討すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

経済的な理由のほかにも、大きな病気や事故といったリスクに対する社会的なセーフティネットは必ずしも十分とは言えず、日本社会においては誰もが貧困に陥る可能性があることが指摘されています。また、近年は自己破産件数が増加傾向にあります。さきに述べた奨学金の返済や生活費の補填などに対して、使い道を問わず誰でも簡単に利用できるカードローンによって、自己破産というケースも少なくありません。

自己破産については、個人的な趣味趣向によるものなど状況はさまざまですが、みずからの経済的な生活設計の見通しを正しく把握することや、カードローンを安易に利用し無計画な借金をさせないための金融教育の必要性を感じます。

さきに述べた、生活相談を担っている労働者福祉協議会では、金融に関する法律や制度、人生の金銭的な将来設計に対する考え方など、社会に出て安易な借金をすることのないように、高校生を対象とした、高校生のための金融教育セミナーを開催しております。しかしながら、県下の高校に直接打診して行っているとのことですが、昨年実績はわずか6校のみの開催でした。一般的な対象は高校3年生ですが、過去には全校生徒向けに開催するなどのケースもあったそうです。

この高校生のための金融教育セミナーをぜひとも各高校で利用していただきたいと思いますが、教育長のお考えをお伺いします。

次に、働き盛り世代への課題について質問します。

働き盛り世代の理想の姿の一つは、仕事にやりがいを持っていて、将来への生きがいを見出せている社会人であること、そう言えるのではないのでしょうか。現在、既にICTやIoTが活用され始め、AIやロボットが活躍し始めた

ことにより、これまでの仕事に変化が生まれ始めています。これからの10年、20年後を想像するとき、この変化は加速度を増すと思われます。そのとき、自分がその社会に適応できる状況にあるかどうか、漠然とした不安を感じます。

仕事にやりがいを持ち続けるため、変化する社会情勢に適応していくためにも、働き盛り世代には、未来社会を見据えた社会人教育が重要になると思います。既に、データがそろっていれば答えが導き出されやすい職は淘汰されやすく、それらをAIやロボットが担う時代が到来しています。県もその対策が必要な時期に来ていると思います。今定例会開会日の提案説明でも、IoTやAIなどのデジタル技術をあらゆる分野に導入し、技術革新による生産性の向上や高付加価値化、新たな市場や価値の創造につなげていくとの説明がありました。

IT・コンテンツ関連産業の振興に、人材育成も含めて今後どのように取り組まれるのか、知事のお考えをお伺います。

2年前の9月定例会にて、IoTなど第4次産業革命とも言われるデジタル革命の質問をしました。次世代のリーダー育成が肝になるとの質問に対して、専門家を招致して対応していくとの答弁をいただきました。

その後、県庁内で企画、検討し実施しているIoTの推進体制はどのようになっているのか、商工労働部長にお伺います。

高知県IoT推進ラボ研究会が推進するプロジェクトの一つとして、鹿のわなからの信号をドローンがキャッチして持ち主に知らせるといふ取り組みを、工業技術センターが進めているとお聞きしました。

そのシステムは実用化されているのか、実用化のためにはどのような課題があるのか、商工労働部長にお伺います。

次に、20代、30代の若い社員教育について、

今後加速する産業革命を見据え、さらなるグローバル化に対応する社会人教育が大事だと言われております。具体的には、TOEICやTOEFLなどの実用英語の受験や、コンピューターの操作習得、プログラム言語の習得も必要となりそうです。

今後、県庁職員に対して、先を見据えた社会人教育や研修等をどのように進めていくのか、総務部長のお考えをお伺います。

近年、RPAなる業務の自動化の動きが進んでいます。RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略語で、ホワイトカラーのデスクワーク、主に定型作業を、ルールエンジンやAIなどの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行、自動化する概念と定義されています。業務を代行、自動化するソフトウェア型ロボット自体のことは、仮想的労働者などと呼ばれています。RPAには、ホワイトカラー業務の自動化、効率化、そして生産性の向上や人的ミスの防止、コスト削減と人材不足の解消などのメリットがあるとされています。

RPAの作業速度は、人間のパソコン操作速度の約3倍です。また、人間が1日8時間働くところ、RPAは3倍の24時間働くことができます。RPAは、人間の3倍の速度で3倍の時間働くことが可能と考えると、単純計算では、仮想的労働者は人間の9倍の生産性があるとされています。

今後、公共サービスにもRPAの導入がなされると聞いておりますが、遅くとも2030年前半には労働人口の49%が自動化されると予測されていることから、庁内業務の自動化への検討状況について総務部長にお伺います。

さらに、デジタル革命は、単に人手不足を補う形から、自動車の自動運転や医療産業への参入など、暮らしから命にかかわる分野へと発展していくとされています。それら命にかかわ

る分野では、リスクに対応した高い精度が要求されるため、職人と言われるような日本的なもののづくりのこだわりを持った、新たな時代を担うデジタル職人のような人材育成の取り組みが必要となります。官民間問わず、これからの社会人教育の充実強化に向けた支援策に期待をしています。

次に、一般的には退職を迎え、60歳以上となったシニア世代への課題について質問してまいります。

今は、60代、70代といえどもまだまだ元気であり、自分の裁量で何でもできるアクティブシニアがふえてきています。しかしながら、そういった元気なシニア世代の人たちが生きがいを見つけ、有意義な時間を過ごし、老後住みなれた地域で安心して暮らすことを理想とするならば、定年後の現実、会社にかわる自分の居場所を見つけられず、たくさんの自由時間を前に立ち往生している人が少なくないと言われています。人生100年時代、平均余命から見ても、仕事をリタイアした後の自由時間は現役のころよりも長く、趣味やボランティア、関心事への学び直しなどの機会を与えるさまざまなメニューが提供できる社会が求められています。さらに、少ない年金と余裕のない貯蓄から老後への不安を感じ、まだまだ元気なうちは働きたいと考えているシニアも多いことが報告されています。

そうした中、シルバー人材センターが誕生しております。昭和61年に施行された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、定年退職者などの高年齢者の就業機会を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めることが国及び自治体の責務として位置づけられ、シルバー人材センターが法的に認められました。その後、新たに都道府県ごとに指定されたシルバー人材センター連合は活動拠点として位置づけられ、都道府県が行う高齢社会対策と円滑な連携のも

と、活動拠点が一体となってシルバー人材センター事業を効果的に展開することが可能となりました。

県内におけるシルバー人材センターの会員登録の状況と会員数の推移について商工労働部長にお伺いします。

シルバー人材センターは、家庭や企業、そして公共団体からの、臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務に対し、会員の中から適任者を選任して、その仕事を行います。高齢者の働き方改革では、多様な雇用を生み出すシニアの戦力として、シルバー人材センターにも、きめ細かい対応ができる体制整備の方針が打ち出されています。

シルバー人材センター事業の運営費は、主に国と市町村からの補助金を活用しております。国からの補助金額は、交付限度額内において、当該市町村からの補助金額と同額となっていることから、各シルバー人材センターの規模は、市町村の補助金額の決定によって左右されることとなります。国は、来年度から運営費の補助対象に、シルバー人材センターの会員数の増加割合に対する加算を新設するなど、高齢者雇用を促進する方向であることがうかがえます。よって、市町村には、高齢者雇用をますます促進させるよう、シルバー人材センターの積極的な活用を期待しております。

しかしながら、市町村によってシルバー人材センターの活用に温度差があり、高齢者の就業機会にばらつきがある現状をどのように考えているのか、またシルバー人材センターのさらなる充実について、各市町村に対する県としての助言及び支援体制はどうなっているのか、あわせて商工労働部長にお伺いします。

高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉があります。65歳以上の人口が全人口に対して7%を超えると高齢化社会、14%を超えると

高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼ばれます。日本は、1970年に高齢化社会に突入しました。その後も高齢化率は急激に上昇し、1995年に高齢社会、2010年に超高齢社会へと突入しました。今後も高齢化率は高くなると予測されており、2025年には約30%、2060年には約40%に達すると予想されています。

この超高齢社会の中にあって、全国平均よりも高齢化率が高く中山間地域の多い本県において、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急がれています。今議会において、ICTを活用した地域医療介護情報ネットワークの整備促進も盛り込まれております。

今後、地域包括ケアシステムの構築に向けてどのように取り組まれるのか、知事にお伺いします。

地域社会全体で超高齢社会を支えていくためにも、健常者用に整備されたコミュニティーから、認知症や要介護者、障害者の目線で物理的な危険を排除し、危険にさらされないコミュニティー対策の検討も必要です。

例えば車椅子使用者用の駐車スペースについて、国土交通省は、駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究を行い、駐車場の運営管理者や地方公共団体に参考としていただくため、高齢者や障害のある人が駐車場をより円滑に利用できるような取り組みを紹介するパンフレットを作成しています。これまでの車椅子用の駐車スペースは、幅の広さを確保する整備がなされてきましたが、近年は背面ドアから車椅子でそのまま乗降するタイプの車両もふえており、前後に長い駐車スペースの確保が必要となっています。現状で対応できている駐車場はほとんどないため、行く先々の病院や店舗のすぐ近

くにある車椅子使用者用の駐車スペースは利用できず、遠く離れた誰も駐車しない場所で乗降し、車椅子で長い距離を移動するしかないなど、利用者から不便を感じている声もあります。

こうした、車椅子使用者用の駐車スペースの見直しについての積極的な働きかけや、改修に係る支援事業の実施等の取り組みも重要と考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

せっかくの車椅子使用者用の駐車スペースも、車両の種類によっては利用できないことがあります。もしくは、無理に利用しようとして事故に遭うなどの危険性もあります。本人や家族が危険な状態を判断し回避すれば問題のないことですが、超高齢社会にあっては、固定観念にとられるなど、皆が危険を回避する正しい判断ができるとは限りません。

車椅子に妻を乗せた高齢者がエスカレーターから転落し、背後の歩行者が巻き込まれ死亡した事故なども、危険と思われる行為に対して正しい判断ができなかったのかもしれない。この事故を受けて、車椅子やベビーカーでエスカレーターに乗らないような注意喚起が必要だと言われておりますが、注意喚起だけでは同種の事故の可能性は否定できません。この場合は、判断を誤ったことと、無理してでもエスカレーターに車椅子を乗せることができたことによる事故と検証すれば、空港のエスカレーターに見られるようなカート進入禁止のポールを設置して、物理的にカートがエスカレーターに進入できない対策が、同種の事故を未然に防げることにつながると考えます。

また、アクセルとブレーキの踏み間違いによって、店舗や登下校の子供の列に突っ込むといった重大事故が報道されるたびに、本当に痛ましく悲しい気持ちになります。高齢者や認知症による判断ミスが原因で重大事故に至るケースについても、物理的な対策を検討しなければなら

ない時代にあるのではないのでしょうか。例えば、アクセルの踏み間違いによる急発進防止装置等を標準装備した車両の使用を義務づけるような対策を行うことで、高齢者や認知症の判断ミスによる事故の防止の視点が問われていると思います。

県として、超高齢社会にあって、要介護者や障害者の目線による、物理的な危険を排除していく取り組みなどをどのように進めていくのか、地域福祉部長にお伺いします。

さらなる超高齢社会を迎えるに当たり、現場や地域の実態に即した支援の拡充や、新たな支援の創設など、一億総活躍プランが掲げる働き方改革や子育て・介護・教育の環境整備のそれぞれの方針について、加筆修正の政策提言をしていくのは、課題解決先進県である高知県しかありません。今後の取り組みに期待をしております。

次に、いずれの世代も安心して暮らす上で共通する課題として、災害への備えがあります。

特に高知県では、南海トラフ地震の脅威を目前に控え、さまざまな対策を講じています。地震には、住宅耐震化などの揺れへの対策、感震ブレーカー設置補助などの火災対策、避難タワーや避難道の整備といった津波対策などを柱に、この間、多岐にわたりその対策が進められてきました。

さきの9月定例会では、寺田寅彦先生の教訓を紹介しました。今回は磯田道史先生の、天災から日本史を読みなおすというエッセイを紹介します。サブタイトルに、先人に学ぶ防災と書かれており、このエッセイの中には、南海トラフ地震の貴重な歴史的記録の記述がたくさんあります。津波から生き延びる先人の知恵として、井戸が津波前兆の観測場所とされていたことや、400年前に木の板に書かれた津波の記録には、後の世にその心得がありますようにと書かれてあっ

たことなど、おおむね100年ごとに繰り返される南海トラフ地震は、歴史からその教訓を見出し、対策することも効果的ではないかと思いました。

県下には貴重な体験談や知られていない資料がまだまだたくさん眠っているかもしれません。そうした情報収集も南海トラフ地震対策として重要な課題だと思います。

そこで、過去の南海トラフ地震の教訓や資料を県民に広める対策についてどのようなものがあるのか、危機管理部長にお伺いします。

先日、昭和の南海地震で被災した四万十川にかかる四万十川橋、通称赤鉄橋の貴重な被災写真と古い資料を地元の方から見せていただきました。四万十川にかかる赤色の鉄橋、四万十川橋、地元では赤鉄橋の名で、シンボリックな存在として親しまれています。

四万十川橋は大正13年4月、着工されました。総工費は当時の金額で50万円、ちなみに大正15年度の中村町の予算は約10万円でした。建設された四万十川橋は、長さ438メートル、有効幅員5.5メートル、建設当時四国一の大橋梁であり、大正15年6月30日に竣工しました。昭和21年12月21日に発生した南海大地震により、旧中村町は家屋のほとんどが全壊し、死者278名、赤鉄橋も、1径間約55メートルのトラス部分の8径間中、両端の径間だけを残し、6径間が落下する被害を受けています。復旧工事は昭和22年6月10日に着工され、翌23年8月に完成、その後は昭和42年から歩道の架橋工事が始まり、昭和52年からは軽量化等の補修を行い、現在の姿に至っています。人間で言うと、大正15年生まれの93歳で、21歳のときに大手術を経験というプロフィールになります。

現在、赤鉄橋は、日に1万8,000台の交通量があり、四万十市の大動脈であり、かつシンボルですが、その耐震性を不安視する住民の声も聞こえています。加えて、赤鉄橋は、上流・下流

堤防よりも少し低い位置にあるように見受けられますが、洪水時に堤防決壊の引き金になるのではないかと不安の声もあります。

そこで、県管理の四万十川橋、赤鉄橋には耐震性があるのか、また改修やかけかえの検討等がなされているのか、あわせて土木部長にお伺いします。

赤鉄橋は一例ですが、これまでに起きた南海大地震を研究し、歴史に基づく丁寧な点検と検証に伴う対策などの方針も、ぜひとも南海トラフ地震対策に加えていただくことをお願いいたします。第1問とします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知家の子どもの貧困対策推進計画における取り組みに対する成果と今後の方向性についてお尋ねがございました。

高知家の子どもの貧困対策推進計画におきましては、生活の困窮という経済的な要因のみならず、学力の未定着や非行などといった困難な状況に置かれている、厳しい環境にある子供たちへの支援として、幼少期においては、生活や就労面などの保護者への手厚い支援を中心とし、学齢を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどの子供たち自身を見守り育てるための支援を中心とする形で取り組みを進めています。

この計画では、27の指標及び成果目標を設定し、教育、保健、福祉などが連携しながら、100を超える関連施策に取り組んできており、その結果、乳幼児の健診率は目標としておりました全国平均と同水準となったほか、少年非行の状況を示す数値も大きく減少するなど、11の項目が目標を上回るなど成果もあらわれてきております。一方で、小中学校の不登校は依然として増加傾向にあることや、生活保護世帯、児童養護施設の高校等卒業後の進学率が県平均を大き

く下回るなど、まだまだ十分とは言えない分野もございます。

今後、目標とする指標に既に届いているものにつきましては、これまでの取り組みを継続していくとともに、その成果の上に立ってさらに取り組みを拡充してまいります。例えば、これまで子育て世代包括支援センターの設置の促進などにより充実に努めてきた、支援の必要な家庭を母子保健から児童福祉へつなげる連携の仕組みづくりについては、高まってきた乳幼児の健診率を前提として、乳幼児健診未受診児の家庭訪問によるフォローを徹底するとともに、健診などを通じて把握できた、支援が必要な家庭、また福祉サービスにつなげていない家庭を、地域子育て支援センターなどの福祉サービスや民生・児童委員などによるリスクに応じた地域の見守り活動につなげる取り組みを、さらに充実させてまいります。あわせて、地域子育て支援センターを初めとする、子育て支援サービスの量的、質的な拡充に取り組むことなどにより、高知版ネウボラの取り組みを推進してまいります。

一方、成果がまだ十分には上がっていないものについては、日本一の健康長寿県構想推進会議や総合教育会議での協議などを通じてP D C Aサイクルをしっかりと回し、施策のバージョンアップに努めたいと考えています。例えば不登校の対策では、これまでスクールカウンセラーなどの配置を拡充し、また心の教育センターの相談支援体制を強化することなどに取り組んでまいりました。しかし、それでもなお増加する不登校の状況を踏まえ、各学校の不登校対策がより実効性を上げるよう、県教育委員会は、新たに不登校対策チームを立ち上げ、事例等の検討を行いつつ、市町村と連携して学校を支援していくこととしています。また、生活保護世帯の大学進学率の向上など、県の施策だけではそ

の達成が難しいものについては、全国知事会を通じて国に政策提言を行っていきたいと考えているところです。

来年度は、国の、子供の貧困対策に関する大綱が新たに示される予定となっていることなどから、県の、日本一の健康長寿県構想や教育などの振興に関する施策の大綱などの各種計画と連動させて、指標の見直しも含めた次期計画の策定に向けた検討を進め、さらに実効性の高い計画としてまいります。

次に、若者世代への支援について、県独自の奨学金支援の拡充を検討すべきではないかとお尋ねがありました。

県内の志ある若者が、家庭の経済的な状況にかかわらず、安心して大学等に進学し高等教育を受けることのできる環境を整えることは、将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成の観点からも大変重要であり、こうした学びを社会全体で支えることが必要であると考えています。

そのため、国に対しましては、給付型奨学金の創設について、全国知事会を通じて強く訴えてきましたし、私自身、子供の貧困対策を所管します次世代育成プロジェクトチームのPT長として、繰り返し政策提言を行ってきました。現在国においては、高等教育の無償化に向けた議論を進めていますが、このことについても国と地方の協議の場などにおいて、国の責任としてしっかり取り組んでいただくよう要請を行ってきたところです。

他方、県では、県が運営に補助しております公益財団法人土佐育英協会での無利子の奨学金の貸与や、篤志家の方々からの寄附金を活用した返還の必要のない給付型の奨学金を創設し、支援を行っております。そのほかにも、県内産業における中核的な人材の確保と定着を図るため、大学等卒業後県内で就職する方を対象に、

日本学生支援機構の無利子奨学金の返還を支援する高知県産業人材定着支援事業のほか、高知県立大学及び高知工科大学での授業料の減免などの支援を行っているところです。

県内の志ある若者が経済的な理由により大学等への進学を断念することがないように、今後必要に応じて、国に対し奨学金支援の拡充に向けた提言を行いますとともに、関係者の意見もお聞きしながら、本県における奨学金制度の充実にに向けた検討をさらに行っていきたいと考えております。

次に、IT・コンテンツ関連産業の振興に、人材育成も含めて今後どのように取り組むのかとお尋ねがございました。

IoTやAI、ロボットなどの最先端のデジタル技術の革新が、人々の仕事を初め、社会や産業のあらゆる分野に大きな変革をもたらす時代を迎えております。こうした時代において本県が力強く発展し続けていくためには、第1次産業を初め、ものづくり産業や食品産業、観光産業、さらには福祉や医療、防災などのあらゆる分野に、最先端のデジタル技術を導入していくことが不可欠であると考えています。

そのための基盤として、IT・コンテンツ関連産業の集積が重要となっており、このため企業誘致や人材の育成・確保に力を入れて取り組んでまいりました。その結果、現在までの立地企業数が18社になるなど、関連産業の集積が進みつつあるとともに、立地企業の中には、AIの技術を生かし、本県の課題解決にチャレンジされる企業も出てきております。

また、人材の育成・確保の取り組みを抜本強化するものとして、本年4月に新たに開設したIT・コンテンツアカデミーについては、社会人や学生などの若い世代を中心として、これまでに延べ3,000人を超える方々に受講いただきました。IT・コンテンツ関連産業で求められる

知識や技術に大きな関心を持って、たくさんの方に意欲的に学んでいただいていることを大変心強く感じています。

このアカデミーにおいては、さまざまな分野へのデジタル技術の導入を促進していくため、I o T技術を活用したサービスの開発手法などを学ぶ講座や、デジタル技術の基盤であるプログラミングを学ぶ講座などを実施しています。前者のI o T技術を学ぶ講座により、I o T技術などを導入して、県内の各分野のさまざまな課題解決を図るとともに、開発されたI o Tシステムなどの地産外商を促進する、課題解決型の産業創出の取り組みに参画される企業の拡大につながっています。また、後者のプログラミングを学ぶ講座は、4カ月間の長期にわたって徹底的にプログラミングの学習を実施するものであり、I T・コンテンツ関連企業に即戦力として採用される人材も出てきております。

今月からは、東京や大阪、名古屋において、民営のプログラミング教室と連携し、県外における人材育成と県内企業への就職などを一体的に推進する取り組みを開始いたします。さらに、来年度に向けましては、I o Tなどの講座に加え、A Iに関する知識を持った人材を育成する講座を開催するなど、さらなる人材の育成・確保策の充実強化を検討してまいりたいと考えています。

今後は、こうした取り組みにより県内への人材の集積を意図的に作り出すとともに、人材の集積を最大限に生かしながら、I o TやA Iなどの最先端のデジタル技術を持つ企業の誘致活動の充実強化を図ることにより、I T・コンテンツ関連産業の集積をさらに促進してまいります。そして、この産業の集積を核とした産業間のネットワークの構築などを全力で推進することにより、本県のあらゆる分野の課題解決と産業振興を実現してまいりたいと考えていると

ころです。

最後に、今後、地域包括ケアシステムの構築に向けてどのように取り組むのかとのお尋ねがありました。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療・介護・福祉などのサービスを充実していくことは重要なことだと考え、これまで、高知型福祉の拠点となるあったかふれあいセンターの整備や、救急医療体制の確保、訪問看護体制の拡充などの取り組みを重点的に進めてまいりました。

そして、今年度からは、一定整ってきつつあるそうした基盤の上に立ち、中山間地域の多い本県の特徴を踏まえた上で、意図的に医療・介護・福祉を切れ目のないネットワークでつなぎシステムとして機能させる、高知版地域包括ケアシステム構築の取り組みを加速化しているところではあります。

この取り組みの中で、各福祉保健所に配置した地域包括ケア推進監が中心となり、各市町村や関係者の皆様と、それぞれの地域におけるネットワークづくりに向けて協議を進めており、在宅生活を支える訪問看護や介護のサービスが不足していることや、入院時から退院後の生活を見据えた支援が十分でないことなど、地域の課題について関係者が認識を共有してきております。

こうした課題に対応いたしますため、在宅サービスの量的・質的拡充を目指して、訪問看護師の育成・定着の促進による訪問看護ステーションの体制強化や、利用者が少ないため介護事業者の参入が進んでいない地域において、一つの事業所で、通い、訪問、泊まりのサービスが提供できる小規模多機能型の在宅介護サービス施設の整備などを積極的に支援していくことを検討しております。

また、入院時からの支援については、病院内

の看護師やソーシャルワーカーなど多職種が退院を支援する体制を整備する方法を示した退院支援指針を、さらに多くの医療機関に普及するとともに、地域包括支援センターやケアマネジャーなど地域の介護・福祉の関係者と連携した支援が可能となりますよう、人材育成のための研修会を引き続き実施してまいります。

加えて、医療機関、薬局、介護事業所などが患者の医療や介護の情報を双方向で共有できるよう、ICTを活用した地域医療介護情報ネットワークシステムの整備を進めるとともに、在宅患者の日々の状態を関係者間でリアルタイムで情報共有する「高知家@ライン」につきましても、参加施設の増加に向けた取り組みを強化し、医療・介護・福祉の情報を切れ目なくつなぐネットワークをより強固なものとしていきたいと考えております。

他方、本年度から制度化され、高齢者のQOLの向上が期待できる介護医療院という新たな介護保険施設の普及に向け、南海トラフ地震対策を同時に進めるという観点から、未耐震の療養病床が介護医療院への転換とあわせて耐震化を行う場合などに、県独自の支援を行うなど、よりふさわしい療養環境の整備を図ってまいります。

こうした一連の取り組みを、地域包括ケア推進監が中心となり、市町村など関係者と連携しながら地域の実情に応じて進めていくことにより、支援の必要な高齢者の皆様を本人の意向に沿った最もふさわしいサービスにつなぐことができる、高知版地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、貧困家庭などに対する相談機関への支援強化についてお尋ねがございました。

貧困家庭など生活困窮者に対する支援につきましては、県や市が市町村社会福祉協議会などに設置している生活困窮者自立相談支援機関が主として対応しています。また、ひとり親などへの支援につきましては、県と高知市が共同で設置しているひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、生活支援のみならず就業支援や法律相談などのさまざまな相談に対応しています。

議員からお話のありました、地域で活動されている民生委員・児童委員の皆さんや、各種の相談に対応していただいている労働者福祉協議会を初めとする地域の団体などにおかれましては、すぐには行政に届いてこない相談者のさまざまなニーズに対応していただいております。

県といたしましては、こうした地域でのニーズを専門的な支援機関につないでいただくことが、複雑化、多様化する社会の中で今後ますます重要になってくるものと考えています。このため、生活困窮等で支援が必要な方々を、より確実に生活困窮者自立相談支援機関などの公的な専門機関につなげていただくことができるよう、生活困窮者自立支援制度を初めとする支援制度の周知や情報提供に取り組んでまいります。

次に、車椅子使用者用の駐車スペースの見直しや改修に係る支援事業の実施などの取り組みについてお尋ねがございました。

車椅子の利用者は車の乗降にスペースを必要とすることから、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の施設には、いわゆるバリアフリー法や、本県のひとにやさしいまちづくり条例において、幅3.5メートル以上の駐車区画を設置することとしていますが、長さについては法的に明確な基準はなく、車椅子使用者用の駐車区画においても一般的な駐車区画の長さと同じ5メートルとなっています。

議員のお話にありましたように、背面ドアか

ら車椅子で乗降するタイプの福祉車両は、スロープの部分で1.4メートルほどのスペースが必要となるため、長さ5メートルの一般的な駐車区画では、その区画内においては乗降が困難な状況でございます。

近年はこうしたタイプの福祉車両がふえていますことから、国や他県の状況なども注視しながら、まずは、車椅子利用者などが適正に駐車場を利用できることを目的として県が実施をしています、こうちあったかパーキング制度の協力事業所である1,202事業所を中心に、ハード面では、安全に乗降できる駐車区画や乗降場所を可能な範囲で確保していただくことや、ソフト面においても、乗降中の周囲への注意喚起などの対応について要請してまいりたいと考えています。

最後に、本県における要介護者や障害者の目線による物理的な危険を排除するための取り組みについてお尋ねがございました。

公共的施設の整備につきましては、要介護者や障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、国においても、バリアフリーの推進や駅のホームドアの設置促進などの安全対策がとられてきました。県におきましても条例により、国の法律による整備基準よりも厳しい基準を設けるなど、障害のある人などに優しいまちづくりに努めてきているところです。

また、高齢運転者による交通事故の防止につきましては、国において、議員のお話にありましたペダルの踏み間違い時の加速抑制装置や自動ブレーキなどを搭載しました、安全運転サポート車の普及啓発などに取り組まれておりますし、80歳以上の運転リスクの高い方への安全運転サポート車限定免許の導入といった運転免許制度のさらなる見直しなど、高齢者の特性などに応じたきめ細かな対策の強化に向けて検討が行われているところです。

県としましては、公共的施設における安全対策や必要な配慮につきまして、バリアフリーに関する国の動きを注視するとともに、時代に即した内容になるよう、ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準の見直しの中で、お話のありましたエスカレーターにおけるカートの取り扱いなどについても検討してまいります。また、高齢者の自動車運転における交通事故などのリスクにつきましても、国の動きや他県の状況などの把握に努め、有効な施策について研究を進めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、子育て世帯の経済的な負担軽減について、これまで県が国に対して行ってきた政策提言にはどのようなものがあるのかとお尋ねがございました。

お話にもありましたとおり、家庭の所得格差と教育格差には一定の相関関係があり、家庭の厳しい経済状況を背景に、進学や就学の継続が難しく希望どおりに学ぶことができない子供がいるなど、子供たちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

県としましては、教育大綱の柱に厳しい環境にある子供たちへの支援を位置づけ、貧困の世代間連鎖を断つための取り組みを進めるとともに、国に対しては、子育て世帯の経済的な負担軽減のための政策提言を、全国知事会などを通じて、平成28年度から現時点までに延べ22回行ってまいりました。具体的には、幼児教育・保育の無償化や高等学校等就学支援金の拡充、高校生等奨学給付金のさらなる充実、単位制高校進学者に対する就学支援金の支給制限の解消などにつきまして政策提言を行ってまいりました。

今後も、こうした施策の充実に向けて、全国知事会などとも連携を図りながら、国への政策提言にも努めてまいりたいと考えております。

次に、高知県労働者福祉協議会が実施してい

る、高校生のための金融教育セミナーの活用
の促進についてお尋ねがございました。

高校生に対する金融教育については、平成34
年度から成年年齢が引き下げられることもあり、
契約に関する知識や消費者保護についての理解
などが一層求められることから、その重要性は
ますます高まっていると考えております。

現在、高等学校における金融教育については、
家庭科や公民科の授業の中で実施しており、そ
のほかにも卒業前の生徒を主な対象として、総
合的な学習の時間などを活用しながら、外部講
師を招き、卒業までに身につけておきたい基礎
的な金融知識に関する講演会等を実施しており
ます。

講演等の実施に当たっては、議員のお話にも
ありました高知県労働者福祉協議会の高校生の
ための金融教育セミナーを初め、高知県立消費
生活センター、高知県金融広報委員会など複数
の専門機関に御協力をいただいているところで
す。平成29年度には県立高校において、こうし
た金融教育の出前授業を11校で1,196名の生徒
が受講しております。

平成34年度から高等学校で実施される新学習
指導要領においては、金融に関する学習も含め
た消費者教育のさらなる充実が求められており
ます。特に、家庭科では、来年度から新学習指
導要領に基づく授業を先行して実施し、契約の
重要性や消費者保護の仕組みなどについて、こ
れまで以上に深く学習することになっておりま
す。

家庭科などの授業に加え、高知県立消費生活
センターや高知県労働者福祉協議会などによる、
金融教育に関する出前授業などの周知をより一
層図り、今後はより実践的な学習を多く取り入
れることで、高等学校における金融教育のさら
なる充実を図ってまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、県庁内で
企画検討し実施しているI o Tの推進体制につ
いてお尋ねがございました。

県では、平成28年7月に高知県I o T推進ラ
ボ研究会を設立し、I o T技術などの導入によ
り第1次産業や中山間地域などの課題解決を図
るとともに、開発したI o Tシステムなどの地
産外商を促進する、課題解決型の産業創出の取
り組みを進めています。この取り組みを推進す
るため、平成29年度に新設をした産業創造課内
にI o T推進室を設置し、現在4名の職員が各
部局と連携しながら、さまざまな分野にI o T
技術を導入するプロジェクトを伴走支援してい
ます。

また、29年度の途中には、I o T技術や機械
の導入などが課題解決策となり得る第1次産業
の現場のニーズ抽出を強化し、課題解決につな
げる取り組みを推進するため、農林水の各部局
ごとに生産性向上プロジェクトチームを設置し、
それぞれの現場を熟知した職員を中心として、
各部局が主体的にI o T技術などの導入を促進
する体制も構築しております。

加えて、I o T技術を導入する際の技術的な
課題などに関する専門家として、I o T推進ア
ドバイザーを1名設置するとともに、生産性向
上に向けた、I o T技術や機械の導入からソフ
ト的な改善活動に至るまでの総合的な課題解決
策の企画立案を支援する専門家として、生産性
向上推進アドバイザーを2名設置し、高度な知
見に基づく指導や助言をいただいています。さら
に本年6月には、県と東京大学大学院情報学
環との間で、I o Tに係る技術交流の推進など
を内容とする連携協定を締結し、I o T技術の
導入をより効果的、効率的に推進する仕組みも
強化しています。

こうした推進体制により取り組みを進めてき
た結果、第1次産業や中山間地域などのさまざ

まな課題から、44件のIoT技術導入や機械化のニーズを抽出し、うち31件は製品完成や実証実験の段階まで進んでおります。今後、IoTやAIなどの最先端のデジタル技術の活用を、さまざまな産業を初め、福祉や医療、防災などあらゆる分野に広げ、課題解決や地産外商につなげるよう、庁内の各部局との連携をさらに強化するとともに、専門家の御指導をいただきながら全力で取り組んでまいります。

次に、工業技術センターが進めている、ドローンを活用して鹿の捕獲情報を知らせるシステムの実用化の状況と課題についてお尋ねがありました。

工業技術センターでは、鹿の生息数が多く、かつ携帯電話の電波が届かない山林に設置したわなに発信器をつけ、ドローンを飛行させて鹿の捕獲情報を収集することにより、わなの巡視作業を軽減させる技術の研究を行っています。現在は、四国森林管理局の御協力のもとで試作したシステムを実際に仕掛けるくくりわなに装着する、本格的な実証実験を進めている段階にあり、この実験では捕獲情報が適切に収集できています。

今後、このシステムの市場性が確認できた場合には、県内企業に技術移転し製品化していきたいと考えておりますが、そのためには、実証実験の結果を踏まえながら、実用性を向上させるとともに、費用対効果を検証することが必要です。

実用性や費用対効果については、まずシステムの導入効果をさらに向上させることが重要であると考えており、より広い範囲に設置したわなから捕獲情報を収集できるようにするため、ドローンを地形に応じて広範囲に飛行させる技術が必要となります。さらに、システムの導入や運用にかかるコストが一定大きいことから、森林組合など一定規模の事業者への導入が中心

になると見込まれることが課題であると考えています。

今後は、工業技術センターの実証実験の状況も見据えながら、IoT推進ラボ研究会の会員企業とも連携して、近年急速に実用化が進み始めました、より低コストで広い範囲をカバーできる最新の無線通信技術を積極的に活用するなど、低コストで実用性にすぐれた有害鳥獣対策技術の開発を目指してまいります。

次に、県内におけるシルバー人材センターの会員登録の状況と会員数の推移についてお尋ねがありました。

現在、県内のシルバー人材センターは20団体あり、公益社団法人が11、一般社団法人が6、法人格を持たないミニシルバーが3団体設置されています。また、それらのシルバー人材センターを会員とする連合会が1つございます。市町村単位で設置されているものが16、広域で設置されているものが4、設置されていない市町村が5つございます。

その会員数は、平成29年度末時点で4,688人であり、男女比は男性63.2%、女性36.8%となっています。平成20年度から26年度までは減少傾向にありましたが、26年度の4,549人から平成29年度にかけて微増となっております。会員資格は60歳以上であり、働く意欲のある高齢者は増加していると考えられますが、一方で60歳を過ぎても常用で雇用される方も増加しており、臨時的かつ短期的な仕事とされているシルバー人材センターの会員の確保は全国的に課題となっております。

一方、事業の内容としましては、清掃や樹木の剪定から農作業、家庭の電球交換など、大変幅広い分野で仕事を請け負うほか、市町村の施設管理なども行っており、近年は件数、金額とも増加し、平成29年度は3万3,236件、16.7億円となっております。

今後も、人口減少に伴い働く高齢者へのニーズはますます高まっていくものと考えられますので、県としましては、連合会や市町村とも連携して、広報紙を活用するなど、会員の確保に向けたPRに努めてまいります。

最後に、市町村によるシルバー人材センターの活用に関する温度差と、高齢者の就業機会のばらつきの現状についての認識、またシルバー人材センターのさらなる充実についての県の支援体制についてお尋ねがございました。

シルバー人材センターの平成29年度の契約金額16.7億円のうち、おおよそ4分の1が市町村からの委託事業となっていますが、市町村によって金額に差がありますし、運営に関する市町村の補助金にも違いがあります。委託事業については、民業を圧迫しないことを前提とするシルバー人材センターに対して、地域の状況によって市町村の意識に差があることや、運営費の支援の違いにつきましても、財政基盤の違いによることも考えられます。

県は、公益社団法人であるシルバー人材センターに対して、事業の実施状況や運営体制に係る検査を行うほか、連合会に対して、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、監督する立場として指導・助言を行っており、必要に応じて市町村から事業内容等の聞き取りも行っておりますが、さらなるシルバー人材センターの活用に向けて、市町村との意見交換を行う機会を十分に持てていませんでした。

平成29年3月に、国の働き方改革実現会議が決定した働き方改革実行計画において、高齢者が幅広く社会に貢献できる仕組みの一つとして、シルバー人材センターを活用した就業促進が位置づけられています。また、厚生労働省の平成31年度のシルバー人材センター関連予算概算要求においては、特に女性会員確保のためのPR事業などの活用が求められていますほか、

本県でも4カ所で実施をしています、週20時間以内と定められている就業時間を拡大する特例措置、あるいはシルバー人材センターと商工団体との連携などが紹介をされており、また会員の増加割合に応じた運営費補助の加算も打ち出されています。

今後は、シルバー人材センターのない市町村も含め、市町村との意見交換の場を設け、こういった情報を共有するとともに、市町村の状況や考え方を確認しながら、さらなるシルバー人材センターの活用を通じて、高齢者が輝き、働き続けることのできる地域の実現を目指してまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、県庁職員に対する、先を見据えた社会人教育や研修等についてお尋ねがございました。

先に、本県において、さまざまな県政課題を的確に捉え、業務を着実かつ効率的に推進していくため取り組んでおります、職員研修やOJTなどによる人材育成について申し上げますと、まず職員研修では、職員の成長段階に応じて、法務や会計、県の重要政策など基本的な教養に関する研修を行うとともに、政策形成能力やコミュニケーション力、マネジメント力など職員の能力を高めるためのさまざまなコースを設けています。あわせて、20代、30代の職員に対しましては、民間企業への派遣研修や職員研修の一環として、IoTやAIなど新たなビジネスに関する業界最先端の事例、社会・経済・市場の変化を学べる外部の講座に参加する機会を設けているところです。

また、OJTでは、日常の業務を通して実践的な知識、能力の向上を図っております。グローバル化の観点では、貿易協会などへの職員派遣のほか、海外との交流や地産外商の展開を通じて、語学力のみならず、国際的な視点を持った

職員も育ちつつあるところでございます。

その上で、先を見据えた教育、研修の方針ですが、グローバル化やデジタル技術の急速な進展を踏まえ、人材育成についても常にその内容を発展させていくことが重要であると考えております。このため、最新のデジタル技術等について、職員研修のコースに組み入れることを検討しておりまして、年が明けた1月か2月には、初歩的なプログラミングを通じてコンピューターの仕組みを理解するための講座を試験的に開催することとしております。

また、実用英語の習得に向けましては、業務上必要な職員や希望する職員が学習できる研修メニューの設定についても検討してまいりたいと考えております。

次に、RPAの導入による庁内業務の自動化への検討状況についてお尋ねがございました。

県勢浮揚に向け、新たな事業への対応や業務内容が高度化する中、限られた職員数で県民サービスを安定的に提供するためには、県庁の業務の効率化や、職員の働き方改革に不断に取り組む必要があります。そのために、ICTを初めとするデジタル技術を活用することは不可欠であり、これまでも約150の業務システムを導入してきたところです。例えば、全庁職員を対象とする総務事務集中化システムの導入では、時間外勤務の集計作業を自動化することなどによりまして、年間43.6人分の事務作業の削減効果があったとされております。

議員のお話にありましたRPAにつきましては、比較的低コストのソフトウェアの活用で実現可能と考えられますことから、これまで費用対効果の観点から、システム化が見送られてきた定型業務を対象に導入することを検討しているところでございます。具体的には、個々のパソコンでのデータ入力作業や集計処理などを想定しておりまして、庁内に向け、対象となる可

能性のある業務の照会を行ったところ、30の業務について回答があったところであります。来年度、これらの内容や効果をよく見た上で、幾つかの業務にRPAを導入していきたいと考えております。

こうした取り組みによりまして、庁内業務の自動化、さらなる効率化を図り、職員が企画立案や重要施策への対応などにより注力できるよう、努めてまいりたいと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 過去の南海トラフ地震の教訓や資料を県民の皆様に広める対策についてお尋ねがありました。

実際に起こった南海トラフ地震の揺れや津波による被害状況などを知ることは、地域地域の危険性を我が事として捉えることにつながり、事前の取り組みを進めていただくことに効果的であると考えています。

昭和の南海地震のちょうど3年後、昭和24年12月21日に、次の地震に対し十分な備えをとっていただきたいという思いから、県において被害状況や応急対応などを記録した、南海大震災誌を発行しております。この中で、通信不通で情報収集ができず応急救助がおくれたことや、負傷者数に対して医療救護施設が少なく受け入れに困ったといった反省点もまとめられており、こうした課題は現在でも同様であると考えられることから、平成15年に復刻して市町村に配布し、県民の皆様に広く見ていただくようにしています。

また、昭和22年には、建物や橋梁などの被害状況や復興に励む人々の苦労などを取りまとめた映画、南海震災も制作しており、こうした映像は被害をより身近に感じていただくために貴重な資料となることから、デジタル化してホームページでごらんいただけるようにしています。加えて、地震や津波に関する古文書や石碑など

も調査し、過去に津波が到達した場所を地図上で整理して公表しています。

今後も、過去の地震における資料などについて、県民の皆様が手軽に閲覧できるようホームページの見せ方も工夫しながら、啓発に努めてまいりたいと考えています。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 災害対策に関して、四万十市の赤鉄橋の耐震性と、改修やかけかえの検討状況についてお尋ねがありました。

県道中村下ノ加江線の四万十川橋、通称赤鉄橋は、大正15年に架設された非常に古い橋梁であり、繰り返し修繕工事を実施しながら供用を続けてきたところです。平成25年に道路法が改正され、道路施設の5年に1度の近接目視点検が義務化されたことを受け、本年2月に赤鉄橋の点検を実施したところ、直ちに通行止めなどの措置は必要ないものの、修繕が必要な箇所が見つかったことから、次回の点検までに修繕工事を完了させるよう取り組んでおります。

一方、県管理の道路橋の耐震対策については、南海トラフ地震などの大規模災害が発生した際に、被災者の救助活動や救援物資の輸送などを円滑に実施できるよう、緊急輸送道路や啓開道路での対策を重点的に進めております。これまでの取り組みにより、緊急輸送道路の落橋対策は今年度でおおむね完了いたしますが、赤鉄橋は緊急輸送道路ではないため、これまでのところ耐震対策は実施しておりません。

また、赤鉄橋のかけかえについては、橋の上下流の堤防の高さに合わせて、現在の橋よりも高い位置に設置しなければならないため、橋の前後の住宅や商業施設が密集している市街地の道路を含む、まちづくり計画の検討が必要となるなどの課題があり、これまでのところ具体的なかけかえの計画はありません。

しかしながら、地域のシンボルでもある赤鉄

橋は、交通量が多く、地震により通行できなくなると地域の皆様の生活に大きく影響することが予想されるため、本年度から耐震対策も含めた対応方針の検討に着手したところです。

○26番(石井孝君) それぞれ御答弁をいただきました。

何点かお伺いをさせていただきたいなと思うんですけども、まず子供の貧困対策の部分について、知事からも、これまでの高知家の子どもの貧困対策推進計画はいろんな計画の集合体というようなこともあって、貧困にかかわる部分というのはそれぞれ貧困の状態がさまざまだということで、いろんな計画を、これからもPDCAを回してバージョンアップしていくというようなことで、お話をいただきました。より実態に即した計画、そして支援事業と、これからは粘り強く国への政策提言もしていただければなというふうに御期待申し上げます。

それから、若者世代の奨学金の課題なんですけれども、県で、篤志家からの寄附によるものもあるということで、そういったものは非常にありがたく、うれしく思います。その他一般の県独自の奨学金制度も、予算があれば幾らでもということなんですけれども、限られた予算の中でできる限りをやっていくということなんで、やはり日本学生支援機構が行う現行の奨学金制度について、国への提言も行ってもらっているということなんですけれども、それを繰り返し繰り返し行ってもらう必要があるんじゃないかなと思っています。

というのは、新たに導入された給付型の奨学金も、先ほど述べましたように、極めてその規模が限定的であって、取り扱える学生が少ないというようなこと、それから推薦基準が本当に適切に運用されているのかどうかというような課題もあると思います。それから、無利子の奨学金も、基準を満たしながら受けられない

という残存適格者というのがいるということで、これも解消していくために注視をしていかなければいけないし、低所得者に対する所得連動返還方式についても、低所得者へも返還を求めていくし、返還が長期化することで貧困が長引くリスクがあるというようなことも含めて問題点があります。

さまざまな問題を含む奨学金制度のこれからの運用上の問題点とか、制度上の救済内容、その限界なんかを正しく理解していかなければ、奨学金の課題について余り詳しい知識がないまま奨学金を借りて、貧困に陥るといふか、返済に苦しむような学生もいらっしゃるというふうに思いますので、そうしたものもなくしていくような国への政策提言も必要だと思います。また、金融教育とあわせて、労働者福祉協議会は、高校生のための金融セミナーもやっておりますけれど、奨学金の相談窓口なんかもやっています。非常に詳しいマニュアルを持って、相談者と向き合って話をしておりますので、そうした金融セミナーもそうなんですけれども、ぜひとも奨学金の制度についての高校生に対する勉強みたいなことも、ちょっとこの金融セミナーに追加してもらおうとか、別建てで金融セミナーをすとか、そういったお願いもあわせてできるのではないかとこのように思いますので、そのことについて教育長にまたお考えをお伺いしたいなと思います。

一度、こういう問題をはらんでいるとか、実態がこうだとかということを学生が知っていると、奨学金を借りようとするときに正しい理解に努めようとするのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

それから、働き盛り世代についての課題ですけれども、私も事前には聞いていなかったんですけども、非常に取り組みを前向きにやられ

ているということがわかりました。研修の中身も、時代の先端とは言いませんけれども、即した形で新しい研修をどんどんやられているというようなことがわかりましたので、これからの確に捉えて、そういう20代、30代が、今後20年後とかに、若い新採の職員さんが何を言っているかわからないとか、仕事がどんなふうに進捗しているか管理ができないなんていうことがないように、ぜひとも研修もしていただければと思いますし、県が取り組む姿勢がまた民間企業にも派生をしていくんだらうなというふうに思っていますので、そうした県の取り組みに期待をしたいなと思っております。

それから、シニア世代における課題について、シルバー人材センター、商工労働部長からお話もいただきまして、市町村の温度差というか、利用状況についても把握をされていますので、今後そういった機会も設けていきたい——ばらつきの解消に向けてやっていただければなと思っています。国のほうも、答弁でいただきましたように、女性の入会が全体の3割ぐらいだということで、県は36.8%で、高知県の場合女性会員が少し多いのかなと思いますけれども、会員数をふやしていくときに、現況の補助金の少ないところについてはそれ以上手いっぱい、会員数をふやしていこうという運動とか活動ができないんですね。

事業体を支援することによって、会員数を伸ばしていくということにもつながって、そうすればまた就業の件数がふえていってということにつながってきますので、まずは市町村に対しては、各市町村にあるシルバー人材センターに対する補助金の拡充みたいなものも含めて、伸びしろがあるところにはもう少し毎年段階的にふやしていくようなことも考えてもらって、会員の確保に努めていただきたい。特に女性は、1人で来てと言ってもなかなか難しいので、2

人、3人、仲間に来てと言えば入会してやってくれるというようなこともよく聞いております。そうした取り組みにも、やはりシルバー人材センターの事業種についての強化みたいなものが必要になってきますので、そうしたことも市町村にお願いしていただければなと思っております。

あと災害対策ということで、赤鉄橋についてお話をさせていただきました。古い橋で、繰り返し補修もしてもらってということで、私も、選出選挙区でございますので、いるときはほとんど毎日通る橋なんでございますけれども、橋の下の堤防を歩いて散歩をしている方から、見た目に非常に怖いよというような話を聞いたりとかします。本年度から対応に着手したところということで、かけかえとかどんなふうになっていくのかわかりません。確かに現道の中村側と具同側のところが低いので、町の機能を全部底上げしないと、橋を今のまま現況復旧ということにはならないので、非常に難しいまちづくりの問題があるかなと思います。

最後に、次の南海トラフ地震で落橋した場合には、前回のように、原形復旧がそのままできるのかどうかという検討もしなきゃいけないと思います。洪水の懸念も述べましたけれども、上下流の堤防との高低差があり、そのことについても、橋自体は今のがもつにしても、ゲリラ豪雨とかそういったことで、あそこが引き金となって堤防決壊というようなことにもなりかねませんので、そういった危険に対する調査みたいなこともしてもらいたいなと思ってます。

あと、まちづくりの機能で言うと、歴史をいろいろ調べてみますと、大正時代にあの場所に赤鉄橋がかかったんですけども、その手前で、もう少し上流側にもう一本かけるといふか、どっちにするかという案があったそうです。A案、

B案があって、その中で今の赤鉄橋の位置におさまったということなんです。その上流部にトンネルを掘った偉人の方もいらっしゃるというので、またそっちのほうにかけかえができるようなまちづくりになるのかどうかわかりませんが、新たなルートを検討するとなると、四万十市全体のまちづくりにもかかわってきます。このことについては今年度から検討中ということなんですけれども、ぜひとも、予算確保も含めて、ちょっと時間がかかりそうな感じがしますので、さまざまな検討をしっかりとしていくんだというようなことについて、もう一度土木部長にお考えをお伺いして、第2問とさせていただきます。お願いします。

○教育長（伊藤博明君） 高等学校の現場では、これまで奨学金につきまして、どちらかという給付型であったり無利子であったり、たくさん奨学金があって、こういったものが活用できるんだというような御紹介をするという状況でございましたけれども、議員からお話がありましたように、やっぱり無計画な借り過ぎによって、後々返済が滞る、大変な思いがあるというようなところが非常に大事なところだと思います。

日本学生支援機構のほうでも、奨学金等進学資金ガイダンスといったものを、無償で各学校なりPTAで開催していただける、そういった中で資金計画の説明であったり、奨学金利用の意味とか、正しい使い方、そういった理解にというようなサービスもございます。先ほど議員からお話がありました高知県労働者福祉協議会、そういったところなんかにもいろいろお力をかりて、しっかりと資金計画を持った借り方といいますか、そういったところにも重点を置いて、今後取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○土木部長（村田重雄君） お話にありましたよ

うに、この赤鉄橋の検討に当たっては、橋の前後の住宅ですとか商業地、そのまちづくり全体の検討、また河川との関係ですとか、いろんな点を検討していかなければいけないところがありますので、いろんな方面、地元の市とも一緒になって、その点、検討してまいりたいというふうに考えております。

○26番（石井孝君） ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

最初のほうに言いましたように、子供たちは夢と希望を持って成長し、若者は志を持って歩み、働き盛りはやりがいや生きがいを見出すことができ、お年寄りに住みなれた地域で安心して暮らせる、そして県民全員で災害、とりわけ南海トラフ地震を乗り越えられる、そんな理想的な高知県の実現に向けて、未来を開いていただきますようお願い申し上げまして、一切の質問を終えます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（坂本孝幸君） 暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩



午後2時50分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番 金岡佳時君。

（1 番 金岡佳時君登壇）

○1 番（金岡佳時君） 自由民主党の金岡佳時です。議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

吉野川は有史以来、ずっと美しい流れを先人、そして私たちに見せてまいりました。昭和の時代になり、四国総合開発の名のもとに、四国の

命、早明浦ダムが建設され、昭和50年に完成をいたしました。そして、それによって吉野川の様子は一変いたしました。しかしながら、この水の利活用により、四国の経済、市民生活は極めて豊かになっています。また、治水におきましても、早明浦ダムの果たしている役割は大きく、四国における市民の日常生活、経済活動に不可欠な存在となっております。

そうした中、2005年の台風14号では、流入量が最大毎秒5,600トンと計画を上回り、貯水率0%が1日にして100%以上になるという事態も経験をいたしました。これは、貯水率が平年並みだったとすると、甚大な被害が出たのではないかと推測され、さらなる洪水調節容量の上積みが必要であるとの意見が出されておりました。

高知県におきましても、平成24年に県管理区間で吉野川水系河川整備計画が立てられております。その中でも、早明浦ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築し、洪水調節容量を増大させるとともに、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待されるプロジェクトが考えられており、関係機関と調整を図りながら、国に対して早期実現を要望していくとあります。その後、知事を初め土木部の皆様方の努力によりまして、早明浦ダム再生事業が採択され、ことしから調査が始まっております。

この事業により、予備放流方式が導入され、洪水調節容量が9,000万立方メートルから1億700万立方メートルに増大するとともに、洪水時の放流能力が増強され、下流域はもとより上流域の浸水被害も軽減されるものと、地域住民も大きな期待を持っております。知事を初め土木部の皆様に改めてお礼を申し上げたいと思います。

昭和50年、51年、そして平成9年、17年に最大流入量が計画洪水量4,700立方メートルを超えることがあり、そのたびに支流の地蔵寺川が

あふれ、避難を余儀なくされる事態となっておりました。近年では、ゲリラ豪雨ということで集中的に雨が降り、台風が来るごとに避難勧告や避難指示が出されるという状況が毎年のように続いております。そして、この計画の治水の課題として、地蔵寺川の浸水対策と緊急時における河川情報の提供などのソフト対策、異常繁茂しているヨシ原の対策などが挙げられております。また、洪水時と渇水時の濁水問題も、幾分緩和されてきたとはいえ、今なお残っております。

そして、いま一つ心配されるのが、生態系の問題であります。植物群落としては、汗見川を初め地蔵寺川、立川川などの支流や吉野川本流で見られるキシツツジの群落が少なくなっていること、魚類では、スナヤツメやアカザの姿がほとんど見られなくなってきたこと、鳥類においても、オオタカやクマタカは全くと言っていいほど見ることはできません。かつては汗見川で地域の子供たちが捕まえたこともあったオオサンショウウオも、近年見たこともありません。私は、このように年を追うごとに、どんどんと魚類や植物群落が少なくなっていることに、強い危機感を持っております。

河川空間の利用については、アユ漁やアマゴ漁、カヌーやラフティングなどのスポーツや、いかだ下りや施餓鬼などのイベントや伝統行事に使われており、来年開かれる「土佐れいほく博」の開催によって、ますます利用されるものと期待をしているところであります。課題としては、流域に生息する動植物の調査・保護、渇水リスクの増大に対する関係機関の連携及び合理的な水利用、濁水や低水温の放流、河床の石に付着した泥の対策、川と親しむための利用者間の調整や人と川の触れ合いに関する施策が挙げられております。私は、この計画は嶺北の住民の気持ちを酌んだ計画であると評価をいたし

たいと思っております。

私の子供のころは、吉野川では至るところで1尺はあろうかというアユが群れになって泳いでいるのを見ることができ、ウヰイをして業にしている方もおりました。ウナギにしても、ゴマウナギという斑点のあるウナギを見ることができました。ヨシ原が繁茂する原因は、水量が少なくなったことであり、濁水と河床の石に付着した泥などが原因で、多くの水生動物が見る間に少なくなっていました。コンクリートで固められた護岸は、ウナギなどのすみかを奪っています。

治水は極めて重要です。そして、第一に考えなければならないのは、命と財産を守ることです。しかし、環境と安心・安全の二者択一ではないはずであります。失われるものをふやしながら未来に伝えることには、疑問を感じざるを得ません。特に生態系は、少しでもかつての状況に近づけること、そしてそれを未来に残していくことが重要であると思えます。

早明浦ダムの直下、地蔵寺川の合流地点から池田ダム近くまでは、高知県の管理区間です。知事はどのような姿の吉野川とその支流を未来に残していこうと考えているのか、御所見をお伺いいたします。

次に、この計画の目標についてお尋ねをいたします。地蔵寺川下流部について、優先的かつ重点的に河道整備を行うとあります。まさにこれは、今進められているところでありますが、進捗状況と今後の予定について土木部長にお尋ねをいたします。

本流を初めとするほかの河川についても、局部的な改良、洪水による被災箇所の復旧や治水上支障となる堆積土砂の撤去等により、治水機能の向上と適正な維持管理に努めるとあります。これは、ことしの7月豪雨のとき、まさにやっていただきましたし、現在も取り組んでいただ

いておりますが、引き続きよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

さらに、河川を氾濫させない対策に加えて、万一河川が氾濫した場合でも被害を最小限に抑えるため、ソフト対策として河川情報や伝達体制の充実強化の推進とありますが、これについては現在どのように行われているのか、土木部長にお伺ひをいたします。

河川環境の整備と保全に関する目標では、水質については、現況をモニタリングするとともに、関係機関と連携し、地域が一体となった河川愛護活動などを通じ、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進するとあります。また、早明浦ダムからの濁水の長期化に対しては、濁水の実態把握、選択取水設備の運用、底泥除去の継続、温水温存放流等の検討や対策が行われるとされており、これらの取り組みの積極的な推進を促すため、関係機関と調整・連携に努めるとあります。

これに一部該当する事案がことしあったわけですが、どのように対処をされたのか、土木部長にお伺ひいたします。

次に、動植物の生息・育成・繁殖環境についてお伺ひをいたします。動植物の生息・育成・繁殖環境については、植生を初め生態系の現状把握に努め、現在の多様で良好な環境を維持していくことを目標とする、また工事などを実施する際は河川環境に与える影響を考慮することとし、水際に繁茂するヨシ原については適切に維持管理を行う、さらに関係機関と連携し魚類などの上下流の移動の連続性を確保するように努めるとあります。特に魚類などの上下流の移動の連続性の確保では、随分昔から議論がされてきております。

平成5年1月に吉野川が、魚がのぼりやすい川づくり推進モデル河川に指定をされ、同年7月、吉野川魚がのぼりやすい川づくり推進検討

委員会が、四国地方建設局4名、水資源開発公団1名、高知県3名、徳島県2名、大学教授4名、徳島県釣連盟1名、四国電力1名、住友共同電力1名、電源開発1名、計18名の構成で設置をされております。そして、4回の協議がなされており、その後平成6年に、四国地方建設局と高知県の連名で、吉野川魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業、実施計画書が策定をされております。

その中には、魚道のない河川横断施設の改善計画として、流量調整ダム——山崎ダムですが——について、水位変化によっても魚道内の流速を一定で維持しやすい魚道の新設するものがあります。改善時期は1期計画で、平成6年からおおむね10年とあります。また、平成13年9月定例会において先輩の西岡仁司元県議が一般質問で、山崎ダムへの魚道の設置を要望しております。歴史をたどれば、漁協を中心に昭和40年から要望しております。もう既に半世紀が経過をするわけですが、いまだに実現をされておられません。

水際に繁茂するヨシ原の維持管理と、山崎ダムへの魚道設置について土木部長の御所見をお伺ひします。

次に、林業についてお伺ひいたします。

来年4月より施行される森林経営管理法であります。制度の詳しい内容は6月議会での明神議員への答弁で大体理解ができたところでありますが、幾つかの不安が残っております。まず、この制度によってどのくらいの原木が生産されるかであります。高知県はもとより全国で伐採搬出がされますと、かなりの量が市場に出回ることになります。

全国での原木生産量はどのくらいが予想されているのか、また高知県の原木生産量の予測はどれくらいを考えているのか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

また日EU・EPAやTPP11が発効いたしますと、長期的には国産材価格の下落が懸念されると言われております。この森林経営管理法によって原木生産量が確実にふえると思われませんが、原木価格の下落につながることはないのか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

また、この制度を岡山県の西栗倉村のように活用できれば、中山間地域にとって極めて有効に使える制度であると思います。少し紹介をいたしますと、西栗倉村は人口1,480人ほどで、面積57.97平方キロ、95%が山林で、人工林率84%であります。やはり、高知県の中山間地域と同じく過疎化が進み、林業が衰退していく中で、間伐など山の手入れも行われなくなっていったそうであります。そのような状況の中で、50年前に将来の子供たちや孫たちのためにと先人が植えてくれた思いを大切に、立派な100年の森に育てていくために、あと50年、村ぐるみで挑戦を続けようと2008年に生まれたのが、百年の森林構想であります。100年の森に育てていくためには、間伐などの山の手入れを、経済的に成り立つ仕組みで持続的に続けていかなければなりません。

そこで、西栗倉村では、森をつくる百年の森林創造事業と商品を開発する森の学校事業を進めております。特に百年の森林創造事業では、村が個人所有の森林を10年間預かり、間伐や作業道整備を行うもので、一括管理を行う長期施業管理協定を森林所有者と結び、補助金のほか施業に係る負担を全て村が負担するというようになっております。現在、個人所有の私有林が約3,030ヘクタールで、1,488ヘクタール、724人の森林所有者と長期施業協定を結んでいるそうであります。

また、この1,488ヘクタールと村有林約1,270ヘクタールはFSC認証を受けており、将来は

村の森林全てが認証を受けるようにするということでもあります。施業費を補助金と村の補助で全額負担することにより、原木価格から市場への運搬費と手数料、選木費、保険料を差し引いた木材販売収益を村と森林所有者が折半しております。

これは林野庁の説明資料の中にも先進例として掲載されておりますが、制度的には西栗倉村の取り組みと同様であると考えていいのか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

この制度を魅力あるものにするためには、森林所有者へ原木価格にできるだけ近い金額を支払うことのできるようにすること、山で働く方々に危険できついという労働に見合った収入を得られるようにすることであると思います。

原木販売収益の何%程度を森林所有者に支払うように想定しているのか、また立木の伐採及び木材販売に係る経費と造林及び保育に係る経費について、どのくらいの施業単価を想定しているのか、仮称森林環境譲与税は全て市町村裁量で使うことができるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

そして、この制度で急がれるのが意向調査であります。意向調査区域を設定し毎年計画的に実施するとなっておりますが、専任の職員が必要なのではないかと思えます。

6月議会の答弁では、市町村職員の人材育成支援にしっかり取り組んでいくとの答弁がありましたが、どのくらいの専任職員ができていいのか、また地域林政アドバイザーの配置を予定している市町村はどのぐらいあるのか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

そして、最も懸念をされ、最も期待をされるのが人材の確保であります。現状でいきますと、全く施業をする人が足りないのではないのでしょうか。経営管理を市町村が引き受けたとしても、再委託を受ける事業者が足りない、再委託

を受ける事業者すら足りないといった状況であると思います。どのようにして人材を確保していくのか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

また一方で、十分な収益が得られるような組み立てができれば、移住者を呼び込むことや起業につながると考えられます。思い切った収益や費用の基準を示すことが必要であると思います。林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

次に、教育について、郡部校の活性化策として嶺北高等学校の事例を挙げ、その問題点についてお尋ねをいたします。

人口減少に伴い、郡部高等学校の生徒数も年を追うごとに減少を続けております。しかしながら、その地域から高等学校をなくすことは絶対にできません。地域の生徒の総数はまだかなりあり、高知市内の高等学校を希望される方がかなりいるということで、現在のような状況になっております。

その要因としては、希望するクラブ活動ができない、市内の高等学校のほうが自己実現の可能性がより高いのではないかと感じている等が挙げられると思います。クラブ活動の充実が物理的に困難な部分があり、いたし方がないといった状況ではありますが、少数のクラブ活動に特化し充実をさせるといった考え方から、嶺北高等学校ではカヌーに特化し、ラヨシュ・ジョコシュ氏を招いて、今まさにカヌーで生徒を呼ぼうと取り組んでいるところであります。

また、東京、大阪、名古屋、福岡の地域みらい留学フェスタに参加しPRをしてきたところでもあります。その結果、8名の方に興味を示していただき、現在受験志望をしていただくように進めていると聞いております。この8名の方々は、出身地が東京や大阪、兵庫、千葉等であり、もし嶺北高等学校に入学することになれば、

地元の生徒たちはもちろん、県外の生徒たちの期待にも応えなければなりません。

まず、東京や大阪、兵庫や千葉などの都市部の状況に合わせた学習環境、すなわち郡部にいても都市部の先進校の授業が受けられるような学習環境が必要となってまいります。ICTを活用し、都市部の先進校と結ぶような遠隔教育システムが望まれますが、教育長はどのような御所見をお持ちなのか、お伺いをいたします。

平成33年4月に高知国際高等学校が開校いたします。そして、国際バカロレアDP認定校になろうとしていますが、今嶺北では教育に関心のある人材が数多く集まっています。そして、彼らの話をお聞きしますと、国際バカロレアの認定校になることはできないが、国際バカロレアに近い授業はできると言っております。これらの人材を嶺北高等学校で十二分に活用することができないか、またどこまでの活用が可能なのか、教育長に御所見をお伺いいたします。

また、親御さんと遠く離れて生活するわけですが、生徒たちを安心して預けていただくような宿泊施設も必要であります。来年度は、土佐町と本山町が男子寮と女子寮を分担して用意するように準備が進められておりますが、臨時的な対処によるもので、本格的な寮が必要なことは言うまでもありません。

寮の整備についてどのような御所見をお持ちなのか、教育長にお伺いをいたします。

今回、県外から嶺北高等学校に入学しようと考えている方々の中には、家族で移住を考えている方々もいらっしゃいます。まさに地域の活性化に直接結びつく事例となると思われます。教育を充実させることによって移住者を呼ぶことができるということでもあります。地域の環境に魅力を感じて、あるいは農林業などの仕事を通じて移住されてきた方々も、異口同音に高等学校教育の重要性と必要性を強く訴えておりま

す。私は、学習指導要領に決められた範囲の中でどれだけの多様性を持たせることができるかということが、中山間地域の教育に特色を持たせることにつながるのではと考えております。

10月より公営塾が始まりました。その効果かどうかはわかりませんが、土佐町が開設している、町の学び舎あこには、定期試験前には多くの生徒が集まり勉強をしております。そのほか嶺北高等学校においては、毎週月曜日には教務部と一緒に学校で補講補助を行っておりますし、今月より学校内で嶺北高等学校専用公営塾、燈心嶺が始動いたします。その効果は、時間の経過とともに確実にあらわれてくるものと思われまます。この取り組みに、より一層の効果を持たせるためには、学校と強力に連携をさせることが必要となってまいります。これらを通じて嶺北高校で学ぶことによって、より自己実現ができるということになれば、おのずと嶺北高等学校を選んでくれるのではないのでしょうか。

また、ラヨシュ氏の指導を受けたいということで、嶺北高校へ入学を希望している方も、もちろんいらっしゃいます。ラヨシュ氏の指導により、生徒たちも飛躍的に力をつけておりますし、生徒たちの英語によるコミュニケーション能力もついてきていると聞いております。ラヨシュ氏は生徒たちを褒めて育てる指導をしているようですが、細かいニュアンスの言葉が通じないので、苦慮しているということでもあります。これらも強力に連携して取り組めば、少しは解消できるのではと期待するところでもあります。

嶺北高等学校と公営塾、燈心嶺を強力に連携させるために、学校内部に両者をコーディネートする人材がどうしても必要となってまいります。学校と塾の連携と人材配置について教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、G I 法についてお伺いいたします。

G I 法とは、全国各地に数多くある、地域で育まれた名産や名物、特産などと言われる農林水産物の地域ブランドを守るためにつくられた新たな制度であります。G I ——地理的表示とは、農林水産物、食品などの名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質などの確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示を言います。1900年代初頭にヨーロッパで創設され、現在では100カ国を超える国で知的財産として保護されております。

そして、この地理的表示の定義は、W T O 協定の一部であるT R I P S 協定において、ある商品に関して、その確立した品質、社会的評価、そのほかの特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域またはその領域内の地域もしくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいうとあります。諸外国における導入状況は、平成21年でアジアが11カ国、中東7カ国、E U を除く欧州が17カ国、E U が28カ国、中南米24カ国、アフリカ24カ国となっております。ゴルゴンゾーラやパルミジャーノ・レッジャーノのように聞いたことのあるようなものも、E U で地理的表示の登録をされたものであります。

こうした諸外国の取り組みを参考に、平成26年6月に地理的表示保護制度を定める、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律が成立し、平成27年6月1日に登録申請の受け付けを開始し、同年12月には7産品が登録されております。地理的表示とは、農林水産物、食品の名称であって、例えば高知ユズのように、その名称から産地がわかり、品質や社会的評価などがその産地と結びついていることが特定できるもので、地理的表示保護制度は、この地理的表示を知的財産として保護することによって、産品の適切な評価、価値の維持の向上、産品に対す

る信用を守り、生産者の利益を保護するとともに、表示を信頼して産品を購入することができるという点で、消費者の利益を保護することを目的としています。

日EU・EPAは7月に署名がされました。発効に合わせてEU側71産品、日本側48産品の食品GIを相互に保護することに合意がされており、日本側の48産品の中には、但馬牛、神戸ビーフ、特産松阪牛、米沢牛、宮崎牛、近江牛、鹿児島黒牛、木頭ゆずなどが含まれております。そのほか、くまもとあか牛が9月27日に登録をされております。

新食肉センターがHACCP対応で将来の輸出も見込んだ施設として、2022年の操業を目指して作業が進められておりますが、土佐あかうしの販売戦略もあわせて考えていかなければなりません。登録するには、登録される産品の品質や社会的評価などと、生産地の気候や風土・土壌などの自然的な特性や、伝統的な製法・文化などの人的な特性が結びついていることが求められ、その状態で、その産品が一定期間、おおむね25年継続して生産されていることが必要で、旧国名や旧市町村名を含む名称や、地名を含まないが地域と結びつきのある名称も登録できることになっております。また、歴史的な経緯を踏まえ、産品の特性との結びつきが認められれば、産品の名称につけられた地名以外で生産されている場合も、生産地に含めることができるということになっております。

その地域で話し合い、その産品が満たすべき品質の基準を作成しなければならないなど、なかなかハードルの高い部分もありますけれども、日EU・EPAやTPP11の発効、日米TAGを考えたとき、どうしても必要な登録であると思います。また、土佐あかうしのほかにもユズやショウガ、ミョウガやナスなどの多くの高知県の特産品について取り組んでいく必要がある

のではないかと思います。

現状と登録する上での問題点、今後の展望について農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、中山間地域の医療と介護などについてお伺いをいたします。

国は、高齢化が進む中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括ケア的な支援・サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進していますが、高知県では、日本一の健康長寿県づくりということを掲げ、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて積極的に取り組んでこられ、その成果は着実に上がってきたものと思っております。

このような中、今求められるのは、独居のお年寄りがふえてきている中で、集落単位で住民それぞれの健康情報を把握しておくことであります。ふだんは元気な様子でも、ある日突然ぐあいが悪くなったり、普通に生活は送れているが、少し認知症の疑いが見られたりという方々が見られるようになっております。それは、集落の区長さんが把握するのか、誰がどうするかということは、それぞれの市町村で取り組むことでありますが、県におきましては地域包括ケアシステムを進め、市町村や関連機関に対して支援をしていただけると伺っております。今後も今まで以上に取り組んでいこうとされていることに、賛意を表するものであります。

嶺北地域の地域包括ケアシステムの構築状況は、比較的うまくいっているのではないかと考えております。地域包括ケアシステムは、利用者から見た一体的ケアを提供する仕組みであること、そして自助、互助、共助、公助のバランスの上につくられ、とりわけ自助、互助の持つ潜

在力が重要であると言われております。うまくいっている原因は、この自助、互助の力によるものが極めて大きいと思われま

しかし、過疎化の波は、私の想像よりはるかに早く進んでおります。そして今、自助、互助の力がだんだんと弱くなってきているように思われます。10月1日現在の高知県の推計人口によりますと、長岡郡と土佐郡の85歳以上人口は、1,441人で約13%であります。80歳から84歳が1,042人で、65歳以上が5,462人、高齢化率は49%となっております。特に、50歳から54歳の人口は564人で、その年代より若い方の人口は極端に減少してまいります。高知県の中山間地域の傾向は、ほぼ同じ状況にあります。

そうした中、地域医療介護情報ネットワークシステムが構築されることに、大きな期待を持っております。このネットワークシステムは、医療機関や薬局、介護系事業所が保有する患者の医療や介護の情報を、共有のクラウドサーバーに保存し、加入する医療機関や施設などが双方向で情報の共有を行うシステムと承知をしております。これは、自助、互助の力の低下を補うことや、医療機関と介護施設などが連携できることで、迅速かつ適切な対応ができるなどすばらしいシステムで、高く評価のできるものであります。

関係する医療機関や薬局、介護系事業所など、全て参加されることが理想でありますけれども、地域地域でそれぞれ状況が異なると思います。このネットワークシステムに参加していただくために、どのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

人口が急速に減少していく中、患者数もそれに比例して減っていきます。また、医療従事者も人手不足で確保が困難になってきておりますが、中山間地域の医療は守らなければなりません。どのようにして中山間地域の医療を守るの

か、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、風疹対策についてであります。

御承知のように、本年7月以降、特に関東地方を中心に風疹患者が増加をしております。風疹は、妊娠中の女性が感染いたしますと、生まれる子供に深刻な障害をもたらす可能性があり、感染防止に社会全体で早急に取り組む必要がありますが、残念なことに、日本の現状を憂慮し、米国では日本への妊婦の渡航自粛勧告が出されるなど、国際的な影響も広がりつつあります。

我が国は2年後、東京オリンピック・パラリンピック開催を控えており、高知県としても風疹撲滅への取り組みをしていかなければならないと考えます。

昨日、厚労省は、子供のころに予防接種の機会がなかったために、特に感染リスクが高いとされる39歳から56歳男性を対象に、2019年から約3年間、免疫の有無を調べる抗体検査とワクチン接種を原則無料にすると発表されました。啓発活動など、今後どのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお伺いをいたしまして、1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

吉野川とその支流について、どのような姿を未来に残していこうと考えているのかのお尋ねがございました。

吉野川は、四国山地を縦断しながら、県管理区間だけでも40もの支流が流れ込む、非常に多彩な流路と豊かな水量がある河川であり、多様な生物環境が現在も育まれています。また、アユ漁やアマゴ漁などが古くから営まれ、その一方で、ラフティングやカヌーなど河川空間を利用したスポーツやイベント、地元で施餓鬼と呼ばれる灯籠流しなどの伝統行事の舞台として利用されています。

このような現状を踏まえて作成した、吉野川水系の河川整備計画では、治水対策として平成16年規模の洪水に対する対策を実施すること、利水対策として濁水の長期化などの改善に取り組むこと、環境対策として多様で良好な環境を維持し広く地域の皆様に利用されることなどの目標を定め、関係機関とともに取り組みを進めているところです。

本県は県土の84%が森林であり、湿潤な森から流れ出す水は集まって一つの流れとなり、豊穡な川として海へと続いています。未来の河川流域の姿を考える上で大切なことは、今年の全国豊かな海づくり大会の基本理念としました、森・川・海のつながりであると考えています。吉野川におきましても、森・川・海のつながりを意識し、変化に富んだ河川形態が見られる現在のすぐれた自然環境を未来へ引き継いでいきたいと考えています。あわせて、来年オープン予定の自然・体験型キャンプ場や、早明浦ダム湖の活用など、吉野川流域の持てる資源や魅力に新たな付加価値をつけた、嶺北地域の自然・体験型観光振興の取り組みを地域の皆様の「土佐れいほく博」の取り組みとともに加速させ、交流人口の拡大とともに、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

自然豊かで、県内外の人々の集う川、そうした吉野川を未来に残すことができればと思うところでございます。

私からは以上でございます。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、吉野川水系河川整備計画に関して、地蔵寺川下流部における河道整備の進捗状況と今後の予定についてお尋ねがありました。

地蔵寺川下流部の河川改修は、吉野川との合流部から上流1.7キロメートルまでの区間について、平成25年度に防災・安全交付金事業により

着手しております。工事は、平成16年に家屋の浸水被害が多数発生した左岸の約600メートルの区間について先行して堤防のかさ上げを行い、その後、下流から順に上流に向かって堤防を整備する計画としております。平成27年度までに護岸設計と用地測量を完了させ、平成28年度の地元説明会において、事業内容、工事の進め方、用地買収などについて、流域の住民、地権者の皆様に御説明いたしました。現在、先行する区間の建物移転の補償調査を順次行っており、来年度から用地買収と建物移転に着手する予定です。

次に、河川が氾濫した場合、被害を最小限に抑えるための対策としての河川情報や伝達体制の充実強化についてお尋ねがありました。

県では、河川情報をインターネットで配信しております。現在、吉野川流域については、県内6カ所の水位情報に加え、34カ所の雨量情報を配信しております。また、吉野川の2カ所と地蔵寺川及び穴内川では、住民避難の目安となる避難判断水位を設定し、この水位を超えた場合には、本山事務所から関係する3町への電話連絡を行うようにするなど、伝達体制を強化してきたところです。さらに本年度は、汗見川、相川川、穴内川など7カ所に新たな水位観測所を設置し、観測体制の強化を行うこととしております。

次に、濁水長期化対策について、本年7月の台風第7号の際に、関係機関と調整・連携してどのように対処したのかのお尋ねがありました。

早明浦ダムでは、ダム上下流や貯水池内の計9カ所において濁水監視設備を設置し、常時濁水の実態把握を行うとともに、選択取水設備の効果的な運用により、濁水の長期化について軽減対策を行っております。

選択取水設備の運用につきましては、まず貯

水池内の濁度や水温を監視し、洪水時に濁度の高い層を選んで放流する濁水の早期排出を、関係機関の了解を得た上で実施しております。その後、洪水が一定おさまった後は、下流河川や貯水池の表面付近の濁度などを確認し、低い濁度での放流に切りかえるなどの操作を行っております。本年の7月豪雨でも、総雨量がダム管理開始以降第2位を記録し、大量の濁水が貯水池に流入いたしました。これまで積み重ねてきた技術を活用した効果的な選択取水設備の運用により、濁水の軽減を図りました。

最後に、水際に繁茂するヨシ原の維持管理と、山崎ダムへの魚道設置についてお尋ねがありました。

吉野川の早明浦ダム下流は、本山町寺家のカヌー競技場や、帰全山公園など、アウトドア活動やスポーツイベントに多く利用されておりますが、水際に繁茂するヨシ原は、水辺や河川敷へ近づきにくくさせるなど、河川の利用を妨げる一因となっております。

現在、カヌー競技場から下流約500メートルの区間において、水辺に近づき親しめるよう配慮した遊歩道の整備を進めており、あわせて水際に繁茂するヨシ原を除去するなどの対策も行っております。また、年間を通じた美しい水辺の景観をつくり出すため、住民と行政が一体となって、草刈りやごみ収集など河川の環境保全を行う地域委託、おもてなしの水辺創成事業の活用を、土木事務所から地域の皆様へお声がけしたいと考えております。

今後も、吉野川の河川環境の保全や、アウトドア活動などの利用、観光振興に配慮し、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、山崎ダムへの魚道の設置についてでございますが、厳しい財政事情により、人命にかかわる治水事業を優先したことから、魚がのぼりやすい川づくりモデル事業については、縮小

してきた経緯がございます。しかしながら、魚類などの上下流への移動の連続性については重要であると県としても認識しており、水位変化の大きい山崎ダムに、どのような魚道を設置すれば低コストで効果的なものとなるのか検討していきたいと考えております。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、森林経営管理制度により、伐採された原木が市場に出回ることとなるが、全国での原木生産量はどの程度を予想されているのか、また本県の原木生産量の予想はどの程度と考えているのか、さらにこの制度により原木生産量がふえることによって、原木価格の下落につながることはないのかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えします。

新たな森林経営管理制度による取り組みを進めることによって、施業地の集約化が進み、効率的、計画的に木材を生産できる森林が増加し、需要に応じた弾力的な供給が可能になるものと期待をしています。この取り組みによって直接的に増加する原木生産量の推計は国においても行われておりませんが、国が平成28年5月に策定した森林・林業基本計画では、平成26年の原木供給量2,400万立方メートルを、平成37年には約1.7倍の4,000万立方メートルまで高めることとしており、森林経営管理制度による増加量は、その増加量の一部に含まれていると聞いております。

また、本県では産業振興計画に基づき、川上から川下まで総合的な取り組みを推進することによって、平成29年の原木生産量66万8,000立方メートルを、平成37年に90万立方メートルまで高めることとしているところであり、この中に森林経営管理制度による増加量も含まれてきます。

一方、来年度から始まる新たな森林経営管理

制度では、まずは森林所有者の意向調査が行われ、その後順次森林の集約化が進むものと考えており、このことによって原木の生産量が価格に変動を来すような急激な増加をすることはなく、徐々に増加してくるものと考えています。

また、森林・林業基本計画、産業振興計画ともに、原木生産とあわせて木材の需要拡大に向けた施策を展開しているところです。したがって、森林経営管理制度の導入によって、原木生産量が急激に増加することにより、需要と供給のバランスが崩れて原木価格の下落につながるということはないものと考えています。

次に、森林経営管理制度の仕組みは、岡山県西粟倉村の取り組みと同様であると考えてよいのかとのお尋ねがございました。

岡山県西粟倉村の百年の森林創造事業と新たな森林経営管理制度は、市町村が森林の集約化を行い、森林所有者からの委託を受けて森林整備に臨む点では、同様の取り組みであると考えています。

他方、費用負担や利益の配分につきましては、考え方が異なっております。西粟倉村においては、施業管理契約を締結し、例えば搬出間伐を行う場合、事業費は、森林整備事業に係る国、県の補助制度を活用して残りは全て村が負担し、森林所有者には負担を求めています。また、搬出間伐による利益については、原木の販売代金から間伐に係る事業費は差し引かず、運搬費や仕分け費など販売に係る経費のみを差し引いた後の利益を、村と森林所有者とで折半することとしています。このため、搬出間伐の事業費がどれだけかかっても、森林所有者はほぼ確実に利益を得られることとなっています。

これに対して、新たな森林経営管理制度は、森林経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が森林所有者から委託を受けるもので、林業経営に適した森林は、意欲と能力

のある林業経営者へ再委託することとなります。この林業経営者が搬出間伐を行う場合の事業費は、森林整備に係る国、県の補助制度を活用して、残りは林業経営者が負担することとなります。また、林業経営に適さない森林は、市町村がみずから管理を行うこととなり、搬出間伐を行う場合の事業費は、仮称森林環境譲与税などを活用し、全額市町村が負担することとなります。

搬出間伐による利益については、林業経営者に再委託した場合と市町村がみずから管理を行う場合のいずれにおいても、原木の販売代金から間伐に係る事業費と木材販売に係る経費等を差し引いて、利益がある場合は森林所有者にその利益を配分することとされており、それらの利益の配分額の算定方法については、いずれもあらかじめ経営管理権集積計画において定めることとなっています。

基本的に、市町村がみずから管理することとなる森林は、自然的条件などに照らして林業経営に適さない森林であり、間伐事業費や販売経費等を差し引いて、なお利益が発生することは少ないものと見込まれます。森林所有者にとっては、そのような森林が自己負担なしに整備されることから、利益の配分がなくても十分なメリットがあるものと考えています。

次に、原木販売収益の何%程度を森林所有者に支払うよう想定しているのか、立木の伐採及び木材販売に係る経費と造林並びに保育に係る経費について、どの程度の施業単価を想定しているのか、仮称森林環境譲与税は全て市町村裁量で使うことができるのかとのお尋ねがございました。

原木販売利益の森林所有者への支払いについては、先ほどお答えしましたとおり、市町村が林業経営者に再委託する場合と市町村がみずから管理する場合のいずれにおいても、搬出間伐

による木材販売の収益から間伐に係る事業費及び販売に係る経費等を差し引いて利益が出る場合に、あらかじめ経営管理権集積計画において定めた割合によって利益を配分することとなります。原木販売収益に占める利益の割合は、森林等の状況によって異なってくるため、一律には決められないと考えています。特に、市町村がみずから管理する場合にあっては、林業経営に適さない森林であることから、利益が発生することは少ないものと見込まれるところです。

次に、原木の生産と造林・育林の経費に係る施業単価について、搬出間伐の場合で申し上げますと、市町村が林業経営者に再委託する場合にあっては、造林事業の標準単価が一定の目安になるものと考えています。また、市町村がみずから管理する場合であっても、直接施業に要する経費は再委託の場合と同様と考えられますので、この場合の施業単価についても造林事業の標準単価が一定の目安になるものと考えています。

次に、仮称森林環境譲与税については、本年5月に成立した森林経営管理法の施行にあわせて創設されるものであり、主として、市町村が新たな法律に基づいて実施する、経営管理が行われていない森林の整備等の財源に充当されることになるものと認識しています。昨年12月に閣議決定された、平成30年度税制改正大綱では、仮称森林環境譲与税の使途として、市町村が行う間伐や人材の育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

仮称森林環境譲与税は地方譲与税であることから、法令に定められた目的の範囲で幅広く弾力的に活用できるものと考えておりますが、国民の皆様には新たな税として御負担をいただくものですので、この税を活用して実施する事業は、既存の制度では対応できなかったものを対象と

するなど、新税創設の趣旨にかなうものであり、国民の皆様には御理解をいただけるようなものであることが重要であると考えています。

次に、森林経営管理制度の実施には専任の職員が必要と思うが、どのくらいの専任職員ができたのか、また地域林政アドバイザーの配置を予定している市町村はどのくらいあるのかとのお尋ねがございました。

市町村における林業の専任職員の配置状況につきましては、平成30年4月現在では12市町村で25名となっています。市町村においては、来年度からの森林経営管理制度の開始に向け、現在体制の整備について検討しているところであり、県としても首長等市町村の幹部の方々を訪問し、体制をしっかりと整えていただけるよう要請を行っているところです。

また、現在、来年度からの地域林政アドバイザーの配置について検討しているのは、7市町村となっております。

県としましても市町村をしっかりと支援するため、人事交流の仕組みを活用して林業技術の県職員を市町村に派遣することや、本庁に専任のチームを置くことを検討しています。また、体制整備とあわせて必要となる市町村の人材育成に向けた取り組みとして、森林経営管理制度の説明会や、先進的な取り組みを行っている自治体の講演会などを開催してきたところであり、来年度からは制度の研修はもとより、林業大学校において林業の基礎的な知識、技術を習得できる研修を開催するなどにより、年間を通じた研修の実施を予定しております。

これらの取り組みによりまして、来年度からの森林経営管理制度が円滑に運用を開始できるよう、全力で市町村を支援してまいります。

次に、経営管理を市町村が引き受けたとしても、再委託を受ける事業者に人が足りないなどといった状況であるが、どのように人材を確保

していくのかとのお尋ねがございました。

県内における現在の林業就業者数は、1,600人前後と横ばいの状況であり、産業振興計画の林業分野で掲げた、平成31年度1,747人、平成37年度1,870人の目標を達成するためには、まだまだ担い手が不足している状況です。そのため県では、本年度専攻課程を加えて林業大学校を本格開校し、即戦力となる人材から中核となる人材まで幅広い人材の育成に取り組んでおり、これまでに修了した45名全員が、県内の林業事業体等に就職するとともに、現在基礎課程と専攻課程を合わせた40名の研修生が、来春の林業事業体等への就職に向けて研修に励んでいるところです。加えて、林業労働力確保支援センターにアドバイザーを配置し、雇用情報の収集・提供や林業体験、林業就業者と就業希望者のマッチングなど、担い手の確保に努めているところです。

その一方で、林業に就業した後、離職した方の約3割を30代以下が占めており、定着率を向上させるためには、受け皿となる林業事業体の就労環境を改善して魅力ある職場にしていく必要がありますし、人口が減少する中、県内はもとより県外からの移住者も含めて林業就業者を確保していく必要があります。このため、移住施策と連携した取り組みを進め、都市部で開催する相談会やフォレストスクールにおいて、本県の林業の魅力を強力にPRして、県内で行う林業体験ツアーや就業ガイダンスに誘導するなど、相談から就業まできめ細かな対応を行うことにより、新規参入者の確保に努めるとともに、林業事業体の経営改善を進めることにより、就業者の定着率の向上に努めてまいります。

こうした取り組みにより、原木の増産を支える林業の担い手をしっかりと確保し、森林経営管理制度の円滑な推進につなげてまいります。

最後に、移住者の呼び込みや起業につなげる

ためにも、収益や費用の基準を示すことも必要ではないかとのお尋ねがございました。

本県に移住され、林業に就業を希望される方は、まずは林業事業体に就職するといった雇用労働が一般的であると考えられることから、そうした方には就業の受け皿となる林業事業体の給与など雇用条件等を提示していくことが必要であると考えています。このため、求職者と求人側のマッチングを行う就業ガイダンスに、求人側として参加する林業事業体が雇用条件の書面提示を行うよう本年度から取り組んでおり、参加した33社のうちほとんどの事業体で書面提示を行っていただきました。

また、事業体へ就業をした後、経験を積まれ独立して起業を考える方や、自伐型林業を志す方もおられると考えられますので、そのような方の参考となるよう、小規模林業推進協議会のホームページにおいて、移住により林業で起業された方などの取り組み事例を紹介するとともに、政策パッケージによる支援体制も整えています。

林業経営における収益や費用については、さまざまな条件により違いがあり、基準をお示しすることは難しいと考えておりますが、雇用条件を書面提示する事業体を拡大していく取り組みや、小規模林業への支援制度をさらに充実していく取り組みなどを進めていくとともに、先ほどお答えしましたとおり、移住者を初めとする人材確保にしっかりと取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、ICTを活用し、都市部の先進校と結ぶような遠隔教育システムについてお尋ねがございました。

遠隔教育において単位認定がされるためには、ICTを活用した遠隔授業を行うだけでなく、配信元の学校の教員が、本県の高等学校の教員の身分を有して受信側の高等学校に出向き、直

接授業を行う機会を設ける必要があるなど、解決すべき課題が多くあり、現時点での実施は難しい状況と考えております。

I C Tの活用については、現在策定中の県立高等学校再編振興計画後期実施計画において、中山間地域の全ての高等学校に遠隔教育システムを導入することを予定しており、これまでの県内の学校間連携による遠隔教育に加えて、教育センターを配信拠点とした高知県の教員による遠隔授業、補習授業などを展開してまいりたいと考えております。

具体的には、放課後や長期休業等における大学進学のための専任の教員による学習指導講座や、これまで少人数であることから中山間地域の高等学校では受けられなかった数学や理科の科目の開講も予定しておりますほか、就職に向けた各種の資格試験対策講座や社会性を身につけるための講座も計画するなど、中山間地域において、多様な生徒の進路希望の実現に向けた学習環境を整えてまいります。さらに、多様な学びを支援するためのオンデマンド教材の活用についても充実させてまいります。

なお、文部科学省では、遠隔教育の拡大に向けて、規制緩和の検討なども進められていると聞いておりますので、他県の学校と連携した遠隔授業の実施については、規制緩和の状況なども見ながら研究してまいります。

次に、教育に関心のある人材を嶺北高等学校で活用できないか、またどこまでの活用が可能なのか、お尋ねがございました。

これからの時代を生きる子供たちには、知識や技術の習得のみならず、みずから学ぼうとする姿勢や、思考、判断し表現する力が求められます。これらを身につけるためには、課題解決的で体験的な学習を行うことが大変重要となります。しかしながら、これら全てを教員だけで教育するのは難しく、高度な専門性を持った外

部人材を学校教育の中で積極的に活用することが必要であると考えております。

現在、嶺北高等学校では、嶺北高等学校生徒専用の燈心嶺において、米国の大学で教育学を学んだ研究者による英語に関するアドバイスや、米国で農業昆虫学の博士号を取得した専門家による理科のアドバイスなど、高い専門性を生かした指導をしていただいております。また、来年度は総合的な探究の時間に行う地域課題解決学習においても、この燈心嶺にかかわっていただき、課題の見つけ方や課題解決の方法などについても指導をいただくなど、より地域と密着した取り組みを推進していくことを検討しております。

今後とも、このように高度な専門性を持った地域の外部人材の方々とより連携を深め、学校教育の中でどのように参加していただくことができるのかなど、各高等学校において具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、寮の整備についてお尋ねがございました。

中山間地域の高等学校の活性化に当たっては、地元中学校からの進学者の増加に加え、地域外から生徒を集める必要があり、そのためには県内外にアピールできる学校の魅力化が重要となってまいります。

嶺北高等学校では、環境保全活動や土佐あかうしを活用した商品開発など、地域課題解決学習による地域貢献活動などに取り組むとともに、I C Tの活用や燈心嶺の設置により、難関校への進学希望にも対応できる学習環境の整備にも力を入れており、加えてハンガリー出身でカヌーの世界選手権の金メダリストの指導などにより、カヌー一部の競技力の向上を図り、全国大会での上位入賞を目指そうとしております。

まずは、こうした振興策の実現に向けた具体的な取り組みについて、5 W 1 Hを明確にした

実施計画を策定し、その計画を実行していく中で嶺北高等学校の魅力化を進め、県内外から一定数の生徒が志願していただける条件が整ってきた段階で、必要となる寮の整備について、学校の魅力をさらに高める機能の付加なども含めて具体的に検討していきたいと考えております。

今後、嶺北高等学校が中心となって嶺北4町村とも相談しながら、できるだけ早く実施計画を策定していきたいと考えております。

最後に、学校と塾の連携と人材配置についてお尋ねがございました。

燈心嶺は、嶺北高等学校の生徒がみずから希望する進路を実現するために生徒の学習をサポートする学びの場として、嶺北4町村の御支援によって本山町のプラチナセンターに10月に設置されましたが、今月から嶺北高等学校内に移転されました。

燈心嶺は、学校の授業以外でみずから学習する機会を創出することを目的とし、大学のセンター試験や2次試験対策のための学力向上に加え、一人一人の多様な学びに対応して、日々の学習の振り返りや苦手科目の克服にも活用していくものとなっております。燈心嶺が嶺北高等学校内に移転したことにより、嶺北高等学校における日々の授業と、燈心嶺における自主的な学習がしっかりと連携を図ることで、より効果的に生徒の学習意欲の向上や学力の伸長が図られるものと考えております。

このため、お話のありましたコーディネーター的な役割を担う人材の配置は大変重要であるとと考えております。嶺北高等学校で行われる授業内容と燈心嶺での学びを調整したり、生徒の自主学習プランを作成し、生徒の相談に応じるなど、学習効果を高めることを目的に、コーディネーターの配置について今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○**農業振興部長(笹岡貴文君)** 本県における地理的表示の登録の現状と、登録する上での問題点及び今後の展望についてのお尋ねがございました。

本制度は、議員のお話にもありましたとおり、農畜産物の輸出や地域ブランドの保護にも大変有効な制度でありますことから、県ではこれまで26品目の農畜産物、加工品につきまして、GIの専門家にも相談しながら、産地の方々とともにGIへの申請の可能性を検討してまいりましたが、登録までには至っておりません。

GIの登録への問題点としましては、土佐あかうしを例に挙げますと、主に出荷月齢や肉質などの品質基準を定めること、定めた基準から外れた牛、例えば廃用となった母牛やけがなどによる早期出荷となった牛の肉の取り扱いをどうするかといったことがあります。これらの課題を解決するために、生産者、流通業者、行政など関係機関が一体となっている土佐和牛ブランド推進協議会において、議論を重ねてまいりたいと考えております。

このように土佐あかうしに限らず、本県の特産農畜産物につきましても検討すべき課題はさまざまですので、まずは品質基準の統一など、生産者の皆様の合意を得ることが可能なことから話し合いを始め、他県の申請内容の調査も行いながら、どういった枠組みであれば実現可能なのかを、産地の方々と一緒になって、登録に向けて取り組んでまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○**健康政策部長(鎌倉昭浩君)** まず、地域医療介護情報ネットワークシステムに多くの施設が参加していただくために、どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

地域医療介護情報ネットワークシステムについては、現在高知県医師会や県内全域の重立った14の医療機関で構成される高知県医療情報通

信技術連絡協議会が、県からの支援を受けて、医療機関や薬局、介護事業所などがお互いに患者の医療情報や介護情報を双方向で共有できるシステムの構築に向けて取り組んでいるところです。

このシステムの効果をより高めるためには、議員の御指摘のとおり、多くの施設に参加してもらうことが重要となりますことから、それぞれの施設を個別に訪問して勧誘活動を行うほか、区域ごとに説明会を開催するなど、地域地域できめ細かなプロモーション活動を実施することとしております。

また、患者の医療や介護の情報という個人情報扱うことから、施設の同意だけでなく、多くの県民の方にこのシステムを利用して情報共有を行うことへの同意をしていただく必要があります。この点については、来年度以降に実施するスケジュールで考えており、現在啓発資料や県民の皆様に対するプロモーション活動の内容などについての検討をしているところです。

こうした取り組みを行っていくことで、県民の皆様はもとより、より多くの施設にシステムのもたらす効果などを御理解いただき、このネットワークシステムに参加をしていただくことで、医療機関同士、また医療と介護の連携を推進し、ひいては地域で安心して暮らし続けることのできる高知版地域包括ケアシステムの構築につなげていきたいと考えております。

次に、中山間地域の医療を守っていくための方策についてお尋ねがありました。

中山間地域においては、人口の減少に伴い医療の需要は減少し、新たな医療機関の参入というのは考えにくく、今ある民間や自治体の医療機関が果たしている医療機能を十分に踏まえた上で、県と市町村が連携しながら地域医療を維持していくことが重要です。しかし、県内の中山間地域にある医療機関を見回してみますと、

多くの医療機関が医療従事者の高齢化の問題を抱えており、現在の地域における医療機能を維持するためには、医療人材の安定的な確保が大きな課題となっています。

そのため、まず医師については、自治医科大学の卒業生をへき地の診療所、病院に配置しつつ、ことしから始まった総合診療専門医の養成研修プログラムでは、3年間の研修期間のうち、1年間を中山間地域の医療機関で勤務することを必須とし、この研修を通じて若手医師の確保を進めているところです。加えて、県は、県外の2つの私立大学と協定を締結し、中山間地域の医療機関に医師の派遣をいただいております。派遣された医師は、患者の皆様や医療機関のスタッフからの評価も高く、今後も両大学に対して、引き続き派遣が継続されるよう要請をしております。

一方、看護職員については、卒業後に高知市など都市部以外での勤務を要件とした看護師等養成奨学金制度を設け、中山間地域での看護職員の確保に努めております。

また、今後の地域医療の進むべき方向性を明らかとするために、医療機関などの効率的な配置と効果的な医療体制の構築等を目的とし、平成28年度に高知県地域医療構想を策定しております。この間、この構想に基づき、各医療圏で地域医療構想調整会議を開催し、地域における医療需要や医療機関が持つ病床の現状及び今後の推移について情報共有を行うとともに、それぞれの圏域において目指すべき医療体制について協議を進めております。

加えて、平成30年度からは、各福祉保健所に地域包括ケア推進監を配置し、それぞれで新たに地域包括ケア推進協議体をスタートさせ、在宅療養のための介護者の不足や、医療・介護・福祉の連携に向けた体制づくりについて、市町村や医療・介護関係者で議論を進めているところ

ろです。

今後、中山間地域においては、人口減少がさらに進むことが想定をされることから、この地域医療構想調整会議や地域包括ケア推進協議体などにおいて、各医療機関が担う医療機能の転換や役割分担、医療や介護サービスに必要な人材の確保などの課題解決に向けた具体的な取り組みについて協議を進め、中山間地域の医療を守り、住民の皆様が住みなれた地域で住み続けられるよう努めてまいります。

最後に、本県での風疹の啓発活動などについて今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

本県における風疹の患者数は、全数の届け出が必要となった平成20年以降、全国で1万4,344人と最も流行した平成25年に9人の届け出がありました。以後、平成26年に4人、平成27年に1人と減少し、平成28年と29年は0人でしたが、本年は11月30日に高知市内の医療機関から1人の発生届がありました。

県では、関東地方での風疹の届け出が増加をしてきた本年8月以降、各医療機関に対して、風疹を意識した診療と、風疹を疑う患者を診察した際は最寄りの保健所へ連絡するよう呼びかけてまいりました。また、妊娠を希望する女性及び同居家族と、抗体価が低い方の割合が高い30代から50代の男性に対し、任意での風疹の抗体検査と、抗体価が低い場合に風疹の予防接種を受けることを検討していただけるよう、医療機関などに送る県の感染症発生動向調査の週報及びホームページや市町村を通じて周知してきたところです。

そうした中、議員からお話がありましたように、昨日国から、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催をされる2020年7月までに、39歳から56歳の男性の抗体保有率を85%以上に、その後2021年度末までに90%以上にすると

いう目標を掲げた対策を行うことが発表されました。今後、明らかになってくる国の具体的な対策の中身を見ながら、既存の健診機会の活用などの利便性の向上を図り、抗体検査や予防接種が円滑に実施できるよう、実施主体となる市町村と連携して準備を進めるとともに、県が有している広報媒体やマスコミ等を活用した広報に努め、しっかりと県民への周知を図ってまいります。

○1番（金岡佳時君） それでは、若干再質問をさせていただきます。

私は、先ほど地域医療介護情報ネットワークのところで申し上げましたとおり、今、中山間地は極めて厳しい状況にあると思います。と申しますのは、先ほども挙げさせていただきましたように、例えば嶺北地域におきましては、50歳から54歳までの方が五百数十人と、現在年配の方は1,000人を超すほどおりますが、半減するわけですね。その10年後、その方々が定年を迎える、そのころが極めて厳しい状況になるのではないかというふうに思っております。なぜならば、定年後に農業や林業あるいはボランティアということで参加をしていただいで活躍されておるのが現状でございます。その数が、10年後からは極端に減ってくるということになるわけでございます。そうすると、農業や林業に従事する方、これが単純に言いまして半減するおそれがあるというような状況であります。要するに、今から人材の確保をしなければ、到底間に合うものではございません。

そこで、質問をいろいろ申し上げたわけでございますけれども、とにかく人材の確保のできる仕組みをつくらなければ、何ともならないのではないかという思いで出させていただきました。要するに、林業について言えば、やはりある一定の収益が得られるような状況を、その市場原理とかなんとかではなしに、もう即座に考

えなければならぬのではないかとこのように思います。

そこで、いろいろ申し上げたんですが、要するに、少なくとも全国のサラリーマンの平均年収程度の年収が得られる仕組みをつくらなければ、私は人材は集まらないと思います。そういうことで、そういうふうな形をとれないのかどうか、もう一回林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

そして、この医療介護ネットワークにつきましては、私は非常にすばらしいと思います。そこで、恐らくこれは、いろいろな形に使えるものだと思いますので、どのように使うのか、その地域地域でしっかり研究する必要があると思います。そうすれば、応用の場がかなり広がってくるのではないかとこのように思います。一部おっしゃられておりましたけれども、地域で研究をする、そういう組織づくり等の必要はあるのではないかとこのように思いますが、その点について健康政策部長いかがでしょうか。

あとは答弁は要りませんが、知事に申し上げておきたいと思いますが、やはりいろいろな種を残していくということが大事であると思います。1回失われると、もうそれは取り返すことができません。ですから、少なくとも残っているけれども、まだ残っておるわけですから、今のうちに、その種を残していくという手だてを打たなければならないのではないかとこのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思します。

先ほどの2点についてよろしくお願います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 雇用確保のためにも、一定の収益、目標を持って頑張るべきじゃなかろうかというようなお話かと思します。

やはり、働く方々が一定の収入を得て、将来を見据えながら仕事をやっていくことができる、

そういうことは非常に大事であるというふうに考えておりますので、現在私どもとしましては、その事業体の生産性を向上させて経営力も強化し、勤務条件等の改善についても考えていただく、そういった取り組みをしっかりと進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。収益がしっかりと見込まれる、そういった将来を見据えることができ、目標を持つことができる、そういった林業となるように、県としてしっかりと取り組んでいきたいと思します。

その目標額を設定するという点につきましては、今のところは、ちょっとそこまで申し上げるのは難しいかなというふうには考えておりますけれども、一定の収入、先ほどおっしゃられたような金額、そういったところを目指して、安定的な収入が得られるような産業と申しますか、そういったものに成長させていくように、しっかりと頑張っていきたいというふうに思します。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 医療と介護の連携と一口に言いますが、実は、その取り巻く人間の数というのは大変多うございます。そういった人たちが一堂に会するというのは、実は言うはやすしですが、行いはかたしでございます。

その中で、このシステムができますことは、物理的距離を縮めるという効果が大きい期待できます。各福祉保健所に、健康長寿県構想の推進会議みたいなものを設けてもおりますし、そういったいろんな場面で、これをどう有効に活用していくのかということ、大いに地域でも議論していただきますよう、我々も促してまいりたいと考えております。

○1番（金岡佳時君） もう答弁は要りませんが、林業に関してはもう待たないという状況でございますので、あらゆる手だてを講じ

ていただいて、人材の確保ということをぜひとも考えていただきたいと思います。

また、医療・介護につきましても、少なくなる人口の中で、中山間地で安心して生活ができるように、ぜひともよろしくお願ひ申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明13日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時13分散会

平成30年12月13日（木曜日） 開議第4日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 人事務局長 古谷純代君
 公安委員長 宇田川佳宏君
 職務代理者 植田茂君
 警察本部長 麻岡誠司君
 代表監査委員
 監査委員長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第4号)

平成30年12月13日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第7号 平成30年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第8号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第9号 高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案
- 第10号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の

一部を改正する条例議案

- 第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 平成31年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第17号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第25号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第26号 県道窪川船戸線(岩土トンネル)防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第26号「県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上26件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

10番横山文人君。

（10番横山文人君登壇）

○10番（横山文人君） おはようございます。自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

さきの自民党総裁選で久しぶりの争点となった感のある地方創生策についてお聞きします。約4年前、私が初めて県議会の場に臨むころ、国、地方を挙げて議論をされていたのが、東京一極集中の問題と、地方の少子高齢化から起因する自治体消滅論への警鐘、そしてその解決策としての地方創生でありました。2014年末に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略では、2020年をめどに5年間で、地方に30万人分の若者の雇用を創出すると同時に、東京圏への転入を減らしつつ地方への転出をふやす、転入・転出者の均衡を図る数値目標が設定されました。その手段として、政府機関や民間の本社機能の地方移転を試みるなど、さまざまな施策が展開をされましたが、現状では東京一極集中に歯どめはかかっていないなど、当初に掲げた地方創生の目標の一部では成果が見えてきておりません。

確かに、本県では、尾崎知事を先頭に取り組み産業振興計画を柱に、官民協働により各産業分野別の産出額は増加に転じ、有効求人倍率も戦後初めて1年間を通じて1倍を超えることに加え、市町村政との連携により年間の移住者数も毎年の目標値を達成するなど、明るい兆しは多く感じているところであります。

しかしながら、若者を中心とした東京圏への転入超過を食いとめることはできず、東京圏への転入増加傾向が継続しております。また、地方では、就業者が減少し担い手不足が課題となっていることから、人手不足倒産も深刻化しており、加えて中小企業、小規模事業者の事業継承も困難になっております。

そこで、これまでの国の地方創生における政策の検証について、真剣に議論すべきときではないでしょうか。何が欠けていたのか、また今後取り組むべき新たな視点とは何か、知事にお聞きいたします。

また、こうした中、政府では6月15日に、新たに地方への移住者の負担軽減策を盛り込んだ、まち・ひと・しごと創生基本方針2018が閣議決定をされたところであります。この基本方針は、今年度を中心に今後の取り組みを示すものであり、年末に公表される総合戦略改訂版や予算のほか、税制や制度改革にも反映されることとなります。最大の特徴は、東京一極集中の是正と地方の担い手不足対策に向けた新たな取り組みとして、わくわく地方生活実現政策パッケージが盛り込まれたこととあります。同パッケージは、若者を中心としたU・I・Jターン対策の抜本的強化、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし、地方における外国人材の活用、国民の関心を引きつける効果的・戦略的な情報発信の4つの柱で構成されております。

新たに具体的な取り組みを国が示すことにより、一時はかけ声倒れ、看板のすげかえとの批判もあった地方創生策に政府が本気をもって取り組み、国難とも定義する急激な人口減少社会において、地方の疲弊を加速化させない実効性のあるものになるよう願うところであります。

そこで、このわくわく地方生活実現政策パッケージに対して、本県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお聞きいたします。

次に、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策についてお伺いいたします。

9月21日、安倍総理は総理大臣官邸で、第1回重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議を開催しました。安倍総理から、北海道胆振東部地震や台風21号、西日本豪雨等、今般の一連の自然災害では問題点も明らかになったとされ、電力や空港など私たちの生活を支える重要なインフラが、あらゆる災害に対しその機能を維持できるよう、全国で緊急に点検を行い、本年11月末をめどに対策を取りまとめると述べられました。実施に当たり、国土強靱化担当大臣

による取りまとめのもと、総力を挙げて重要インフラの強靱化のための対策を講じるよう指示するとともに、近年広範囲な集中豪雨など気象が大きく変わっていることを受け、こうした変化に対応するため、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を3年間で集中的に講じ、安心できる強靱な日本をつくり上げることが表明されたところであります。

本県におきましても、平成30年7月豪雨並びに台風20号、21号、24号により、公共施設、農業用施設、住家など大きな被害が出たところであり、その速やかな復旧に対応するための補正予算が今議会に19.3億円計上されております。今回の7月豪雨では、西日本を中心に記録的な大雨となり、本県でも総降水量の全国上位10地点に県内6地点が入るなど、高知県では初めてとなる大雨特別警報が発表されたところであります。

さきの県議会では、近年の台風や集中豪雨が相次いでいることにより、これまで異常気象と呼ばれてきたものが今や異常ではなくなりつつあり、豪雨被害のダメージの蓄積による危険性に速やかに対応するため、常設の豪雨災害対策推進本部の設置が知事より表明されたところであります。国、地方自治体ともに、この頻発、激甚化する自然災害にどう対峙していくのかが、重要な課題として改めて浮き彫りとなったわけであります。

そこで、このたび総理が表明した、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策についての受けとめと期待することについて知事にお聞きいたします。

先月27日、重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議が開かれ、河川堤防の強化などが報告されたことを受け、12月に改定される国土強靱化基本計画に反映されることとなりました。点検では防災や国民生活にかかわる計132項目に

ついて、12省庁が不備の有無を確認し、閣僚会議で結果報告がなされました。

平成30年度で5年目を迎えるとともに、今回のインフラ緊急点検の結果も受け見直される国土強靱化基本計画であります。尾崎知事も国のナショナル・レジリエンス懇談会の委員として常に御提言をなされてきましたが、今回の改定に際して期待するところはどのようなものか、知事にお聞きいたします。

また、国土強靱化基本計画は、各自治体における地域計画の策定が努力義務とされております。本県においては南海トラフ地震対策行動計画をもとに、きめ細かくその計画が策定されておりますが、県内市町村では策定されておられません。国土強靱化推進における基本認識においても、今後は特に市町村における地域計画の策定を促していくことが重要であるとされております。

そこで、全国的に見ても進んでいない地域計画の策定について、県内市町村での課題と県の支援はどのようなものか、危機管理部長にお聞きします。

豪雨だけではなく、台風21号による関西空港の高潮被害、連絡橋への船舶の衝突は、これまで想定していなかった事態であり、また北海道胆振東部地震での大規模停電も想定外の事象と言えます。ことし相次いだ想定外の災害を踏まえ、政府は重要インフラの緊急点検を行い、防災・減災の対応策をまとめるということで、本年度の2次補正予算も含めて、3年間で集中的に対策を行うことの検討がなされていることは、さきに述べたところであります。

この補正予算は重要ではありますが、3年間の集中対策で十分と言えるのかについては疑問を呈せざるを得ません。ブラックアウトを引き起こした電力施設などのスポット的な点の対策は、3年間で相当進めることは可能と考えます。

一方で、高速道路のミッシングリンク解消、河川の改修、砂防施設の整備など、線や面の対策については、3年でできることは限界があると言わざるを得ません。特に、中山間地域の多い本県において、危険箇所は顕在的、潜在的なものも含めると大小無数に存在していると言えます。したがって、10年単位で投資を継続しないと、一定の効果が期待できないのではないかと考えるところであります。

そこで、今回の緊急点検を踏まえ、本県の重要インフラはどのような状況であるのか、また今後どのように対策を講じていかれるのか、さらには3年間の集中投資後も膨大な事業が残ることが予想されますので、3年間以降もインフラ整備における集中投資を継続していくことが重要ではないかと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

また、7月27日に開かれた、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議では、当面の対応と取り組みの着実な推進についての基本認識が示されたところであります。その中では、本年中の基本計画見直しとともに、取り組みのさらなる進化、国のみならず地方公共団体や民間事業者等が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠であると述べられております。

本県でも、建設産業と関係行政との間で防災協定を結ぶなど、災害時における官民協働の即応体制をとっているところではありますが、南海トラフ地震などの災害時に速やかに事業を復旧するための事業継続計画、BCPの策定が、こうした取り組みの中でも重要ではないかと考えるところであります。

しかしながら、10月30日付の高知新聞によれば、従業員50人以上の県内事業者のBCP策定率が40.3%にとどまり、南海トラフ地震対策行動計画の2018年度末の目標である60%を20ポイント下回ったとのことであります。未策定や中

止、中断の理由として、策定の人手が確保できないことや、スキル、ノウハウ、時間的な余裕がないことが挙げられております。

そこで、こうした状況を踏まえ、生活を立ち上げる対策のうち、県内企業の各産業分野におけるBCP策定の課題とはどのようなものか、危機管理部長にお聞きします。また、第4期南海トラフ地震対策行動計画においてその課題にどう取り組むのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、近年の豪雨災害に対応するため、中小を初めとする河川の整備と維持管理について伺います。

平成26年8月の台風12号では、私の地元いの町で総雨量875ミリの大雨が降り、床上浸水142戸、床下浸水114戸の甚大な被害が発生しました。このことを受けて、国、県、いの町が連携し、宇治川流域の浸水被害を解消するため、ハード・ソフト一体となった床上浸水対策特別緊急事業などの取り組みが進められております。

そこで、まず宇治川流域におきまして、国、県、いの町が取り組むそれぞれの進捗状況と今後の見通しについて土木部長にお聞きします。

また、浸水被害の軽減のためには、大河川と中小河川における定期的な維持管理が必要であります。このたびの相次ぐ災害を踏まえた重要インフラの総点検の中でも、治水関係インフラにおける点検項目として、全国河川における洪水時の樹木繁茂、土砂堆積に関する緊急点検が挙げられております。

地元いの町においても、さきに述べました枝川地区の再度災害防止事業を進めることによって、地域の浸水被害は大きく軽減されることとなりますが、同じいの町内においても八田地区、大内地区、谷地区、神谷地区の一部など、被害戸数や甚大性に差はあるものの、河川の氾濫により浸水被害に遭った地区は存在しております。

そこで、いの町内の河川を例に出せば、国が管理する仁淀川本川と、県が管理する奥田川や宇治川、天神ヶ谷川などの支川で、国と県が一緒になって河床の掘削や障害となる樹木を除去するなどし、県内大小河川の維持管理に取り組むことが、地域地域の河川氾濫を防止することにつながると考えますが、御所見を土木部長にお聞きします。

本年7月に本県を襲った集中豪雨では、宿毛市を初めとする県西部地域に大雨特別警報が発令され、甚大な被害が発生しました。また、大豊町では命の道である高速道路の橋梁が流失、安芸市では安芸川が増水し堤防が侵食され、市街地に濁流が流れ込む一歩手前まで危険が迫る状況でありました。

近年、全国でも、平成27年に鬼怒川が氾濫し、家屋の全半壊が7,000棟を超えた関東・東北豪雨、平成28年に老人ホームで痛ましい逃げおくれ被害が発生した北海道、岩手県での豪雨、昨年は土石流などで山間の集落が壊滅的な被害を受けた九州北部豪雨、本年7月豪雨では愛媛、岡山、広島などを初めとして、死者224名、行方不明者8名、家屋の全半壊等2万1,000超、家屋浸水被害3万超と、極めて甚大な豪雨被害が各地で頻発しております。明らかにこれまでとは雨の降り方が変わり激甚化しており、いつどこで深刻な豪雨被害が発生しても不思議ではない状況となっております。

私は、豪雨災害が発生してからの事後的な復旧は、家屋の被害などによる被害額が大きくなることから、復旧費用を含めたトータルで見ると、結果的に社会的な負担や損失が非常に大きいと考えています。国土強靱化のためには、豪雨に備え被害を防ぐ事前防災が非常に重要で、有効ではないかと思うところであります。このことは、いの町の新宇治川放水路や土佐市の波介川河口導流堤などの事前防災事業が完成し、

浸水被害を大きく抑えることができているということからも明らかであります。この治水関係の予算によって、国が管理する仁淀川など大河川の整備や、県が管理する宇治川など中小河川の整備が行われておりますが、どちらの整備も私たちの命と生活を守るために非常に重要であります。

そこで、全国的に豪雨災害が頻発し激甚化する中で、全国の治水関係予算はどのように推移しているのか、土木部長にお聞きします。

先月12日、経済財政諮問会議において石井啓一国土交通大臣から、今後の社会資本整備のあり方について、我が国は、これまでの常識を超えて頻発、激甚化する自然災害に直面していることから、この切迫した危機より国民の生命と財産を守り、国と地方の経済活動を守るため、総理指示による3年間集中で実施する緊急対策を初め、防災・減災対策にソフト・ハードを総動員するとともに、こうした喫緊の課題に対応し、社会資本の整備に万全を期すためには、政権発足以来の安定的、持続的な公共投資に加え、集中的な追加投資が必要であるとの説明がなされました。

切迫する自然災害の現状として、気候変動の影響により、水害、土砂災害のさらなる頻発、激甚化が懸念されるとともに、全国各地で降水量が観測史上最高を記録するなど、これまでの常識を超えた自然災害が多発しております。国土交通省によれば、時間雨量50ミリを超える大雨の回数がこの30年間で約1.4倍に増加していることに加え、洪水の発生確率は地球温暖化の気温上昇により、今世紀末には1951年から2011年の平均と比較し、最大のシナリオで約4倍になると予測されております。

確かに、膨らむ社会保障費を初め国の財政健全化など、財政的な厳しい課題が横たわっていることは承知しております。しかしながら、豪

雨を初め切迫する自然災害による社会、経済等への被害を考えると、さきに申しました事前防災による効果は大変大きなものがあると考えます。

例えば、7月豪雨における社会、経済等への影響は、電力、水道などのライフラインへの被害のほか、工場の被災や主要道路の通行どめによりサプライチェーンが寸断され、多くの工場が操業停止になるなど、企業活動への損害が出るとともに、浸水被害等により各地で大量の災害廃棄物が発生することとなりました。また、平成27年9月、関東・東北豪雨で堤防が決壊した鬼怒川を事例にとると、被災前に対策した場合の整備費用約530億円に対して、被災後に要した費用、被害額は、原状回復費約85億円プラス被災者・被災地支援、産業廃棄物の処理費等約140億円、一般被害額約3,374億円と、膨大な復旧費用と社会、経済等への被害額が試算されております。

このように、事前の防災対策による効果としては、被害を大きく軽減でき、特に人命を守ることにつながることや、被害後の復旧や被災者の生活再建等に係る負担、社会、経済等への影響などを大幅に軽減できることから、後手に回ることのないよう、着実な対策を押し進める必要があります。その意味で、国土交通省は、先手を打った事前防災対策を推進することの重要性を強くうたっております。

本県でも豪雨災害対策推進本部が立ち上がり、平時からハード・ソフト両面での豪雨対策について、部局を横断して検討がなされるということで、非常に心強く感じておりますし、そのためには先手を打った事前防災対策を推進するため、治水事業関係予算の確保が重要と考えるところであります。

知事御自身も、7月豪雨の浸水被害が発生した現場などを精力的に回り、河川等における被

災状況について確認をされておりますし、今議会の提案説明でも、国に対して中小河川の治水対策の強化などについて政策提言を行うなど、国を巻き込む視点も持って取り組んできたこと述べられております。

そこで、近年の豪雨を踏まえた中小を初めとする河川の治水対策について、どのような考えで国に対して政策提言などを行われているのか、知事にお聞きいたします。

中小河川の整備とともに、国土強靱化に欠かすことのできない道路の財源確保と整備についてお伺いします。

11月5日、自民党本部で開催されました、道路財源確保を求める都道府県議会議員の会の世話人会に、高知県議会自民党道路調査会事務局長の弘田兼一議員と出席し、各都道府県議会の議員とともに、自民党ITS推進・道路調査会の竹下亘会長を初め役員に対して、地方の道路整備の必要性を訴えてきたところであります。

会議において私のほうから、7月豪雨における高知自動車道早期再開への感謝とともに、ダブルネットワークの重要性などを申し上げました。また、高知県の道路関係については、平成25年から平成30年の道路関係当初予算はおおむね横ばいで推移しているものの、そのうち修繕については2倍以上に増加しており、県や市町村が管理する橋梁やトンネルの5年に1回の点検の結果、緊急または早期の措置を講じる必要がある道路施設の割合が11%を超えていることから、今後全ての施設が点検を終了すると、措置が必要な施設がさらにふえることが想定される旨を述べさせていただきました。他方、地域地域の産業振興を図る上で不可欠な1.5車線の整備を初めとする道路改良もまだまだ必要であり、それぞれの地域において計画的かつ着実に修繕から道路改良を進めるためには、道路関係予算をしっかりと確保できるよう、新たな財源の

創設が極めて重要であることを要望したところであります。

その地方の実情と逆行するかのようには、財政制度等審議会では、本年5月の新たな財政健全化計画等に関する建議において、日本の社会インフラは概成しつつあるとの答申がなされました。しかしながら、地方において道路整備は、地方創生及び国土強靱化を推し進める基礎、土台となるものであります。道路財源確保を求める都道府県議会議員の会の要望事項においても、高速道路から生活道路まで、全ての道路で緊急を要する道路施設の老朽化対策が計画的に進められるよう、新たな財源の創設が国へ要望されるとともに、県内それぞれの道路整備促進団体においても、同内容が盛り込まれております。

そこで、新たな財源の創設も含めた道路財源の確保について知事の御所見をお聞きいたします。

また、経済財政運営と改革の基本方針2018では、国土強靱化に関して、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保との文言が盛り込まれました。本県は中山間地域が多く、豪雨などの災害発生時には、道路の寸断による孤立集落が発生するのではないかと危惧するところであります。

そこで、現在私の地元においても、いの町の国道194号を初め仁淀川町の県道安居公園線などで、のり面崩壊対策を進めておられますが、地域の孤立化を防ぐための道路の強靱化を今後どのように進めていくのか、土木部長にお聞きします。

次に、高知追手前高校吾北分校の継続と振興策についてお伺いします。

先日、知事は提案説明の中で、高等学校は地域における教育の重要な拠点であるとともに、住民の皆様のご生活にもかかわる大切な施設であり、とりわけ中山間地域においては、地域唯一

の後期中等教育機関として、その存在意義はより大きなものがあると述べられ、その意味で、地理的条件や学校の規模に影響されることなく、可能な限りその機能の維持・拡充を図っていくことが重要とおっしゃられております。

地元いの町においても、中山間地域である吾北地区には高知追手前高校吾北分校があり、まさに中山間振興の核となるべく、さまざまな取り組みを図っているところであります。私も、吾北分校の文化祭に出向いた際、山間部の小さな学校ながらも、明るく元気に活動する生徒たちを見ることができましたし、当日は分校の文化祭と地域の文化祭が同時に行われ、地域の方々と学生たちが一体となった姿、取り組みを見た経験から、知事の述べられました、中山間地域における高校の重要性に深く賛意を表するものであります。

県立高等学校再編振興計画の後期実施計画を策定する上で、昨年度2月議会において知事から、中山間地域の高等学校はできるだけ維持する方向で検討や工夫をするといった御答弁がありました。

そこで、それを踏まえ、12月に示される後期実施計画の案において、高知追手前高校吾北分校の継続を初め中山間地域の高等学校については、基本的に継続するという方向性が示されていますが、このことについて知事の御所見をお聞きいたします。

中山間振興の核となる高等学校ではありますが、一方で入学生の減少などの問題を初め、振興策をどう講じていくのかが喫緊の課題であると考えます。先ほどの吾北分校においても、平成30年度の入学生は6人と、1桁台になっている厳しい現状があるのも事実であります。

そこで、吾北分校を初めとする中山間地域の高等学校の振興策をどのように考えているのか、教育長にお聞きします。

次に、子供たちの安心で快適な環境整備についてお伺いします。

平成29年6月定例会におきまして、西森雅和議員が学校のトイレの洋式化について教育長にお尋ねをされておりますが、それから1年以上が経過した現在の状況についてお聞きします。平成28年に文部科学省が行った調査では、洋式化が全国平均43.3%のところ、本県は33.5%と下回っておりました。当時の田村教育長も御答弁の中で、学校設置者である市町村に必要性を周知しながら対応を促していきたいという考えを述べられております。

現在、公立学校においては、耐震化の加速や猛暑対策としてのエアコンの設置などが優先的に取り組まれているところであり、子育て世代としても大変ありがたいことだと感じています。しかしながら、自宅で洋式を使いなれた現代の子供たちにとって和式は使いづらく、精神的なストレスになることも指摘され、和式の多い学校では子供たちがトイレに行くのを我慢する傾向があり、健康への被害も危惧されていると聞き及んでおります。学校のトイレ研究会による、全国公立小中学校教職員を対象にしたアンケートでは、改善が必要と思われる場所の第1位がトイレだというデータもあり、現場の率直な御意見なのではないかと考えるところであります。

また、災害時の避難拠点となる学校において、トイレの洋式化は子供たちのみならず、高齢者や体の不自由なの方々にとって最重要課題だと考えます。平成28年の熊本地震を受け文部科学省が開いた、熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会では、避難所となった学校施設の被害状況が明らかにされる中、住民から最も多い声はトイレについてであり、和式は高齢者には使えないという実態報告がなされております。

そこで、子供たちからお年寄り、体の不自由

な方々の生命や健康を守るため最優先で解決すべきことと考えますが、全国的に機運の高まっている学校トイレの洋式化について今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお聞きします。

次に、児童生徒の交通安全についてお伺いします。児童生徒において、4月の新学期は新しい学校での生活が始まる節目のときであり、希望に胸を膨らませながら登下校をしていると思います。そのような中で、平成24年から平成28年までの過去5年間で起きた歩行中の交通事故の死傷者数を、警察庁が年齢別に分析したところ、新1年生である7歳の交通事故が突出して多いことがわかっております。また、高知県における平成25年から平成29年までの小中学生の死傷者数及び交通事故数では、中学1年生が最も多くなっていることがわかっております。

9月議会においても桑名龍吾議員から御質問がございましたが、私も子供を持つ親の一人として、夢と希望、前途に満ちあふれた子供たちの未来が一瞬で失われる交通事故には深い悲しみを覚えます。私は、この小学1年生と中学1年生という新1年生における交通安全を考えるとき、通学になれていない、運転技術の未熟な層を社会全体で守っていくことが重要であると考えます。

人生100年時代と言われる中で、今後ますます高齢者の活躍の場が広がることとあわせて、高齢者ドライバーと子供たちの交通安全の問題も考えていかなければなりません。また、普及したスマートフォンなどによる脇見運転など、現代における交通事故から子供たちを守らなければなりません。

そこで、官民が一体となり、なれない新1年生の通学に対し交通安全を啓発する県民運動を検討してはどうかと考えますが、文化スポーツ部長の御所見をお聞きします。

そのような中で、さきの9月議会におきまして、私たち自由民主党会派が議論を重ねてきました、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案を、全会一致をもって可決いただいたところであります。自転車乗用中の死亡事故の損傷部位は、65%が頭部への損傷であることから、ヘルメット着用の促進により、死亡事故など重大な事故につながることが大幅に軽減されることが期待され、子供たちの命を守る本質的な安全化に資する、大変有意義な条例だと考えます。公布されたばかりでありますが、来年4月1日の施行に向けて、子供たちの安心・安全を確保するため、県としてしっかり取り組んでもらいたいと改めて要請をいたします。

本条例は、議員提案条例としまして、私の所属する危機管理文化厚生委員会に付託され、池脇純一委員長のもと審議が行われ、自民党会派の今城誠司委員より提案理由と質疑の答弁を行っていただきました。その中で、県民の会の高橋徹委員並びに橋本敏男委員から、ヘルメットに対する財政上の措置について質疑があり、答弁者の今城委員からは、「他県ではヘルメットの購入費を補助する事業が行われ、着用率が飛躍的に向上したこともある。予算の編成権は知事にあるが、この条例が成立したら、本県においてもこの条例の目的を達成するための事業が適切に実施されるよう、議会としても対応したい」と答えているところであります。

また、共産党の米田稔委員から、ヘルメットの着用は努力義務ではあるが負担の問題がある、できるだけ支援することが大事だと思うとの意見があり、執行部からは、今回条例が制定された折には、県としても補助制度をつくる、つくりたくないの議論もあるが、何らかの支援ができないかをこれから検討したいと述べられております。

このような中、10日に発表された県の2019年度

当初予算の見積もり概要に、中高生の自転車ヘルメットの購入などの予算として、2,400万円余りが盛り込まれました。これは、先ほど述べました我々の委員会での論議と県民の声が迅速に反映されたものと、大いに評価されるべきものであり、深く感謝申し上げる次第であります。県としても、条例の主眼である児童生徒のヘルメット着用促進が図られるとともに、子育て世代の負担が軽減されるよう取り組んでいただきますことをお願いいたします。

先ほどの質問にもつながりますが、通学にならない新1年生の交通安全対策や、事故の多いとされる春の入学時において児童生徒のヘルメット着用促進を図ることができれば、死亡事故を初め、重大な悲しい事故も減ることと考えます。

そこで、改めて条例制定を受けた市町村の購入費補助及び県の支援について教育長にお聞きします。

また、県内における中高生のヘルメット着用の現状を見てみますと、特に中学生については、県東部地域と西部地域では通学時のヘルメット着用が義務化されており、これと連動して市町村やPTAなどによるヘルメット購入費用の補助制度があります。

そこで、条例の制定、施行を機に、現在補助制度がない市町村に対して、補助制度の創設などについて県としてどう働きかけていくのか、教育長にお聞きします。

最後に、児童虐待の防止についてお伺いします。

本県の児童相談所における児童虐待の相談件数は、周囲の関心の高まりもあって年々ふえ続けており、平成29年度には453件、うち虐待として対応した認定件数が326件と、ここ数年増加傾向にあります。最近では泣き声通告がふえ、家庭を特定できないケースも多いとお聞きしまし

た。内容は、心理的・身体的・性的虐待やネグレクトなどさまざまですが、児童相談所ができるのはあくまで対症療法的な対応で、傷ついた子供たちのケアにとどまるのが実情です。願わくば根絶的に虐待を世の中からなくすことを目指し、取り組んでいかなければなりません。

そこで、原因療法として、虐待の連鎖を生まないよう、親へのケアが重要となってまいります。本県としても過去の悲しい事件を教訓に、育児で孤立しないようサポートしたり、親育ち支援事業等、妊娠期から寄り添う体制を構築しておられると思いますが、どのような効果が出ているのか、地域福祉部長にお聞きします。

昨今多いと感じられるのは、ステップファミリーによる連れ子が虐待されるケースであります。再婚した継父や同居中の男性パートナーが子供に虐待を行う事件が、ニュース等でも頻繁に取り上げられています。虐待で逮捕された側の発言を聞くと、とても身勝手なものばかりで憤りを禁じ得ませんが、背景には、自身が幼少時代、親から愛情を受けて育っていなかったり、親から虐待を受けていたり、ここでも虐待の連鎖が起こってしまっています。弱い子供をしつけと称して傷つける大人を見るに、親育ちの前に人間として心育ちができていない状況は悲しい限りですが、女性の多くが連れ子への虐待を薄々感じながら、夫に対して機嫌を損ねたくない、自分も暴力を振るわれるなどの理由で、見て見ぬふりをしてしまっている傾向があるように思われます。しかしながら、こうした環境にある子供を守ってあげられるのも母親しかいません。

このように家族構成員相互の関係に注目し、虐待がそれぞれの家族にある不均衡な力関係のもとに起きていることを踏まえて、支援していく仕組みづくりが求められますが、こういった社会現象を背景とした虐待に関して、県として

特別な取り組みがなされているのか、地域福祉部長にお聞きしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の地方創生における政策の検証についてお尋ねがございました。

これまでの国の地方創生に向けた政策については、地方が創意工夫に基づき主体的に行う取り組みを後押しする形で、地方創生推進交付金等による支援を行うことが中心となっており、本県ではこれまで総額で58億円余りの交付決定を受け、これを追い風として産業振興計画などを加速化し、各種経済指標が全国を大きく上回るペースで上昇するといった成果にも一部つながっているところであり、大いに評価をしているところでもあります。地方創生は息の長い取り組みであります。引き続き、国においては、こうした地方の創意工夫を後押しする取り組みを継続していただきたいと思いますと考えています。

他方で、国全体として見てみますと、東京圏への一極集中は、昨年12万人の転入超過となるなど歯どめがかかっておらず、地方の人手不足も一層深刻化している状況にあり、この点は本県も同様の状況にあります。このため国には、もう一段強力な施策を打ち出していただく必要があるものと考えているところです。

具体的には、第1に、東京圏から地方へ人材を送り出す機能をより強化すること、第2に、地域における若者の受け皿づくりをより強化することが必要であると考えております。さらに、後者については具体策として、地方大学の振興を図ること、そして地方で若者が起業や新たな事業展開、事業承継を図ることを力強く応援する仕組みをつくることなどが必要ではないかと考えております。

この地域の若者の受け皿づくり強化については、本県では本年10月に、国の地方大学の振興に向けた交付金の対象事業として、県内の3大学などと県との連携による、Next次世代型こうち新施設園芸システムの構築に向けたプロジェクトが採択をされました。これにより、最先端の研究や機器、システムの開発などをよりスピードアップし、関連する産業群の創出を含め、地域地域に多様な仕事を数多く創出することで、本県への若者の定着につなげるとともに、本プロジェクトの実施を通じて大学の魅力を高め、意欲のある学生を、県内はもとより全国、世界中から集めることを目指してまいりたいと考えております。若者の県外流出が最も多い時期は大学進学時期であります。その観点からこの地方大学の振興ということ、国にさらに力を入れていただきたいと、そのように考える次第です。

また、地方へ人材を送り出す機能の強化と、地方での起業などを応援する仕組みにつきましては、今回の地方への移住や地方での起業を支援する、わくわく地方生活実現政策パッケージの構築により、一定前進するものと受けとめております。さらに、地域地域で起業や新たな事業を展開するために必要な資金、いわゆるリスクマネーを供給する仕組みなどについても、もう一段の検討をお願いしたいと考えております。

今後とも、国においては政策の成果を検証しつつ、東京圏への一極集中を是正するための具体的な対策をさらに強化し、地方と協働で取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、わくわく地方生活実現政策パッケージにどう取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

この政策パッケージは、若者を中心としたU・I・Jターン対策の抜本的強化、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし、地方における外国人材の活用、国民の関心を引きつ

ける効果的・戦略的な情報発信の4つの柱のもと、総合的に政策を展開するものです。現在、国の予算編成を通じて最終調整がなされている段階とお聞きしておりますが、県としては、成長の壁を乗り越えるための担い手確保や、成長を支える取り組みである起業や新事業展開の促進に向けた施策群のさらなる加速化とバージョンアップに向け、この政策パッケージを効果的に連動させていきたいと考えております。

例えば、1つ目の柱である、若者を中心としたU・I・Jターン対策の抜本的強化では、起業や人手不足に直面する地域の中小企業などへの就業の促進などを目的に、東京圏から地方への移住者などの経済的負担を軽減する制度が検討をされております。既に本県では、起業のノウハウを学び、アイデアの磨き上げや事業化を支援する、こうちスタートアップパークの取り組みや、移住促進・人材確保センターによる地域地域の魅力的な仕事の掘り起こしや都市部の人材とのマッチングの仕組み、これらが整っており、こうした本県の強みを生かしつつ、この制度をうまく取り込めないかと考えております。

また、2つ目の柱である、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こしにつきましては、現在職についていない女性、高齢者等の新規就業を促進する都道府県の事業を支援することが検討されておまして、女性にきめ細やかな就労支援を行っております、高知家の女性しごと応援室の取り組みなどの加速化にもつながるものと考えております。

今後、国の動向を見ながら、産業振興計画などのバージョンアップに向けて、具体的な施策として練り上げてまいります。

次に、総理が表明した3カ年緊急対策についての受けとめと期待することについてお尋ねがありました。

本県では、南海トラフ地震対策推進本部を設

置し、平成21年に行動計画を策定して以降、PDCAサイクルを回すとともに、東日本大震災などを受けて取り組みを加速化してまいりました。現在は第3期計画に基づいて取り組みを進めており、来年度からは第4期計画にバージョンアップすることとしております。さらに、7月豪雨や台風第20号、21号、24号での被害に迅速に対応するため、公共施設の早期復旧に向けた対策などについて、豪雨災害対策推進本部で進捗の確認をしながら全力で実行をしております。現在、9月補正予算で計上した災害復旧事業を着実に実施しているところですが、12月補正予算を加えるとともに、さらには国の2次補正予算を注視し、財源確保に向けて政策提言も行っていくながら、取り組んでまいりたいと考えているところです。

こうした中、安倍総理は、近年災害が激甚化する中、国民の命を守る防災・減災対策は、我が国の政治、社会にとって重要かつ喫緊の課題であるとして、総理のリーダーシップのもと、重要インフラについて総点検を実施し、その結果などを踏まえ、特に緊急に実施すべきものについて、達成目標、実施内容、事業費などを明らかにした防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を年内に取りまとめることを表明されております。北海道胆振東部地震や西日本豪雨、その後の台風など、一連の自然災害からの復旧といった多くの課題を抱える現在の状況に鑑みても、これは大変時宜にかなったものと考えております。この緊急対策は、地震対策や洪水・土砂災害対策のためのインフラのほか、災害時に拠点となる病院や、電力、水道など重要なインフラへの対応などの施策が数多く盛り込まれる見込みであり、私としても大いに評価をし、期待もいたしております。

本県においても、国からの点検依頼に基づき、河川や治山施設、道路、港湾、漁港など、重要

インフラの機能を確保するための点検を実施いたしまして、事業内容や費用について検討をしているところです。

本県といたしましては国の施策に呼応し、集中的に国土強靱化を図るとの国の方針を生かし、3カ年緊急対策による追い風を大きな力にして、南海トラフ地震や豪雨への対策などをより一層加速させてまいりたいと考えております。

次に、国土強靱化基本計画の改定に期待することについてお尋ねがありました。

平成26年に策定された国土強靱化を推進する指針となる基本計画は、おおむね5年をめどに見直しが行われることとされており、私が委員として参加しているナショナル・レジリエンス懇談会において、改定に向けた検討が進められてきました。

今回の見直しのポイントは大きく4つあり、1つ目は、熊本地震や近年各地で発生する風水害などの現行計画策定以降の自然災害で得られた知見の追加、2つ目は、AIやIoTといった新技術の活用などの社会情勢の変化を取り込むための追加、3つ目は、災害時に重要なインフラの整備や老朽化対策などの過去の自然災害を踏まえた具体的な施策の追加、最後に、重要なインフラの総点検の結果を踏まえた3カ年緊急対策の策定などの国土強靱化を加速化、進化するための推進方策の充実であります。

懇談会において、私からは特に、総括的かつ横断的な視点から、定性的な議論、検討にとどまらず、定量的な議論、検証を行うべきこと、その際、単に目標設定をするだけではなく、目標値が、起きてはならない最悪の事態を回避するために十分なものとなっているか定量的に検証をすること、個別の取り組みとしては、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模災害時の医療資源の供給体制の確立や、足摺岬沖から日向灘海域にかけての地震津波観測網の空白地

帯を早期に解消することなどについて、意見を述べてまいりました。特に、災害時の医療救護の確保については、検証を行う分科会の主査も務めさせていただきまして、強く政府に対してその強化を申し入れてまいったところでありませう。

さらに、本年6月には、安倍総理も出席された国土強靱化推進本部会議において、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATの規模を拡大し、被災地外から早期、大量かつ継続的に投入できる体制を構築することが国家的課題であることを強く訴えてまいりました。

こうした、私が地方行政の代表として訴えてまいりました意見につきましては、基本計画案に反映をされております。また、そのほかの見直しされた計画の内容も、国土強靱化の本格的な実行に向けて、加速化及び進化した内容となっているものと考えております。基本計画は年内に閣議決定される予定とお聞きしておりますが、今後はその内容が国土強靱化の年次計画や各省庁の具体的施策に確実に反映され、強靱な国づくりが計画的により一層進む、このことを期待しているところです。

そのため、引き続きナショナル・レジリエンス懇談会や10県知事会議などを通じて、国に対し積極的に意見を述べていきたいと、そのように考えております。

次に、重要インフラの緊急点検の結果を受けて、本県はどのような状況であり、今後どのように対策を講じるのか、さらには3年間の緊急対策以降も、インフラの整備における集中投資を継続していくことが重要ではないかとお尋ねがありました。

9月21日に開催された、重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議を受け、国土交通省を初めとした関係府省庁において、あらゆる自然災害に対してインフラの機能を発揮できるよ

う、全国で重要インフラを対象とした緊急点検が実施をされました。

本県においても直ちに緊急点検を実施し、その結果、特に河川では流下能力を確保するための河床掘削や樹木伐採が必要な箇所、道路ではのり面の防災対策や橋梁の耐震化が必要な箇所など、多数あることを確認いたしました。現在、その事業内容や費用について詳細を検討しているところであります。

他方、政府は今後3年間で、3兆円を超える規模の国土強靱化に資する予算を編成するとの報道もあります。引き続き、国の動きを注視するとともに、この機を逃すことなく、あらゆる自然災害から生命や財産を守る各種対策を集中的かつ本格的に進め、本県の国土強靱化を加速させるため、この予算を十分に生かしてまいりたいと考えているところです。

3年間の集中投資により国土強靱化が加速的に進むとはいえ、全国的に大きく立ちおけている本県のインフラが十分に形成されるとは言えません。加えて、発生確率が高まる南海トラフ地震など、本県を取り巻く危機的状況は厳しさを増してくると考えられます。このため、3年間以降も気を緩めることなく、命の道である四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護事業、中山間の土砂災害対策など、長期的な視点で計画的な整備を実施する必要がある事業を初めとして、各種のインフラ整備に着実に取り組まなければならないと考えております。

引き続き、県民の生命、財産を守り、安全・安心を確保できるよう、これまで以上に整備効果や必要性について定量的に分析し、国に強く訴えていくとともに、各県や全国知事会とも連携しながら、継続的に、国土強靱化が図られるように、多くの機会を捉えて訴えを続けてまいりたいと考えています。

次に、近年の豪雨を踏まえた中小河川などの

治水対策について、どのような考えで国に対して政策提言などを行っているのかとのお尋ねがありました。

近年は、台風や豪雨の威力が極めて強くなってきており、時間雨量が100ミリを超えるゲリラ豪雨など、急激に事態が悪化する例も頻発し、これまで異常気象と呼ばれてきたものが今や異常とは言えない状況となりつつあります。また、台風や集中豪雨による被害が全国各地で相次いでおり、特に本年は、7月の猛烈な豪雨により本県を初め西日本地域が大打撃を受け、そのほかにも台風第21号の暴風や高波により、関西地域を中心に大きな被害が発生しました。猛烈な豪雨などで被害の規模も大きくなっており、速やかに被害箇所の対策を講じなければダメージが蓄積し、後の台風や豪雨の際に、さらに大きな被害を招く危険をはらんでおります。

私は7月豪雨直後に、県内の河川の被災現場などに赴き、甚大な被害を目の当たりにしました。その際、議員と同じく、国土強靱化のためには先手を打った事前防災対策予算をもう一段強化し、治水事業を進める必要があると強く思いました。しかし、全国各地で毎年のように深刻な浸水被害が頻発する状況からすると、被害発生後の復興に向けた河川激甚災害対策特別緊急事業など、再度災害防止関連予算を大幅にふやさざるを得ない状況であります。こうなりますと、台風や豪雨に備える、いわゆる事前防災の必要な予算が減額されるのではないかと、強く懸念をいたしましたところであります。

このことから、第1に、事前防災こそ治水のかなめであるため、復興関連の予算とともに全国の事前防災対策予算の大幅な増額が必要であると、強く国に訴えてまいりました。

あわせてもう一点、県などが管理する中小河川の対策について充実すべきだと訴えてまいりました。特に、災害が頻発するボトルネックと

も言える区間において、局所的であるものの、堤防かさ上げや河床掘削など、総合的に対策を行う事業の重要性を強く訴えております。県内の中小河川でもこのようなボトルネック区間が多数ございますし、7月の豪雨でも、安芸川などにおいて現に甚大に被災した箇所があります。このため、東日本大震災後に一定期間で集中投資を行った全国防災のように、新たな特別枠の予算制度などを設け、限定的でも効果の大きい中小河川の局所的総合対策を行うことが、豪雨災害が繰り返す今だからこそ必要であると、強く国に訴えてまいりました。

今後とも、しっかりと全国の状況を見きわめ、高知の状況を踏まえた政策提言を行ってまいります。

次に、新たな財源の創設を含めた道路財源の確保についてお尋ねがありました。

橋梁を初めとする道路の主要な構造物は、高度経済成長期に建設されたものが多く、県が管理する建設から50年を経過した橋梁の割合は、この10年間で倍増し約5割に達しており、今後も修繕に要する費用が年々増加していくことが見込まれています。県民の皆様が日々安全・安心に道路を利用することができる状態を維持していくためには、今後とも計画的に修繕を進めていかなければなりません。

また、本県の経済の活性化や、南海トラフ地震への備えを高めるために不可欠な四国8の字ネットワークの早期整備はもとより、中山間地域の道路改良や緊急輸送道路上の橋梁の耐震強化、落石対策などもしっかりと進めていく必要があります。

今後、修繕と整備を並行して着実に進めていくためには、必要な予算が継続して確保されることが重要であり、このことは本県に限らず全国的な課題であると認識しています。

また、昨年有識者から成る社会資本整備審議

会道路分科会が取りまとめた建議において、必要な財源を確保することを検討する必要があると示されているように、私としても、国において利用者の受益と負担に見合った財源の創設について検討される必要があると考えているものであります。

このため、財源の創設に関して、11月には道路整備促進期成同盟会全国協議会や全国道路利用者会議などと全国高速道路建設協議会が、連携して国に訴えますとともに、全高速の会長として私も、国会議員から成る高速道路建設推進議員連盟とともに、財務大臣や政府・与党の幹部に直接訴えてまいりました。引き続き、財源の創設に向けた検討が進められるよう、道路整備の促進を訴える団体の皆様とも連携しながら、積極的に国に働きかけてまいります。

最後に、県立高等学校再編振興計画後期実施計画案において、中山間地域の高等学校は基本的に継続するとの方向性が示されていることについてお尋ねがございました。

中山間地域で生活する皆様にとりましては、子供たちが地元の高等学校において希望する進路を実現できる環境が整備されていることは、大変重要なことだと考えています。中山間地域から高等学校がなくなれば、地域から子供がいなくなるのはもちろん、例えば子育て世代のUターンやIターンも難しくなるなど、教育面を含め、地域振興の面でも大きな影響が出てまいります。そのため、高知追手前高等学校吾北分校を初め中山間地域の高等学校については、できる限り維持するだけでなく、活性化する方向で検討や工夫をするといった視点が大変重要であると考えています。

そういった考えは、現在策定が進められております県立高等学校再編振興計画後期実施計画案においても反映をされております。中山間地域の高等学校においては、小規模校のメリット

を生かしてきめ細やかな進路指導を行うことに加えて、生徒の多様な学力に対応した学びを保障していくことや、県内外からも進学したいと思われるような魅力化を図っていくことなどが必要となります。このことは、あわせて地域の活力創出にも貢献していくことになると考えています。

今後、中山間地域の高等学校においては、生徒が希望する進路を実現できる学習環境の整備に向けて、遠隔教育システムなどのICTを活用した教育環境の充実などに取り組んでいくこととあわせて、各校の特色ある部活動などの充実強化にも取り組んでいくとお聞きをしております。吾北分校におかれても、ICTを活用した教育環境の充実、高知追手前高等学校本校との連携の強化、分校としての独自の部活動活性化に加え、地元自治体など地域からの支援もいただきながら、地域との連携も強化して、魅力化、活性化に取り組んでいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長（酒井浩一君） まず、国土強靱化地域計画の策定に関して、市町村における課題と県の支援についてお尋ねがありました。

この計画につきましては、県のほか、高知市と佐川町の2市町のみが策定している状況です。市町村が計画を策定していない理由としては、計画策定のためのマンパワー不足と、計画そのものへの理解が進んでいないという2つの大きな課題があると考えています。

まず、マンパワー不足の課題に対して、計画策定を外部委託する場合に支援をする制度を設けておりますので、こうした制度を改めて周知していきたいと考えております。

次に、計画への理解が進んでいない課題につきましては、この計画を策定することにより、

みずからの地域の災害に対する脆弱性が明らかとなり、その対策を検討することは、強靱な地域づくり、さらには南海トラフ地震対策にもつながるといった有効性を、機会を捉えて説明していきたいと考えております。

このように、市町村の課題へ県として支援を行い、計画策定を促していきたいと考えております。

次に、BCP策定の課題、またその課題に対して第4期南海トラフ地震対策行動計画でどう取り組むのかとお尋ねがありました。

県内の従業員50名以上の事業所におけるBCPの策定状況は、お話のとおり、第3期行動計画の目標としている策定率60%には達しておらず、取り組みのさらなる強化が必要であると考えております。事業者が策定に至っていない理由をお聞きしたところ、ノウハウがない、時間的な余裕がない、人手がないといった回答が、産業分野を問わず上位になっているところでした。

こうした課題に対して県では、策定のための手引を公表しているほか、専門家をお招きした講演会も開催し、多くの事業者に対しBCPの重要性や策定に関するノウハウの提供に努めています。さらに、策定に取り組む負担を軽減するため、短期間で作成まで支援する策定講座の開催や事業者への個別支援など、できるだけ多くの事業者がBCPを策定していただく取り組みを行っているところです。

特に医療機関においては、業務が多岐にわたり、横断的な視点も必要であることに加え、発災後、負傷者への対応が新たに発生し、業務量が急激に増加することなどから難易度が高く、専門的なノウハウや時間が必要となります。このため県では、BCPの策定手順などを示した高知県医療機関災害対策指針を作成して、全医療機関に配布したほか、先行事例の発表会やセミナーを開催するなど啓発を行うとともに、個

別に策定支援を受けられる体制も構築しております。こうした取り組みの結果、本年度末には12の災害拠点病院の全てでBCPの策定が完了する見込みとなっておりますし、その他の病院におきましても着実に取り組みが進んでおります。

第4期行動計画においては、これまで県が進めてきた取り組みを引き続き進めることに加え、既にBCPを策定している事業者が取り組む訓練や計画の見直しへの支援も強化し、事業者のBCPの実効性を向上させるように取り組んでまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、宇治川流域の浸水被害対策について、国、県及びいの町のそれぞれの取り組みの進捗状況と今後の見通しについてお尋ねがありました。

天神ヶ谷川を含む宇治川流域では、平成26年8月の台風による浸水被害を契機として、再度災害を防止するため、国、県、町が一体となり、それぞれの役割分担に基づき床上浸水対策特別緊急事業などを実施しております。

県の役割として実施する天神ヶ谷川の河川改修は、総事業費が約43億円、平成27年度からの7年間で延長600メートルの工事を実施することとしております。これまでに高知西バイパス周辺の護岸工事や、その上流の用地買収を進めており、本年度で用地買収を完了する予定です。平成30年度末の進捗率は、事業費ベースで約75%を見込んでおります。

国は、既存の宇治川排水機場において、毎秒12トンのポンプを増設することとしており、本年度中の完成を目指し施工を進めていると聞いております。

いの町は、2カ所の雨水ポンプ場整備や周辺水路の整備について、下水道事業により、平成31年度の完成を目標として進めていると聞いて

おります。

今後も国、町と連携の上、事業を進めるとともに、着実な予算化がなされるよう、国への政策提言も継続してまいりたいと思います。

次に、国と一緒に河床の掘削や障害となる樹木の除去など、県内大小河川の維持管理の取り組みについてお尋ねがありました。

仁淀川などの一級水系では、本川と支川、あるいは上下流で管理者が国と県に分かれており、互いに連携していくことが適切な維持管理においても有効であり、氾濫防止につながると考えております。国、県、流域市町村などで構成いたします、大規模氾濫に備えるための減災対策協議会におきまして、出水期前に氾濫防止のための対応について情報共有を行っています。

今後も、この協議会などを通じまして国との調整を図り、河床掘削や樹木の除去など適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、全国的に豪雨災害が頻発し激甚化する中で、全国の治水関係予算はどのように推移しているのかのお尋ねがありました。

治水関係予算につきましては、国土交通省の公表資料から推計いたしますと、当初予算の事業費は、平成9年の約2兆2,000億円をピークにその後急速に減少し続け、平成25年には1兆2,000億円を切るところまでになりました。その後、ようやく横ばい傾向を見せており、今年度まで約1兆2,000億円前後で推移しております。ピーク時と比較いたしますと、約6割まで大きく減少している状況です。

先ほど知事からお答えいたしましたとおり、近年全国各地で頻発化、激甚化する豪雨に対しまして事前に備えるためには、事前防災のための治水対策を行うことが極めて重要であると考えておりますことから、治水関係予算を安定して確保することが不可欠であると考えております。

最後に、地域の孤立化を防ぐための道路の強靱化についてお尋ねがございました。

さきの7月豪雨では道路災害などにより、県内各地の50地区で孤立が発生いたしました。その後の道路の応急復旧や住民の地区外への避難などによりまして、全ての孤立は解消しております。しかしながら、道路の被災規模が大きく復旧に時間を要し、自動車により行き来ができない地区が現在も3地区残っております。早期の復旧に向けまして、全力で支援しているところでございます。

現在、県が管理する道路では、平成8年に実施いたしました道路防災総点検による、落石や斜面崩壊の要対策箇所2,554カ所のうち、国道194号などの緊急輸送道路や啓開道路における対策を重点的に進めているところです。

一方、今年度に発生いたしました豪雨や地震などの災害に鑑み、政府主導で重要インフラの緊急点検が実施され、土砂災害の危険性がある箇所などの対策に、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、3年間集中して取り組む方針が示されました。本県においてもこの機会を整備促進のチャンスと捉え、国による緊急対策の制度を最大限活用し、道路の防災対策を推進してまいりたいと考えております。

また、地域の孤立化を防ぐためには、市町村道など緊急輸送道路以外の道路の対策も必要となります。迂回路がなく、災害が発生すると地域の孤立につながるような市町村道についても、しっかりと防災対策が実施できるよう支援してまいりたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、高知追手前高等学校吾北分校を初めとする中山間地域の高等学校の振興策についてお尋ねがございました。

県立高等学校再編振興計画後期実施計画案では、高知追手前高等学校吾北分校を初めとする

中山間地域の高等学校の振興策として、ICTを活用した学習環境の整備、地域人材育成、部活動の活性化などに取り組んでまいります。

ICTの活用については、現在策定中の後期実施計画案において、中山間地域の全ての高等学校に遠隔教育システムを導入することを予定しており、これまでの県内の学校間連携による遠隔教育に加え、教育センターを配信拠点とした遠隔授業、補習授業などを展開してまいりたいと考えております。また、このことに加え、高知追手前高等学校本校と吾北分校の間では、平成27年度から遠隔教育を開始しており、数学や政治・経済などについて、授業をICTを活用して本校の教員が行い、既に遠隔教育により単位認定も行えるようになっております。

また、地域人材育成の取り組みとして、吾北分校では、地域の特産物である和紙を活用した商品開発などを題材とした体験的課題解決学習を計画しており、生徒の主体的、探究的な学びの場を拡充していくため、地域と学校が協働して教育を行う地域協働学習において、探究的な学習活動の充実を推進してまいります。

加えて、吾北分校でのバドミントンの部活動を強化し、地域においてバドミントンによる小・中・高等学校の連携を確立して成果を上げることで、部活動面での魅力を高め、地元からの進学や地域外からの進学につなげていきたいと考えております。

このような取り組みを通して、中山間地域の小規模校においても多様な生徒の進路希望の実現に向けた学習環境を整え、地理的条件や学校規模に影響されない充実した教育環境の実現を図ってまいります。

次に、学校トイレの洋式化について今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

学校のトイレの洋式化につきましては、今日

では一般家庭のトイレは洋式が一般的になっており、児童生徒や教職員からのニーズがあること、さらには学校の多くが災害時には避難所となり、高齢者やお体の不自由な方々の利用に配慮する必要があることから、ユニバーサルデザインを基本とした取り組みを進めていく必要があると考えております。

県立学校につきましては、昨年12月に個別施設ごとの長寿命化計画を策定しており、校舎の大規模改修や改築などを平成32年度から順次行っていく中で、トイレの洋式化についてもあわせて進めていくこととしております。

一方、市町村立小中学校につきましては、これまで南海トラフ地震に備えて校舎等の耐震化に取り組んで、今後はブロック塀改修やエアコン設置に優先的に取り組んでいかなければならない状況でございます。さらに、学校のトイレの洋式化に係る費用につきましても、多額の経費が必要と見込まれますので、実際にはトイレだけの単独改修を行うよりも、校舎等の大規模改修や改築とあわせて、国の補助制度を活用して整備を進めていくことになる考えられます。

なお、国の補助制度につきましては、今後採択要件の見直しが予定されており、見直し後においては、校舎等の大規模改修や改築の事業採択を受けるためには、各市町村において、これらの事業を個別施設ごとの長寿命化計画に位置づけることが必要となってまいります。県教育委員会としましては各市町村に対し、長寿命化計画の早期策定を働きかけるとともに、まずは長寿命化計画に沿って、学校のトイレの洋式化の計画的な実施を促してまいりたいと考えております。

次に、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定を受け、市町村のヘルメット購入費補助の検討状況及び県の支援についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、児童生徒による自転車の安全利用については、ヘルメットの着用も含め、高知県安全教育プログラムや県警が作成した交通安全教材「Traffic Safety News」などを活用し、継続した啓発、指導を行ってきております。

今回の条例制定を受け、さらに積極的に自転車交通安全教育に取り組んでいくとともに、条例の規定により来年度から努力義務化されることになったヘルメットの着用を促進するよう、財政的な支援策を講じることも検討しているところです。

自転車通学をしている生徒を対象としました、ヘルメットの購入費に対する市町村による支援の状況としましては、現在34市町村1学校組合のうち20市町村1学校組合に補助制度があり、それぞれの制度に基づき補助が行われております。

こうしたことを踏まえ、市町村立中学校の生徒を対象とした支援につきましては、市町村がヘルメットの購入費への補助を行う場合に、県から当該市町村に補助金を交付することなどができないか検討を行っております。

今後、予算編成過程において、支援の内容及びあり方などについてしっかりと検討してまいります。

最後に、現在補助制度がない市町村に対して、補助制度の創設などについてどのように働きかけていくのかのお尋ねがございました。

現在、県による支援についての検討を行う中で、県が支援を実施する場合の方法として、補助を実施している市町村のスキームなどを活用することができないか検討しているところです。今後、予算編成過程の中で、県の支援策の実施やその具体的な方向性が固まり、支援を行うために整備していただく必要のある内容が決まりましたら、協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

また、市町村の補助制度を活用した支援を行うことになりましたら、現在補助制度のない市町村に対しまして、補助制度の創設について御協力をお願いしてまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 子供たちの安心で快適な環境整備について、新1年生の通学に対する交通安全を啓発する県民運動を検討してはどうかとのお尋ねがございました。

議員のお話にありましたとおり、1年生の児童生徒の交通事故の発生割合は、他の学年と比べて高くなっております。こうした交通事故から子供を守るため県では、春、秋、年末年始に実施しています交通安全運動期間において、子供の交通事故防止を重点事項の一つに掲げて、市町村や交通安全指導員協議会、交通安全母の会、ボランティアの方々などの御協力もいただきながら、県内全域で街頭指導や啓発活動などを実施しています。特に、春の交通安全運動については、通学になれていない新1年生を迎える時期に期間を定めて、重点的に児童生徒に対する声かけや横断歩道を渡る際の誘導などの街頭指導を行っています。また、自動車の運転者には、子供の歩行者や自転車利用者に対して徐行するなど、事故防止に向けた思いやりのある運転を心がけてもらえるよう、啓発や指導を行っています。

一方、市町村においては、就学前児童や中学1年生を対象とした交通安全教室の開催や、小学1年生への交通安全ランドセルカバーの配布など、交通安全に向けた取り組みも行われています。

こうした中、来年4月には、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が新たに施行されますので、今後は子供たちにヘルメット着用などによる自転車の安全で適正な利用の啓発や指導とあわせて、新1年生を初めとする

児童生徒に対する交通安全の取り組みを一層強化してまいりたいと考えています。

加えて、官民で構成する高知県交通安全推進県民会議の推進方針の重点項目に、1年生の児童生徒の通学に対する交通安全を位置づけることなどの検討も行い、県民運動として展開されるよう努めてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長（門田純一君） まず、育児で孤立しないようなサポートや親育ち支援事業など、妊娠期から寄り添う体制の構築による効果についてお尋ねがございました。

本県では、子育て家庭の孤立を防ぎ、児童虐待の防止などに資するため、市町村における母子保健と児童福祉の連携を強化し、妊娠期から切れ目のない総合的な支援体制を構築する高知版ネウボラの取り組みを進めています。

これまで、妊娠期からの総合相談窓口となる市町村子育て世代包括支援センターにつきましては、県内18市町村に設置され、保健師などによる妊娠届け出時の丁寧な面談や、産前産後のサービスが提供されるようになってまいりました。

また、身近な地域において子育ての相談や親子が集える地域子育て支援センターにつきましても、24市町村、1広域連合、52カ所まで設置が進んでおり、その中でもいの町のセンターのように、母子保健と連携した、妊娠期などの早い段階から親育ち支援などに先駆的に取り組むセンターもあります。

このような取り組みは、より早い段階で支援者のサポートや育児仲間づくりの機会につながり、孤立化を防ぐ効果が高まることから、子育て支援センターなどの職員研修での活動紹介や、県の高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーの助産師が、市町村に出向いて相談活動への助言などを行うことで、県内のセンターに広がっ

てきており、妊娠中の利用者からも、相談ができる場所があることで出産やその後の子育てへの不安が軽減されたという声も伺っているところです。

さらに、県教育委員会においても親の子育て力を向上するため、保育所や幼稚園などで、良好な親子関係や子供へのかかわり方について、保護者の理解促進のための親育ち支援にも取り組んでいます。

今後とも、こうした取り組みを通じまして、地域地域で子育てに寄り添う支援体制を充実させることにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、ひいては虐待のリスクそのものを解消するといった効果を高めてまいりたいと考えております。

次に、それぞれの家庭の不均衡な力関係のもとに起きている虐待に関して、県として特別な取り組みがなされているのかとのお尋ねがございました。

児童相談所における相談対応につきましては、虐待に限らず全てのケースについて、面接や訪問、関係機関への聞き取りなどを通じまして、子供の状況や家庭環境、地域の状況、保護者の養育能力、保護者自身の育ってきた環境などの調査を行い、その結果をもとに、今の社会の中で子供や保護者の置かれている環境や問題の把握、分析を行っています。

子供とその家庭への支援につきましては、議員からお話のありましたステップファミリーの虐待ケースを含め、先ほどの調査結果などをもとに、個々のケースごとに、一つの見方に偏ることなどが無いよう所全体の援助方針会議において協議し、子供と保護者に対する最も適切で効果的な支援方針を組織として決定しています。決定後においても、その家庭の状況をしっかり把握し、状況の変化に応じた必要な見直しを定例の援助方針会議において行っています。

このような支援方針の決定に当たっては職員

の高い専門性が求められるため、子供家庭支援のためのケースマネジメント、子供や家族の面接に関する技術、被害を受けた児童への対応に関する技術などのスキルを習得する研修を実施しています。さらに、県外の児童相談所で長年勤務されました経験豊かな専門家を招聘し、リスク管理に関する研修や、具体のケースをもとにした対応方法などの事例検討、また対応中の個別ケースへの助言援助など、幅広く支援いただくことにより、個々の職員の専門性やスーパーバイズ機能の向上を図っております。

こうした取り組みなどにより、児童相談所の相談機能の充実強化に努め、子供たちの命の安全と安心を守ってまいります。

○10番（横山文人君） それぞれ御丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございます。再質問はいたしませんけれども、私のほうから、昨年の6月議会において、三石文隆議員の理想とする国家像という御質問に対して知事が御答弁された内容を、また改めて御紹介させていただきます。

「私は、地方の衰退、中央と地方の格差が叫ばれる現代において、再び、幕末期に日本を救ったような、強い地方を持った日本をつくり上げていくことが切に求められているものと考えております。全国の各地方を強くすることは、今地方に暮らす人々の暮らしを守るにとどまらず、日本の潜在力を生かし切る道でもあり、中長期的に日本の発展につながる道だと考えます。あわせて、南海トラフ地震を初めとして、大災害を避けられない国土を持つ国として、全国の各地方を強くあらしめることは、いざというときの助け合い、補完を可能とする強靱な国土づくりにもつながるものだと考えます」と知事はおっしゃられております。

私は、この知事の御答弁は、今後のこの国のグランドデザイン、そういうふうにするべきもの

だろうというふうに思っております。強い地方づくり、そのためには本日御質問させていただきました、尾崎知事が進める産業振興計画を初めとするような地方創生策、そして国土強靱化、この2つが車の両輪となって、強い地方というものがつくられるんだろうというふうに感じておるところでございます。

まさに尾崎知事にはその意味で、強い地方づくりの先駆者として、今後とも県勢浮揚に御尽力賜りますように心からお願いを申し上げまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(土森正典君) 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩



午後1時再開

○議長(土森正典君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

19番武石利彦君。

(19番武石利彦君登壇)

○19番(武石利彦君) 土森議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず、公共事業の推進と災害対策についてお聞きいたします。

自然災害による被害が全国で相次いでおります。早急に災害復旧に取り組まなければなりません。一方、今後起こり得る自然災害を未然に防ぐ、あるいは発生したとしても最小限の被害で食い止めるための事前防災に取り組むことが、けさ横山議員からも質問がありましたように、とても重要なことだと私も考えております。実際に全国で発生した自然災害を見ましても、

公共事業を施していたからこそ、ある程度の被害で済んだ事例に、もっと目が向けられなければならないというふうに思っております。つまり、公共事業による減災効果であります。

また、本県の大豊町におきましても、さきの豪雨による土砂崩れで高知自動車道の橋梁部分が崩壊いたしました。応急対策として対面通行を可能にしていますのも、同路線が4車線化されていたからこそであります。万一、当該箇所が高知自動車道が全面通行どめになっていたとしますならば、本県経済に与える影響はさぞかし甚大になっていたことだろうと思います。

そこで、公共事業に対する評価、また公共事業を施すことによる防災・減災の重要性について知事に御所見をお伺いいたします。

次に、公共事業を施す場合、1年や2年といった短いスパンで考えるのではなく、もっと中長期的な視野を持って取り組む必要があると思います。ここで、元国土交通省技監であり、前土木学会会長であります大石久和氏の著書「危機感のない日本」の危機から、公共事業についての次の部分を引用させていただきます。

社会資本の整備は、予算上の表現では「公共事業」と呼ばれる。しかし、この表現は「今年いくらの金額で、どれだけの手当をやるのか」といった年ごとの支出や個別事業の大きさを示すものであって、経済ではフローと言われるものである。フロー効果とは、「ある期間にお金が行くと多くの企業や人に順次お金が流れ、利益を生んだり雇用や支出を増加させたりすることができる」というものである。20年にもわたって需要不足によるデフレに沈むわが国では、公共事業を拡大するとフロー効果によって需要が拡大し、デフレからの脱却に近づく効果もある。

しかし、公共事業の本来の目的はフロー効果を狙うものではなく、河川でいえば堤防を

上流から下流まで整備することによって、降った雨が河川から田畑や市街地にあふれることなく安全に海に流れ、流域の人々の生活の安全と安寧を確保するというストック効果を求めて行うものなのである。したがって、インフラ整備の事業を「公共事業」と形容しているだけでは、その本質を表現できないことになる。

ところが、(中略) わが日本語には「公共事業のストック効果」を表現できる用語がないのである。そこで、昭和30年代に全国総合開発計画策定のために参加した学者たちが、単年度の表現でしかない公共事業に換えて「社会資本」という言葉を生み出したのだ。多年にわたる公共事業の成果を社会資本と表現することで、ストック効果の説明用語としたのだ。この言葉は英語にするとSocial Capitalになるが、この表現は英語ではまず使われない。用いることがあっても、ハードな施設類ではなく「社会システム」を指すような使われ方に限定されている。

社会資本にあたる言葉として英語で何を用いているかという、(中略) Infra-Structureなのである。辞書には、「社会の基礎となる施設、下部構造、構造基盤、経済基盤、文明社会の基本整備」という説明がある。Infraというのは、「下の、下方の」という意味を持つ接頭語。Structureは「構造」を意味し、あわせて「社会を下から支える基礎構造」という意味になる。この概念が日本語にはないのである。そのため、前述のように社会資本なる言葉をひねり出す工夫が必要だったのだが、残念なことに「社会資本」なる言葉には、インフラストラクチャーという言葉が持つ「社会の基礎構造、社会が成立するために不可欠な施設・構造」というニュアンスがあまり伴っていない。概念を欠いていることから、われ

われはインフラという言葉が使えずに、いつまでも、「公共事業」と言ってフローの世界から脱出できないのである。

以上が引用であります。このように、大石久和氏は公共事業のストック効果を表現できる用語がないと指摘し、我が国では公共事業という言葉を使っている限り、人の命や財産を守り、経済発展を下支えするインフラストラクチャーに対して、フローの概念から脱出できないのだと指摘をされておられます。

私は公共事業を考える上で、この点は非常に重要な視点だと思います。かつて民主党政権で、コンクリートから人へという政策が示されていたのは記憶に新しいところであります。しかしながら、これこそが公共事業をフローの世界でしか捉えていないあかしだと言わざるを得ないと思います。未曾有の災害に見舞われている我が国において、他の先進国のように、5年から10年程度にわたる中長期的な具体のプロジェクトやインフラの整備計画を持たなければならないと大石氏は訴えておられます。翻って本県におきましても、自然災害から県民の命を守り、経済を活性化させるために社会資本整備を一層加速しなくてはなりません。

公共事業というフロー概念とインフラというストック概念についての御所見を知事にお聞きいたします。

次に、社会資本整備を加速させるためには、建設産業に携わる人材をさらに確保しなければなりません。本県の建設産業を支えてくださっている建設関連企業の経営者のほとんどが、社員をもっと採用したいとの希望を持っておられます。

また、こういったお話もよく耳にします。技術職の採用においても、必ずしも工業系の高等学校の卒業生でなくてもよいとのお話であります。普通高校の卒業生であっても、社員として

の仕事をさせながら、しっかりと技術を身につけられるよう、技術者として育てていくと述べられておるのであります。

そこで、県内の建設産業に携わる人材の確保策について土木部長に御所見をお聞きいたします。

次に、災害被災者に向けた仮設住宅が、現在全国に建設をされています。そして、多くの被災者の方々がそこで生活されておられます。仮設住宅の建設は緊急を要するために、迅速に建設しなくてはならないことは論をまちません。

しかし一方で、数カ月あるいは年をまたがっての長い期間にわたり被災者が生活することを考えますと、仮設住宅には一定の快適性を備えることが重要であります。

私は、本年7月に熊本県の益城町、南阿蘇村、西原村で木造仮設住宅の建設現場を視察してまいりました。それらの木造仮設住宅の標準居住スペースは1世帯当たり9坪、さらに世帯人数に合わせ6坪や12坪の居住スペースも確保し、断熱効果を考慮した設計が施されておりました。ですから、人数に合わせた住みやすい居住空間や隣接住戸との適切な距離感が保たれておりました。また、猛暑時であったにもかかわらず、エアコンが稼働していなくても室内はさほど暑くないといった建築技術に驚きました。また、敷地内には、みんなの家と呼ばれる集会所が設けられておりました。そこは交流の場として活用されており、仮設住宅団地の住民の交流や、ともすれば孤立しがちな高齢者などに配慮した催しもそこで開催されるとのことでありました。

熊本県では、買い取り住宅制度なる制度を創設し、民間の力を活用しながら、迅速に快適な仮設住宅団地を建設しておりました。こういった木造仮設住宅について、またこのような熊本県の仮設住宅団地の建設手法についてどのような御所見をお持ちになるのか、知事にお伺い

いたします。

次に、プレハブ式の仮設住宅は室内各所の温度差が大きく、入居者の健康に与える影響も指摘されています。そこで、入居者の健康管理、高齢者の孤立防止策に取り組むことが重要であり、学ぶべき先進事例が多々あると存じます。

本県では、仮設住宅の入居者の健康管理対策にどのように取り組むお考えか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、私は同僚の下村勝幸議員の紹介を得て、熊本市の大西一史市長を訪ね、熊本地震の発災時の状況や復興への取り組み状況についてお話をお聞きしてまいりました。市長からは、事前に民間事業者と協定を結んでおいたため、行政だけでは対応し切れない部分を、民間事業者に助けられたケースがあったというお話がありました。ブルーシートなどの資材を協定事業者から迅速に提供されて大変助かった事例もあったそうであります。また、市長は、単に協定を結んでおけばそれでよいとはならない、協定を結んだ後も情報交換など関係を持ち続けておかなければ、いざというときにせつかくの協定が機能しないおそれがあったとも述べられました。

そこで、本県における民間事業者との災害協定についての考え方、また締結状況はどうか、危機管理部長にお聞きいたします。

次に、市長から、高齢者の自宅再建について非常に頭を悩ませたとお話もお伺いしました。再建に向けた高齢者自身の意欲や再建する場合の保証人の存在の有無などが課題となったとお話でありました。

高齢化が進む本県におきましても、この課題にどのように取り組むのかを想定しておかなければならないと思います。高齢者の自宅再建について危機管理部長に御所見をお聞きいたします。

次に、また居住性にすぐれる木造仮設住宅を

迅速に建設するとすれば、建築資材となる木材の備蓄が必要になりましようし、それらの加工をどこで行うのかといった課題が考えられます。木材の備蓄については、一定のエリアごとに流通在庫としてストックする方法も有効ではないでしょうか、林業振興・環境部長に御所見をお聞きします。

さらに、熊本県のような木造仮設住宅団地を本県で建設するとした場合、建設のノウハウを含めどのような点に留意すべきか、土木部長に御所見をお聞きいたします。

また、知事は提案理由説明において、避難所や応急仮設住宅の建設用地について、民地の活用も含め、対策のさらなる強化を図っていくと述べられました。その中で、発災後の命をつなぐ対策として特に重要となる避難所の確保対策について、今後どのような手順で進めていくお考えか、危機管理部長にお聞きいたします。

さらに、仮設住宅の建設地については、民地の活用も含め、市町村の枠を超えた一定の広域エリアの枠組みで対応することが必要となると思います。県としてどのように取り組むお考えか、土木部長にお聞きいたします。

また、知事は住宅の耐震化に引き続き取り組む姿勢も示されました。知事が述べられましたように、取り組みを進める上で、所有者の意識に訴える啓発が重要であります。そういった点では、家財道具の倒壊防止も同様に、その重要性を県民に訴える啓発活動を一層推進しなければなりません。

地震の際、家財道具の下敷きになって死亡する、あるいは身動きがとれなくなって逃げおけるといった事態が相当数に上ることが予想されます。この家財道具の転倒防止対策をさらにどのように進めていくお考えか、危機管理部長にお聞きいたします。

次に、県内の浸水予想区域に建つ高齢者福祉

施設では、入所者を迅速に避難させる手段を講じたり、避難訓練を実施したりしておられます。しかしながら、夜間など職員が少ない時間帯に発災した場合など、人員不足により対応がおくれてしまうとの懸念の声が聞こえます。

そこで、このような施設は抜本的には安全な高台に移転するべきであろうと思います。県はこういった施設の高台移転にどのように取り組んでおられるのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、観光振興についてお聞きします。

「志国高知 幕末維新博」に引き続いて展開する、自然・体験型観光キャンペーンは、知事が提案理由説明で述べられましたように、その資源が本県の中山間地域に多く存在しますことから、中山間対策に直結するものと県民からも大きな期待が寄せられております。幕末維新博キャンペーンにおきましては、郷土出身の志士がいないなどの理由もあり、キャンペーンにエントリーできなかった市町村もありましたが、自然体験であれば食材の活用も含め、工夫次第で県下どの市町村でもキャンペーンに参加できる可能性があります。

来年2月にキャンペーンのオープニングイベントを行うことが決定しているとお聞きいたしますが、現時点で県内の市町村の意欲をどのように把握されておられるのか、観光振興部長にお聞きいたします。

あわせて、それら市町村の主な取り組みの内容にはどのようなものがあるのか、お聞きいたします。

また、知事は提案理由説明において、各地域における宿泊の受け皿づくりについても言及されました。民泊施設などもふやすお考えだと思います。宿泊者がふえることは、地域にもたらす経済効果が増大することが予想されることから、私も大いに推進すべきだと思います。

しかしながら一方で、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が制定されるとの話を受けて、昨年の夏ごろであります。旅館・ホテル側からは、我々はこれまで旅館業法にのっとり、安全対策や衛生管理、フロントの運営などにかかるコストをかけて経営してきたのといった意見も聞かれました。また、民泊新法では年間の営業日数に上限が設けられていることなど、経営面からの懸念の声も聞かれます。

このような経過もあった中で、本県で民泊事業を推進するに当たり、基本的にどのような御所見をお持ちでいらっしゃるのか、知事にお聞きいたします。

次に、集落活動センターについてお聞きします。

県内でも地元住民の意欲に基づいて集落活動センターの設置が相次いでおり、現時点で47カ所が開設されております。センターの設置運営に意欲的に取り組んでこられた住民の皆様にご心より敬意を表したいと思います。

集落活動センターは地域活性化の拠点となっており、本県の中山間地域にとってなくてはならない施設になりつつあると思います。よって、同センターの現状と課題を浮き彫りにし、さらに将来につなげていかなければならないと考えます。

そこで、現時点における県内の集落活動センターの主な取り組み内容、また成果や課題をどう捉えられているのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

私は、課題の一つとしては、センターを立ち上げられた皆様方の熱意とその活動をいかにして次の世代に引き継いでいくのかであると思います。地域のためにといった熱意は無論重要です。センターの活動から生まれる収益も持続性を持たせるために欠かせません。

つまり、センターを持続的に運営していくた

めには、熱意と経済性を両立させなければならぬと思います。知事に御所見をお聞きいたします。

次に、学校再編についてお聞きします。

知事は提案理由説明におきまして、高等学校再編振興計画後期実施計画について触れられ、中山間地域における高等学校の存在意義を認識した上で、地理的条件や学校の規模に影響されることなく、可能な限りその機能の充実を図っていくことが重要であると述べられました。私も全くそのとおりだと思います。

ここでは、中山間地域に位置する四万十高校を例に挙げたいと思います。同校は、地元の大正中学校とともにジャズを演奏する音楽活動が充実しつつあり、演奏技術も高く評価されています。また、地域は昔からソフトボールが盛んな土地柄であり、住民からはソフトボール部の復活を望む声が多く聞かれます。さらに、自然環境を学ぶ自然環境コースも設置されて久しく、寮も完備されていることなど、四万十川や四万十川を育む森林など豊かな自然の中で学べ、また地域外からも進学しやすいという特徴を持った高等学校であります。

四万十町が開設した公営塾「じゆうく。」では学ぶことの楽しさを教えたりしており、生徒たちからもなぜ勉強するのかといったことに得心がいったとの声も聞こえてまいります。さらに、学校ではドローンを使った生徒活動も視野に入れ、自然環境を生かしながら、全国からも注目を集めるような教育活動を目指しているとお聞きいたします。

学校の名称にいたしましても、四万十川の名を冠するのにふさわしいのは、全国広しといえども同校のみでありましょう。また、地域には全国からファンが多く訪れる海洋堂ホビー館があります。ホビー館とコラボすればさらに個性的な学校となり、全国から生徒が集まるといっ

た可能性も感じます。中山間地域の核ともなり得る学校の存続に向け、町と学校は懸命の努力をしておりますし、地域の中学生のみならず、全国から生徒が集まってくるような学校になり得る可能性を秘めていると私は思います。

これからも四万十高校を存続させ、ここでしかできないような人材育成をするとともに、地域における課題解決の拠点として同校を発展させるために、県としてどのように取り組んでいこうとされるのか、知事に御所見をお聞きいたします。

次に、小中学校の統合についてであります。過疎化とともに統合が進むことは一定やむを得ないことだとは理解しますが、これ以上の統合が進むと、中山間地域は逆に疲弊してしまうのではないかと危惧いたします。移住政策を推進する上でも、学校のない地域への移住には若い移住者は難色を示すといったお話をよくお聞きします。また、災害時に避難所として活用するためには、学校が日常的に利用されていることが重要ではないでしょうか。

少人数の学校では友達がたくさんできない、よって社会性を養いがたいといった懸念の声も聞こえますが、知事も提案理由説明で触れられました遠隔教育システムなどICTなどを活用すれば、生徒数が少ない学校であっても、多くの同年代の子供たちと知り合うことができ、ともに学ぶこともできるはずであります。また、時にはそうやって知り合った子供同士がお互いの学校を訪問し合い、触れ合いを深めるといった活動もできるはずでです。大人の社会でもオンラインミーティングといった言葉が使われております。

私は何とか小規模校を存続すべき方策はないものかと思いますが、中山間地域における小中学校の統廃合についての御所見を教育長にお聞きいたします。

次に、林業振興についてお聞きします。

知事は提案理由説明において、木材需要の一層の拡大に取り組む方針を示されました。本県の森林は伐採期を迎えており、林業や木材産業を成長させるのには絶好のチャンスであると思っております。そのためには、林業に携わる担い手づくりが欠かせません。若手の参入意欲を高めるために、林業を、食べる林業として一刻も早く確立せねばなりません。

県は、林業事業者に対しどのような支援をするお考えか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。また、目指すべき県内での成功事例などがあれば、あわせてお聞きいたします。

次に、県内の製材業の経営者から、次のようなお話をお聞きいたしました。後継者がいない同業者が数々いるが、このまま廃業することになると、せっかく本県は伐採期を迎えているにもかかわらず、林業で食べていけるチャンスをみすみす失うことになってしまう。そこで、そういった製材所が移住者を含む若手を雇用し、後継者として事業継続が図れないものだろうかとのお話でありました。

このような製材業の事業承継に向けて、県はどのような取り組みを考えておられるのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、先ほども触れました、四万十川を育む森林に恵まれた地域に位置する四万十高校に林業を学ぶ課程を設けてはどうかと、これまで私は訴え続けてまいりました。県内におきましても、林業を学ぶことができる高等学校があることは承知しておりますが、四万十高校が生きた林業を学ぶのには絶好の場所に位置していることは周知の事実であります。

林業の担い手を数多く育てるために、また特色のある学校として四万十高校を活性化させるためにも、ぜひとも実現したいと思っておりますが、いかがでしょうか、教育長に御所見をお

聞きいたします。

また、林業大学校に進学する前の学齢で生きた林業に触れる機会があれば、さらに林業に対する関心や知識も深まります。さきにも述べましたように、森林に恵まれた立地条件を生かすことができる四万十高校で、林業を学ぶ機会をつくることについて林業振興・環境部長に御所見をお聞きいたします。

次に、ハンセン病についてお聞きいたします。

まず、ハンセン病の概要とこれまでの経過について、ハンセン病回復者の石山春平氏の著書から引用させていただきながら、触れていきたいと思います。

ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる慢性の細菌性感染症であります。主に末梢神経と皮膚が侵され、感覚異常、皮膚のただれ、視力障害等の症状があらわれますが、この病気そのもので死に至ることはありません。らい菌の感染力は極めて弱く、発症もまれであり、現在発展途上国など衛生環境や衛生基準が非常に悪いところで新規患者が確認されているようであります。

我が国では、戦中・戦後に衛生、栄養が劣悪だった結果、新規患者が1950年代初めにピークを迎え、その後は急激に減少いたしました。1943年に特効薬プロミンの治療効果が発表されたことで、ハンセン病は治癒する病になりました。その後、新薬も次々に発見され、現在では薬剤の併用療法などにより、障害を残すことなく外来治療で完治する病気となっています。

ハンセン病に対する最初の立法は、明治40年に制定された癩予防に関する件であり、昭和6年に、癩予防法と名前を変え、国家主義を色濃く反映させました。民族浄化、無らい日本を掲げて、全ての患者を根こそぎ強制収容して、社会から隔離する政策が推進されました。それを象徴するのが官民一体の、無らい県運動で、患

者を探し出しては療養所に送り込んだのであります。患者の収容や家屋の消毒は見せしめ的に行われ、人々の恐怖心をあおり社会的差別を決定づけました。

療養所の多くは、海に囲まれた小島や人里離れた山合いにつくられました。高い塀やヒイラギの植え込みが患者の逃亡を防ぎました。患者が入所時に所持していた現金は、療養所内でしか通用しない園券に交換させられたそうであり、これも逃亡を防ぐためであったのだろうと思います。国立療養所での生活は、患者に服従を迫る患者心得によって律せられ、各療養所所長には懲戒検束権が与えられました。療養所とは名ばかりの強制収容所と言っても過言ではありません。強制された苛酷な労働と劣悪な栄養状態の結果、病はむしろ悪化し、感覚麻痺に伴うけがが重い後遺症と障害をもたらしたのだそうであります。

プロミンの登場以後、世界では人権尊重を主眼とする開放処遇や外来治療政策が次々と推奨されましたが、我が国では昭和28年、戦後憲法のもとにおいても患者を強制収容する、らい予防法が制定されました。医学的にも公衆衛生的にも誤った政策が、平成8年に同法が廃止されるまで、何と90年間続いたのであります。この結果、いまだに根強い差別と偏見が残っています。

そして、療養者たちが原告となった提訴に対し、平成13年に熊本地方裁判所は、らい予防法は明らかに憲法に違反するとして原告全面勝訴の判決を下しました。これを受け、当時の小泉純一郎内閣総理大臣は福岡高等裁判所への控訴を断念し、これにより一審判決が確定をいたしました。このことは小泉首相の政治決断によるものと伝えられ、首相及び厚生労働大臣からは謝罪を含む談話が発表されたのであります。また、衆参両院も謝罪の決議を行い、そして最

高裁判所裁判官会議からも謝罪の談話が発表されたのであります。

私は、ことし9月に岡山県のハンセン病療養所、長島愛生園を訪問し、施設の概要や歴史について療養所の職員の方に御説明いただきますと同時に、施設に居住されておられるハンセン病回復者の方と面談させていただきました。私は、それまでハンセン病については報道で知り得る程度の知識しか持ち合わせていなかったのですが、当時の政府の隔離政策、そして各都道府県で実施されたハンセン病患者、つまりらい病患者を各都道府県から一掃しようとする、無らい県運動による非人道的な被害を受けられた多くの方々の苦しみに衝撃を受けました。

ハンセン病回復者の皆様は、一般社会や家族との分断や避妊の強制など、さまざまな苦しみに耐え、療養所で生き抜いてこられました。私は長島愛生園を視察させていただいた際、本県にこのような苦しみを味わわれた方がどのくらいの数おられたのだろうか、そしてかつて全国で展開された、無らい県運動が本県ではどのように実施されていたのだろうか、またそれらの人々のために今何をすべきなのだろうかということを感じました。

そこでお聞きいたしますが、本県はこれまでハンセン病にどのように向き合ってきたのか、その経過、またハンセン病患者及びハンセン病患者であった方々にどのように接してこられたのか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、日本全国で13カ所ある療養所で現在も生活をされておられる方々の人数は、高齢化が進むに伴い年々減少をしているとお聞きいたします。

そこで、長島愛生園はハンセン病の歴史を風化させまいとして、施設を世界遺産に登録する取り組みをしておられます。本県からもこのような取り組みを支援する考えはありませんでしよ

うか、知事に御所見をお聞きいたします。

最後に、このたび県内で発覚したショウガの産地偽装問題についてお聞きいたします。

このような事態が発覚したことは、これまで地道に産地づくりやブランド化に取り組んでこられた生産者や流通加工業者にとっては、怒り心頭の事態だと言えましょう。県内の生産者や流通加工業者からは、この問題が及ぼす影響を懸念する声が上がっております。

こうしたことを受けて、県では今後、安全安心な高知県産ショウガ推進協議会を設立し、関係者が一体となって、この問題に対応していくとお聞きをいたしております。今後、このような問題が二度と繰り返されてはならないと思います。

そこで、まず今回の問題の大きさをどのように捉えられておられるのか、知事に御所見をお聞きいたします。

次に、県はこのたびのショウガ産地偽装について、いつの時点で知り、どのような対応をされてこられたのか、ここに至るまでの経過を農業振興部長にお聞きいたします。

また、新たに設置する協議会における再発防止の取り組みについて、具体的にどのように取り組む予定であるのか、農業振興部長にお聞きいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、公共事業に対する評価や公共事業を施すことによる防災・減災の重要性についてお尋ねがありました。

これまでにも私は、自然災害から生命や財産を守るとともに、さまざまな災害リスクから被害を軽減させるには、道路や河川、港湾といったインフラの整備による事前防災が極めて重要であるといったことについて、国への政策提言

など、あらゆる場面において訴えてまいりました。

こういった事前防災の必要性については、土木学会が6月に取りまとめた報告書においても、南海トラフ地震などの国難とも言える巨大災害に対して、事前防災を施すことで、長期的な経済被害を大きく軽減できるといった内容が公表されたところです。例えば、2005年にアメリカを襲ったハリケーン・カトリーナでは、事前に堤防等への整備に2,200億円を投資していれば、被害額22兆円と、その後の復旧に要した費用約7兆円を大きく軽減できたといった試算があります。また昨年度、本県において住宅の耐震化の効果を分析したところ、仮に第3期南海トラフ地震対策行動計画の目標である4,500棟の耐震化が完了していた場合、耐震化に要した費用を差し引いても、仮設住宅の建設や瓦れきの処理費用といった、公費支出を約100億円軽減できるといった定量的な試算も出ております。

私自身の経験で言えば、昭和50年、51年の連年災害では、豪雨による鏡川の増水で高知市内が浸水し、自宅も浸水し、避難した記憶がございます。その後、再度災害防止を目標に鏡川の堤防整備は進み、平成26年の台風第12号の際に鏡ダムから最大940トンの放流が行われ、鏡川の堤防では天端近くまで増水いたしました。高知市街地周辺で越水することはなく、大規模な浸水被害は免れています。この経験や今回の7月豪雨などからも、河川堤防などのインフラを整備し被害を未然に防ぐ事前防災は、県民の皆様の生命や財産を守り、経済被害をも最小限に抑えるものとして大変重要であり、さらには南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、救助・救出活動や支援物資の搬送といった、命をつなぐ応急対策活動を支えるかなめであると考えているところです。

引き続き、事前防災の重要性について、各県

や全国知事会などとも連携しながら、あらゆる機会を通じて、これまで以上に国に対し強く訴えてまいりますとともに、今後も防災・減災に資するインフラ整備に全力で取り組んでまいります。

次に、公共事業というフロー概念とインフラというストック概念についてお尋ねがありました。

道路や河川、港湾などのインフラは、南海トラフ地震などの自然災害の脅威から生命や財産を守るのみならず、産業や観光振興を下支えする基盤として、県政全般に大きくかかわる大変重要なものであることから、その整備に当たっては、その事業のストック効果を十分に議論しながら、効果的かつ戦略的に進めていく必要があると考えています。

これまでも国などへの政策提言を行うに当たっては、インフラ整備が地域の経済や安全性の向上に与えるストック効果、例えば四国8の字ネットワークの整備では、いつまでにどこまで整備が進むと新鮮な生鮮食品の輸送範囲がどこまで拡大するといった効果や、信頼性の高い幹線ルートが整備されることで、南海トラフ地震などの発生時には迅速な救急救命活動にもつながるといった防災面の効果もあわせて分析した上で、その整備の必要性を訴えてまいりましたところ。

一方、公共事業は、公共投資による経済への波及効果や、それに伴う雇用や消費拡大といったいわゆるフロー効果の観点からも、さまざまな場面で意義が論じられてきました。確かに、地方における地域経済の活性化に寄与するフロー効果は、大切な視点であると考えております。

しかしながら、インフラ整備に長期間にわたり期待される効果はストック効果であり、厳しい財政制約の中でインフラ整備を進めていくた

めには、高速道路の延伸に伴う効果や、高知新港における外国客船の寄港増に伴う観光面への効果など、地域にもたらすストック効果の検証を十分に言いながら取り組む必要があります。

さらに、我が国は人口減少社会を迎えており、その減少を上回る生産性の向上があれば、経済成長を続けることは可能であるといった発想に基づくインフラ整備と、その有効活用を図ることも必要になっております。

このようなことから、先ほど申し上げた事前防災の必要性とあわせて、インフラのストック効果を十分に認識した上で、国全体としてインフラ整備を進めていくことが大切だと考えます。本県のインフラについても、政策提言の機会などにおいて、引き続きこのストック効果を定量的かつ説得的に示すことができるよう努めてまいります。

次に、民間の力を活用した木造仮設住宅や熊本県の仮設住宅団地の建設手法についてお尋ねがありました。

大規模災害が発生した場合において、被災を受けた皆様に仮設住宅を提供することは復興の第一歩となるものであり、早期に建設に着手することが重要と考えています。仮設住宅を確保する方法としては、県がプレハブ型仮設住宅のリースを活用する方法と、民間事業者が建設した木造仮設住宅などを県が買い取る方法があります。

従来から行われてきたプレハブ型のリースを活用する方法は、早期に着工でき、工事期間も短いなどスピードが最大の特徴であり、県ではこの供給体制を整えるため、平成7年に一般社団法人プレハブ建築協会と災害協定を締結しています。一方、東日本大震災以降注目されてきた、民間事業者が建設した木造仮設住宅を買い取る方法は、建設に一定の時間とコストはかかるものの、木材特有の温かさがあり、入居者も

快適に過ごすことができます。県では、この供給体制を整えるため、平成24年に一般社団法人全国木造建設事業協会と災害協定を締結しているところです。

仮設住宅を供給する際は、例えば、大量の仮設住宅を早期に供給する必要がある場合は、プレハブ型の仮設住宅を、自力再建に時間を要し比較的長い時間過ごすことが見込まれる場合は、木造の仮設住宅を選択して建設するなど、被災地の状況に応じてプレハブ型、木造それぞれの特徴を生かし、適切に供給することが望ましいと考えます。また、熊本県の事例のように、コミュニティ形成に配慮した整備手法は、本県の仮設住宅を計画する際にも大変参考になるものと考えます。

今後、南海トラフ地震から助かった命をつなぐ対策を進める上で、重要な施策の一つとなる仮設住宅の計画を立てる上では、木造仮設住宅の導入とあわせ、熊本県の事例などを参考にした建設手法を検討していきたいと考えております。

次に、本県での民泊事業の推進に当たっての所見についてお尋ねがありました。

本年6月に施行されました住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法は、年間180日を上限に、住宅を利用した宿泊サービスを提供するための手続などを定めて、民泊事業の適正な運営の確保と、その普及を図ることを目的としています。この法律の施行によって、これまで宿泊施設が十分でなく、観光客を誘致することが難しかった本県の中山間地域などにおいても、宿泊の受け皿づくりが進むものと期待しています。

他方、この法律では、民泊に起因する生活環境の悪化を防止する必要があるときは、条例により、区域を定めて民泊事業を実施する日数を制限できるとされています。このため県では、条例制定の要否等について、旅館・ホテル団体

や集落活動センターの代表者、学識経験者などで構成する検討委員会を設置し、御意見をお伺いしてきました。旅館・ホテル団体の代表者などからは、中山間地域などで宿泊施設が少ない地域では、民泊を推進して地域振興につなげるべきとの意見をいただきました。他方で、児童生徒の登下校時の安全や良好な住環境を守るため、旅館業法などの法律に基づく立地規制に準じて一定の制限を行うべきといった意見もいただきました。

こうした意見を踏まえ、県では、学校や保育所などの周囲おおむね100メートル以内の区域及び都市計画上の住居専用区域において、主に平日の営業を制限することの要否について、関係法令に基づき、市町村の御意見を伺い、その結果、安芸市や南国市など6市町で制限を実施する内容の条例議案を本議会に提案させていただいております。

民泊新法では、年間の宿泊日数の上限が180日とされておりますものの、既存の居住用建物を有効活用するため、宿泊サービスを迅速に開始し得ることや、中山間地域の方々の副業として営業することも可能となります。さらに、民泊は、宿泊者が地域の自然や文化に触れて田舎暮らし体験が得られるなど、これまでの宿泊施設とはまた違った魅力押し出すことができます。こうしたメリットを生かした民泊の推進によって、県内各地に国内外の観光客を誘致し、新たな経済効果を生み出して、中山間地域の振興にもつなげていくことができると考えております。

次に、集落活動センターを持続的に運営していくための熱意と経済性の両立についてお尋ねがありました。

持続可能な中山間地域の実現に向けては、県内47カ所に広がる集落活動センターのネットワークをさらに拡大するとともに、その活動が

住民の皆様の手によって継続し、産業振興計画の取り組みとも連動し、発展していくことが重要であります。そのためには、議員のお話にありましたように、地域に住み続けたい、自分たちの手で地域を活性化したいといった、地域の熱意を引き継いでいく次世代の人材の確保と、地域の強みを生かした経済活動の強化により、熱意と経済性を両立させ、センターが持続的に運営されることが必要であると考えております。

これまで県では、地域おこし協力隊を初めとする地域外からの人材の積極的な受け入れを促進するとともに、地域づくりを実践するリーダーを招いた研修会の実施などを通じて、地域における人材の確保・育成を図ってまいりました。

また、経済活動については、大豊町西峯での杉苗の生産、三原村でのカフェや梶原町越知面での宿泊施設の運営を初め、地域の実情に応じたさまざまな取り組みを支援してまいりました。さらに、今年度からは、これまでのアドバイザーの派遣や事業計画づくりをテーマとした研修会の開催などに加えて、活動の基盤が整ってきた集落活動センターを対象に、将来の地域の主要産業となることを目指して、センターのメインエンジンとも言える基幹ビジネスの強化、確立を支援する補助メニューを新設いたしました。このメニューを活用し、土佐町石原において、来春からの宿泊施設の運営に向けた準備が進むなど、さらなる経済活動の強化に取り組んでいるところです。

集落活動センターを持続的に運営していくために重要な経済活動を強化する取り組みは、地域にとって大いなるチャレンジであり、決して容易なものではないと考えており、こうした取り組みを後押しするためには、活動の中心となる担い手を確保することが重要になってまいります。このため、こうした取り組みへの支援をもう一段強化していく必要があると考えており

ます。具体的には、県内外で、集落活動センターを初めとする地域おこし活動に携わる人材の掘り起こしや確保に向けた施策を強化するとともに、センターの現状分析から、新規事業の立ち上げや既存事業の拡充の検討、事業計画の作成や磨き上げまで、専門家による伴走支援を実施し、基幹ビジネスの強化、確立につなげる新たな取り組みを検討しているところです。

あわせて、産業振興計画による諸施策と連動させていくことを通じて、これら集落活動センターの取り組みをしっかりとバックアップしていきたいと、そのように考えております。

次に、これからも四万十高等学校を存続させ、人材育成や地域の課題解決の拠点として発展させるための取り組みについてお尋ねがございました。

中山間地域で生活する皆様にとりましては、子供たちが地元の高等学校において希望する進路を実現できる環境が整備されていることは、大変重要なことだと考えています。中山間地域から高等学校がなくなれば、地域から子供がいなくなるのはもちろん、例えば子育て世代のUターンやIターンも難しくなるなど、教育面を含め、地域振興の面でも大きな影響が出てまいります。そのため、中山間地域の高等学校については、できる限り、維持するだけでなく、活性化する方向で検討や工夫をするといった視点が重要であると考えています。

四万十高等学校については、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定に当たり、3回にわたって県教育委員会が開催した地域会において、窪川高等学校とあわせて、そのあり方について検討がされてきました。地域会の中では、四万十町長や地域の方々から、地域に高等学校を残してほしいという熱い思いが示されたとお聞きしています。そうした協議を経て、後期実施計画の最終案では、四万十町内の県立高等学

校2校につきましては本校として存続し、地域の核として、さらなる活性化を図っていくことが示されたところです。県教育委員会からは、中山間地域の小規模校にあっても、生徒の進路希望に沿って、学びたい科目を学び、進学に向けた補習なども受けられるよう、教育センターを配信拠点としたICTを活用した遠隔教育の仕組みを構築し、学習面での環境整備を行っていくとお聞きしています。

また、四万十高等学校には、ジャズ演奏で県吹奏楽祭最優秀賞を獲得した音楽同好会、高知パシフィックウェーブの選手がコーチを務めているソフトボール部といった部活動があること、四万十町の支援によって運営されている公営塾での探究型学習の手法を取り入れた学習の場が設けられていることなど、中学生が魅力を感じる特色があります。加えて、地域の高等学校を中山間振興の核にという住民の皆様の大変熱い思いも、四万十高等学校の大きな魅力であると考えています。

今後、四万十高等学校ではこうした特色を磨き上げるとともに、生徒が地域課題について考え、その解決に向けて自治体や地域の皆様と連携した取り組みを実施することなどにより、知識の習得にとどまらない課題解決能力を育み、地元に着し、または将来Uターンし、地域の発展に貢献できる人材の育成に取り組んでいくと伺っております。

県教育委員会からは、こうした取り組みを通じて、地元からの進学者を増加させることはもとより、特色ある部活動や地域と連携した人材育成などにより、他地域からも生徒を集めることで高等学校の活性化を図っていくとお聞きしています。県としましても、産業振興や中山間振興の面から関係各部において、四万十高等学校や四万十町などと連携・協力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、国立療養所長島愛生園の施設を世界遺産に登録する取り組みについて、本県からも支援する考えはないかとお尋ねがありました。

現在、国立療養所邑久光明園及び長島愛生園の関係者の皆様方が中心となって、本年1月に特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会を設立し、ハンセン病療養所内に所在する建造物群などをユネスコ世界文化遺産として、そしてハンセン病患者及びハンセン病患者であった方々が生きたあかしを示す資料等歴史的記録物をユネスコ世界の記憶として、それぞれ登録することを目指して活動を行っていると同っております。

こうした世界文化遺産や世界の記憶への登録を目指した取り組みは、ハンセン病に対する偏見や差別がある中にあっても、力強く生き抜いてこられたハンセン病患者及びハンセン病患者であられた方々の営みを後世に伝えることはもとより、名誉回復を図り、ハンセン病への偏見や差別の解消にも寄与する、大変意義深い活動であり、本県として支援できることがあれば支援したいと考えております。そこで、世界文化遺産の登録に当たっては、ハンセン病療養所が所在する地元自治体の主体的な対応が欠かせないことから、まずは地元自治体やハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会に対し、協力する意向があることを伝えるとともに、どのような支援ができるかなどについて話し合ってみたいと思います。

いずれにいたしましても、ハンセン病患者及びハンセン病患者であった方々には、多くの苦痛と苦難を強いてまいりました。本県も国の隔離政策の一翼を担ってきたという経緯がございます。改めまして、高知県知事として、ハンセン病患者及びハンセン病患者であられた方々に心からおわびを申し上げます。こうした過ちを深く反省いたしますとともに、ハンセン病に対

します偏見や差別をなくし、またこうした過去の過ちを二度と繰り返すことのないよう、県民の皆様に対してしっかりと啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、ショウガの産地偽装問題について、問題の大きさをどのように捉えているかとお尋ねがございました。

今月4日、県内企業の経営者が中国産のショウガを高知県産と偽り、関東、近畿などの食品事業者などに販売したとして、不正競争防止法違反の容疑で逮捕されました。現在、高知県警による捜査が行われているところではありますが、容疑が事実であれば、これまで丹精を込めて安全・安心なショウガを生産されてきた県内の生産者の方々の思いや、日ごろから県産ショウガを買い求めいただいている全国の多くの消費者の信頼を裏切る行為であり、まことに遺憾であります。

本県のショウガは全国一の出荷量を誇り、また近年の健康志向の高まりから全国的に人気上昇し、本県の産出額も平成25年の55億円から、28年には82億円へと伸びてきた中、今回の事案は本県産ショウガのブランドを損ないかねない、極めて重大な事案であると考えております。

容疑者逮捕の報道後、県外の主な青果市場関係者から取引の動向を聞き取ったところ、現時点では本県産ショウガが買い控えられるなどといった目立った動きはなく、市場の皆様には冷静に受けとめていただいているところです。一方、県内の生産者や取扱事業者の方々からは、イメージの悪化を心配される声や、早期の再発防止に向けた取り組みを望む声も上がっております。今後、もし仮に本県産ショウガのブランド力が低下した場合には、価格の下落により生産者の所得が大幅に減少し、さらに健全な事業者までが風評被害に巻き込まれることで売り上げが減少してしまうなど、産地や事業者に与え

る影響は非常に大きなものになると懸念しているところでもあります。

こうした懸念を一日も早く払拭し、本県産ショウガを全国の多くの消費者の方々に、引き続き安心して手にとっていただくためには、関係者が一体となり危機感を持って取り組むことが重要であると考え、県、JAグループ、ショウガ取扱事業者で構成する、安全安心な高知県産ショウガ推進協議会を今月20日に設立し、本県産ショウガの安全性を確保するための緊急対策を実施するとともに、再発防止の徹底を図っていくこととしました。

まず、緊急対策につきましては、現在流通しているショウガの信頼性をいち早く消費者の皆様にお伝えすることが重要でありますため、協議会への参加の意向を示された事業者の方々に対しましては、協議会の設立を待たず、産地を判別する安定同位体比検査を抜き打ちにより既に実施しているところです。検査の結果は速やかに県のホームページで公表するなど、安全性に関する情報を積極的に発信してまいります。

また、再発防止の徹底につきましては、協議会設立後も抜き打ちによる安定同位体比検査を継続しますとともに、一連の安全確保策や徹底した再発防止の取り組みを事業者みずからが取引先に対して周知するなど、関係者が一体となって本県産ショウガの安全性や信頼性確保の取り組みを進めることにより、生産者の思いや消費者の声にしっかりと応えてまいります。さらに、加えて再発防止策として、県による調査の強化も必要だと考えております。食品表示に係る調査は、県警の捜査と比較して、書類の押収ができないなど権限に限界があるとはいえ、結果として産地偽装を見抜けなかったことは痛恨のきわみであります。今後は、専門家の意見も取り入れながら、一定の限界がある中でも、このような事案が二度と起こらないように、でき得る

限りの改善策を講じてまいります。

今回のような事案が発生したことは、極めて残念なことであります。今後、消費者や市場の皆様の本県産ショウガに対する信頼を取り戻せるよう、県と関係者が一丸となって取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、県内の建設産業に携わる人材の確保策につきましてお尋ねがありました。

県内の建設業界からは、ハローワークなどを通じて求人を行っても応募が少なく、特に若い世代の採用には大変苦慮しているといった意見を多くいただいております。これからの建設業を担っていく若年層の人材確保が大きな課題であると認識しております。若い世代の人材を確保していくためには、若者が希望を持って安心して働ける、例えば、週休2日制を基本とした長時間労働の是正や適切な賃金水準の確保、また福利厚生充実といった働きやすい環境をしっかりと整え向上させていくことが必要不可欠であると考えております。

このため、県が策定いたしました建設業活性化プランでは、担い手の確保を主要な取り組みの一つとして掲げ、例えば企業コンサルタントを講師に、効率的な現場運営や生産性向上のためのノウハウを紹介する研修会などを開催しております。こうした取り組みを通じまして、経営者がこれまでの労働環境の改善、向上を図り、働きやすい職場環境を整備することによって、求職者が興味を持つ魅力ある職場に転換していけるよう支援を行っております。

また、県が発注する公共工事におきましては、労務単価や諸経費率などを上乘せした週休2日モデル工事を設定し、建設事業者が週休2日制に取り組みやすい環境を整え、導入の促進を図っ

ております。

さらに、長期的な視点に立ち、子供の世代に建設業の仕事をわかりやすく紹介し、興味を持ってもらうことも重要なポイントであると考えており、建設業協会と協力しまして、生徒向けに建設業を案内するパンフレットの作成や、けんせつの絵コンテスト、防災フェスタなどのイベントを開催する等、建設業のイメージアップに向けた支援にも努めております。

今後もこのような取り組みを継続しながら、建設業を担う人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、熊本県のような木造仮設住宅団地を本県で建設するとした場合、建設のノウハウを含め、どのような点に留意すべきかとお尋ねがありました。

県では、発災後速やかに木造仮設住宅が建設できるよう、平成24年に一般社団法人全国木造建設事業協会と災害協定を締結したほか、地域で調達できる県産材や建築資材を活用した、木造仮設住宅の標準設計図を平成25年に作成いたしました。

平成28年の熊本地震や、ことし7月の豪雨災害の際には、被災地で木造仮設住宅が建設されており、本県からも応援の職員を派遣し、現地で木造仮設住宅の建設から検査までの業務の支援を行ったところです。このような経験も通じ、木造仮設住宅の建設に関する実務的なノウハウも集積しているところです。そこで得られた知見としましては、例えばふだんから使われている技術を用いて、一般流通材や汎用性のある材料を使うことの重要性を再認識するとともに、仮設住宅団地内での通路の配置を工夫することや、住宅と同時に集会施設を整備することが、入居者のコミュニティーを形成する上で効果的な取り組みであるということも学んでおります。今後は、こうした点にも留意いたしまして、木

造仮設住宅団地を整備する際に生かせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、仮設住宅の建設地については、民地の活用も含め、市町村の枠を超えた一定の広域エリアの枠組みで対応することが必要になると思うが、どのように取り組む考えであるかとお尋ねがありました。

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合には、仮設住宅の建設地や災害廃棄物の仮置き場など、さまざまな用途の土地が必要となることから、市町村では、廃校のグラウンドや中規模の公園など、所有している空き地の情報をリスト化して、事前に配置調整を行う応急期機能配置計画を作成しています。

この市町村単独の計画では、仮設住宅の建設地などを十分に確保することができない市町村があることから、市町村域を超え県内を4ブロックに分割した圏域での調整を、危機管理部を中心に年度末を目標に作業を進めており、今後その結果を情報共有する予定です。なお、調整を踏まえても充足できない場合も考慮しまして、民地の活用も視野に入れ、市町村に対しまして、民間が所有する空き地の情報を取りまとめるよう依頼しており、これらの情報を事前に把握しておくことで、発災後に速やかに活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、仮設住宅の入居者の健康管理対策にどのように取り組むかとお尋ねがありました。

これまでの大規模災害の事例では、応急仮設住宅避難者の健康管理に関して、暑さや寒さによる健康への影響、被災直後からの避難生活により蓄積された疲労による不眠や高血圧といった慢性疾患の悪化、また避難所での共同生活から住宅へと移った生活環境の変化や、近隣関係の希薄さがもたらす孤立化や不安感の増大と

いった健康課題が発生しています。

そのため、県では、被災地における実際の保健活動を学ぶため、平成28年度から今年度までの3年間、市町村の保健師と県で東日本大震災の被災市町村を訪問し、震災時に活動した保健師や栄養士から、震災当時の活動内容や復興期の取り組みを直接聞き取る視察研修を実施してきました。視察で訪れた被災地では、慢性疾患の悪化予防については、保健師による家庭訪問や栄養士による食生活の指導、運動教室の実施など、日常生活機能を向上させる取り組みが行われるとともに、暑さ対策については、訪問時に熱中症を予防する方法の個別指導を実施していました。また、高齢者の孤立防止のため、相談活動のほか、入居者が集い交流できるサロンの実施など、住民同士のコミュニティーづくりに向けた支援を社会福祉協議会やボランティアとともに行っておりました。

このように、大規模災害を経験し、復興の過程で発生したさまざまな課題を少しずつ解決している先進事例には、学ぶ点が数多くあります。本県でもそうした取り組みを参考に、大規模災害が発生したときに備え、いざというときに被災された方に寄り添った活動が効果的に行えるよう、伝達研修という形で、市町村の保健師と先進事例の情報共有を図っているところです。

これまでは、主に避難所における健康管理についての取り組みを進めてきたところですが、今後は、仮設住宅における健康管理についても、県や市町村の保健師と住宅の生活衛生を担当する薬剤師などの職種も一緒に、東日本大震災や、お話のありました熊本地震における先進事例を初め、仮設住宅ならではの特性に関する知識なども含めて学ぶ研修を行うことを通じて、保健師を初めとする職員の仮設住宅入居者に対する対応力が一層向上するよう取り組んでまいります。

次に、ハンセン病とどのように向き合ってきたのか、またハンセン病患者及びハンセン病患者であった方々にどのように接してきたのかのお尋ねがありました。

国及び都道府県は、平成8年のらい予防法廃止まで、約1世紀にもわたってハンセン病患者及びハンセン病患者であった方々に対し、強制隔離を前提とした予防措置を講じてまいりました。本県でも国の隔離政策の一翼を担い、療養所への入所を進めてきた結果、偏見や差別の土壌をつくり、ハンセン病患者及びハンセン病患者であった方々に多くの苦痛と苦難を強いてまいりました。

平成8年にらい予防法が廃止されてからは、毎年県職員が県出身の入所者を訪問し、日常生活の状況の確認や県への御要望をお伺いしてきましたが、平成13年のハンセン病国家賠償事件による判決確定後には、当時の県知事や幹部が訪問を行い、直接反省とおわびを申し上げさせていただきました。その後も、毎年幹部職員も含め手分けして、各地にいらっしゃる入所者への訪問を継続しています。また、里帰り費用の支給や郷土産品の送付など入所者への支援のほか、県内中高生による香川県の大島青松園の訪問や、毎年12月上旬に県などが開催している、じんけんふれあいフェスタでの啓発活動などを通じて、ハンセン病患者であった方々に対する生活支援や人権回復、ハンセン病に関する県民意識の風化の防止に取り組んでいるところです。

今後とも、平成13年の県議会による、ハンセン病元患者のみなさんに謝罪し、人権・名誉の完全回復を期する決議や、平成20年制定の、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、ハンセン病療養所の入所者を初めとしたハンセン病患者であった方々に対する人権回復と生活支援を図ってまいりますとともに、ハンセン病に対する差別と偏見をなくしていく

取り組みをしっかりと継続してまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長（酒井浩一君） まず、民間事業者との災害協定についての考え方や締結状況についてお尋ねがありました。

南海トラフ地震など大規模な災害が発生した際には、国の機関や他の都道府県のほか、民間事業者などに速やかに支援をしていただくために、本県では災害時の対応に関する協定の締結を進めており、昨年度末の時点で合計288件となっております。このうち、民間とは182件の協定を締結しており、その内容は、医療や建設などの専門知識や技術を応急復旧活動に生かすことや、資機材など物資の供給を受けることができるものとなっております。

特に、物資は命をつなぐ対策として重要でありますことから、民間と65件の協定により、物資の供給を要請することができる状況にあります。例えば、ブルーシートや土のう袋などの資材、医療品、燃料、その他日用品など、それぞれの民間事業者が調達可能な物資の供給を受けることができます。また、締結した協定の実効性を図るため、協定を締結した民間事業者などと連携した訓練も実施しており、本年5月の総合防災訓練にも参加いただき、物資の受け渡しやヘリコプターによる輸送訓練などを行ったところです。

今後も民間事業者との災害協定の締結を進めるとともに、大規模な災害が発生したときに、迅速かつ円滑な災害対応を行うことができるよう、平時から訓練などを通じて連携を図ってまいります。

次に、高齢者の自宅再建についてお尋ねがありました。

災害から生活を立ち上げるためには、自宅の再建が基本となると考えます。自宅を再建するためには、既存の制度により公的な支援を受け

たとしても、一定の自己資金とローンを組むことが必要となるケースが一般的ではないかと思えます。高齢者の方々はこのような資金を調達することが難しい場合が多いのではないかと考えます。熊本地震では、資金を調達できない高齢者の方々に対して独自の制度を設け、支援を行ったと伺っております。全国に先駆けて高齢化が進む本県では、熊本地震などの際に行った独自の支援策を参考に、どのような支援を行えば高齢者の方々の自宅の再建につながるのか、事前に検討しておく必要があると考えています。

次に、避難所確保対策の手順についてお尋ねがありました。

最大クラスの南海トラフ地震発生時には、県全体で約23万人の避難者を想定していますが、確保している避難スペースは、昨年度末時点で1,246カ所、約20万人分となっております、約3万人分が不足している状況です。このため、不足している市町村が中心となって、学校の教室利用をこれまで以上に広げていくことや、地域の集会所を使用させていただくこと、ホテル・旅館組合と協定を締結して、空き室を利用させていただくこと、民間施設を活用することなどに取り組んでおります。

こうしたさまざまな取り組みを実施し、さらに市町村域を超える広域避難を実施したとしても、なお避難スペースは不足することが想定されています。そのため、今後も県と市町村が連携して、先ほど申し上げた確保対策を徹底して実施してまいりますとともに、新しく建設される施設や私立学校、専門学校の利用など、あらゆる手段を検討し、避難所の確保を図ってまいります。

最後に、家財道具の転倒防止対策をどのように進めていくかのお尋ねがありました。

家具などが転倒すると、けがはもとより、最悪の場合死亡することも考えられるため、家具

などの転倒防止による室内の安全対策は、命を守る上で重要な取り組みだと考えております。しかしながら、本年度の県民意識調査の結果では、対策を行っているとの回答は33%であり、まだまだ進んでいないのが現状です。対策を行っていない主な理由としては、手間がかかる、または方法がわからない、対策をしても被害は出ると思うといったことが挙げられています。また、固定方法や必要な費用を説明したパンフレットが必要との意見もいただいているところです。

これまで、さまざまな手段により啓発に取り組んでおりますし、固定方法や費用、さらには補助制度について詳しく説明したパンフレットも作成し、市町村の窓口や防災イベントなどで配布しています。しかしながら、調査の結果を見ると、県民の皆様には十分に情報が届いているとは言えません。

今後は、これまでの取り組みをさらに強化しますとともに、例えば家具の固定の効果を実感できる動画を活用するなど、よりわかりやすい伝え方を工夫してまいりたいと考えています。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、木造仮設住宅を迅速に建設するために、木材を流通在庫としてストックする方法の有効性についてお尋ねがございました。

災害時の木造仮設住宅の建設に備えるために木材をストックすることは、木材の購入や管理に多大な経費が必要となることから、議員のお話にありましたように、製材所や製品市場が日ごろの事業を継続する中で、一時的に流通在庫として保管している木材を木造仮設住宅用のストックと位置づけして、災害に備えることは有効な方法であると考えています。そのためには、どの地域にどれくらいの流通在庫があるのか、定期的に県内製材工場の稼働や在庫の状況を把握し、緊急時にも迅速に木材が供給できる体制

を整えておくことが重要となってまいります。

流通在庫を把握することは、サプライチェーンの最適化に向けた取り組みにもつながるものと考えておりますので、情報収集や管理の方法、災害時の木材供給に向けた体制のあり方などについて、県内の製材工場など木材関係企業や団体の方々と協議をしていきたいと考えています。また今後、木材の加工・流通施設の整備等がある場合には、当該施設における適正な流通在庫量を検討し、一時的にストックするスペースを確保することも検討していきたいと考えています。

加えて、県産材の需要が大きくなれば流通量もふえ、緊急時に活用できる流通在庫もふえることとなりますので、TOSA ZAIセンターとの連携をさらに強化し、県内外での県産材のより一層の需要拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、林業を、食える林業として確立するための林業事業体に対する支援と、県内での成功事例についてお尋ねがございました。

林業事業体の経営規模などにもよりますが、食える林業の一つの姿としては、森林の集約化に取り組み、基幹となるトラック道などを整備するとともに、地形に合わせて効率的に原木を生産するための作業システムを選択することにより、生産性が向上し、生産量も増加しているということであると考えています。そして、それにより森林所有者に適切な利益が還元されるとともに、みずからも収益を上げ、従業員の雇用の確保と所得の向上を実現しているということだと考えています。

県内での成功事例としましては、香美森林組合が県内でいち早く森林の集約化に取り組み、基幹となるトラック道と作業道を効果的に整備するとともに、高性能林業機械を導入することにより、原木生産量を13年前と比べて約3倍の

2万4,000立方メートルに増加させ、現場の従業員も15名ふやして52名となっているということがございます。同組合は、最近ではさらに先進的な高性能林業機械であるタワーヤーダを導入するなど、一層の作業システムの改善にも意欲的に取り組んでいます。

このような林業経営を県下で実現していくため、県では森林の集約化を進め、効率的な作業システムを構築するために必要となる路網の整備や、高性能林業機械の導入などを促進しています。

また、県としましては、若者の新規就業者を確保し、その定着を図っていくために、受け皿となる林業事業体の就労環境を改善し、魅力ある職場にしていく必要があると考えています。このため、林業事業体が生産性の向上や経営改善を図るとともに、それらと一体的に就労環境の改善にも取り組むよう、助言・指導の体制を強化してまいります。こうしたことを含めまして、森林率日本一を誇る本県として、その豊富な森林資源を余すことなく活用しようとする産業振興計画における川上から川下までの総合的な取り組みを着実に推進し、それらを拡大再生産の好循環につなげることにより、林業・木材産業の成長産業化を実現していくとともに、そのことによって多くの若者が林業を生涯の仕事として志すこととなるよう全力で取り組んでまいります。

次に、製材業の事業承継に向けてどのような取り組みを考えているのかとお尋ねがありました。

県内の製材工場は小規模な企業が多く、工場数は平成20年の126工場から、平成29年には89工場と減少傾向が続いています。平成28年度に県が行った製材工場を対象とした調査では、後継者が決まっていないと回答した事業者は、回答のあった55社のうちの18社、約3割ありました。

加えて、経営者の高齢化が進んでいることも把握できたことから、経営体質の強化とあわせて、早期に事業承継に向けた取り組みを進めていくことが重要であると考えたところです。

このため、県では、昨年度から県の職員が製材工場を訪問し、事業戦略の策定や事業承継に向けた準備を始めていくことの重要性などについて啓発を行うとともに、製材工場の経営力の向上に向けたセミナーを開催し、その機運づくりに取り組んでまいりました。その結果、この2年間に、経営コンサルタントの支援のもと、5社が事業戦略づくりやその実践に取り組んでおり、そのうちの後継者が決まっていなかった1社については、事業戦略の実践に意欲的に取り組むことにより経営改善が進む中、後継者候補との間で事業承継に向けた動きが始まっているところです。

今後、後継者の決まっていない製材工場に対しては、高知県事業引継ぎ支援センターと積極的に連携し、経営セミナーや事業戦略づくりの機会を活用して、経営者に事業承継に向けた準備を促すとともに、相談窓口や専門家によるサポート体制の紹介、事業承継計画づくりなどの支援策をPRし、その必要性をより深く理解していただくよう取り組んでいきたいと考えています。また、引き続き県職員による製材工場への訪問活動を行うとともに、事業引継ぎ支援センターや移住促進・人材確保センターとも連携しながら、親族に限らず、移住者を含む若い人材とのマッチングを図るなどにより、地域に根差す製材業の事業承継を進めていきたいと考えています。

最後に、森林に恵まれた立地条件を生かすことができる四万十高校で、林業を学ぶ機会をつくることについてお尋ねがございました。

森林率日本一の高知県で生まれ育ったことを誇りに感じてもらえるよう、県内の高校で林業

に関して学ぶ機会をつくることは大事なことであると考えています。四万十高校のような森林に囲まれた環境で林業について学ぶことができれば、より理解が進み、林業への関心が高まるとともに、郷土への誇りや愛着心も育まれるのではないかと考えています。

現在、本県の森林環境税を活用して、四万十高校を初めとする3校が森林環境学習に取り組んでおり、四万十高校ではフィールド学習を通じて、四万十川流域の森、川、海のつながりを学習するとともに、森林の役割や生態系の成り立ち、四万十川流域の自然のあり方について学んでいます。

このように、普通科など林業の専攻科ではない高校生に対して、森林、林業に関するさまざまな情報や、森林、林業について学ぶ機会を提供することは、職業としての林業について考え、選択するきっかけともなり、林業の担い手を確保する上でも有効な取り組みであると考えておりますので、県教育委員会や林業労働力確保支援センターと連携し、これまでの取り組みをさらに充実させていきたいと考えています。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○**地域福祉部長(門田純一君)** 高齢者福祉施設の高台移転の取り組みについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震による津波浸水への備えとしては、議員の御指摘のとおり、高台移転が抜本的な対策となってまいります。このため県では、これまで5施設の入所型高齢者福祉施設の高台移転を支援してまいりました。

そうした中、現在L2クラスの津波浸水想定区域内に立地しております入所型の高齢者福祉施設は、浸水の深さに程度の差はございますが、88施設あり、このうち小規模多機能型の1施設が来年度移転改築に着手する予定となっております。そのほか、高台移転をお考えの施設はご

ざいますが、具体的な計画を立てるまでには至っておらず、その背景には、多くの施設で移転に伴う建築費や用地購入費などの資金面の問題や、移転先の適地が見つからないことなどが課題となっていることがあるとお声をお聞きしています。

県といたしましては、引き続き県の補助制度はもちろん、国の優遇融資制度を詳しく説明し、活用につなげることなどにより、高台移転に伴う施設整備を資金面で支援いたしますとともに、施設の所在している市町村などとも情報を共有し、密接に連携しながら、移転適地の確保への支援なども行ってまいります。

今後とも、高台移転の御意向をお持ちの施設に対しまして、定期的にその検討状況をお伺いするとともに、施設と一緒に課題への対応を考え、個別に助言を行うなどの支援に努めてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○**観光振興部長(吉村大君)** 自然・体験型観光キャンペーンに向けた市町村の意欲と主な取り組み内容についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えします。

来年2月からスタートします「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」では、県内の自然景観の生かし方や自然体験の内容を大いに工夫するとともに、新たな経済効果を生み出す観光資源を県内各地に創出する取り組みを進めています。

このキャンペーンに向けて、新たに設けた県の補助制度には、24に上る市町村から数多くの要望をいただいております。自然景観やビュースポット、体験・滞在型の観光施設の整備を初め、海、山、川を生かしたさまざまな体験プログラムなどが企画され、事業化に向けた磨き上げが進められております。

今年度の市町村における主な取り組み内容と

しましては、自然景観やビュースポットの整備として、海の透明度がセールスポイントの大月町柏島に、雄大な自然を体感できる柏島クルーズなどにいざなう案内機能に加えて、物産販売も行う施設が整備されます。また、体験・滞在型の観光施設の整備として、越知町宮の前の仁淀川を眺められる抜群の場所に、宿泊を初め流域の観光スポットへの案内や物産販売などの機能を備えたキャンプ場が整備されます。さらに、豊かな自然をフィールドとする体験プログラムの磨き上げとして、美しい浜辺がセールスポイントの東洋町白浜に、海上に浮かぶ大型遊具の設置を初め、シュノーケリングやSUPといったマリナクティビティーが楽しめる拠点が整備されます。このように、現在県内各地において市町村や観光関連事業者、地域の皆様方の熱意のもとで、自然・体験型の観光基盤づくりが進んでいます。

来年度に向けましては、新たな市町村からの要望もいただいており、キャンペーンを契機とした観光振興への意気込みを感じております。具体的には、さまざまな滞在・体験メニューの魅力をより高める取り組みに加えて、神楽の演舞や土佐打ち刃物の鍛造といった地域の生活や文化に触れる体験、また清流の景観を生かしたジップラインや湖でのカヌー体験など、幅広い層の方に楽しんでいただける新たな企画も検討されています。

県としましては、補助制度による財政支援や全国区の民間活力の導入を図ることなどにより、市町村や観光関連事業者、地域の皆様方としっかり連携して、自然・体験型の観光基盤の底上げを図り、PDCAサイクルを十分に回しながら、高知県観光の財産として根づかせていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 集落活

動センターの主な取り組み内容、また成果や課題についてお尋ねがございました。

集落活動センターは、地域の課題やニーズに応じて、住民主体で取り組む仕組みづくりであり、平成24年度のスタートからこれまでに、28市町村、47カ所で開設され、現在も各地域で立ち上げに向けた準備が進められております。その活動は、地域の課題によりさまざまですが、大きくは生活を守る取り組みと産業をつくる取り組みが行われております。

生活を守る取り組みとしましては、四万十市大宮や梶原町四万川などで、住民の日常生活を支援するサービスとして生活用品店舗やガソリンスタンドの経営を、四万十町仁井田やいの町柳野などでは、定期的な高齢者への配食サービスと見守りによる安心・安全のサポート活動が行われています。

産業をつくる取り組みとしましては、先ほど知事も申し上げましたが、大豊町西峯では杉苗の生産に取り組み、昨年度1万2,500本を出荷し、現在4万本を栽培しており、津野町郷では農家レストランを運営し、平成28年5月のオープン以降これまでに県外の方も含め約1万5,000人が訪れております。また先日、開所式が行われました黒潮町蛸瀬では、旧小学校を改修し、町のスポーツツーリズムの取り組みと連携をした宿泊施設の運営を行っております。

このような活動を通じて、集落活動センターが中山間地域にお住まいの皆様暮らしや経済活動を支える、地域活性化の拠点として育ちつつあるのではないかと考えております。一方で、こうした取り組みを将来にわたり継続、拡充していくためには、活動の担い手の確保や、経済活動のさらなる強化が課題であると考えており、多様化するセンターの活動に応じたきめ細やかな伴走支援など、もう一段支援を強化してまいりたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、小中学校の統廃合についてのお尋ねがございました。

次代を担う子供たちが健やかに成長し、これからの社会を生き抜く力を育むためには、発達段階に応じた充実した教育内容のもと、友人と切磋琢磨しながら学び、社会性を身につけることのできる適正な学校規模を維持していくことが重要であると考えます。このため各市町村においては、子供たちの人数が減少していく中で、教育的な効果を考慮して、一定の集団規模を維持する観点から学校のあり方を検討し、地域との協議を重ね、統廃合が進められてきました。

一方で、人口減少が進む中山間地域においては、子供たちが地域で学ぶ機会を維持することや地域の存続といった観点から、学校の存在は大きな意味があります。小中学校がなくなるといことは、地域の集う場所や文化拠点を閉じることにもつながり、若い世代が地域に住んで子育てをする拠点を失い、結果、地域を衰退させる要因にもなってしまいます。

このようなことから、小規模となった学校でも、テレビ会議システムによる他地域の子供たちとの交流や、地域の豊かな自然を題材にした探究的な学習など、小規模校の短所を克服し長所を生かしながら、魅力ある授業づくりを進め、児童生徒に学力や社会性を確実に育てている学校も多くあります。例えば、高知市の義務教育学校である土佐山学舎では、小中の9年間を通じた英語教育や、ICT機器を活用した授業、また地域の自然や産業を題材とした総合的な学習などを行っており、このような充実した教育のもと、同校への入学希望者も増加し、地域の活性化にもつながっております。

学校の統廃合については、これまでも各市町村において、地域でのさまざまな状況を考慮しながら、地域の方々とともに深い検討がなされ

てきております。県教育委員会としましては、中山間の小規模校における小中連携教育やICTを活用した授業、またコミュニティ・スクールの導入など、地域の実態に応じた特色ある次世代の学校づくりについて、市町村教育委員会と一緒に取り組んでまいります。

次に、林業の担い手を多く育てるため、また特色のある学校として四万十高校を活性化させるため、林業を学ぶ課程を置くことについてお尋ねがございました。

現在、四万十高校では普通科・自然環境コースにおいて、森と川と海、森林科学などの科目を設置し、林業に関する基礎的な学習を行っております。また、四万十・結の森プロジェクトとして、民間企業や森林組合と協働して森林のモニタリング調査をするなど、森林を中心とした環境学習に取り組んでおります。

林業は本県にとって重要な産業であり、また四万十川を育む森林に恵まれた地域に位置する四万十高校においては、地域を教育活動のフィールドとして、地域を支える人材や林業の担い手の育成を視野に入れた教育活動を行うことが重要であり、地域の資源を最大限に生かして、地域と協働した活動を行うことが必要であると考えております。そうしたことから、これまで以上に林業の魅力を伝える工夫をし、生徒たちのニーズに応じて林業に関する知識や技術を学ぶことができる選択科目を設置したり、関連する資格の取得につなげることができるよう、カリキュラムやコースの見直しを検討してまいります。

また、森林組合を初めとする、林業に関する専門機関との連携をより深め、例えば地域の専門家による木材加工の技術指導や、ドローンを活用した森林環境調査などの特別授業をより多く実施することによって、林業に対する興味関心を高め、進路に結びつく知識や技術を習得す

ることができる取り組みをさらに推進してまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○**農業振興部長(笹岡貴文君)** まず、ショウガ産地偽装について、いつの時点で知り、どのような対応をしたのか、ここに至るまでの経過についてのお尋ねがございました。

今回の産地偽装については、昨年3月匿名で産地偽装の疑いありとの情報が県に入り、同年4月に抜き打ちで立ち入りの調査を行いました。この調査では、相手方の同意を得た上で、経営者から会社の事業概要とショウガの取り扱い状況を聞き取り、倉庫内のショウガの産地別の在庫状況と出荷作業の確認を行うとともに、帳簿等の書類を借り受け、写しをとった上で、仕入れ・在庫・出荷量の整合性を確認し、矛盾点がないかの確認を行いました。さらに、本年1月に再度同社に赴き、1度目の調査でわからなかった、帳簿や伝票の表記上の不明箇所等について聞き取り調査を行いました。このように2度の調査を行いましたが、ショウガは約1年にわたり貯蔵しながら出荷する中で腐敗や乾燥した部分が出るため、それをカットした廃棄数量が不明であったことなどから、入出荷の数量の矛盾点の解明に至らず、同年3月に調査を終了し、その結果を同社に伝えました。

食品表示に係る調査は、県警の捜査と比較して、書類の押収ができないなど権限が限られている中で、県としては適正な調査を最大限行ったと考えていますが、結果として巧妙に調査をすり抜けられたことは非常に悔やまれるところです。

今後は、残念ながら判明に至らなかった食品表示に関する県の調査方法について、仮に今回のような事案があったとしても、県としてその不正をしっかりと暴くことができるよう、専門家の意見も取り入れながら、その手法を改善、

強化してまいりたいと考えています。

次に、新たに設置する協議会における再発防止の取り組みについて、具体的にどのように取り組む予定であるのかのお尋ねがございました。

知事の答弁にもありましたように、何よりもまず重要なのは、現在流通しているショウガが安全・安心であることをいち早く消費者の皆様にお伝えすることです。このため県では、20日の協議会設立を待たず、早急に取り組むべき緊急対策として、協議会への参加意向を確認した事業者に対して、県が抜き打ちで出荷前の生鮮ショウガを抜き取り、検体中に存在する酸素や窒素等の構成比率を標準サンプルと比較し産地を判別する検査、いわゆる安定同位体比検査を実施することとしており、既に2社から検体の抜き取りを行っております。なお、その検査結果は、順次県のホームページで公表いたします。あわせて、事業者の皆さんには、関係者が一体となってこの協議会を設立し、県産ショウガの安全確保策と再発防止策を徹底していくことについて、取引先にみずから周知していただくこととしています。

また、協議会を設立してからの取り組みにつきましては、既に開始している、抜き打ちによる安定同位体比検査と検査結果の公表を、終期を定めず引き続き実施するとともに、今回の事態を教訓に、適正な食品表示を改めて徹底する食品表示研修会を、協議会の設立総会にあわせて開催いたします。

緊急対策とあわせてこうした取り組みを継続することで、今回のこのような事態が二度と繰り返されることがないように、関係者が一丸となって取り組んでまいります。

○**19番(武石利彦君)** それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。

また、知事におかれましては、ハンセン病の

患者であった方々におわびの言葉もいただきました。本当にありがとうございました。

それで、けさ私、県議会に来ましたときに、同僚の桑名龍吾県議から、武石さん、ハンセン病の質問をされるんですねということで、手持ちの資料をいただきました。私もこの資料で大変勉強させていただいたんですが、村田正太先生という方がおられるんですね。この方は今の香南市、当時の野市村で明治17年にお生まれになって、大正6年に東大医学科を卒業し、各地の伝染病関係の研究所を歴任され、そして91歳で亡くられるまで、ハンセン病の研究と治療に全生涯をささげられたというのが村田正太先生、桑名議員の親戚に当たられる方だとお聞きをしておりますが、現在でも香南市野市町の大谷墓地公園に「救癩の父 村田正太先生顕彰碑」という石碑が建てられておまして、当時の中内力高知県知事が揮毫されておられます。昭和53年11月に除幕式が行われたということでございます。

こういった、本県からも救らいの父、村田正太先生が出ておられますので、ぜひとも知事、全国に点在する療養所の関係都道府県と連携をとり、また高知県は救らいの父の生誕県であるということで、一層また能動的にこの課題にお取り組みをいただきたいというふうに要請をさせていただきますと思います。

それから、ストック効果を図るための公共事業ということで質問させていただきましたが、私は3週間前に岡山県高梁市を訪問し、高梁市の近藤市長、藤沢副市長と災害対策のこととか、いろいろお話をさせていただいたわけでありまして、高梁市は、高梁川という川が流れていまして、その高梁川は倉敷市で瀬戸内海に流れ出ているという地形で、高梁から倉敷までが数十キロあると思うんですけど、そういった位置関係になります。7月に真備町で大規模な水害が

あって、大変大きな犠牲が出たことは記憶に新しいところなんですけど、高梁市も同様に、その豪雨で高梁川が氾濫して、まだ今でも1人行方不明者がいるというぐらい、甚大な被害を受けております。

市長からのお話では、逃げ場を失った方々が道路沿いのコンビニの屋上に逃げ上がって、そこでひたすら避難を待ったというケースもあったとお聞きします。市長とすれば、もう水位がどんどん上がるんで、これ以上水位が上がったらさらに大変なことになるなと思っていたときに、水位の上昇がぴたっととまったらしいんですね。それは、下流の真備町で堤防が決壊して、高梁市の水位の上昇がとまったんだと。これを後で知ってぞっとしたという話をされておられました。

ですから、局所的なフローの公共事業ということではなくて、やはりきちっと上流から下流まで、ストックをどのように整備するべきなのかという観点で、公共事業というものを捉えなくてはいけないと私は感じましたので、今回高梁市長の話を質問させていただいたところです。ぜひ本県でも、この教訓に習わなくてはならないというふうに思っております。

それから最後に、木造仮設住宅の流通在庫の話についても、御答弁をいただきました。これは、この本会議で依光晃一郎議員からも指摘のあったとおりでありまして、大変重要な観点であろうと思います。ただ気になるところは、民間事業者が流通在庫を持ってもらうとなると、それなりのやっぱり金利負担とかいろんな経費がかかってくる、その経費を何とか公費で見ればいけないのかなというふうに思います。木材だけではなくて、コンクリート2次製品なんかも同じことが言えると思うんですね。やっぱり、コンクリート2次製品の流通在庫がきちっと県内に存在する、そして県のコンクリート製

品工業組合という組織もありますし、そこに照会すれば、どこにどのぐらいの2次製品があるというのも判明するという体制をつくることも重要ではないかというふうに思っております。

これについても経費がかかってきますので、それを行政としてどう支援していいのか、今後またぜひとも検討していただきたいという要請をさせていただきます。私の一切の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長(土森正典君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表及び請願文書表配付)

○議長(土森正典君) ただいま議題となっている第1号から第26号まで、以上26件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末258ページに掲載〕



請願の付託

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第3-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで、以上4件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末262ページに掲載〕



○議長(土森正典君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明14日から19日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月20日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月20日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時51分散会

平成30年12月20日（木曜日） 開議第5日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会事務局長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第5号)

平成30年12月20日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 6 号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 7 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 8 号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 9 号 高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案
- 第 10 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 11 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 平成31年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 17 号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第 18 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 25 号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 26 号 県道窪川船戸線(岩土トンネル)防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 請第2-1号 すべての子どもにゆきとどいた教

- 請第2-2号 育をすすめるための請願について
 請第3-1号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について
 請第3-2号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
 請第3-2号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について

追加

- 第27号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案
 第28号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案

追加

- 議発第1号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書議案
 議発第2号 認知症施策の推進を求める意見書議案
 議発第3号 精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書議案

追加

- 議発第4号 米軍機事故の再発防止に向けた実効ある措置を求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。
 各常任委員会から審査結果の報告があり、一

覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末282ページ〕
 に掲載



委員長報告

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第26号まで及び請第2-1号から請第3-2号まで、以上30件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長池脇純一君。

（危機管理文化厚生委員長池脇純一君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（池脇純一君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第6号議案から第8号議案、第12号議案、第17号議案から第21号議案、以上10件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第2-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第3-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、いずれも賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」

のうち、地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金について、執行部から、現在ICTを活用して医療機関、薬局、介護系事業所等が有する医療や介護情報を共有するネットワークシステムの構築を進めており、今回の補正予算は、システム構築やネットワークへの接続作業の支援に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、患者の診療・治療歴や薬の処方歴といった情報を利用するために、どのような方法で同意を得ていくのかとの質疑がありました。執行部からは、来年度には患者に対する説明会を開催するなどし、当該システムのメリット等についてしっかり説明することとしている。また、日常的に患者とのコミュニケーションをとっている医師等から説明をしていただくことで、同意を得ることにつなげていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、当該システムが運用されることになれば、多くの関係者が患者の個人情報扱うことになるが、セキュリティー対策はどのように確立していくのかとの質疑がありました。執行部からは、協議会に入っている県内の主要な医療機関や医師会等の中にもそういったことに詳しい方がいることから、信頼性の高いシステムの構築に向けて、セキュリティー対策を含めた仕様を作成していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、当該システムに組み込まれ、関連機関との情報共有が可能となる「高知家@^{こうちけあ}ライン」の整備に関して、地域の関係機関の参加が得られなければネットワークに切れ目が生じ、システムが有効に機能しないと思うが、どのようにネットワークの構築に取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、現在地域の関係機関にタブレット端末を貸与し、実際に利用方法を体験していただく取り組みを

実施している。この取り組みを通してメリットを実感していただくことで、ネットワークの構築につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第17号「高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、平成31年度から平成35年度までの県民文化ホールの指定管理者を指定しようとするもので、公募を行い、現在の指定管理者である高知県立県民文化ホール共同企業体を候補者として選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、審査委員会における得点が前回よりも約50点ふえているが、どのような実績が評価されたものか。また、審査委員会から出された補足意見について、候補者はどのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、施設の利用率が向上したことに加え、サービス面の向上もうかがえるところが評価されている。審査委員会からの補足意見については、例えば、平成31年度のホール閉館中は、県内の中核的な文化ホールとして、アウトリーチ活動にも力を入れていくとしているとの答弁がありました。

次に、第12号「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、新たに春野総合運動公園に設置するスポーツ科学センターの利用に係る料金を定める等必要な改正をしようとするものであるとの説明がありました。

委員から、スポーツ科学センターにおいて測定した結果を選手のパフォーマンスの向上等に生かしていくには、指導者の育成等が必要になると思うが、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、指導者の

育成やサポート内容の充実について、特に重点的に取り組む必要があると考えており、日本スポーツ振興センターに専門的なノウハウによる支援をしていただけるよう調整を進めている。また、アスレチックトレーナーやスポーツドクターの協力をいただきながら、データをできるだけ早くフィードバックできる仕組みづくりに取り組むとともに、ノウハウの質を高めて、随時研修を実施していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

危機管理部についてであります。

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合の対応について、執行部から、昨年11月から運用が開始されている、いわゆる臨時情報が発表された際の県内における当面の対応について、市町村と協議を行い、その検討結果を取りまとめたとの報告がありました。

委員から、平成25年には地震の発生予知はできないと報告されている。その後、地震の発生予知に関する研究が進んでいると思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、平成25年の報告書について、国が再度検証した結果、やはり今の科学力では地震の発生を予知することはできないとの結論になっている。ただし、不確実ではあるが、地震発生の可能性が高まっていると判断できることから、それをもとに臨時情報を出すとされているとの答弁がありました。

別の委員から、臨時情報が発表されても、住民の方々がその情報について正確に認識していなければ、実際の避難行動につなげることができないことから、事前にしっかり周知、啓発を行ってもらいたいどうか。また、避難行動要支援者が実際に自主避難した際の生活の支援について、市町村と協議する必要があると思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、

今後市町村とは、臨時情報に関する周知や啓発、伝達方法とともに、避難所の開設や必要な資機材といった具体の支援策についての協議を予定している。市町村の対応におくれが生じることがないように、必要に応じて財政的な支援をしていきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、企業等と連携し、臨時情報をどのように生かして対応していくのかを検討することが重要だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、国のほうでは、住民と企業及び社会全体について検討されている。今回、県の対応方針では、まずは住民を対象とした考え方を示したところである。今後、公表される国のガイドラインの内容を注視しながら、企業、さらには社会全体でどうするかを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

療育福祉センターと中央児童相談所の合築について、執行部から、療育福祉センターと中央児童相談所の一体的な整備が進められ、このたび、中央児童相談所が利用する北棟が完成したことから、平成31年1月に移転し、運営が開始されるとの報告がありました。

委員から、合築前の中央児童相談所において、発達障害の児童については、療育福祉センターの専門職員から技術的助言を受けて対応していたと思うが、合築されたことにより、職員の交流などを行い、中央児童相談所に発達障害の専門職員を配置する必要があるのではないかととの質問がありました。執行部からは、発達障害に特化したものではないが、療育福祉センターの障害児の相談部門を中央児童相談所の相談部門に統合することから、障害のある児童への対応は強化されると考えている。また、発達障害の専門的な部分については、療育福祉センター内の発達障害者支援センターで児童から成人まで対応していることから、しっかりと連携してい

くとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（土森正典君） 商工農林水産委員長西内健君。

（商工農林水産委員長西内健君登壇）

○商工農林水産委員長（西内健君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第14号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、牧野植物園管理運営費について、執行部から、牧野植物園の新園地におけるフラワーイベントを実施するための経費及び展示室のリニューアルによるVRシアターの新設や資料展示スペースの改修など、環境を整備するための経費であるとの説明がありました。

委員から、牧野植物園の来園者数をふやす取り組みの一つとして、オーテピアに郡部の小学校から数多く来ており、その際に牧野植物園とセットで見学することもできるのではないかとと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、高知市内の小学校では、牧野植物園の遠足利用が半数に届かない状況となっており、小中学校に来園して植物のことを学んでもらえるよう、各市町村の教育委員会と連携して取り組んでいきたい。あわせて、牧野富太郎博士や牧野植物園の認知度の向上を図っていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、観光施設という観点で、おもてなしの心を大事にした職員研修もしっかり行ってもらいたいとの要請がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、農業振興部についてであります。

県内事業者による不正競争防止法違反容疑への対応について、執行部から、今年4日、県内企業の経営者がショウガの産地偽装を行ったとして、不正競争防止法違反の容疑で逮捕された。このことは、高知県のショウガのブランドを損ないかねない極めて重大な事案であることから、県では、本県産のショウガを全国の多くの消費者の方々に引き続き安心して手にとりいただけるよう、県と事業者等で構成する、安全安心な高知県産ショウガ推進協議会を設立することとし、関係者が一体となって取り組んでいくとの報告がありました。

委員から、県による2回の調査後も引き続き偽装が行われているが、調査に入ることによる抑止力が働かなかつたのではないかとこの質問がありました。執行部からは、今回、結果として県の確認調査で偽装を見抜けなかったことは非常に残念に思っている。今後は調査手法について、国や食品アドバイザーなどの意見を取り入れながら、今後、明らかになる県警の捜査手法なども参考に、県の調査手法について改善強化していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、匿名の情報が入った時点での県庁内における情報共有はどのような状況であったかとの質問がありました。執行部からは、部内の関係する課長、副知事と情報共有していたとの答弁がありました。

別の委員から、逮捕された事業者は従業員を50名雇用している。こうした事件になり、厳しい状況ではあるが、従業員の方には配慮していただきたいとの要請がありました。

さらに、委員から、今回、協議会を設立して

取り組むとのことだが、どれぐらいの事業者が参加するのかとの質問がありました。執行部からは、協議会への参加について、県が把握している、県内でショウガを取り扱っている37の事業者と各JAに案内文書を出し呼びかけている。高知県産のショウガをみんなで協力して守っていくために、協議会へ参加してもらえよう理解を求めていくとの答弁がありました。

別の委員から、しっかり検査をして、全国の消費者及び取扱業者に安全・安心ということを訴えていただきたいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

新たな管理型最終処分場の整備について、執行部から、3カ所ある最終候補地について、各候補地及びその周辺における現地調査の結果などを総合的に勘案すると、施設整備による地域の皆様の生活への影響が最も小さく、地震による津波の影響を受けることがないと考えられる佐川町加茂において進入道路を新設する案を最も有力とする絞り込みの考え方について報告がありました。

委員から、佐川町の候補地はカルスト地形のところで大丈夫なのかという心配がある。想定外を想定しながら、今後行うボーリングなどの調査結果によっては、再度検討することも含めて考えているのかとの質問がありました。執行部からは、県外ではカルスト地形の上に構造物をつくっている事例がある。実際にボーリングをし、地下の状況を詳しく調べた上で、どのような工事に対応できるかについてはしっかり検討して、安全な施設を整備していきたいと考えている。また、施設整備が終わるまでは、佐川町が最有力ということであり、あとの2カ所が候補地として全くなくなっているわけではないとの答弁がありました。

別の委員から、今後、候補となった3市町の住民に説明を行うとのことだが、どのタイミン

グで行うのかとの質問がありました。執行部からは、今年18日の香南市を初めとして、年内に3市町で絞り込みの考え方などについて説明していくとの答弁がありました。

複数の委員から、将来、次の新たな管理型最終処分場をつくる際は改めて候補地の選定を行うとのことであるが、県から最終候補地の絞り込みから外れた2市町に対して、その考えをしっかりと示してもらいたいとの要請がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 産業振興土木委員長加藤漠君。

(産業振興土木委員長加藤漠君登壇)

○産業振興土木委員長(加藤漠君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案、第5号議案、第9号議案、第13号議案、第22号議案から第26号議案、以上10件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、観光振興部についてであります。

第9号「高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案」について、執行部から、権限を移譲することにより、独自に規制を実施する高知市を除き、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めようとするものであるとの説明がありました。

委員から、制限の必要性について各市町村の意見を聞き、制限が必要であるとした6市町で制限を実施しようとしているが、一方で制限が必要ないとした市町村の意見はどのようなものであったのかとの質疑がありました。執行部か

らは、市町村の意見としては、宿泊施設が少ないので、インバウンドを含めてより多くの宿泊者を受け入れる受け皿づくりを進めたいという考え方を聞いているとの答弁がありました。

別の委員から、この条例案を提案する上で、旅館ホテル業の方から意見を聞いているかとの質疑がありました。執行部からは、観光振興部は旅館・ホテル業の団体と接する機会が多く、日ごろからお話を聞いている。さまざまな意見があることを踏まえ、この条例の検討委員会にも代表の方に参加していただいたとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知市と高知市以外では考え方に違いもあるかと思うが、なぜ高知市に権限を移譲したのかとの質疑がありました。執行部からは、住宅宿泊事業法は、旅館業法や食品衛生法と密接に関連する法律であり、旅館業法や食品衛生法では、既に高知市が主体的に事務を処理している。他法令との整合性を考慮し、高知市と協議を重ねてきたとの答弁がありました。

別の委員から、住環境が乱されることに県民が不安を感じないよう、住宅宿泊事業者に対する日常的な指導監督をしっかりと行ってほしいとの意見がありました。

また、別の委員から、外国人宿泊者は災害時要配慮者になり得るので、住宅宿泊事業者に対しては、災害時の対応についてしっかりと指導を行ってほしいとの意見がありました。

次に、第13号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、通訳案内士法に基づく高知県地域通訳案内士の導入に伴い、案内士の登録申請に対する審査等に係る手数料を新たに設定するものであるとの説明がありました。

委員から、地域通訳案内士に登録しなくても、業としては成り立つが、地域通訳案内士に登録

するメリットは何かとの質疑がありました。執行部からは、自治体の研修計画に定める語学力及び観光に関する知識を有していることの証明になる。また、本人の了解を得た上で県のホームページへ掲載し、その存在を周知したいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、住宅耐震化促進事業費補助金について、執行部から、南海トラフ地震に備え、既存住宅の耐震改修や危険なブロック塀の耐震対策、空き家の再生活用の促進を図るための経費であるとの説明がありました。

委員から、一部の市町村において、今年度配分される国の交付金が不足し、耐震改修が進められなくなったという話があるが、どのように対応しようとしているかとの質疑がありました。執行部からは、市町村によって、国の交付金の配分以上に進んでいるところとなかなか進んでいないところがある。年度途中で進捗状況を確認し、国の交付金を再配分することで対応したいとの答弁がありました。

別の委員から、市町村における集合住宅の耐震化の補助制度はどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、集合住宅で木造の建物については全ての市町村で補助制度がある一方、木造ではない建物については24市町村で補助制度がある状況である。木造ではない建物は、耐震診断を行う技術者も非常に少ないので、勉強会を行うなど、事業者の育成に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から、第16回モニタリング会議で報告された本年4月から9月までの業績が、事業再生計画を上回る水準で進捗していることなどについて

て説明がありました。

委員から、とさでん交通の取り組み状況に対して、県議会において議員から出された意見などは、とさでん交通の取り組みに反映されているかとの質問がありました。執行部からは、県議会においていただいた意見については、速やかにとさでん交通に対して伝えている。とさでん交通において、いただいた意見をしっかりと受けとめ、でき得る範囲で対応していくものだと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、運転手不足への取り組み状況はどうかとの質問がありました。執行部からは、とさでん交通としては最優先事項であるので必死に努力している。県としても、路線バス全体の問題として何らかの対応ができないか、平成31年度予算に向けて検討しているとの答弁がありました。

次に、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議における検討状況について、執行部から、高知龍馬空港と航空ネットワークの持続的な発展に向けた成長戦略の策定と実施に関して必要な協議を行うために、検討会議を設置した。これまでに3回の検討会議を開催し、需要の喚起、受け入れ体制の改善、空港施設の機能強化について各委員の意見を聞き、アクションプランと空港施設の整備計画の策定に向けて取り組んでいるとの説明がありました。

委員から、高知県の外商を進める上で、貨物輸送が大きな課題であるが、検討会議ではどのような意見が出ているかとの質問がありました。執行部からは、検討会議では航空貨物の活性化についても意見が出ており、まずは航空貨物輸送に関する情報収集に取り組むことをアクションプランに盛り込もうとしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、外商を広げるための貨物輸送はどうしたらいいか、検討を進めてほしい

との意見がありました。

別の委員から、アクションプランは1回つくって終わりなのか、それとも見直しも行っていかのとの質問がありました。執行部からは、アクションプランはつくって終わりではなく、当面は平成31年度から3年間の計画ではあるが、PDCAサイクルを回して取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 総務委員長明神健夫君。
(総務委員長明神健夫君登壇)

○総務委員長(明神健夫君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第10号議案、第11号議案、第15号議案、第16号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第2—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第3—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、会計管理局についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、総務事務集中化システム改修委託料について、執行部から、適正な業務管理及び健康管理を図るため、職員の時間外の労働時間を把握する客観的な手法を導入することを目的に、職員の勤務実績管理システムの改修を行うもの

であるとの説明がありました。

委員から、パソコンの使用記録と実際の時間外勤務命令との間で乖離がある場合はどのように対応するのかとの質疑がありました。執行部からは、客観的なデータを参考に時間外勤務の状況を確認するもので、乖離が著しい場合は管理職と職員で確認を行い、時間外勤務命令の補正や業務の見直しなど業務管理を適正に実施していくとの答弁がありました。

別の委員から、時間外勤務が月100時間を超す職員はどのくらいいるのかとの質疑がありました。執行部からは、平成29年度実績で80人、延べ157人となっている。月100時間を超えた場合、もしくは2カ月続けて月80時間を超えた場合は、過重勤務による検診の対象とし、産業医による面談、指導を行っているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、市町村立学校等空調設備整備促進事業費交付金について、執行部から、児童生徒の熱中症等による健康被害を防止し、夏場の快適な教育環境の整備を促進するため、市町村立及び学校組合立の小中学校等が普通教室へ空調設備を設置する際の経費に対して、国の臨時特例交付金の補助対象事業費のうち、市町村の実質的な負担部分の4分の1を県が支援するものであり、交付期間は平成31年度から32年度までで、県内約1,800教室を対象予定としているとの説明がありました。

委員から、早期設置のため一斉に整備を進めていった場合、設備機器や設置業者の対応などにより工事が遅延し、交付期間内に設置できないケースが出てくるのではないのかとの質疑がありました。執行部からは、今回、国の交付金制度が創設されるに当たっては、資材確保や業者の手配等に関し、文部科学省と経済産業省が関係業界と協議を進めており、県においても業界

団体に事前に情報提供を行っている。工事については会計制度上の関係で、遅くとも平成32年度までには完了させなければならない状況であるとの答弁がありました。

委員から、空調設備を設置した後の維持経費について支援制度はないのかとの質疑がありました。執行部からは、今回創設された交付金制度は、設置に要する経費のみを対象としており、維持経費については国に対して要望もを行っているが、現在は補助対象となっていないとの答弁がありました。

委員から、設置した後、有効に利用されなければならないので、維持管理の負担軽減など支援策について、国に対して引き続き要望を行ってほしいとの意見がありました。

次に、外国語指導助手配置委託料について、執行部から、県立の高等学校や特別支援学校に配置している英語指導助手のうち、自治体国際化協会のJETプログラムを通じた直接雇用の外国語指導助手を除く、5名の配置を民間業者に委託するための経費で、各学校への配置は4月当初だが、事前の調整期間等を確保するため、今回債務負担行為として計上しているとの説明がありました。

委員から、現在、外国語指導助手は何名直接雇用しているのか。また、どのような理由で民間に委託しているのかとの質疑がありました。執行部からは、JETプログラムで現在26名を雇用している。配置当初は直接雇用のみであったが、外国語指導助手の配置をふやしていく中で、従来のJETプログラムでは自家用車の使用に制限があることなどから、外国語指導助手をより効果的に活用するために、別途委託により配置しているとの答弁がありました。

委員から、委託という形になると、学校現場での直接指導などにおいて問題が生じるのではないのかとの質疑がありました。執行部からは、

学校現場における教員と外国語指導助手との打ち合わせについて、委託契約書の仕様書の中に記載し、県教育委員会、学校、業者間で確認も徹底しており、事業は問題なく実施できているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

高知県の望ましい公文書管理制度の構築に向けて、執行部から、本年5月に設置された、高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会において取りまとめた報告書の概要について説明がありました。報告書の提言を踏まえた取り組みとして、公文書については30年保存文書に限らず、5年や10年の保存文書も保存期間が満了した時点で、各所属において1次選別、公文書館で2次選別を行い、廃棄と判断したものは第三者委員会がチェックを行うこととし、歴史資料として重要なものは永久保存することとなる。なお、この第三者委員会は知事の附属機関として設置し、公文書管理に関する規則等や公文書等の廃棄の妥当性の審査、選別を行う実施機関に対して意見を述べるなどの機能を付与するとの説明がありました。

仮称高知県公文書等の管理に関する条例については、今後、具体的な内容の検討を進めた上で、県議会への報告、パブリックコメントを実施した後、来年6月議会に提出したいと考えている。また、公文書館については、本年12月から来年10月までの工期で改修工事を行っており、開館時期については工事の進捗状況を見ながら適切に判断を行いたいとの報告がありました。

委員から、公文書管理の運用イメージとして、1年保存の会議や協議資料、また5年保存の企画立案段階での内部協議文書と示しているが、職員個人のメモなど、その対象範囲、位置づけはどのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、具体的な整理は今後検討

することとなるが、協議の場でのメモや録音した音声を文書に起こしたものなどについては、組織としてその内容を確認した上で公文書として扱い、協議資料として保存していく形となるとの答弁がありました。

別の委員から、公文書館の運営について、他県で指定管理者制度を導入している例もあるが、高知県においてはどのような形になるのかとの質問がありました。執行部からは、総務部の出先機関として位置づけ、直営で管理運営を行うことを想定している。検討委員会からは、文書管理の専門家であるアーキビストの配置に努めることとの提言をいただいているが、現在、公的認証制度はないため、当面は県職員が研修などにより専門的知識を身につけ、人材育成も行いながら、公文書館の運営を行うことを考えているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、第2号議案から第26号議案まで、以上25件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、以上25件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第2—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第3—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第3—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第27号—第28号)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末267ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第27号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」及び第28号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第27号議案は、高知県教育委員会委員の八田章光氏の任期が今年23日をもって満了いたしますため、新たに森下安子氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第28号議案は、高知県公安委員会委員の織田英正氏の任期が今年25日をもって満了いたしますため、新たに小田切泰禎氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第27号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第28号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

————— ∞∞∞ —————

議案の上程、採決(議発第1号—議発第3号 意見書議案)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号から議発第3号 巻末268～
273ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書議案」から議発第3号「精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書議案」から議発第3号「精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第4号 意見書議案)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第4号 巻末276ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「米軍機事故の再発防止に向けた実効ある措置を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めま

す。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 日本共産党の米田稔です。ただいま議題となりました議発第4号「米軍機事故の再発防止に向けた実効ある措置を求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

12月6日未明2時ごろ、高知県沖で起こった今回の米軍機事故は、F A18戦闘攻撃機と空中給油機K C130が墜落、米海兵隊員7人が巻き込まれ、そのうち6人が死亡するという、米軍の基準においてもクラスAに当たる最も深刻なレベルの事故となりました。また、11日の米海兵隊の発表によれば、当初空中給油の訓練中の接触と報道されていた事故原因について、事故当時給油を行っていたのかは確認がとれておらず調査中であるとのコメントが出され、事故原因は不明のままとなっています。

そもそも、空中給油は、高度な飛行技術を要する危険な作業です。大きさや最高速度、巡航速度が異なる航空機が、同じ速度で飛行しながら、空中でパイプを接続し燃料を補給するものです。しかも、夜間の空中給油となれば、暗視ゴーグルを使用し、視界の限られた中でこのパイプの接続を行わなければならない、危険は格段に増してしまいます。今回は通常訓練中の事故であり、訓練の中止は求めないとしています。しかし、その通常訓練中に事故は起きたのであり、通常であれ正規であれ、極めて危険な訓練であることは明らかです。通常訓練だから認めるということになれば、今後も同様に危険な夜間、深夜の空中給油訓練が繰り返され、同じような事故が今後も起こり得ることは否定できません。

さらには、事故原因が不明のままでは、事故

の危険性が一層高まることは必至です。少なくとも、事故原因が明らかになるまでは訓練飛行の中止を求めることは、県民、漁業者の命と安全を守る立場からすれば、余りにも当然のことではありませんか。

しかも、今回の事故の時刻からは、日米が合意した滑走路の運用時間である午前6時半から午後11時以外の深夜に訓練を実施していた疑いは濃厚であり、日米合意違反を容認することはできません。

その危険性を証明するように、空中給油中の事故はF A18に限っても何度も起こっています。1999年1月に本県沖で起こったF A18の墜落事故も、空中給油訓練によるものでした。2015年7月には、F A18Cがイギリスで空中給油に失敗し墜落、操縦士が亡くなっています。米海軍は、2004から2009会計年度に発生した、航空機の一部や物体、破片が外部から衝突し、機体が損傷した小型機の事故70件を分析し、そのうちF A18の事故が32件、さらにそのうち8件が空中給油中でした。

また、高知県とその周辺海域では、今回の事故を合わせて、これまで4回もの米軍機墜落事故が発生をしています。1994年の早明浦ダム湖への墜落、先ほど述べた1999年の夜須町沖わずか17キロメートルへの墜落、2016年には今回と同型機がやはり土佐湾沖へ墜落、そして今回2018年の土佐湾沖での墜落事故と、重大な事故が繰り返されてきました。

高知県としても知事を先頭に、事故のたびに再発防止を強く求めてきましたが、結果として事故が続く現状に、高知県民、漁業者の不安は非常に大きくなっています。このまま実効ある対策がとられず、訓練飛行が繰り返され、事故が続くならば、高知県民、漁業者が巻き添えになる事態も想定されるのであります。

今回、事故を起こした機体が所属する米軍岩

国基地は、この間アジア最大の戦闘攻撃機の拠点として増強をされています。岩国基地には、アメリカ本土から展開する飛行隊のF A18、10機から12機に加え、常駐飛行隊としてF A18、13機を擁し、昨年からは最新鋭のステルス戦闘機F35B、16機を常駐配備、今年4月にはF A18を含む米海軍の空母艦載機60機を厚木基地から受け入れるなどして、その所属機数120機を超える巨大基地となっています。この基地の強化に伴って、四国沖には岩国臨時留保空域が2016年11月から設定され、国土交通省によれば、この2年間で平均して4日に3日のペースで使用申請を許可している状態にあることが明らかになっています。

私たち日本共産党県議団もこの間の議会質問を通じ、この岩国基地強化により、深夜、土佐湾沖の空母と基地との間を頻繁に往復する着艦資格取得訓練が展開される危険性も指摘をしてきました。このような訓練の激化を背景にして、今回の事故が引き起こされたことは疑いようがありません。

近年、日本の周辺では、在日米軍の航空機の事故が相次いでいます。2018年11月には、岩国基地所属のF A18がエンジントラブルで沖縄県沖に墜落、6月にも嘉手納基地所属のF15が那覇市沖合に墜落をしています。また一昨年12月には、普天間基地所属の輸送機オスプレイが空中給油機のホースと接触し、名護市沖の浅瀬に墜落をしています。

多発する事故も念頭に、全国知事会は、米軍基地負担に関する提言を今年7月に全会一致で採択し、在日米軍の訓練について、ルートや時期の事前情報提供を求め、また日米地位協定を見直して、日本国内の航空法や環境法令などを米軍にも適用させることなどを求めています。全国で展開されている米軍の訓練においては、地域住民が危険にさらされないことが大前提で

あり、事故の多発を看過することはできません。

本意見書議案は、実効ある事故再発防止と情報提供、また原因究明がなされるまでの訓練中止の要請をアメリカ政府、米軍へ行うよう、日本政府に求めるものであり、高知県民、漁業者の命と安全を守る立場から、日米安保条約への認識の違いを超えて歩み寄れるものであると確信をするものです。

今、県民の命と安全が脅かされているとき、県民の負託を受けた県議会が、知事とも力を合わせて、その使命、役割を果たそうではありませんか。心から呼びかけるものです。同僚議員の賛同をお願いして、賛成の討論といたします。
(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第4号「米軍機事故の再発防止に向けた実効ある措置を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末279ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追

加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(土森正典君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(土森正典君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、台風第24号などによる被害への対応のほか、経済の活性化や教育の充実と子育て支援などを推進するための補正予算を初め、高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案など、当面する県政上の重要な案件が提出をされました。議員各位におかれましては、これらの議案に対しまして終始熱心に御審議をいただき、おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心から感

謝とお礼を申し上げる次第であります。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

ことし一年を振り返ってみますと、7月の西日本豪雨や台風、さらに大阪府北部や北海道胆振東部における地震など、全国各地で大きな災害が相次いで発生をいたしました。本県におきましても大きな被害を受け、被災されました県民の皆様が、一日も早く安心して生活ができるよう、今後とも執行部とともに力を合わせまして、そして全力を尽くしてまいりたいと考えております。

一方、10月27、28日には、「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」が開催をされました。平成最後の三大行幸啓が、自然豊かな本県におきまして開催され、天皇皇后両陛下をお迎えできましたことは大変光栄に思っております。県民の皆様におかれましても、喜ばしいことであったと存じているところであります。行幸啓を通じまして、県内各地において、県民に優しく接していただきました両陛下の深いお心遣いを感じさせていただきました。改めまして、天皇皇后両陛下に心から厚く御礼を申し上げます。また、天皇皇后両陛下におかれましては、御健康に留意されまして、ぜひ健康で今後も頑張ってくださいますように、心から祈念をする次第であります。

ことしも残りわずかとなりましたが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛の上、皆様お元気でよき新年を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年になりますよう心から御祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成30年12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成30年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりを初め、教育振興や南海トラフ地震対策を初めとする防災・減災対策、さらには新たな管理型最終処分場の整備などに関して数多くの御意見、御提案をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて、引き続き対話と実行を基本姿勢として官民協働、市町村政との連携・協調のもと県政運営に努めてまいります。

これから来年度の予算編成が本格化してまいります。産業振興計画を初め、これまで取り組んでまいりましたそれぞれの施策について、5年、10年先を見据えた議論をしっかりと重ね、バージョンアップを図り、さらなる県勢浮揚につなげられるよう取り組んでまいりたい、そのように考えているところであります。

また、1月31日に閉幕を迎える「志国高知 幕末維新博」のラストスパート、そして来年2月からスタートする「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」のスタートダッシュに向け、さらに多くの観光客の皆様にお越しいただけるよう、全国に向けて大いに発信し、一層の盛り

平成30年12月20日

上がりを生み出してまいりたいと考えているところであります。議員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員の皆様方には、この1年の御指導、御鞭撻に改めて感謝申し上げますとともに、十分御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（土森正典君） これをもちまして、平成30年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時9分閉会